

(第一類 第四号)

(一四二)(その二)

第五十八回国会 外務委員会 議 録 第 四 号(その二)

昭和四十三年三月十五日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 秋田 大助君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 田中 榮一君

理事 福家 俊一君

理事 穂積 七郎君

理事 青木 正久君

理事 橋本登三郎君

理事 山田 久就君

理事 高田 富之君

理事 松本 七郎君

理事 川上 貫一君

出席政府委員

出府政府委員

外務大臣 三木 武夫君

外務政務次官 藏内 修治君

外務省北米局長 東郷 文彦君

外務省経済局長 鶴見 清彦君

外務省条約局長 佐藤 正二君

委員外の出席者

外務大臣官房外 務参事官 内田 宏君

外務省条約局外 務参事官 高島 益郎君

通商産業省企業 局参事官 橋本 徳男君

専 門 員 古田 賢吉君

千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

本日の会議に付した案件

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に

関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出第五九号)

公海に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

○秋田委員長 これより会議を開きます。

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件、日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件、関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に

定の締結について承認を求めるの件、千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件の五件を一括議題といたします。

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に

関する協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

「本号(その二)に掲載」

○秋田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。三木外務大臣。

○三木外務大臣 ただいま議題となりました日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、第二次世界大戦の間の日本軍のシンガポール地域占領中に生じた不幸な事件に由来する問題が、昭和三十一年からシンガポールにおいて提起されて以来、この問題の解決のため交渉を行なってきたが、昭和四十一年十月に推定前外務大臣がシンガポールを訪問した際、ラジャラトナム同国外務大臣との会談において、シンガポールの経済開発のために、わが国より有償、無償合わせて五千万シンガポールドル相当の生産物及び役務を供与することにつき原則的な意

見の一致を見るに至りました。その後、政府は、シンガポール共和国政府との間に無償二千五百万シンガポールドル相当の日本の役務及び生産物の供与についての協定作成の交渉を進め、昭和四十二年九月二十一日に、シンガポールにおいてわがほう、上田大使とシンガポール側ウーイン外務次官との間で、この協定に署名を行なった次第であります。

この協定は、本文二カ条からなっており、その内容は、シンガポール共和国の経済開発に資するため、わが国より同国に対し、二千五百万シンガポールドルに相当する二十九億四千万三千円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を原則として三年間にわたって無償で供与することを定めるとともに、第二次世界大戦に起因するすべての問題が完全かつ最終的に解決されたことを明らかにしております。

この協定の締結は、わが国とシンガポールとの間の多年の懸案であったシンガポールの対日要求の問題に決着をつけるものであり、両国間の経済協力の増進を含む全般的な友好関係の促進に多大の貢献をなすものと考え、次第であります。

よって、ここにこの協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、第二次大戦の間の日本軍のマレーシア地域占領中に生じた不幸な事件に由来する問題が、昭和三十一年からマレーシアにおいて提起されて以来、この問題の解決のため交渉を行なってきたが、昭和四十二年五月にラーマン・マレーシア首相が来日した際に、両国間の経

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に

関する協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出第五九号)

公海に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

○秋田委員長 これより会議を開きます。

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件、日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件、関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に

第一類第四号

外務委員会議録第四号(その二)

昭和四十三年三月十五日

経済協力を促進する目的で、わが国より外航用貨物船二隻を含む二千五百万マレーシアドル相当の生産物及び役務を供与し、もって問題の解決をはかることについて原則的な意見の一致を見るに至りました。その後、政府は、マレーシア政府との間に協定作成の交渉を進め、昭和四十二年九月二十一日に、クアラ・ランプールにおいてわがほう小島大使とマレーシア側ラマン首相兼外相との間でこの協定に署名を行なった次第であります。

この協定は、本文三カ条からなっており、その内容は、マレーシアとの間の経済協力を促進するために、わが国より同国に対し、外航用貨物船二隻を主体とする二千五百万マレーシアドルに相当する二十九億四千万三千円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を原則として三年間にわたり無償で供与することを定めるとともに、両国間の良好な関係に影響を及ぼす第二次大戦の間の不幸な事件から生ずるすべての問題が完全かつ最終的に解決されたことを明らかにしております。

この協定の締結は、わが国とマレーシアとの間の多年の懸案であったマレーシアの対日要求の問題に決着をつけるものであり、両国間の経済協力の増進を含む全般的な友好関係の促進に多大の貢献をなすものと考えられる次第であります。

よって、ここにこの協定の締結について御承認を求めめる次第であります。

次に、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(一九六七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めめるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

一九六四年から昨年六月三十日まで、ジュネーブでガット締約国主権のもとに、世界貿易の一その発展をはかることを目的としていわゆるケネディラウンド貿易交渉が行なわれ、わが国をはじめ、米国、英国など五十四カ国及び欧州経済共同体が参加いたしました。この会議は、ガット主権のもとに行なわれた一般的な貿易交渉として第六

回目のものでありますが、その規模は従来の交渉と比較にならないほど大きなものであり、この会議における関税の相互引下げの交渉の結果がこの議定書に附属書として収録されております。また、わが国は同時に、欧州経済共同体との間に、乗用自動車に関するイタリヤ政府の対日自由化措置を条件とするわが国の乗用自動車に関する譲許の修正について交渉を行ないましたが、その結果がこの交換公文に収録されており、その内容は、議定書に定める特定の乗用自動車に対する関税譲許について特例を定めたものでありますので、議定書とあわせて一件としてここに提出しております。

この議定書に付属している譲許表は、わが国をはじめとし、米国、英国、欧州経済共同体等三十三の譲許表からなり、収録されている関税譲許は税目数で三万を数えております。参加各国は、この議定書を受諾することにより、譲許を約束した品目につき、一九七二年一月一日までに関税を段階的に引き下げることとなり、その結果、世界貿易は一層拡大されるものと予想されております。

したがって、貿易に依存している度合いが高いわが国としましては、この議定書を受諾することは、わが国の貿易の一その発展という見地からきわめて望ましいものと考えられますところ、すでに米国、カナダ、オーストラリア、スイス等はこの議定書を受諾し、本年一月一日よりその関税引下げを開始しております。わが国といたしましては、関税交渉が相互引下げの原則に基づいて行なわれたことにかんがみまして、すみやかにこの議定書及び関係交換公文を締結することが望ましいと存する次第であります。

よって、ここにこれらの議定書及び交換公文の締結について御承認を求めめる次第であります。

次に、関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について承認を求めめるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

行なわれたいわゆるケネディラウンド貿易交渉では、世界貿易の拡大のために、関税の大幅引き下げとともに、これら関税引き下げの効果を増進するおそれのある非関税障壁についてもできるだけ軽減撤廃につとめるための交渉を行ないましたところ、その成果の一つとして、この関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定が作成されました。この協定は、ガット第六条が規定しているダンピング防止税を国際的に統一された基準のもとで適用することを目的として作成されたものであります。この協定を多くの国が受諾することは、これまで各国がそれぞれ異なった解釈と手続により運用していたダンピング防止制度に一その調和と改善がもたらされ、その結果、貿易の安定的発展がよりよく確保されることが期待されておりました。また、わが国としてもこの協定の成立を交渉当初より積極的に推進してきた経緯にもかんがみ、本件協定を受諾することは望ましいと考えます。

よって、ここにこの協定の締結について御承認を求めめる次第であります。

最後に、千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めめるの件につきまして、提案理由を説明いたします。

わが国も締約国である千九百六十二年の国際小麦協定は本年七月末で失効することになっておりますが、一九六四年から六七年にかけて行なわれたガットのいわゆるケネディラウンド交渉において、わが国、米、英、E E C等の主要国は、小麦貿易及び食糧援助に関する規定を含む穀物協定を早急に締結するよう努力することについて合意しました。この国際穀物協定は、このような事情のもとにおきまして、このガットの場合に同意された事項を含み、かつ、千九百六十二年の国際小麦協定にかわるものとして作成されたものであります。

この協定は、小麦貿易規約と食糧援助規約との二部からなっております。小麦貿易規約の方は、価格に関する規定に改正を加えたほかは大体

小麦協定の規定を踏襲しており、小麦の価格安定、需給調整の規定を掲げております。また一方、食糧援助規約は、従来の小麦協定にはなかった規定でありまして、開発途上にある国に対する食糧援助についての規定を掲げております。

わが国は、この協定の当事国となることによりまして、安定した価格で小麦の輸入必要量を確保することができるとともに小麦の国際貿易の拡大等にも寄与し得ることになる次第であります。

なお、わが国といたしましては、開発途上にある国に対する援助の必要性は認めておりますが、食糧援助を義務づけている食糧援助規約第二条の規定につきましては、このような規定を穀物協定中に置くことは妥当でないと考えておりますので、同条の規定の受諾を留保することといたします。

よって、ここにこの協定の締結について御承認を求めめる次第であります。

以上五件につきまして、何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○秋田委員長 以上で各件に対する提案理由の説明は終わりました。

ただいま説明を聴取いたしました各件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○秋田委員長 次に、日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

戸叶里子君

○戸叶委員 きょうは大急ぎのようでごさいますし、私ども、このあとで領海及び接続水域に関する条約の締結についての質問もございまして、万博について簡単に御質問を申し上げたいと思ひます。

一九七〇年、つまり、昭和四十五年に大阪で万博が開催されることに對して、私どもも期待をしておりますわけではございませうけれども、あちこちで心配をされておりますことは、何かもたまたましていて、少しも準備が整っておらないじゃないか、

一体これで十分な効果をおさめることができるんだらうかというような声をよく聞くのでございす。また一方におきましては、何かたいへんセクショナリズムが強くて、外務省も困っているんじゃないかというようなことも聞くわけでございす。

この万博全体の問題といたしましては、通産の委員会なり商工の委員会なりにおきまして、いろいろその該当者の方々が質問をされたり、またいろいろされていると思いますので、その点については、私はきょうは質問をいたしませんけれども、ただ、もたした理由は一、二に伺いたい。そうして、時間をおさす意味からも、一体、日本はこれまでどんな仕事をしてくるのか、こういう点について伺いたいと思います。

○鶴見政府委員 ただいま戸叶先生の御指摘になりました、もたしたてきたのではないかと、この点でございす。その点につきましては、何ぶんアジアにおきましては、最初の万国博覧会という点でもありまして、規模におきましては、期間の長さにおきましては、オリンピック等に比べましてはるかに規模の大きいものでございすので、その準備等につきまして若干支障があったというところは、御指摘のとおりだと思ひます。その間におきまして、若干セクショナリズム的なことも全くなかったわけではございせんけれども、その点につきましては、できるだけそういう面を克服するために、関係省の間でいろいろ協力してまいりました。十分でない点もございすので、その点につきましては、今後とも改めてまいりたい。また、先生御存じのとおり、政府におきましてもいよいよ推進本部というものも決定いたしました。ちょうど本日から二年後の万博開催に万遺憾なきを期するという動きをしていることは、御存じのとおりでございす。また、外務省に限りませんでした場合には、一昨年九月でございしたか、閣議の決定に基づきまして、関係百二十八カ国に招請状を出し

ておりますし、また、国のほかに二十三国際機関にも招請状を出しております。最近に至りまして、E E Cも日本の万国博に参加することになり関心を示してまいりましたこととありますので、E E Cに對しましては招請状を発しておるという段階でございす。

○戸叶委員 外務省としてもなかなか準備がうまくはかどらなかつたということをお認めになつたわけではございまして、これから一生懸命おやりになるようではございすけれども、そこで、今後においても何か障害があるのではないかと、思われる面もございす。一体、どういふところが今日まで準備がはかどらなかつたか、また、今後において障害がなにかどうか、この点も伺いたい。もう一つは、いまあちこちに招請状を出しなりました。それが、それに対する返事はどのくらい来ているか、これを承りたいと思ひます。

○鶴見政府委員 これは申し上げましたとおり、若干の滞り等もあつたことは事実でございす。しかし、関係省の間で、通産省もその他の省も、国内的な準備の方向ではいろいろ進めておりますし、むしろ、対外面に限りましては招請の面で、あるいはその努力が必ずしも十分ではなかつたという点もあり得るかと存じます。ただいま御質問の、ただいままでの正式受諾国の数でございす。が、ただいままで二十八カ国及び一政庁、これは香港でございす。そのほか、企業といたしまして参加することを明らかにいたしておりますが、アメリカの三企業と、それからあと、地方の州として参加を表明いたしておりますのが、カナダの二州というところに現在のところなっております。そのほか、正式に参加を通告しておりますけれども、大体参加することにはほとんど内定してあるという国が数カ国、七、八カ国ございす。そういうことでございすので、その招請の面につきましては、先年のモントリオール博覧会の場合、開催前二カ年の段階におきまして招請の受諾を御表明になった数に比べまして、若干下回っておりますけれども、今後ともさらにこの招請努力

を続けてまいる。また、最近に至りましても、かねて奥村政府代表も十分三十何カ国を回つておられますし、そのほか、万博協会の会長、副会長、最近におきましては、いろいろ万博担当大臣特使という形で、四人の方にあちこちと回つていただきまして、努力を続けております。また、財外公館の使臣に對しまして、かねてこの努力を継続するようというところで訓令を出しております。最近に至りまして、その実りもだんだんに出て、最近に於いては、たゞ、具体的にいよいよ各国が参加することをきめる段階にまいす。一つは、やはり資金の問題がございす。また、あともう一つは、いろいろなものを持つてきた場合、一体それが関税上どういふふうな扱いになるかということも、必ずしも昨年の半ばごろまでは明らかでなかつたという点もございす。

そういうことも、若干招請に對する参加決定をおくらせていた原因ではないか。私も通産省と協力いたしまして万博協会のほうを奮勵をして、そういう面の具体的な考え方というものを明らかにしたい。それをまた海外に流して、こういうことであるから、ぜひひとつ安心して参加してもらいたいというふうな説得につとめてきている状況でございす。

○戸叶委員 いまいろいろと外務省のほうから御苦心のほどは申し述べられたわけではございすけれども、四十五年といえども間近でございす。それなのに、二十八カ国が正式にこころへ来るといふような、そういう返事があつた。それではあまりにもさびし過ぎるんじゃないか。いま二年先のことを考えてみますと、こんな状態で、一体、日本が初め意圖したような内容のある万博というものが行なえるかどうかということに疑問を抱かざるを得ないと思ひます。一体、今後において国内で各セクショナリズムというものが廃止されて、そしてうまく一致協力して、四十五年には盛大にやれるという自信があらくなるのでしうか。おありになるのでしうかと言へば、あります。しかしお答えにならないと思ひます。けれども

も、今日までのこの歩みを見ておきますと、私もはたいへんに不安にたえないわけではございす。したがって、いま私がそういうことを質問するのはどうかと思ひますけれども、こうであるから自信を持つてやれるのだというふうなことを簡単ににお答え願ひたいと思ひます。

○鶴見政府委員 ただいま先生の御質問について、私からお答えるよりも、むしろ大臣のお答えかと存じます。政府は、そういう点につきまして十分配慮するために、御存じのとおり、推進本部というものを設けて万全を期するということになつてまいりました。この点で、ひとつ推進の状況を今後とも御鞭撻、御指導のほどをお願いしたいと存ずる次第でございす。

また、外務省に限りまして、招請の面につきましては、先ほども申し上げたごとく、特に中近東、アフリカあるいはアジア、若干の中南米の国、こういうところになりますと、どうしても財政的に余裕がない。現在そういうこともございすので、ここ数カ月来いわゆる国際館あるいは共同館という考えを打ち出してまいりました。それでもってある程度負担がかなり減るわけでございす。一カ国の経済負担がかなり減るわけでございす。そういうことによつて参加の招請の努力をさらに倍加いたしております状況でございす。

○戸叶委員 私はこれ以上質問は申し上げせんけれども、ただ、一つの要望としては、アジアで行なわれる万博でございすから、アジアの国々が喜んで参加できるようにという体制も、何かお考えになつていられるかどうか、これが一つ。それから最後に、外務大臣に伺ひたいのは、やはり万博というものに対して世界じゅうがいろいろな目をもつて見ている中において、成功しないというところは、日本の国の政府のやはり失敗であると思ひます。そういう意味におきまして、多くの目の中で、今日この段階においてもまだまだその準備が十分でないというところに対して、やはり政府が責任を感じなければならぬ

と思うのです。そういう意味で、一体この万博というものをどういうふうにするものか成功せしむるかという、その自信のほどをやはりここで伺っておかなければ、私どもは心配でたまりませんので、大臣から所信を表明していただきたい、こう思います。

○三木国務大臣 アジアで初めて開かれる万博だから、できるだけ多数のアジアの諸国が参加できるように努めようと思ふべきだ、私もそういうふうに考えます。これは、アジアでは日本以外に万博を引き受ける国は、遠い将来はともかく、近いうちにはなかなか考えられませんか、そういうことで、アジアの各国は、いま鶴見局長の言つたような共同館というようなことも考えられるでしょう。できるだけ多数の人々が参加してもらふようなそういうことを考えたいと思つております。

また、万博の最終の責任は、やはり諸外国に対しては政府にあるのではないかと、その点は、そうだと思います。その場合は、まあ万博協会が実施の責任を持つておられますけれども、諸外国に対しては、政府の責任という形で映ることは当然だと思ひます。ただ、万博、こういうふうな事業というものは、何もなしとこからできるわけですから、いままで何かあったのではなく、急に万博をやるといふことでありますから、初めは、戸外から内からならぬにしても、もたもたしておるといふ感じをお受けになることはあり得ると思ひますが、いまは政府自体としても、これはどうしても成功させなければならぬという決意のもとに、いまのところ、私は一九七〇年の万博に不安を持つてないのです。りっぱに開かれるに違いない。また、参加国も、共同館などの施設を整えますれば、モントリオールに劣らない国が参加するであらうといふことを、私はある程度の自信を持つて答へることができると思ひます。だから、今後とも、もういよいよ切迫してきますと、そういうときに日本人は能力を発揮する民族です。いよいよといふことになってくると、なかなか非常な力を発揮するのですから、これは政府としても

今後できるだけ万全を期すように努力はいたしますが、これはもう社会党のほうでもどの党派でも万博の成功というものは国民一致の目標になっておりますから、今後とも御協力を賜りたい、皆が寄つて万博を成功したものにしたいと願う次第でございます。

○戸叶委員 万博に対する質問はこれで終わります。ただ、外務大臣がたいへんに自信ありげに、モントリオールの万博に劣らないものをやつてみせるという、その御決意のほどを被歴されましたので、外務大臣のおっしゃることによつたよりしやうがないと思ひますけれども、これはやはり世界的な問題でございますから、失敗しないように十分にいまから氣をつけて、いままでのような、非常に遅々として進まなかつたものを挽回するには、相当の努力が必要であるといふことを私は申し上げまして、この万博に対する質問をこれで打ち切りたいと思ひます。

○秋田委員長 穂積七郎君。
○穂積委員 実は、きょうは万博の条約の法律をやるつもりでなかつたものですから、資料を十分持つてまいりませんで、とつさの場合ですから、ひとつ説明を伺いながら審議を進めたいと思ひます。

最初に伺ひますが、この法律案の基礎は、万博の条約に基礎を置いておるわけですね。万博の条約の締約国並びに批准国は何カ国でございますか。

○内田説明員 正式批准国三十二カ国と存じますが、もう少し正確に、もしこれに誤りがございしたら、後刻訂正させていただきます。
○穂積委員 私は、実は先ほど言ひましたように、きょうはこの質問をするつもりでなかつたので、資料を持つてきませんでした、私の記憶では、もう少し多いように思ひましたが、間違ひございませぬですか。三十二カ国ばかりでしょうか。
○内田説明員 正確に調べました上で、後刻御報告申し上げます。

○穂積委員 私も何カ国といふことをそれほどやかましく言うわけではないが、締約国と締約してない非締約国との間に、参加する場合に、差別調整から始まる差別があるのかないのか、聞いておるわけですね。つまり、締約国であるといふことは、主権をする可能性の権利は確保されているといふことだけでございませぬか。それ以外には何ら締約国であるところと異なる差別はございませぬか。

○鶴見政府委員 ただいま先生御指摘の、締約国であるかないかによつて調整を受ける面におきましては、差別といふものはないといふふうに私は了解いたします。

○穂積委員 そうすると、締約国になるということとは、主権国になり得るといふ権利留保のためのみでございませぬ、国際関係上の特権といへば、それ以外に何かありませうか。
○鶴見政府委員 私もそういうふうに了解いたします。

○穂積委員 締約国になつておることによつて、主権の権利を留保することによつて、経済的な負担は年間どのくらいになつておるものでありませうか。——資料をまだまだお調べになるようですから、それはあとでまた御回答ください。つまり、主権国になり得るといふ権利を留保するためにのみ締約国となつて、年間どのくらいの経済的負担や義務負担をおるのか、それに伴う返りですね。そういうことを念のために伺ひたいわけですね。後ほどでございませぬ、何も妨害のために聞いておるのではございませぬ。しかし、大事なことで、私はなぜかこういふことを聞かぬといふと、万博の考え方といふものは、だんだん最近の国際経済の關係からいいますと、やや時代おくれではないかといふ感じを持つておるのです。なるほど非常なメリットのある一面もないわけではありませぬ。私どももまたまた外へ出たときに、開かれておる国際博覧会あるいは経済的な展示会といふものを見て、それが効果がないとは言わなければ、時

代おくれの感覚ではないか。特に今度アジアへ呼んだといふことで、初めてアジアで有色国民が世界を相手にして万博を開くことができたといふようなことで、あまりむだな金を使つたり、それからあの経済効果も考えないで張り切るのはいささか幼稚な感を私は一面持たざるを得ない。その点を伺うために言つたことを伺うわけですね。

それで、続いてお尋ねいたしますが、そうしますと、私もきょう用意してなくて、私の調べもありましたが、今度の万博を開くことに關して国家が負担をする予算総額はどのくらいになつておりましたか、継続費で。

○内田説明員 国家予算のほうには、通産省の橋本参事官から御答弁があると存じますが、ただいま最初の御質問の分担保金でございませぬ、国際博覧会事務局に出す分担保金が年間百万円でございませぬ。

○穂積委員 さっきの私の質問に対するお答えですか。
○内田説明員 さようでございます。
○穂積委員 百万円だけでございませぬ。そのほかに義務負担はありませぬか。
○内田説明員 そんなことはありません。これだけですね。
○穂積委員 それは万博事務局へ納めるだけで済むわけですか。
○内田説明員 さようでございます。
○穂積委員 それは百万円ですか。
○内田説明員 はい。これはフラン計算になつておりました。
○穂積委員 フラン換算でやるわけですか。
○内田説明員 フランでいきますと、一万三千七百二十五フランで、邦貨換算いたしまして約百万円近く、こういうふうになります。
○穂積委員 そうすると、ノーマルなレートが換算するわけですね。
○内田説明員 さようでございます。
○橋本説明員 ただいまの質問で、万博に關しまする国の負担でございませぬ、会場の建設費並び

に政府が建てまする政府館、それから政府の建設いたしまする日本庭園、これを全部合わせまして、国の負担分として三百三十二億でございます。

それから、これ以外に、関連公共事業といたしまして、道路、港湾、こういったようなものの整備がござります。これは総額で、四十五年までの計画が六千三百億ということにきまつておりまして、その大体三分の二が国の負担で約四千億、こういうことになるかと思ひます。

したがって、両方合わせまして、国の負担としては約四千三百億ぐらいということになるだらうと思ひます。

○橋本説明員 それは最終確定額でございますか。

○橋本説明員 関連公共事業は一応のワケということで、事業の進展に伴ひましてごく若干の変更はあるかと思ひますが、一応閣僚協議会で六千三百億ぐらいの事業をやるという決定でございます。それから、会場並びに政府館、日本庭園は、これは最終的に話し合いがついた数字でございます。

○橋本説明員 きょう問題になつておる政府代表をはじめとする多数の事務局員の人事費並びに事務費が要すると思ひますが、それはこの中に入つておりますか、入つておりませんか。

○橋本説明員 これは入つておらないわけでございます。

○橋本説明員 その予算はどのくらいですか。

○橋本説明員 これは毎年千三百万円ぐらいでございます。

○橋本説明員 それは人事費並びに事務費一切を含みますね。千三百万、年間ですね。

○橋本説明員 はい。

○橋本説明員 続いてお尋ねいたしますが、この予算の管理は各省へ分かれますか。たとえば公共事業、会場あるいは会館建設は建設省がやるのか、庭園はどこのやるのか、厚生省がやるのか。それから、人事費はどこの所管になるのか。それから、この事務諸費の中に宣伝その他の費用というものは全部入つておりますか。当然入つておりますね。

この役所の所管が聞きたいのです。

○橋本説明員 所管別に申しますと、事務関係の費用の千三百万は通産省の会計で処理しております。それからあと、会場関係と政府出展の政府館と庭園でございますが、この二つも通産省の予算でやつております。ただ、日本庭園につきましては、通産省から建設省へ移しをえをやつて実施しております。関連公共事業につきましては、道路は建設省、河川も建設省、公園は建設省、それから厚生省、鉄軌道関係は運輸省ということで、それぞれ所管官庁に分かれてやつております。

○橋本説明員 外務省にお尋ねいたしますが、外務省関連の予算はないのですか。

○内田説明員 外務省関連といたしましては、万博関係におきましては、国連館の建設のために新年度予算において三千万円計上されております。これは国連協会に対する補助金という形で計上されております。

○橋本説明員 これはさつき橋本さんの御説明くださいました予算のワケ外でございますね。

○橋本説明員 そうでございます。

○橋本説明員 直接の費用でなくて、いま外務省の予算を伺いますと、補助金のワケの中に入つておる。そうすると、いまの直接の各省で管理をしておる万博に対する国家予算のほかに、各省の間で、特に通産、建設省が多いかと思ひますが、補助金の形式で出されている金はどのくらいあります。うか。あるかないか、あるとすればどのくらいか。

○橋本説明員 この補助金の形態で出ておりますのは、三百三十二億の先ほどの会場並びに政府出展関係のうちで、二百五十億が博覧会協会に對します補助金でございます。それ以外の八十二億、これは政府が直接に支出する金でございます。それから、六千三百億の関連公共事業でございますが、この六千三百億の中で、国道につきましては、これは国の直轄というふうな形でやつておりますし、府県道につきましては、三分の二国が補助するというふうな形で出ておりますし、鉄軌道関係につきましては、この中に補助金ではない

くて開銀による融資というものも全部含めましての数字でございます。

○橋本説明員 それから、いままでも説明資料として事務局から取り寄せたのですけれども、政府関係の参加招請、それから奥村政府代表の行った参加招請、それから万博協会役員による参加招請、関係及び国会議員による参加招請活動、これらは予算はどこから出ておりますか。さっきの千三百万の予算の中からこれはみんな出されているわけでしょうか。通産から出ているのですか。

○橋本説明員 この中で、政府代表の分につきましては、この千三百万円の中から出ております。

それから協会役員の方につきましては、博覧会協会の運営費の中から出ております。それからあと、大臣の行かれたものは、それぞれの所管の省から出ておるわけでございます。

○橋本説明員 そうすると、予算の施行がいろいろな機関にばらばらになつておるわけですね。その総括的な管理監督はどこの管轄でございますか。各省がなさるわけですか。

○橋本説明員 こまかい事務費等につきましては統一した総括は、これはなかなか困難かと思つておりますが、全体の事業費につきましては進捗状況なり、あるいはそれについてのいろいろの調整なりということ、いままで万博担当大臣が各省大臣に御相談し、一応万博担当大臣ということになつております。それから、推進本部というふうなものもできましたので、そういうところで、いろいろの公共事業その他会場施設の予算の執行状況あるいはそれからくるいろいろな問題というものも、そこで総合調整して推進していくというふうな考えでございます。

○橋本説明員 続いてお尋ねいたしますが、こういう状態で二つのことをお尋ねしたいのです。ここでも法律案として審議されておる、特別職の国家公務員として万博の政府代表を任命する法律案ですね、その政府代表は外務省から出ますか、どうですか。外務省にきまつたことではないが、事実を聞いておるんですね、予定を。いままでは奥村さんがそれを代行しておつたわけですね。この奥村さんの地位はどういう地位であつたのでしょうか。この法律ができる前に仮称でございますね。どういうことだったんですか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

この法律ができました前に、現在までは奥村勝蔵氏に對しまして、外務公務員法第二条によりまして政府代表というのがございまして、この政府代表という名称を与えております。

○橋本説明員 そうしますと、日本の国内における、つまり、政府機関内部における処置として取り扱っているものであつて、奥村さんの対外的な権利義務関係というものは、まだ発生しておりません、万博については。

○内田説明員 外務公務員法第二条による政府代表は国際的な地位でございます。政府代表として正式にパリにありますが万博事務局に通報してございまして、国際的な権利義務を持つております。

○橋本説明員 そうすると、これは大臣にお尋ねしたほうがいいか知らぬが、大体われわれのきょうの理事会の話し合いでは、事情が急いでおられるようでしたら、きょうの審議が支障なく予定どおり終わつたら、きょうの採決をして、参議院に送りたいということに急いでおられるようですね。そうなりました後の状態について、大体の腹づもりがありまして伺いたいのが、外務省関係の範囲から人選をなさるつもりでしょうか、いまの奥村さんをそのまま續いて正式に任命されるつもりであるか、あるいはかえるつもりであるか、かえるとすれば、いかなる——行政の役人ではないが、行政関係の出身者から選ぶか。おそらくは私の推測では、やはり外務省のOBの方が、対外的な折衝があるから、そこから選ばれるつもりではないかと思ひますけれども、奥村さんを續いて任命されるおつもりであるのか、あるいは何か奥村さんは辞意を表明しておられるということもわれわれに伺つておられるわけですが、もしそうなれば、どういふふうになるつもりであるか、この際、ちょっと伺つておきたい。

○三木国務大臣 いま御指摘のように、奥村君が健康を理由にして、ちょうど政府代表の新しい立法も行なわれるのだから、いままでも一生懸命やったのだけれども、ひとつ健康上の理由もあるもので、これを区切りにしてやめさせてもらいたいという辞意の表明がございします。非常に一生懸命やられましたから、こちらは慰留しておりますけれども、なかなか辞意はかたいので、この法案が国会を通したその時点において、この人選は考えたいと思っております。

○穂積委員 それから、機構上の問題についてお尋ねいたします。

この政府代表の権限は、ここに書いてありますように、国際博覧会条約の締結国として負わされておる対外的な約束の履行を保障することだけが任務でございしますか。そして、日本万博のこれからの施行に關してすべてを総括する権限を持っておるのか、持っていないのか、これはどうなりましょう。

○橋本説明員 政府代表の職務といたしましては、条約並びにその条約の施行細則と考えられます一般規則、この二つによりまして具体的に規定されておりますので、読み上げてまいりますと、性格から見まして、国際的な業務と思われるものに、「外国の参加者に対する約束の履行を保障する」これが十五条でございします。それ以外に、外国の参加者がわが国の地理的名称を使用する場合にその承認を与えるという規定がございします。それから、外国の参加者がわが国の原産物を展示する場合、それに承認を与える。それから、外国の政府代表者の会議を招集する。それから、BIEに対する諸般の情勢の報告をする。こういった業務がございします。これ以外に、ややささいな業務になるかと思ひますが、国内的な業務といたしまして、条約で、展示物品の損害に対する保護のために必要な措置をとるといふふうな規定もございします。十五条でございします。それからあと、一般規則で、一般分類表の解釈の権限を持っておる。それから、会期中の展示物品の搬出入についての

許可を与える。あるいは食堂設置の許可を与える。それから、催しものの開催に關する異議申し立ての処理をやる。それから、特別規則が十ばかりございしますが、こういったものの承認をする。あるいはいろんな万博に關しまする解釈の最終的な決定をする。それから、諸規則の違反者に対しまする制裁を加える。そういったようなのが、条約並びに一般規則に基づく職務でございします。

○穂積委員 そういたしますと、これは外務大臣というよりは、むしろ政府を代表するような意味で、賢明な三木さんにお尋ねしたいのですが、政府代表というものは、おもに、いまの御説明でも、対外關係の事務を処理するだけですね。そういったしますと、万博の工事をはじめとするいろいろな準備、あるいは全体の総合的なアイデアをどういうふうに具体化していくかというふうな問題については、一体どこが責任を持ってやられるのですか。そこところがよくわからない。

それからもう一つは、これは役所の方に対して私は皮肉を言うわけではありませんが、私どもは、国民の側に立って見ますと、このことに限らず、予算を握っておる役所がいろいろ機関が分かれておりますと、一つの統一された事業をやろうとするのに、各省それぞれ予算を背景にして、悪く言えばセクシヨナリズムというのですか、よく言えば不統一、そういう食い違いが生まれて、統一して、そして調和の中で事業を的確に、かつ支障なく進めようとするためには、多くの障害にわれわれぶつかることがございします。会を一つとりましてでもそうでありまして。そういうわけで、この臨時にできる政府代表並びに、これはあとで伺いますけれども、万博協会というものがあつたわけでしょう、それは一体どこでだれが責任を持ってやるのか。名目はそうであるが、実際は通産省が中心になつてやるのか、外務省が中心になつてやるのか、建設あるいは厚生、どこが一体イニシアをとつてやるのか。みんな発言はするけれども、全体の成功に対して責任は持たないというふうな、表面に出て国民に見えておる、きょう承認を求められる

政府代表をはじめとするすべての事務局と政府機關との間、また政府機關間の不統一あるいは意見の食い違い、そういうようなことで、せっかくの予算が死に金になるという場合がある。そして対外的には恥をかく。こういう結果になりやすい経験を持っておる。しかも、先ほど鶴見さんが御説明になりましたように、この事業は、世間で心配しておるように、政府から見ても、確かに少し手おくれである、不十分であるという多少のあせりもあるわけですね。それを進めるために、政府代表と實際その事務の表面の責任者である万博協会との關係、イニシアは一体どこが握っているのか。そして、大事な予算については各省ばらばらだから、一体、それはどこがイニシアを握っているのか。表面は外務省、實際は通産省あるいは建設省、あるいは厚生が加わつてきて、非常なばざまなことになる。お互いがブレーキになり合う。そういうことを実は私は善意をもって懸念をするわけですね。そこで、大臣にお尋ねするわけですね。一体、全体の総合的なゼネラルディレクターというものは、だれが握っておるのかということを実は率直に聞きたいわけですね。

○三木国務大臣 これは、昭和四十一年四月十二日の閣議決定、それと、国際博覧会条約による日本万国博覧会一般規則、こういったものによつて通産大臣がやはり総括の責任者です。それを実施するものは万博協会がやります。責任は通産大臣である。万博担当大臣ということもございします。

○穂積委員 そうすると、それをいまから伺おうと思つておつた問題が出ましたから、伺います。万博協会の責任者はだれでございしますか。しかもどういふ人でございしましょうか。

○三木国務大臣 石坂泰三氏が万博協会の会長でございします。

○穂積委員 万博協会の石坂会長と、それから政府代表の現在奥村氏、これとの關係はどういふふうになりましょうか。

○三木国務大臣 政府代表は、日本を代表して国際的にいろいろな責任を負うわけでありまして、

少し仕事の内容は違ひますけれども、緊密な連絡を必要とする。したがつて、会長と政府代表との間にきつめて緊密な連絡をとらなければ目的は達成できぬが、おのずから政府代表の役割りと万博の会長の役割りというものは異なつたものである。

○穂積委員 そういたしますと、計画から実施、すべて大體の総括責任者は万博協会ということでございますね。

○三木国務大臣 そういふことです。

○穂積委員 そういたしますと、特に通産省の橋本参事官にお伺ひいたしますが、先ほどのお話のように、会場並びに会館の建設、それから関連公共事業の工事、これらは直接のものとして万博協会を通じてやらせる場合とありますが、そこで、お尋ねいたしますが、その総合的な計画は万博協会が責任を持ってつくる。それをいまのお話だと通産大臣が大體関与して、イニシアは万博協会にある。それに通産大臣が承認を与えるというか、そういう形で行なう。これは計画ですが、そういうふうになつてゐるのか。それを行なう場合に、その計画をされた事業を施行させるのに、政府が直接工事責任者というか、発注の責任者になつてやられる場合と、万博協会を通じてやられる場合とあるのではないかと思ひます。それはいま申しましたとおり、この計画が円満に調和を持って施行されるためにという角度から心配して伺つてゐるのが一つと、それからもう一つは、場所が関西のことでありまして、しかも直接われわれは關係がないのですから、ついこまかいことはつまびらかにいたしておりませんが、関西の私鉄会社等を中心にして、万博の計画施行にあたつていろいろ黒いウサガが流れておるわけですね。それは協会との間で行なわれてゐるのか、あるいは施行予算を握つてイニシアを持つておる役所との間で行なわれてゐるのか、あるいは協会を通じて行なわれてゐるのか、いろいろあらうと思ひますけれども、実は関西へ参りますと、直接關係のない一般の庶民の諸君が、こういうことをやつて国の予

算を食って、そして地元の独占資本あるいは事業に関連する独占企業が、一部の役員と結んでこれを食って、ばかを見ているのはわれわれ国民だけではないかというお話をわれわれは非常に耳にするわけです。このことは外国までです流れているかどうか知りませんが、いまりっぱな名目を立ててやろうとしておる万博が——オリンピックの場合にはそういうことをあまり耳にしなかった。万博は工事がおくれているという心配だけではなくて、おくれている工事の中でそういう黒い霧のうわさが随所に流れ出ているわけですね。私は、そういうことを一々ここで摘発をして、その関係役所なり協会に対してけちをつけようという考えではない。ないけれども、これを成功させるという立場から見れば、これは軽視することのできない問題である。のみならず、これから最後の追い込みをやるということになりますと、いま申しましたような計画並びに施行の責任は一体どこにあるか。その裏づけは各省が分担して予算を握っておるわけだから、その施行の請負を協会を通じてやっておるものと、役所が直接やっておるものとあらうと思う。それらの取り扱いは一体どういうふうになっているかという、その二点の角度からお答えをいただきたい。再質問をなるべくしないように進めたいと思いますから、私の質問の趣旨の角度というか、ポイントをよく理解されまして、賢明な回答をして国民を安心さしてもらいたいと思うのです。

○橋本説明員 まず、予算の施行でございますが、会場関係の予算につきましては、通産省が予算折衝で予算をとりまして、協会へ渡し、協会がその施行をやっております。それから関連公共事業につきましては、道路のように直轄でやるものと、府県で地方道のように補助金という形でやるものとございまして、直轄でやるものは、それぞれ従来の例によりまして、運輸省なり建設省なりが直轄でやっておりますし、補助金の形で出しておるものは、それぞれ府県に補助金を出してやらせております。

それからもう一つ、黒い霧の話でございますが、こういった事業にはそういうことが従来から間々考えられますので、特にこの点には配慮をいたしまして、協会に特別な組織、いわゆる監察部門を特別の形で設けてまして、そういうことの方々ないように十分やっておる次第でございます。

○橋本委員 協会内に特別の監察管理のセクションをつくらしてやっておるということでございますけれども、これはあなたも私に同感だと思っておりますが、日本では、こういう臨時の機関というものは、しかも金の出どころが民間の営利資本でないということになりますと、非常にルーズ、無責任になるのですよ。たまたまたうな気がして、貴重な自分の会社のお金をどういふふうに使おうかというところは、法に違反しない限り自由でしよう。ところが、税金を使うということになりますと、黒い霧問題で不審を抱いておる大衆の負担になっておるわけですね。だから、縮まりは逆でなければならぬ。ところが、日本の通弊で逆なんですね。国家予算からもらった金はたまたまたうな気がしておる。出したほうもそれに対してあまり責任を感じない、こういう通弊があります。そういうことを一般の社会通念としてみますと、いまの御説明ではちょっと心もとないわけですね。ルーズになっておる。協会自身が赤字を出すわけではないでしょう。失敗してもおれたちの責任ではないというエクスキューズがある。そういうものに監察の権利を与えておいて、そして国家予算の責任がある通産省をはじめとする政府が、これの問題に対して無責任であるということはおかしい。だから、これは協会内にそういう機関を設けて厳重にやらせることはけっこうだが、それだけに委任しておくとおることは、私ははなはだ手落ちだと思ふのです。ぐるになってしまふ。ぐるになって、そういうことに対する正義感あるいは緊張感というものはお互いにならないわけですね。そこから出てくるわけですね。ですから、役所としては、自主的に万博協会にそういう管理監督のこ

うで、われわれも期待いたしますが、それだけにやらしてあるということで、税金を出した国民に対する説明としては、私はちょっと足りないのではないかと。いかがでございますか、どういふ方法をとっておられるか。もしあるとすれば、政府と万博協会とのこの施行に関する監督関係というものを聞かしていただきたいのです。

○橋本説明員 補助金の支出の形態につきまして、それが乱費等におちいらないような手段といはしましては、通産省と会計検査院にも入ってもらいまして、常時会計検査院と連絡をとりまして、会計検査院の監督のもとで、不適当と思われるものは事前のいろいろ相談の上で現在やっておりますので、役所と協会との関係は、通産省と会計検査院が一緒にそれを監督しながらやっておりますし、それから協会内部の問題といたしましては、先ほど申しましたように、監察室というものを特別な機関として設けておまして、この室長は警察当局から出てもらうというふうなことで現在やっておりますので、そういう形で十公国民に御迷惑をかけないようにやっていく体制を整えております。

○橋本委員 それでは、ついでにお尋ねをさせていただきますが、協会がいろいろな工事を施行されますが、そのときには、わが国においては普通は入札が行なわれるわけだ、指名または競争入札が。そういうやり方、原則についても、一々役所の方針を与えておるわけですか、それは協会の全く自主性にまかしておるわけですか、いずれでございますか。

○橋本説明員 私のほうから、基本的な考え方といたしまして、原則はあくまで競争入札ということにしております。ただ、この博覧会の事業は、たとえば非常に特殊な施設でございますために、競争入札だけではいかなない、技術、能力をそこに加味しなければならぬというふうなもので競争入札のできない場合に限り、指名というふうなことをやっておるわけでございます。

○橋本委員 そういう原則のみならず、その入札による工事契約ができたときに、それが妥協な契約であったかどうかは点検しておられますかどうか。

○橋本説明員 一回一回はやっておりますが、定期的な検査を事後においてやっております。

○橋本委員 契約のみならず、その契約を施行いたします施行の過程において、はたして契約書どおりに行なわれているかどうか、点検する機会はどういうことでやっておりますか、機会並びに方法です。

○橋本説明員 これは会計検査院とうちと両方で定期にやっております、非常にしさいな事項まで好ましくない点を指摘して、一々それを改善させておるという状況でございます。

○橋本委員 直接協会または政府の行なう工事だけでなく、あの千里山というところは、私も一度通過して、これが会場になる予定地だ、あるいはせんだって、去年の暮れでしたか、工事中のところをそばを通ったりしていましたが、全くの未開の地ですね。そして、あそこへ地下鉄がもうすでにできて、それから裏には大きな有名なリビングタウンができて、そこへもってきて万博ができる、こういうことによって、自然に地価の値上がりで土地所有者をはじめとする不労所得者というものができるわけですね。それらについての配慮は、私は法律上責任はないかと思うのですけれども、運営において、いろいろな情報を利用したり、その不労所得の増をねらったいろいろなことがうわさされておりますが、そういうことを役所はお耳にしておられますか。もしお耳にしておられるとすれば、これも国民から見れば黒い霧の一つだと思ふ。もしされておるとすれば、そういうことをなからしめるような特別の配慮あるいは監督をしておられると思うが、事情万般たなごさいましようか。どうですか、その対策はどうなっておりますか、伺っておきたい。

○橋本説明員 土地の買収等につきましては、大阪府においてこれを実施して協会へ提供するという事になっておりますが、これにつきましてはいろいろ問題が起きておるので、これを疑惑の生じないような形において、実は大阪府が従来の例に基づきます近傍地の価格によるというふうなたてまえでやっております。したがって、その関係で買収その他若干の間どつておるという面もございますが、それ以外の点につきましては、いろいろ新聞等におきまして話を聞いてはおりますけれども、具体的にここだというのをわれわれのほうで把握しておらないわけでございます。

○穂積委員 これは国民から見ると、さっき言ったようないろいろなセクションがあるわけですが、法律的には政府は必ずしも責任はない、そういうことになっておりました。国民から見ると、これは当然ですけれども、政府の行なう事業に見るわけでは、それにいまの付随したいろいろな不当または不正が行なわれているというのを政府が知らぬでおるということでは、私は万博を汚すものだというふうに思うわけです。そういうわけですから、私は、いまここで、あなたは法律的に権利を懈怠しておるというふうな言い方はしませんけれども、そういう実情はつまびらかに大阪通産局を通じて調査ができるわけです。それに對して何らかの、行政措置とまではいかなくても、勧告、注意を促すことはできるわけですから、特にこれから追い込みになりますので、どさくさの中でいろいろなことが行なわれるであらうと地元の大衆はみんなうわさをしておる。そのことを私は申し上げまして、その心がまえを強く政府に要請いたしておきます。お聞き取りになりましたね。どうですか。

○橋本説明員 よくそういうふうにやっていたかと思ひます。ただ、現地におきましては、ちよつと私のあれが間違つたかと思ひますが、たとえばあの周辺におきまして、必ずしもそういう黒い霧ばかりでなくて、いろいろ工事の過程において交通事故その他もできてはいけないということ

で、特別工事項の道路を近傍につくるとか、あるいは地元の警察などの協力によりまして交通の特別施設をつくるとか、それからまた、先般、御承知のように、万博の直接の原因ではございませんが、若干その関係において中小企業の倒産等がいわれておりますので、こういったような点につきましては、十分協会がその信用調査等によつて他に迷惑を及ぼさないような方法によつて今後の発注を行なうようにということで、業界を指導しておりますので、今後也十分注意していききたいと思ひます。

○穂積委員 関連してちょっとよそに入りましたけれども、本筋に返りまして、大臣にお尋ねいたしますが、政府代表の人事は国会承認の案件でございませぬ。

○三木国務大臣 これは内閣の人事でございませぬ。国会の承認は受けない。

○穂積委員 次ににお尋ねしますが、万博協会の事務局員の構成並びに人選はどういうことでやっておられますか。現在何人くらい職員がおるわけですか。そして予算はどれくらいになっておるか。

○橋本説明員 現在の人員は約四百名でございませぬ。それで、予算は大体一年間に四十二年度で九億ないし十億程度の運営費だと思つております。それから構成は、大体全体の五分の三程度が地元大阪府市の出身でございまして、それ以外は関係の省からも出ていたでございまして、あるいは銀行その他の企業から協力を求めておるわけでもございませぬ。

○穂積委員 次に進みましょう。万博は、今度は対外的な影響を主に考えてやるわけですね。日本国民にもむしろ何らかの効果をあげるためですけれども、アイデアといひますか、スローガンはどういうことになっておるか。あれで確定であるかどうか。

○鶴見政府委員 スローガンといひますか、モットーにつきましては、「人類の進歩と調和」ということが確定いたしております。

○穂積委員 それに對して細目のスローガンはもうないわけですね。

○橋本説明員 ございません。その一つ一つのサブテーマがつく。それにさらに細目のサブテーマがついておるのでございませぬが……。

○穂積委員 三木外務大臣に……。このテーマには平和というテーマはございませぬでしたか。

○橋本説明員 サブテーマといひますか、副題という意味ですか。

○穂積委員 主題。

○橋本説明員 主題は「人類の進歩と調和」だけでございます。サブテーマの中にいろいろ入つてあります。

○穂積委員 ただ、どうでしょう、私が申し上げるまでもなく、かくのごとき情勢の中で開かれます。一九七〇年といへば、与党と野党で意見は違ひますけれども、安保の改定の年にも当たる。それから、対外的にはアメリカとベトナム、アメリカと朝鮮、アメリカと中国との関係等もいろいろの場合が考えられて、変化発展があるかと思うのです。そういう時期を画してやる国際的な行事でありますから、単に貿易だけでなく、いま言ったように、「人類の進歩と調和」そういうことをやるならば、アジアで開かれる万博に平和のことばが消えておるといふのは、しかも平和憲法下のわが国で行なわれる万博にしては、たてまえといひ、時期といひ、情勢といひ、平和のことばをスローガンに加えるべきではないかということをお私に強く感ずるわけですが、大臣の御所見はいかがなものでございませうか。

○三木国務大臣 これは平和ということと同じ意味だと私は思つております。平和の実質的内容は調和であり、進歩である。調和のないところに平和はないし、進歩のないところに平和はない。だから、ことばの中に入つていないけれども、これは正確に言へば、調和と進歩を通じての平和、こう考えられて間違ひがない。これは実質的平和です。平和、平和とお経のように言つてもだめですからね。その実質的な内容を端的にあらわした

ものが調和と進歩である。実質的な平和に一步進んでおるといふところに、このテーマの非常にいいところがあると私は思つております。

○穂積委員 あなたの方はおきめになったほうだから、自画自賛で主観的にいいと思はれることに對して、私は疑いを持つわけじゃないが、客観的に言ひまして、平和と調和をぜひ入れたければ、平和、調和、進歩でいいけれども、三つ重なつてはちよつとこが悪い。それならば、調和が平和と同義語であるなら、平和と進歩の万博だといふスローガンが、特にこの際アジアの日本において開かれるについては、最もアダプトしているのではないかと感じを強く持つわけです。私は、ここで議論してもしょうがないことですから、これ以上議論しようとは思ひません。しかしながら、きょうは通産大臣にお見えになりましたから、外務大臣を通じてお聞きしますが、通産大臣には橋本参事官を通じて伝えていただきたい。私は、ただ思いつきでなくて、かねてあのスローガンの発表になつたときから、一九七〇年という時期を考えて、やはり平和という字は避けるべきではない、むしろ積極的に平和の文字を入れるべきである、調和、進歩といふことばが悪いと言ふんじやない、それにけちをつけるのではなくて、この際、やはり平和といふことばが、一九七〇年万博の、しかも日本における万博のスローガンとしては積極的な必要さがあるのではないかということをお信じて、要請、提言をいたしておく次第であります。それを総理にも伝えて、ぜひひとつ内閣においても御検討をいただきたいということを要望いたしておきます。

○三木国務大臣 これは申し上げておきますが、この段階でテーマが変わるといふような印象を与えることはよくない。これはお断わりをいたします。やはり調和と進歩といふことで万博をやつていく。実際問題として、平和といふものがサブタイトルに一ぱい出てくるわけです。そういうことで、このタイトルは、直接に平和といふものでなくとも、実質的な平和の調和と進歩といふものに

なっておりますけれども、サブタイトルの中では平和がいばい出てくるので、あなたの御趣旨にはそむいていませんが、テーマを変えろという提案は、混乱を起してはいけませんから、きっぱりお断わりをしておきます。

○**穂積委員** 大体内閣の態度はわかりました。それも理解できる。そういうことでありますので、もし趣旨において賛同するのであるならば、方法としてはいろいろなサブタイトルなりあらゆる説明、会場におけるしつらえ等でぜひ考慮すべきであるということで、私は重ねて強く要望するわけでございます。ぜひ通産大臣にもお伝えいただきたい。外務大臣にも重ねてそれを要望いたしておきます。

次に、カナダの博覧会では、非常な恥をかいた、批判を受けたでしょう。これは認めておられますか、おられますか。もし政府が率直に認めておるとすれば、どういう点に欠陥があったのか、自己反省をしておられますか。今度の大阪万博ではこういう方法で過去のあやまちを二度と繰り返さないという自信があるならば、それも承りたい。カナダの反省からひとつ承っておきたいと思ひます。

○**橋本説明員** カナダの博覧会におきまして、日本の政府館がややコマージュ的であるという批判を受けたことはございます。しかし、これが必ずしもカナダに集まった観客がそういう見方で見ただのかどうかというところには問題はあつかうと思ひますが、そういう誤解を受けることにつきましては、私たちが遺憾に思っております。御承知のように、この博覧会は、そういった見本市と違ひまして、より高い理想へ向かつての平和の祭典でございます。大阪万博の際には、そういうことの絶対ないようというところで、出展者に対しまして、出展の内容について協会から詳しくその指導書を頒布して、現在の段階におきましては、出展者も大体そういう気持ちにもなっておりますし、かつまた、広告等につきましても、強い規制をするというふうな考え方で臨んでおります。

○**穂積委員** それから、これは大臣にお尋ねしたほうがいいかと思ひますけれども、招請状の相手です。これは国交回復国には全部お出しになりますか。

○**三木国務大臣** 国交のある国には全部招請状を出すに出しました。

○**穂積委員** そこで、お尋ねしたいのは、未回復国も事実存在を認めていて、しかも、わが国と経済文化の交流をしておる国には招請状を出すことが、いま申しましたように、平和と調和と進歩のスローガンの万博であるならば望ましいと思うが、これは出ておりますか。もし出ていないとすれば、理由を明らかにしていただきたい。

○**三木国務大臣** 万博の条約によつて、外交機関を通じて招請状を出すということになっておりますから、外交関係のない国を招請するということは、こういう手続上できないのでございます。したがって、招請はしておりません。過去にあったほかの万国博覧会の例に徴しても、全部そのようになっておりますので、そういう万国博覧会条約あるいは過去の先例等も徴して、さような手続をとつたものでございます。

○**穂積委員** 外務省からお配りになりました資料の中に、政府機関だけでなく、招請活動をやつてゐるわけですね。方法は幾つもあるんですね。しかも、未回復国で、すでに日本においていろいろな貿易展覧会をやつて、かの国においてわが国の貿易または工業展覧会を幾たびかやつてゐるわけですね。そうなりますと、しかも、実際の主催責任者は万博協会であるとし、それが政府機関ではないというところでありますれば、いまおっしゃるような招請の手段方法において何ら欠けるといふところはないし、困るところはないし、また精神においては何ら差しつかえないように思ふ。参加するしないは相手国の自由ですから、これは別ですけれども、世界の平和と調和と進歩ということが目標であり、しかも主催者が、予算は補助金の形で補助をいたしまして、実際行なうのはそういうものですね。しかも、未回復国で、政府の予算を

使つて補助金を出して、わが国のいろいろな文化、経済の展示会をやつたり、相手国の展示会をわが国において行なつた事実もある。そういうことであるならば、どうもいまの三木さんの御答弁はあまりにも官僚的であつて、ちょっと納得ができませんが、どういふものでしょうか。通産省はどういうふうにお考えになりましたか。

○**橋本説明員** 全く同じでございますが、条約上外交ルートを通じて招請を行なうという事になつておりますので、国交のない国には出し得ないというふうな考へておるわけでございます。

○**穂積委員** それから最後に、これは政府全体に對してお尋ねをするのですが、万博の経済的効果の問題ですね。経済外の効果というのは、なかなかエスチメイトが困難でございますから、これは何とでも相当主観的に抽象的に効果があつたと言ひ、なかつたと言ひ、いろいろできると思ひますが、経済的なメリットにつきましては、具体的に評価ができるのではないか、過去における実績から見て、そして、われわれが何百億という予算を使つてはたしてこの国際情勢のきびしい、経済情勢のきびしい中で、一体どれだけの経済的効果が――これは国民に対して政府も責任があると思ふのです、これだけのことをやる以上は、それについて、たとえばいままでわが国が参加した国際博覧会を通じて出ておる統計でも説明ができるでしょう。それが時間がないならば、この間のカナダの評価の中でもできると思ふ。今度のものについて、その点については一応の見込みといひますか、目算なくしてやるべき仕事ではなからう、こう思ふので、過去における実績と、今度のあれを行なうことによつて生ずるであろう効果ですね、一九七〇年の国際経済情勢といふものを考えますと、私は決して甘くないと思ふのです。これは率直に言いますが、私どもの革新陣営の中においても、ドル、ポンドの権威がくずれるのはいつであるか、くずれる必然性がある、それはいつであるか、どういふ形で日本にはね返ってくるか、これはこの二、三年来、保守、革新を問わず、与

党、野党を問わず、一切の政治あるいは行政、特に経済行政に關係のある行政機関の注視的でないければならなかつたと思ふが、一九七〇年といふものを單なる外交關係でない国際經濟關係を想定して、一体どれだけのメリットが考えられるか、これは私は国民に対して重大な責任だと思ふのです。その点について、締めくくりとしてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○**橋本説明員** 外国の例でございますが、外国としまして、非常に詳細なそういう形は出ておりませんが、端的にわかりますのは、ブリュッセルの博覧会の例でございます。ブリュッセルの博覧会の終了後、ベルギーの輸出が非常に急激に伸びております。この因果關係ははっきりいたしません。これはおそらく博覧会があつて非常に力があつたであらうというふうな考へております。

それから、日本の場合の試算でございます。これにつきましては、いろいろな大学あるいは調査機関によりまして必ずしも同一ではございませんが、一応考えられておりますものは、大体先ほどのように、関連公共事業、会場で七千億の投資が行なわれる。これに会場關係のいろいろな日本の国内並びに海外の諸国から千億円に近いパビリオンの建設投資が行なわれるであらうということ、それにいろいろな会場におきます支出、そういったものを合わせますと、一兆近い程度の投入になるであらう。これがその乗数効果によりまして、経済に及ぼす影響は大体二兆に近いものである。といひますことは、経済成長率に對しまして〇・二、三%の上昇への寄与をするであらうというふうな考へております。

それから、さらにそれを外貨の面で見ますと、上限は八億、九億という程度の外貨の収入が得られるといふのと、下限は二億ないし三億といふことで、かなり幅はございますが、数億程度の外貨収入という、この博覧会によつて見込まれた試算額は、ほぼ妥当な線ではなからうかというふうな考へております。

○穂積委員 大事な点ですから、大臣から……。○三木国務大臣 いろいろ御指摘になりましたが、国際政治の上において、この問題は、ベトナムというものが、一九七〇年には、われわれの期待も込めて、これはやはりベトナムの戦争の終結がもたらされておるに違いない、これに期待も含めて言います。

また、国際経済の上においても、私は、一九七〇年の国際経済を今日以上にきびしいものだとは考えていない。いまが一番きびしい時期ではないか。一九七〇年が経済的には非常にきびしい、今日以上のきびしい経済情勢だとは思っておりません。

国内政治の上において、安保危機ということばがありますけれども、われわれは少しも危機だとは思っていないわけです。何のために一九七〇年を焦点にして安保危機という危機感を盛り上げるのか、私にはよくわかりません。一九七〇年安保危機の年にあらず。きわめて万国博覧会を開催するにふさわしい環境のもとに一九七〇年を迎えるに違いない、こういう大きな期待のもとに万博を迎えたいと思っておるものでございます。

○穂積委員 最後に、これはもう議論ではありません。私は、念のために、いまの手放しの樂觀的な御感想でこういう計画をなすっておられると、違う場合も十分あり得る。それは単なる杞憂ではなくて、きょうはそれが主目的ではないし、それから時間もありませんから、遠慮いたしまして、結論だけ申し上げておきますが、いまの国際情勢から起きてきた最近の資本主義諸国間における内部的矛盾と対立というものは、これが最高潮ではないと思うのです。私はこれが始まりだと思う。

したがって、過剰生産と労働不足に伴う物価値上がり、並びに国際収支の困難さというものは、決してそんな樂觀すべきものではない。安保安保とおっしゃって、安保を与党、野党の対決のように御理解になると、これは間違いであって、私の言うのは、一九七〇年におけるアジアを中心とする外交情勢を言っておるのです。このことは、言うま

でもなく、経済情勢のうらはらになるわけですね。そういう点から見まして、いまおっしゃるような手放しの樂觀論をもってあなたが見通しを立てられ、それで国民に、おれについてこい、これはまあ、こういふことを言われても、これはかえってあなたのために危険ではないかとすら思いうくらく、私は、いまのお話はそのまま受け取りがたい見通しを持っておるわけです。ですから、その点は、苦言はまた楽しからずやですが、どうかひとつ謙虚にお聞きになって、もう一べん再検討というか、情勢分析については、もっとシビアに熱心に検討されることを期待いたしまして、これで私の質問は終わります。

○三木国務大臣 いまの私の発言は、国民についてこいという意味ではない。この万博を成功させるためには全国民の協力が要りますから、これはみな協力を得なければならぬし、また、一九七〇年をいかに危機感で、万博の開催もできない、そういうふうには考えていない。しかし、世界情勢がそんなに手放しの樂觀というわけではありませんが、一九七〇年に焦点を合わせて、非常な危機が到来するといふ考え方には賛成できないということでございます。手放しの樂觀というわけではありません。

○秋田委員長 曾根益君。○曾根委員 私は、けさの理事会で決定されたように、本日の委員会は万博を上げる、それから公海に関する条約、領海及び接続水域に関する条約の審議に入ることとありますので、しかも時間が経過しておりますので、早く二つの条約に入るのが大体の委員会の総意であるかと思っております。私は、自分の意見にも触れるかもしれませんが、きわめて簡単に万博に関する法律について御質問いたします。

すでに戸叶、穂積両委員からの質問の中にありました。私は、政府の準備に非常な不備な点があった、それからもう一つは、何といつてもお役所のなわ張り根性、もう少しきれいなことばで言えばセクショナリズムにだいぶ悩まされてきた、こ

れが実情だと思うのです。私は、そういう意味で、たとえはこの法律案そのものが、提案理由の説明書に書いてあるようなものではないかはおかしいの法に規定する政府代表を発売して暫定的にその任務の一部を処理せしめてまいりましたが、これは非常勤かつ無給でありました。最近ようやく、万博の開催の時期が近づいて来まして、政府代表の任務が次第に増大するに至りまして、全面的な活動を行なわなければならない事態に立ち至ったので、本法律案を提案する「云々、こんなおかしなことはないの、本来ならば、スタートの一番重要なときから本格的にこれに取り組むべきであったのではないのか。特に非常勤かつ無給で、外務公務員法による政府の代表というようなことでやれば、これは対外的にも対内的にもなかなかやりにくい。そういうやりにくいものを任命したということが事務渋滞の原因であり、あるいはセクショナリズムにかえって火をつつけられた点も当然あるかと思えます。そういう点を反省して、これからもっと集約的に、国費をむだ使いたないように、そこでこういう臨時措置を出されたと思うのです。これも穂積委員も触れたところですが、万博万博といつて、国会議員から地方関係議員まで、一体どれくらい外国旅行しているかというのですよ。私は、こういうことの国費は乱費をしておいて、そうして政府代表のほうは非常勤かつ無給である、そういうところにやはり姿勢が正しくなかつたと思うのです。しかし、これを悔い改めるのですから、いい方向へ向くこととして、おそかつたけれども、私はこの法律案の趣旨に賛成していききたい。こう言うと、まるで討論みたいになつてしまふのですが、そういう気持ちで、過去の失敗の点だけを荒ら立てするのじゃありません。

そういう点から、今後ほんとうにしっかりやっってもらいたいという意味です。われわれ心配するのは、何といつても、全体の責任者は通産大臣です。しかも、その準備から開催からその他、実施者は協会です。そうして対外的責任者は外務省で

あり、この代表です。これは、これ以上権限を一緒にすることができないから、自然に分かれてい

るので、この案文だけから見ると、たとえば第三条に、代表のおもなる任務を書いております。しかし、先ほどの通産省の代表の説明からいっても、単に対外的に約束の履行を保障するといふだけでなくて、かなりこまかい仕事も実際は引き受けさせられているわけですね。しかも、その仕事は、特に通産省ですけれども、あるいは協会とも非常に密接なうらはらの関係になってくるのです。ところが、第四条では、「関係各省庁の長は、代表の任務に關し、必要な措置をとるものとする。」これは非常に包括的な言い方で、これ自身が悪いというのじゃなければ、みんなのきなことでもうまくいくのか。本来ならば、みんなしっかりと援助もし、監督もするのだ、そのくらの気配でやらないと、単に第四条ができたから今度の代表と通産省の間がうまくいくなんて、そんなまやかしものじゃないと私は思う。

そこで、第四条の趣旨です。この法律的趣旨、政府として、各省として、このことをどう考えていくか。これはこまかいことではございませんので、外務大臣から、第四条の「各省」がどういふことをやろうといっているのだから、どういふつもりで、この代表を活用しながら、各省との調和をとっていくのかという点について、御所見を伺いたいと思ひます。

○三木国務大臣 これは立法的な措置というよりか、実際の緊密な連絡が必要でしょうね。そうでないと、これは、条文の上に、各省がいろいろ各省の権限に従つてというふうなことがありますが、けれども、このことよりも、実際の緊密な連絡をとらなければならぬになつていく可能性があらりますので、こういう政府代表を任命した機会に――従来とも連絡が十分であったとは思ひません。いろいろばらばらの点もあったのですか

ら、今後この連絡の点についてはくふうを加えることにいたします。法律よりも、これは実際問題として、この三者が違うわけですから、これがどう一体的な関係をとるかという点について、従来のことも反省し、一段のくふうを加えることにしたいと思ひます。

○曾祿委員 もう一問だけ。

大臣のいまのおこばで、大体私の意図が達成されるような方向が出たと思うのですけれども、とにかく私は、最近、議会と各省との関係等を見ておりますと、ややもすれば、たとえば外務委員会は外務省だけバックする、通産関係は通産省だけバックするというようなことであつてはならない。われわれはもちろんそうでないと思ひますけれども、セクシヨナリズムで、片方の常任委員会が片方の役所をバックアップするなんというところは実にナンセンスであり、それは国会自身の行き方として誤りだと思ひます。そういうことでなくて、いま大臣が言われたように、この問題をうまくやっていくためには、ほんとうに、いろいろな権限が分かれていゝものがある、効果的な協力をして実をあげなくてはいかぬ。特にこの代表の問題については、これは新聞に奥村代表の苦衷として伝えられたところを聞くと、実情は知らないけれども、なるほどむべなるかなという点があると思ひます。したがって、この点を改めるために、特に外務大臣と通産大臣が率先垂範されて、何といつても外務、通産両省が有機的にうまい連絡をして、お互いのセクシヨナリズムを打破していかなければそれはできないと思ひます。幸いに三木大臣は通産大臣の経験者であり、また椎名通産大臣は外務大臣の経験者である。しかも両方とも超たものであるというのですから、けちくさいセクシヨナリズムを打破して、この法律の制定を契機として、ほんとうにこの代表が有機的な協力のもとに有効な活動ができるようにされたいと思ひます。

私の希望意見でありますけれども、なお、もう一回だけ大臣のお気持ちに披露を願ひまして、私

の質問を終わりたいと思ひます。

○三木国務大臣 非常にごもっともな御注意で、今後私と通産大臣の間はもちろん、協会と政府代表との間にも十分な連絡をとつて、ばらばらにならないような注意をいたすことをお約束いたします。

○秋田委員長 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○秋田委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○秋田委員長 本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○秋田委員長 次に、公海に関する条約の締結について承認を求めるの件、領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件、以上両件を一括して議題として、質疑に入ります。

戸叶里子君。

○戸叶委員 私は、ただいま議題になりました条約について質問をいたしたいと思ひますが、きょうは主として第三章の無害航行権の問題についてお伺いをいたしますが、それに先立ちまして、一、二点確かめておきたいことがございます。

それは、両条約が審議され出しましてから効力を発するまで相当の時間がかかっております。そのことは、内容的にいかにも多くの問題があったかというものを物語ると思ひますけれども、たいへんに手間どつた理由をまず第一にお伺ひしたいと思います。

○高島説明員 領海条約は一九五八年に採択されました。さらにまた一九六〇年に領海の幅員に関する問題についての特別な会議が招集されました。その結果にもかわらず、領海の幅員についての決定がなされませんでした。実は領海に関する条約の中では、この幅員の問題が一番重要な問題であるにもかかわらず、そのような規定が採択されなかつたということが、この領海条約に關します各国の批准のおくれしているおまな理由であらうかと思ひます。発効いたしましたのは一九六四年の九月でございます。現在三十三カ国が批准しております。

○戸叶委員 ただいまお述べになりましたように、やはりこの条約が長引いた理由の一つとして領海の幅員の問題をあげられました。それで、領海の幅員はいまだに決定されず、各国家まちまちであるというところも聞いております。そこで、当時提案をした国には、六海里説もあれば、三海里説もある、あるいは十二海里説もある、いろいろあると思ひますけれども、大体でけっこうでございますが、どこの国がどういふ提案をされたか、そしてどうしてそれがまともになつたか、この点を説明していただきたいと思います。

○高島説明員 簡単に御説明申し上げますが、先ほど申しましたとおり、この領海の幅員に關しましては、一九五八年の会議と、さらに一九六〇年の会議と、二回にわたりましていろいろな提案が出されました。

まず、一九五八年の会議におきましては、大体におきまして次の四つのような案が提案されました。まず、米国家でございますが、米国家では、領海は六海里、さらにその外側に六海里の漁業水域

を設定することができるといふ提案でございます。ただし、その漁業水域の内部におきましては、五年間の操業実績のある国につきましては漁業を継続させるという条件つきでございます。そういう趣旨の提案がございまして、これは四十五対三十三で否決されました。総会では三分の二の多数を要しますので、採択に至りませんでした。

日本は当時これに対して棄権いたしました。それから次に、カナダ案でございますが、カナダ案は大体米案と同じでございますけれども、米案のうちで実績を認めない。つまり、漁業水域につきましては無制限に沿岸国が規制し得るといふ提案でございまして、これはもつと評判が悪くて、三十五対三十で否決されました。日本はこれに対しては反対いたしました。

次に、ソ連案でございますが、ソ連案は、十二海里までは各国が自由に領海を定め得るといふ提案でございます。これは非常に評判が悪うございまして、二十一対四十七で否決されました。日本は当然に反対いたしました。

最後に、ビルマその他八カ国の提案でございます。これも大体ソ連案と似た趣旨でございますけれども、ソ連案のほかに、いま申しました十二海里までは自由だといふほかに、十二海里以下の領海を設定した場合には、十二海里までは漁業水域をつけ加えて設定し得る、という提案でございます。これは三十九対三十八でやはり同じよう

に否決されました。

このように、この四案とも五八年の会議で全部否決されました。

さらに二年後、領海の幅員に関する会議を開こうといふことであるやりましたのが六〇年の会議でございます。

大体のあらましを申し上げますと、まず大きく分けまして――このときには大体各国の傾向が非常にわかつておりましたので、大きく分けまして、提案もわりあいまとまつておりまして、二つでございます。

おりますが、この米加案につきましては、前の会議と同じように、領海は六海里、それから漁業水域が六海里、五年間の実績のある国につきましては十年間に限って漁業の継続を認める、先ほどは無期限でございましたけれども、今後は十年間とさらに制限をしたわけでございます。これは委員会の段階で四十三対三十三で採択されました。日本ではこれに賛成いたしました。

もう一つは、A A諸国の十八カ国案というのがございます。これは先ほど申し上げましたソ連案と大体似たようなものでございますけれども、十二海里までは各国は自由に領海を設定し得る、それに達しまして、さらに十二海里以内の国につきましては、十二海里まで漁業水域を設定し得るという提案でございます。これは三十六対三十九で否決されました。

以上二案が委員会にて提案されて、米加案だけが本会議に行つたわけでございます。しかし、本会議の段階になりました、さらにこの米加案に対して修正案が中南米諸国から出されました。これだけでは十分だ、さらにその十二海里までの漁業水域の外側の公海の部分におきましても、沿岸国と特殊な関係がある場合には、沿岸国は公海漁業についての特殊な優先権を持つべきだという提案でございます。その修正案が五十八対十九で否決されました。さらにその修正を加えた米加案が表決に付されました。それが五十四対二十八で否決されました。三分の二の多数を要しますので、五十四対二十七であれば採択になったのでございますけれども、わずかに一票の差でもって否決されたという悲劇的な決議案でございます。

それから最後に、A A等米諸国を加えました十二カ国案というのが出されましたけれども、これは領海についてはこの会議で決定し得ないので、国連にこの問題を差し戻す、当分の間、したがって十二海里までは漁業水域を沿岸国は設定し得るという提案でございます。これは三十二票対三十八票で否決されました。したがって、非常に可能性のあった提案は、最後の修正された米加案であつ

たわけでございますけれども、五十四対二十八、棄権が五票、日本は当時棄権いたしました。日本がかりに——これは仮定の問題でございますけれども、かりに当時賛成いたしましたとしても、五十五対二十八ということでございますので、採択にはならなかったわけでございますけれども、計算上申し上げますと、この反対の国が一国だけでも棄権に回るかすれば採択になったという可能性はあったと思ひます。

以上のとおりであります。

○戸叶委員 そうしますと、日本は依然として領海の幅員は三海里、こういふふうに考えていいわけですか。これは一体いつごろからそういうことを決定されているか……

○高島説明員 この会議で、日本は、六海里の領海を設定し得るといふ提案に對しまして、妥協のために立法論として賛成いたしました。しかし、当時日本の代表がはつきり會議で申しましたとおり、この提案に賛成するのは、日本は立法論として妥協のために賛成するものであつて、もしこれが否決されれば、現在唯一の國際法の規則であります三海里の原則に戻るであつたといふことを申し上げ、賛成投票いたしました経緯がございました。したがつて、日本は、否決されました關係上、依然として昔から言つております三海里の領海という立場に戻つたわけでございます。

歴史的に申しますと、日本が三海里の主張を出しましたのは、ちょうど約百年くらい前になります。大体三海里の領海といふのは、十八世紀後半から十九世紀の初期にかけまして確立し出したものであります。日本は当時まだ鎖國であつたのでございまして、實際日本が公式に領海三海里といふのを立場として明らかにしましたのは、ヨーロッパにおきます普仏戦争・プロシヤとフランスとの戦争の際に中立の宣言をする必要があつて、その趣旨のことを太政官布告で言つております。讀ましていただきますと、「港内及び内海ハ勿論ニ候ヘトモ外海ニ候ハ凡三三三(陸地ヨリ砲丸ノ達スル距離)以内兩國交戦ニ及候儀ハ不相成尤軍艦商船共通行ハ是迄通り差許候事」そういう趣旨の太政官布告を出しております。これが実は日本が領海三海里の立場を公式に明らかにした最初でございます。一八七〇年、明治三年でございます。

○戸叶委員 そこで、いまお話がありましたように、百年ぐらゐ前に三海里説を唱えて、今日まできておるわけですか。領海の幅員といふものは、今後においてもいろいろな問題が起きてくると思ひます。しかも、この条約でもそれがはつきり制定されておらないといふことになりまして、私はいろいろ問題にならうと思ひますけれども、日本の政府として、六海里説といふことは、日本は六海里が正しいから出そうとされたのでなくて、妥協の産物として出されたように——間違つていたら私取り消しますけれども、何つたわけですか。だとすると、日本政府の考え方は三海里なんだけれども、まあしかたがない、六海里にしようとしたのだといふのか、それとも百年前に制定した三海里といふのは、やはりいろいろの点から見て、六海里説のほうがいいのじゃないかというお気持ちでいるのか、この辺のところを伺つておきたいと思ひます。

○高島説明員 領海三海里という立場は、いま申し上げましたとおり、かなり古くからとつておるわけでございますけれども、最近の、特に第二次大戰後の各國の立場等を勘案いたしました、三海里を繼續することが、國際的にいって非常に無理があるといふことは事實でございますので、そういう観点から、立法論としまして、三海里でなくて六海里といふことであるならば、日本としても妥協し得るといふことで、賛成した次第でございます。

○戸叶委員 立法論として妥協しようとして、そこでまた変わったから、まあ三海里をとつておる。しかし、大戰後いろいろな情勢から見ると、六海里のほうがいい。そうなつてきますと、今後において六海里説をとるといふことになると、やはりこの条約を改定しなければならぬといふよりも、この条約の参加国といふいろいろ協議をしなければ

ばそれは實現できない、こういうことになるわけでございますね。會議を直して、そこで六海里説が出てまたならなければできない、こういうことでございますね。

○高島説明員 實は國際法上の考え方といたしまして、領海の幅員につきましては、先ほどのソ連の提案にありまして、沿岸国がかつてに國內法によつて領海の幅員を制定し得るといふ考え方と、そうでなくて、伝統的な立場に基づきまして、領海の幅員については沿岸国がかつてに規制し得るのではなく、國際法が定むべきものである——國際法と申しますのは、これは慣習法も含んだ非常に広い概念でございますので、國內法のようになつてはまいりませんけれども、國際的に承認される必要がある、しからざる限り、いかに沿岸国が領海の幅員を制定し得ても、これが有効にすべての國に對して主張し得ない、そういう両方の考え方がございます。したがつて、日本は後者の立場に當つております。したがつて、日本は、國際的に何海里かの領海といふものが明示的あるいは默示的によりききまらな限りは、依然として三海里であるので、これに従う立場を繼續する。したがつて、將來三海里でなくて、やはり國連の主宰する會議によつて何らかの取りきめができることが一番望ましいといふふうに考へております。

○戸叶委員 三海里説、六海里説の功罪についてはきょうは申し上げませんが、この條約に沿つて次の質問に入りたいと思ひます。次に、七條の六項に、「この條の規定は、いわゆる歴史的灣について適用せず、こゝ書いてあるわけですね。そうしますと、歴史的灣という特殊な事情が認められてゐるわけでございしますが、この歴史的灣といふのは、一体何をさすのか。もしもそれが普通の灣より広い形において認められてゐるといたしますと、條約上非常に不公平になるのではないか。この点を伺ひたいと思ひます。

○高島説明員 實はこの五八年の會議におきまして、歴史的灣についてははつきりした規定を定め

る必要があるということで、若干の提案もございまして、日本の代表もこれに對しまして、その湾の定義とかそういったものを提案した経緯がございすけれども、実際に合意に達しませんでした、歴史的湾につきましては何らの定めができません。その結果、会議の終わりに至りまして、歴史的湾につきまして別途決議を採択いたしました。それによりまして、國際連合總會が歴史的湾を含む歴史的水域の法的制度の研究及び國際連合のすべての加盟國に對するこれらの研究の結果の通報を取り計らうよう要請するという趣旨の決議を採択しまして、実はこの領海條約の中に歴史的湾を含む歴史的水域について一切の規定を入れないことになった次第でございす。したがって、現在は、歴史的湾を持つてゐる國におきましては、各國それぞれ立場から、歴史的湾はこういうものであるという主張をいたしております。そういうことでございすので、現在歴史的湾というものはどういふものであるという定義をはっきり確定するわけにはまいらない次第でございす。

○戸叶委員 具體的にこの湾をさしていいわれるのかということが一つ。それから、歴史的湾を主張している國はそれぞれ主張していると思ひます。この條約に署名した國はそれぞれ微妙な立場にあると思ひます。そうすると、主張している國とこれを認めない國との間に問題が起きないといふことはあり得ないと思ひます。そこで、問題が起きたときはどうするか、日本は、この歴史的湾に對する態度は一体どういふふうにしてゐるか、この三つの点を伺いたいと思ひます。

○高島説明員 現在、外國で歴史的湾として主張している例を申し上げますと、フランスのカンカール湾、イギリスのコンセプション湾、カナダのハドソン湾、ノルウェーのバランゲル入江等、全部ではございせんけれども、こういうものがございす。日本の近くではソ連がビョートル大帝湾を主張しております。

日本といひましては、このような歴史的湾については認めない立場をとっております。特に日

本の近海でのビョートル大帝湾につきましては、事実日本の漁船が操業してゐたところでもございすので、これを歴史的に長い間にわたつてソ連が自己の主權を主張してゐた水域であるとはわれわれ考へておりません。そういうことで、ソ連に對しても制定した直後に二回にわたつて申し入れをいたしてあります。

〔委員長退席、田中（榮）委員長代理着席〕

○戸叶委員 日本はそれを認めないにしても、相手の國があり、しかも、この條約の中に歴史的湾といふことを載せてゐる以上、やはり問題が起きるのではないかとこのことを私は懸念いたします。もしもこれを認めない國から苦情が出た場合に、自分のほうはこれは歴史的湾として認めさせたのだといふような主張をした場合、一体どういふ結論が出てくるのですか。これも將來の問題として伺つておきたいと思ひます。

○高島説明員 先ほど申しましたとおり、歴史的湾を含みます歴史的水域といふものにございすので、この定義が國際的に確定いたしてございせんので、そういう主張をしてゐる國は、それぞれの立場からかつてな主張をしてあります。そういう關係では、もし何らかの衝突あるいは事故が起きた場合には、それぞれの立場から平和的に話し合ひによつて解決するといふ以外に何ら特別の解決方法はないと存じます。

○戸叶委員 いまの結論だけのことばをとりますと、それぞれの立場から平和的に解決する以外にないといふふうにおつしやつたのですけれども、それぞれの立場で平和的に解決できますか。一方においては、相手國はこれを歴史的湾として認めておる、私たちはそんなものは認めておらない、そこで問題が起きたときに、それぞれの立場から平和的に解決をしますんといふことで一体おさまる問題ですか。私はおさまらない問題だと思ひますけれども……。

○高島説明員 國際法の分野では、単にこの歴史的湾の問題だけではなくて、いろいろな問題につ

きまされてゐる議論があつて、しかも何ら結論に達しなかつた問題、特に國連總會に研究をゆだねた問題につきては、その以前の段階で問題を解決するといふ場合の基準が何らございせんので、これはやはり先ほど申しましたとおり、外交交渉その他、いろいろ平和的交渉を通じて解決するといふ以外にはないのではないかと考へております。

○戸叶委員 そうしますと、それで、もしも話がまとまらないで決裂したときには、どこがどういふふうにするわけですか。やはりこういう問題ははっきりさせておきまないと、漁業の問題とか、必ずいろいろな問題が出てくると思ふので、伺つておきたいと思ふのです。

○高島説明員 國際社會の現状では、やはりあくまでも平和的解決を繼續する……（戸叶委員「それはあたりまえのことです」と呼ぶ）あたりまえのことですが、それ以外に私は方法がないと思ひます。どうしてもさらに問題が解決しないといふ場合には、もちろん國際司法裁判所といふふうな場合にもございすけれども、國際司法裁判所に持つていきましても、それを判断する基準がなければ正當な判決を下し得ないといふことでございすので、必ずしも有効な裁判は期待し得ないのではないかとこの御答弁では私は納得しませ

○戸叶委員 そういう御答弁では私は納得しません。やはりこの問題は、なぜこういうものをここに認めさせたかといふところにもさかのぼつていくと思ひます。それから、あとから私述べますけれども、留保事項なんかについての日本の立場といふようなものにも私は触れてくると思ひます。それで、ここでは満足はいたしませんけれども、先に進みます。

そこで、無害航行權の問題を伺いたしたいのですけれども、まず第一に、條約に従つていきたいと思ひますが、第三章の「無害通航權」の中で、一項で「すべての國の船舶」と、こうある。その中には軍艦はもちろん入るんですか。入るんですね。

○高島説明員 当然に入ります。

○戸叶委員 そういたしますと、「すべての船舶に適用される規則」それからまた「商船に適用される規則」それから「軍艦以外の政府船舶に適用される規則」「軍艦に適用される規則」こういうふうにならば二項を起して分けたのは、やはりそれぞれ内容が違ふからといふような意味でございすか。その辺だけ伺つておきたいと思ひます。

○高島説明員 まず一般的な規定をいたしまして、それ以外の特別な規定を必要とするものにつきては、別途の特則を定めたものといふふうに考へております。

○戸叶委員 この條約の審議にあつて、國によつては軍艦がやたらに無害通航をされては困るというふうな主張をされたといふことも聞いておりますけれども、この点はいかがでございすか。また、日本はどういふ発言をされましたか。

○高島説明員 実は、このD「軍艦に適用される規則」第二十三條といふのが、一カ条軍艦についての規定です。國際法委員會の原案には、このほかに、軍艦につきまして別途の原案がございまして、その原案をちよつと読みましていただきます。その原案は、軍艦の領海の通航を事前の許可または通告に服させることができる。通常には、沿岸國は、第十七條「これは原案ですから、現在の第十六條でございす」これは第十七條及び第十八條の規定を守ることを条件として無害通航を許すものとす。という提案が、國際法委員會から國連のこの會議に出されました。この提案につきましていろいろ議論が出ました。まず第一番に、許可に服させることができるという提案につきまして、いろいろ議論された結果、これは非常に反對が多くて、簡単に否決されました。最後に残り

ういふ規定だけ残つたのに對しまして、表決に付された結果、これが四十三對二十四でわずかながら三分の二に達しませんが、否決された経緯がございす。その關係で、いま私が読みましたこの

条文が、軍艦に適用される規則の中で完全に除外されたわけではございません。残った規定がこの第二十三条だけになったわけではございません。

日本は、「許可または」と、許可に服させることができるという提案につきましては反対いたしました。それから、残った「通告に服させることができる」という案につきましては賛成いたしました。大体、現在、この解釈をいたしましては、そういう関係上、沿岸国の事前の許可または通告に服させることができるということにつきましては、規定が完全に欠如した関係から、軍艦についての定めが幾らか不明確になったという解釈をしておる先生方もおられます。名前をあげて恐縮でございますが、横田先生は、たとえ許可については大多数の国が反対したので、これは国際法上、この条約の解釈としても、一般的には認められないだろう、ただし、通告は、これは否決をされましたけれども、非常な多数をもって賛成があった関係からいって、沿岸国は通告に服させることができるということは、必ずしも否決し得ないのではないかとこのことを言っておられます。以上でございます。

○戸叶委員 日本が事前に許可を求めるといふことに対して反対といいますが、反対した理由は、一体どういふところにあるわけですか。学者の意見でなくて、日本の国の考え方です。

○高島説明員 当時、日本は許可につきましてこれに反対をしたのは、他の大多数の国と同じように、従来からの国際法の慣習法といたしまして、軍艦につきましても、沿岸国の許可にかかわらしめるというのが国際法の慣習に合わないという立場から、反対した次第でございます。

○戸叶委員 これはあとにも続いてくる問題でございますけれども、日本はやはり平和憲法を堅持している国でございますから、その立場からいえば、当然軍艦が入ってくることに對して許可を必要とするというこの提案に對して賛成すべきではないか、私はこういうふうに思うわけです。しかし、日本の国は、ほかの国が大体軍艦が領海内

に入ることに對しては別に反対をしていないから、まあそれに従ったのだ、そういうような簡単な形でされたとなると、ちょっと私は問題が残るのではないかと、こういうふうにかんがえていたのですが、この点ももう少し詳しく話していただきたい。私も文献で読みましたところによりますと、軍艦に對して事前の許可または通告を条件として無害通航を認めるということが、第一委員会では通ったけれども、本会議では否決されたのだ、こういうふうに読んでおりますけれども、それは二つ分かれて提案されたのですから、軍艦の通告または許可というふうに分けてやられたのではないように理解しているのですけれども、分けて提案されたのですか。

○高島説明員 委員会は過半数の票で可決されましたので、票が三分の二なくとも可決されるわけでありました。先ほど私読みました提案は、委員会では全体として可決された。しかし、それが本会議でもって提案がありまして、「許可」という字について分離投票、分割投票が提案されました。それが表決に付された結果、反対された。最後に残った「通告に服させることができる」という提案を含んだ全体の条文につきまして投票に付せられた結果、これが先ほど申しましたように四十三対二十四で否決されたというのが実情でございます。

○戸叶委員 そこで、次の問題に入りたいと思いますが、この間からこの条約の審議ではなくて、一般の問題としての予算委員会等の質疑応答の中で、外務大臣がお答えになったのは、無害通航はボラリス潜水艦の場合もあり得るということをお答えになつていらつしやいます。そこで、どういふときには無害通航が許されるかといううなことがここに書いてあるわけですか。そうすると、まず第一にあげられることは、「通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。無害通航は、この条約の規定及び国際法の他の規則に従つて行なわなければならない。こう書いてある。そうすると、もしもこの条約をこのま

ま批准したといたしますと、政府はこの条約に従つてボラリスなり核を積んだ軍艦の無害通航を許すわけですか。そういうことは裏を返して言えれば、核を積んだボラリス潜水艦でも、日本から見れば、無害通航を許しておるのですから、平和を害しないし、秩序も害しないし、安全も害さない、こういうふうな認定をされた上でこの条約に批准をされようとするわけですか、そうしてまた、ボラリス潜水艦を認めようとするわけですか。

○三木国務大臣 そういふ場合においても、無害という平和、安全、秩序というものを害さない場合に無害航行を認める、こういう前提に立つてこの条約を批准するわけでございます。

○戸叶委員 ですから、私ももう少し具体的に伺つておるわけです。たとえば核兵器を積んだ軍艦が日本の中で無害通航をしても、日本にとっては平和を害するものでもないし、秩序を乱すものでもないし、そしてまた安全もそこなうものではない、こういう認定をお持ちになつていらつしやるんですか、そういうことを伺つてゐるのです。

○三木国務大臣 これは事実の認定に連なると思ひます。原則としてこの条約を認めるので、その平和、安全、秩序というものは、沿岸国である日本国の認定というものがやはりそこに入ってくることは当然だと思ひます。

○戸叶委員 ですから、外務大臣としては、そういう認定をお持ちになつて、核兵器を積んだ軍艦が日本を無害通航しても――重ねて申し上げますが、平和も害さないし、秩序も乱さないし、安全も害さないというふうな認定に立っていらつしやる、そういうふうな了解してもいいわけですね。

○三木国務大臣 具体的には、アメリカとの間に安保条約もあるし、それに基づく地位協定もあつて、アメリカの軍艦、これが日本の航行ばかりでなしに、寄港することも自由になつてゐるわけでありまして、そういう意味において、ボラリスの場合においても、そういうのが通過する、いわゆる常に沿岸に来るといふことではない、沿岸に入つてくるというのではなくて、公海から公海に

抜けていく場合に、そこを通る以外に方法がないというふうな場合に、航行をする。しかも、それは潜水艦は浮き上がつてでなければいかぬ。潜水艦は浮き上がつて旗を立ててでなければいかぬというわけでありまして、そういういろいろな制約のもとにあるわけでありまして、核を積んでおるといふ場合で、それをいけぬというふうにかんがえていないのでございます。

○戸叶委員 私も、その軍艦が浮いていなければいけないということもよく知つております。そういうことでなくて、私、条約上から伺つてゐるわけですが、そうすると、いまの外務大臣の御答弁では、浮き上がつて、そしてまあ核を積んでいても、これは無害通航をいけぬということではない、これははつきりしたわけですか。そうすると、やはりこの条約にいうところの平和も秩序も、また安全も害さない、こういうふうな認定をするから、これを通すんだ、こういうことに帰着すると思ひます。それでは、一体、核三原則の、持ち込ませないといふこととはどういふ関係になるんですか。それはやはり持ち込むことになるんじゃないでしょうか。私はその点を非常に素朴な意味で疑問に思つておるわけですが、その点いかがですか。

○三木国務大臣 この持ち込みといふのは、日本の領海内部に――まあ一番典型的な例は寄港する場合。しかし、領海内でもいかりをおろして停泊する場合も考えられるでしょう。そういう持ち込みといふのと、それ以外に航行する方法はない、公海から公海に抜けていくような場合に、そこを通るよりほかにはないといふことで航行する場合、それは持ち込みと言へるでしょうか。それは、持ち込みと言へないのではないかと。核兵器は積んでおられるけれども、公海から公海に抜けていくために、そこを通るといふことが、領海をかすめるものでは、それは日本に對する核兵器の持ち込みといふのではないかと、こういうふうにかんがえてゐるわけでは、持込みといふ概念の中には入らない。それは、持込みといふ目的を持って、日本に

入ってこようという目的で——それはたとえ寄港しなくても、領海内でのいかりをおろすようなことは、それはいけません。日本へ来るのが目的でなくて、ある目的地に行くために、その水路を通るよりほかにはないというときに、たまたま領海をかすめて通ることがあっても、それは持ち込みという概念の中に入るのであるか。そういう意思は持ってないんです。日本に行こうという意思はないんです。こういうふうに解釈をいたすものでございます。

○戸叶委員 寄港するなり核兵器を持っていくという目的がないんだから、核兵器を積んで、そして入ってもいいんだ、こういう議論というのは、日本のような特殊事情の国においては、私は通用しないと思います。なぜならば、政府みずから核兵器を持たない、つくらせない、持ち込まないという三原則を声高らかに叫び、持っている理山というものは、やはり日本の安全、秩序、そういうものを考えているから、そういう三原則を打ち出されたと思う。だとするならば、やはり核兵器を乗せた軍艦が日本の領海を通るといことは、これはやはり持ち込むことの一つじゃないんですか。私はそう考えるんです。停泊したり、それからまた、そういう意図を持って来ないという場合には持ち込みでないという御理論は、ちょっと通用しないんじゃないかと思うのでございますが、この点はいかがでございませうか。

○三木国務大臣 御承知のように、アメリカとの間には、日本安保条約によって日本の防衛はアメリカが責任を負うておるわけですね。アメリカとのそういう関係にある国が、ポラリス潜水艦、しかも、日本へ寄ろうというんじゃないんです。これは事前協議の対象になる。寄ろうというのでなくして、ある公海に出ていくために、そこを通るよりほかはないために領海をかすめて通るといことが——しかも、これは日本が歓迎しておるわけではないのです。やむを得ず——いままでもほとんど通ったことはないだろう。ポラリスは通ったことはないし、今後もしそういう場合という

ものは実際問題としてほとんどないのではないかと思ひます。しかし、これは条約の御討議を願うのでありますから、絶対ないと言わねばいかぬから、こうやって言っておるのですが、ほとんどいままでもないのです。これからは私はいくことはほとんどないだろうと思ひますが、条約論としては、ただ、ある公海から公海へ抜けていくときに、そこをこう通っていくよりほかはない、そういう場合に、日本の領海をかすめて通るよう合が、持ち込みと言えうでしようか。日本へ持ち込む意図はないのです。核三原則というのは、日本へ持ち込むんじゃないというのですけれども、日本へ持ち込むと抜けていくこととすると、たまたま領海を侵す、領海をかすめて通るときに、日本へ持ってこようという意思はないのですから、日本へ持ってこようという意思はないのです。よから、戸叶さんの核兵器に対する非常に厳格なお考え方はよくわかりますが、それを持ち込みだと断定するのは、少し無理があるように私は思ひます。

○戸叶委員 外務大臣のおことばではございませうが、持ち込みというものは、一体どういうことですか。いまおっしゃったように、核兵器を持ってきて日本にどっかりとすわるとか、あるいはまた日本の中に入ってきてうろうろするとか、そういうことを持ち込みというふうにお考えになつていくようにすけれども、今度は軍艦の立場から考えていただきた。軍艦には核兵器がついていれば、それは持っているわけですね。その軍艦が入ってくるのですから、日本に核兵器を積んだ軍艦が入ってくることにゃないですか。持ってくることにゃないですか。軍艦の立場から持ってくる、軍艦にはついていくのですから、ついてくるわけでしょう。だから、私も、それではちょっと問題じゃないですか。幸いにして、私もが安保条約を審議しているときには、核兵器を積んだ軍艦などが日本に入ってくる場合には、当然装備の変更にいうことで事前協議の対象になる、こういう

ふうに答弁されているわけですから、これはやはり通告なり何なりあつてしかるべきではないかと思ひます。

〔田中(衆)委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、それもなしに大つびらに通つてもいいというのを許すとなると、たいへん矛盾した面が出てくるのじゃないか。たとえば、持ち込まないという意味と、それからもう一つは、いま外務大臣がおっしゃったような安保条約の事前協議の問題と、二つからんでくるのじゃないかと思ひます。すけれども、この点もう一度伺つておきたいと思ひます。

○三木国務大臣 私は、日本へ持ち込むというのは、ちょっと戸叶さんと違ひます。通り抜けていくのですから。持ち込むというのは、はなから、潜る艦は浮き上がつて旗を立てて通らなければいかぬという条約上の制約を受けておるのです。よくよくのことではなければ、そういうことは潜水艦の機能を発揮できないのですから、浮き上がつていくのだから。そういうこと、水路としてその水路を通つていくよりほかはないという場合に、いまでも例がない、今後ほとんど考えられぬというのに、それを日本への持ち込みであるというふうにして断定することは、私は無理ではないかと思ひます。日本の領海の中に核兵器を持っていく軍艦が行くという意思を持って行くのではないのですから、日本へ来るのではないのですから、よそへ行くこととしてちょっと領海をかすめて通るような場合が、核の日本への持ち込みである、この断定するのは、少し戸叶さんの解釈には無理があるのじゃないか、私はやはり依然としてそういうふうな考えものでございませう。

○戸叶委員 私は、それでは角度を変えて伺ひます。日本には安保条約の六条で事前協議があります。もう一つは、核は持ち込まないという、いま申し上げました三原則があるわけですね。そうだとすると、そしてしかも、この条約の審議にあつては、軍艦等が無害航行する場合には通告はしてはしという案には賛成をしているわけですね。その

ういう意味で、この日米安全保障条約の六条に従つて通告をするというふうなことがらひは、日本の政府として立場をとつておくべきじゃないか、こう思ひますけれども、この点はいかがでございませうか。

○三木国務大臣 これは検討いたします。通告の問題だけは検討いたします。

○戸叶委員 通告をすれば、非核三原則にもせめて——私たちの立場は別ですよ。この条約の審議にあつて申し上げていることなんです、そうすると、この三原則の問題あるいは事前協議の問題等から見ても、通告をしなければどうしても私はおかしい、こういうふうな思ひがあります。

そこで、それは検討しておいていただいて、次の問題に入りたいのですが、外務大臣は、通過するだけなら問題はない、ぶらぶらしたり停泊したりするようなどことは問題になるのだ、こういうことをおっしゃつたのですが、いまでもそうお考えでございませうか。

○三木国務大臣 私は、日本へ来る、日本の領海へ入つてこようという意図でなければ、停泊したり、あるいは日本の領海内を遊ぶといひますか、することはいいです。通り抜けるだけというときは、これはやはりいまま言つたように、それは差しつかえないという考えの上に立つておるわけでございます。

○戸叶委員 そういうふうなことはあり得ないとおっしゃるのですけれども、あるのですよ。たとへば条約によつてもあるのです。この三項に「停船及び投錨は、航海に通常附随するものである場合は不可抗力若しくは遭難により必要とされる場合に限り、通航に含まれる。」だから、緊急に遭難にあつたか、そして、こゝでは暗れていて、先方のほうで大雨ならば、その指令に従つて動くでしよう。だとすれば、そこで停泊するなり何なりすることはあり得ると思ひます。で、緊急の入域もあり得ると思ひます。それからまた停泊もあり得ると思ひます。こういうときはどうなさいませうか。明らかに、日本の国としてはこの条約に

入ること、この条項を認めることによって、問題が起きるのじゃないですか。

○三木国務大臣 これはこの条約の中にもそういう場合の規定がありますが、それはやはり持ち込みであるとか、軍艦が来るという一つの概念のカテゴリーではそういう場合はない、あるいはもつと違った人道的というのですか、そういうふうな角度からの考えであって、それが通常の場合における日本に入ってくるという概念とは私は違うと思います。

○戸叶委員 人道的であるとかなんとかいうことは、私もわかりません。わかりませんが、法律というものはきびしいと思うのです。そうしてまた、国民はいま核に対して非常に不安感を持っているわけですね。そういうときに、停泊したりあるいは緊急の入港はあり得ない、ということをお考えになっておきますと、こういう場合がないということは断言できないと思うのです。だから、そういうときにどうするかという問題が私にはあると思うのですが、それは人道的な問題として、停泊しても、緊急入域しても、それはかまわないのだ、こういう処置をおとりになるわけですか。

○三木国務大臣 その入ってくるというのが普通の場合と違いますね。緊急避難。それでも、停泊したりするような場合には、原因は違うけれども、一つの事前協議の対象にいたすつもりであります。

○戸叶委員 これは当然のことだと思ふのです。そこで、私はいままでのいろいろな問題を伺っておりまして、やはり非常に気になることは、この条約そのものに留保条項をつけないという話と合意でこの条約の審議が始まったと思ふのです。ところが、実際問題としては留保条項がついております。その留保条項をつけた内容は何かといえれば、軍艦が自分の領海内に入る場合には協議をしろとか、それは黙って認めないとか、いろいろそういうふうな留保条項がついているわけですね。そこで、日本がなぜそういう留保条項をつけない

たかということをお私に疑問に思いますが、時間がありませんから、政府の立場に立って考えてあげまして、これは五十八年にきめたのだ、そうすると、六十一年に安保の審議をやったのだから、事情が変わったのだとおっしゃるかもしれないと私は思うのです。そうだとするならば、いまだに留保をするというのを宣言してもいいのではないですか、こう思うのですけれども、この点はどうかお考えになりますか、そのほうがすっきりするのではないかと思います。

○高島説明員 先ほどの軍艦の無害通航につきましても、許可につきましては、ソ連の国が若干留保いたしております。われわれ、この条約は本来ならば留保を許すべき性質のものではない。一般国際法、従来ありました慣習国際法を長年の研究の結果成文化したものである。そういう観点から申しまして、一般慣習法を成文化した国際法につきまして、各国がそれぞれ留保すること、これは、国際法の法典化というその事業に対しては、非常な影響がありますので、われわれとしては、原則の問題といたしまして、留保は好ましくないというふうな考えをしております。

○戸叶委員 じゃ外務省は国内の影響をお考えにならないのですか、国民の不安というものは全然無視されるのですか。

○三木国務大臣 だから、戸叶さんの御質問に対して、通告の問題は検討いたしますとお答えいたしましたのは、やはり日本として、いろいろそういう点も検討を加えたいと考えている次第であります。

○戸叶委員 一べんこの条約に署名をしてしましますと、通告ということが正式の手段でできるかどうかということをお私に疑問に思ふわけですね。むしろ、それよりも、留保というふうな形をとったほうがいいのではないかとおもうに思ふますけれども、この点もあとで検討していただきたいと思います。むしろそうじゃないです。

もう一つ伺いますが、署名をするときに留保条

項をつけるわけですね。しかし、この批准をするときに留保条項をつけるというにはあり得ないか、あり得るかどうかを念のため伺っておきたいと思ふます。

○高島説明員 手続の問題といたしまして、日本の場合ということではなくて、一般的にこの条項に事後加入いたします際、留保をしてはいけないということにはならないと思ふます。現実に署名した後に入りました若干の国が留保している例はございます。

なお、軍艦の無害通航に対する許可あるいは通告の問題につきましては、特に通告の問題につきましては、先ほど申し上げましたとおり、われわれといたしましては、規定がないから留保しなければ通告に服させることはできないというふうには解釈いたしております。通告制といたしましても、これは各国といたしましてもそれほど異議を唱える問題ではなからう、したがって、積極的に留保の手続をしなくても差しつかえなからうというふうな考えをしております。

○戸叶委員 私、まだ質問がたくさんあるのですが、この委員会室が使われるということ、せかされておりますので、結論にいきますけれども、外務大臣、さっきおっしゃったことをよく考えていただきたい。私の質問も検討されて、ほんとうに国民の立場に立つて、私どもは心配を言っているのですから、その辺をはっきりさせて、日本は特殊な立場にあるし、またアメリカとの間に特別法というものもあるわけでございますから、私は、この前の委員会のあとでいろいろ研究してみましたが、ところが、一般法よりも特別法の方が優先するのだという解釈をあちこちから聞いてまいりましたので、そういう点から考えてみましても、当然これは事前協議の対象になるというふうに考えますので、この辺をよくおきめになっておいていただきたい。これを留保して、私の質問を終わりたいと思ふます。

○秋田委員長 両件に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時九分散会

第五十八回国会
衆議院
外務

委員會議録 第四号

(一四一)(その二)

(本号(その一)参照)

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

理由

政府は、シンガポール共和国に対し二十九億四千万三千円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を供与することにより、同国の経済開発を促進し、もつて第二次世界大戦の間のシンガポールにおける不幸な事件に関する問題の解決を図るため、昭和四十二年九月二十一日にシンガポールで、日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定
日本国及びシンガポール共和国は、

両国の外務大臣が、第二次世界大戦の間のシンガポールにおける不幸な事件に関する問題の早期かつ完全な解決が日本国とシンガポール共和国との間の友好関係の増進に建設的に寄与することを認めて、無償供与としての二千五百万シンガポール・ドル及び特別の条件による借款としての二千五百万シンガポール・ドルからなる五千万シンガポール・ドルが日本国によりシンガポール共和国に供与されることにつき意見の一致をみた千九百六十六年十月二十五日の共同コミュニケを想起し、

シンガポール共和国の経済開発の促進のために使用されるべき前記の二千五百万シンガポール・ドルの無償供与に関する協定を締結することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、現在において二千五百万シンガポール・ドル(二五、〇〇〇、〇〇〇シンガポール・ドル)に換算される二十九億四千万三千円(二、九四〇、〇〇三、〇〇〇円)の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務をシンガポール共和国に無償で供与するものとする。

2 前記の生産物及び役務の供与は、両国政府間の合意により延長されない限り、この協定の効力発生の日から三年の期間にわたつて行なわれるものとし、かつ、期間中合理的な程度に均等に配分して行なわれるものとする。

3 この条の規定に基づいて供与される日本国の生産物及び日本人の役務は、シンガポール共和国政府が提案し、かつ、日本国政府が同意することのある計画のために使用されるものとする。

4 両国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

シンガポール共和国は、第二次世界大戦の存在から生ずる問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認し、かつ、両国及びその国民がこの問題に關していかなる請求をも日本国に対して提起しないことを約束する。

第三条

この協定は、シンガポール共和国政府が日本国政府から、この協定が日本国によりその国内法上の手続に従つて承認された旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十七年九月二十一日にシンガポールで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
上田常光

シンガポール共和国のために
ウィン・ワー・シアン

日本国とマレイシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とマレイシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

理由

政府は、マレイシアに対し二十九億四千万三千円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を供与することにより、同国との経済協力を促進し、もつて第二次世界大戦の間のマレイシアにおける不幸な事件に関する問題の解決を図るため、昭和四十二年九月二十一日にクアラ・ランプールで、日本国とマレイシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とマレイシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定
日本国政府及びマレイシア政府は、

第二次世界大戦の間のマレイシアにおける不幸な事件に関する問題の解決が日本国とマレイシア

との間の友好関係の増進に寄与することを認め、両国間の経済協力を促進することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、現在において二千五百万マレイシア・ドル(二五、〇〇〇、〇〇〇マレイシア・ドル)の価値に等しい二十九億四千万三千円(二、九四〇、〇〇三、〇〇〇円)の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務をマレイシアに無償で供与するものとする。

2 前記の生産物及び役務の供与は、この協定の効力発生の日から三年の期間又は両国政府が今後合意することのある一層長い期間にわたつて行なわれるものとする。

3 1及び2に定める生産物及び役務は、まず外航用の新造貨物船二隻の建造のために、及び両国政府が合意することのあるその他の計画のためにあてられるものとする。

4 両国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

マレイシア政府は、両国間に存在する良好な関係に影響を及ぼす第二次世界大戦の間の不幸な事件から生ずるすべての問題がここに完全かつ最終的に解決されたことに同意する。

第三条

この協定は、それぞれの政府によりその憲法上の手続に従つて承認された旨を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十七年九月二十一日にクアラ・ランプールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小島太作

マレイシア政府のために

トゥンク・アブドル・ラーマン・プトラ

関税及び貿易に関する一般協定のジュネー

ヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公

文の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ

議定書(千九百六十七年)及び同議定書に附属してい

る第三十八表に掲げる乗用自動車に関する日本国

と欧州経済共同体との間の交換公文の締結につい

て、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定

に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この議定書は、関税及び貿易に関する一般協定の締結が世界貿易の一層の拡大を目的として開催した千九百六十四年から千九百六十七年までの貿易会議において、わが国を初め、米、英、国、欧州経済共同体その他の参加国が関税の引下げに關して行なつた交渉の結果、各参加国が千九百七十二年一月一日までに段階的に関税を引き下げることを約束したものであり、また、交換公文は、わが国が特定の乗用自動車について行なう関税譲許の特例について欧州経済共同体との間に取り決めたものである。これらの議定書及び交換公

文は、わが国の貿易の一層の発展に資するものと考える。よつて、この議定書及び交換公文を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネー

ヴ議定書(千九百六十七年)

千九百六十四年から千九百六十七年までの貿易會議に参加した関税及び貿易に関する一般協定の締結国及び欧州経済共同体(以下「参加国」といふ。)

関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」といふ。)(第二十四条6、第二十八条の二及び第三十三条の規定並びに關連するその他の規定に従つて交渉を行ない、

それぞれの代表者を通じて、次のとおり協定した。

I 譲許表に関する規定

1 この議定書に附属しているいずれかの参加国に關する譲許表は、この議定書が6の規定に従つて当該参加国について効力を生じた日から、当該参加国に關する一般協定の譲許表となる。2 各参加国は、その譲許表中の譲許税率を掲げる欄に定める税率(以下「最終税率」といふ。)

いずれかが千九百六十八年一月一日に有効とならないときは、その最終税率が千九百七十二年一月一日以前に有効となるようにする。参加国は、その譲許表に別段の明示の規定がある場合を除くほか、千九百六十八年一月一日から千九百七十二年一月一日までの期間内に、(a)又は(b)のいずれかに定める幅より小さくない幅の税率の引下げをそれぞれ(a)又は(b)に定める日以前に行なう。

(a) 千九百六十八年一月一日に税率の引下げを開始する参加国は、最終税率への総引下幅の五分の一の引下げをその開始の日に実施し、総引下幅の五分の四の引下げを四回に均等に分割してそれぞれ千九百六十九年、千九百七十年、千九百七十一年及び千九百七十二年の一月一日に実施する。

(b) 千九百六十八年七月一日に又は同年一月一日後七月一日前のいずれかの日に税率の引下げを開始する参加国は、最終税率への総引下幅の五分の二の引下げをその開始の日に実施し、総引下幅の五分の三の引下げを三回に均等に分割してそれぞれ千九百七十年、千九百七十一年及び千九百七十二年の一月一日に実施する。

3 いずれの参加国も、この議定書に附属してい

るその譲許表が1の規定に従つて一般協定の譲許表となつた後は、当該譲許表に定める譲許であつて、この議定書又は千九百六十四年から千九百六十七年までの貿易會議において加入を交渉した政府(以下「加入政府」といふ。)

の加入のための議定書に附属しているその譲許表がまだ一般協定の譲許表となつていないいずれかの参加国又は加入政府が主要供給国としての利害關係を有するいずれかの産品に關するものについては、いつでもその全部又は一部を停止し又は撤回することができる。もつとも、

(a) 前記の譲許の停止は、その停止の日の後三十日以内に締結国に書面により通知しなければならぬ。

(b) 前記の譲許の撤回をしようとする意思は、その撤回の日の少なくとも三十日前に締結国に書面により通知しなければならない。

(c) 要請があつたときは、当該産品について実質的な利害關係を有する参加国又は加入政府でその關係譲許表が一般協定の譲許表となつたものと協議しなければならない。

(d) 前記の譲許のうち停止され又は撤回されたものは、主要供給国としての利害関係を有する参加国又は加入政府の譲許表が一般協定の譲許表となつた日から適用しなければならぬ。

4 (a) この譲許表に附属している譲許表に定める譲許の対象となつてゐる各産品については、一般協定第二条1(b)及び(c)の規定の適用上、同協定の日付をこの譲許表の日付と読み替へるものとする。ただし、その日付の日には有効でないかなる義務にも影響を及ぼさない。

(b) この譲許表に附属している譲許表については、一般協定第二条6(a)の規定の適用上、同協定の日付をこの譲許表の日付と読み替へるものとする。

II 最終規定

5 (a) この譲許表は、千九百六十八年六月三十日まで、参加国により署名その他によつて受諾されるため、開放される。

(b) いずれかの参加国がこの譲許表を受諾することが出来る期間は、理事会の決定により、千九百六十八年十二月三十一日を超えない範囲において延長することができる。その決定は、この譲許表に附属している当該参加国に關する譲許表の実施に關する規則及び条件を定めるものとする。

6 この譲許表は、千九百六十七年十二月一日前にこれを受諾した参加国については、千九百六十八年一月一日に、千九百六十七年十二月一日

以後にこれを受諾する参加国については、その受諾の日には効力を生ずる。もつとも、千九百六十七年十二月一日までに、この譲許表を受諾しているか又は受諾する用意のある参加国は、それらの国の数が2の規定による税率の引下げの開始を正当とするために十分なものであるかどうかを検討し、十分なものではないと考えるときは、その旨を事務局長に通告するものとし、事務局長は、すべての参加国に対し、できる限り早い日にできる限り多数の受諾が確保されるように実情を再検討することを要請するものとする。

7 この譲許表は、締約国団の事務局長に寄託するものとし、事務局長は、すみやかに、一般協定の各締約国及び欧州経済共同体に対し、この譲許表の認証謄本を送付し、また、5の規定に基づくこの譲許表の各受諾について通告するものとする。

8 この譲許表は、国際連合憲章第百二条の規定に従つて登録するものとする。

千九百六十七年六月三十日にジュネーヴで、この譲許表に附属している譲許表に關して別段の定めがある場合を除いてひとしく正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

附屬書

締約国及び欧州経済共同体の譲許表

第三十八表の日本国の譲許表に關する注釈

1 この譲許表に掲げる各産品について第四欄に定める税率(以下「最終税率」という。)は、この

譲許表に別段の定めがある場合を除くほか、千九百七十二年一月一日から有効となる。

2 前記の各産品について千九百六十八年七月一日に始まる十八箇月(以下引下げの段階の区分上「第一及び第二年度」という。)の間並びに千九百七十年及び千九百七十一年の一月一日にそれぞれ始まる第三年度及び第四年度中に有効である税率は、基準税率と最終税率との差の六十パーセント、四十パーセント及び二十パーセントを各産品の最終税率にそれぞれ加えたものとする。ただし、3に定める場合は、この限りでない。

3 日本国政府は、この譲許表が附属する譲許表の5(b)前段の規定のみに従ひ、例外的な事情の下において、千九百六十八年七月一日後で同年九月一日以前の日にこの譲許表の実施を開始す

る権利を留保する。ただし、最終税率への総引下幅の五分の二の引下げをその日に実施し、総引下幅の五分の一の引下げを前記の五分の二の引下げが千九百六十八年七月一日より遅延した日数の二倍だけ千九百七十年一月一日より早い日に実施し、総引下幅の五分の二の引下げを二回に均等に分割してそれぞれ千九百七十一年及び千九百七十二年の一月一日に実施することを条件とする。

4 一個の星印を附した最終税率は、千九百六十八年七月一日又は3の規定に基づいて決定されることがある日に有効となる。

5 二個の星印を附した最終税率については、関税引下げの段階は、2及び3の規定にかかわらず、次のとおりとする。

大豆		一・二〇一一	
基準税率	第一及び第二年度	第三年度	第四年度
一三%	一キログラムにつき三円八四銭	一キログラムにつき三円三六銭	一キログラムにつき二円八四銭
一五・〇一一のうちの		ナイロンの長繊維の糸(一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限り、小売用の糸を除く。)	
基準税率	第一及び第二年度	第三年度	第四年度
二四%	二〇%	一七・五%	一五%
一七・〇一一のうちの		綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート(使用しないものに限り。)	
基準税率	第一及び第二年度	第三年度	第四年度
二二%	二二%	二〇・五%	一九%
二二%	二二%	二〇・五%	一七・五%

六・〇一一二のうち	第一及び 第二年度	毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スリツ及び オーバーコート(使用してないものに限る。)	第一及び 第二年度	毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スリツ及び オーバーコート(使用してないものに限る。)
基準税率	第一及び 第二年度	第三年度	第一及び 第二年度	第三年度
二二・五%	二二%	二〇・五%	二二%	二〇・五%
六・〇一一二のうち	第一及び 第二年度	綿製のドレス、スリツ及びオーバーコート(使用して ないものに限る。)	第一及び 第二年度	綿製のドレス、スリツ及びオーバーコート(使用して ないものに限る。)
基準税率	第一及び 第二年度	第三年度	第一及び 第二年度	第三年度
二二%	二二%	二〇・五%	二二%	二〇・五%
六・〇一一二のうち	第一及び 第二年度	毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スリツ及び オーバーコート(使用してないものに限る。)	第一及び 第二年度	毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スリツ及び オーバーコート(使用してないものに限る。)
基準税率	第一及び 第二年度	第三年度	第一及び 第二年度	第三年度
二二・五%	二二%	二〇・五%	二二%	二〇・五%
七四・〇一一二のうち	第一及び 第二年度	その他の銅の塊(合金でないもので、銅の含有量が全 重量の九五%をこえるものを除く。)	第一及び 第二年度	その他の銅の塊(合金でないもので、銅の含有量が全 重量の九五%をこえるものを除く。)
基準税率	第一及び 第二年度	第三年度	第一及び 第二年度	第三年度
二二・五%	二二%	二〇・五%	二二%	二〇・五%
一キログラム につき三〇円	一キログラム につき二五円	一キログラム につき二五円	一キログラム につき二五円	一キログラム につき二五円
七九・〇一一二のうち	第一及び 第二年度	亜鉛(合金を除く)の塊で亜鉛の含有量が全重量の九 七%をこえ、課税価格が一キログラムにつき七〇円以 下のもの	第一及び 第二年度	亜鉛(合金を除く)の塊で亜鉛の含有量が全重量の九 七%をこえ、課税価格が一キログラムにつき七〇円以 下のもの
基準税率	第一及び 第二年度	第三年度	第一及び 第二年度	第三年度
二二・五%	二二%	二〇・五%	二二%	二〇・五%
一キログラム につき七〇円	一キログラム につき七〇円	一キログラム につき七〇円	一キログラム につき七〇円	一キログラム につき七〇円
七九・〇一一二のうち	第一及び 第二年度	その他の亜鉛(合金を除く)の塊で亜鉛の含有量が全 重量の九七%をこえるもの	第一及び 第二年度	その他の亜鉛(合金を除く)の塊で亜鉛の含有量が全 重量の九七%をこえるもの
基準税率	第一及び 第二年度	第三年度	第一及び 第二年度	第三年度
二二・五%	二二%	二〇・五%	二二%	二〇・五%
一キログラム につき二二円	一キログラム につき二二円	一キログラム につき二二円	一キログラム につき二二円	一キログラム につき二二円
七九・〇一一二のうち	第一及び 第二年度	亜鉛合金の塊でアルミニウムの含有量が全重量の三% 以下のもの	第一及び 第二年度	亜鉛合金の塊でアルミニウムの含有量が全重量の三% 以下のもの
基準税率	第一及び 第二年度	第三年度	第一及び 第二年度	第三年度
二二・五%	二二%	二〇・五%	二二%	二〇・五%
一キログラム につき二二円	一キログラム につき二二円	一キログラム につき二二円	一キログラム につき二二円	一キログラム につき二二円

もつとも、日本国政府が3に定めるところに
従つて千九百六十八年七月一日後の日にその議
許表の実施を開始する場合には、第一及び第二
年度の税率は、その日に有効となるものとし、
第三年度の税率は、第一及び第二年度の税率が
有効となるのが千九百六十八年七月一日より遅
延した日数の二倍だけ千九百七十年一月一日よ
り早い日に有効となるものとする。

6 八七・〇一一二(一)の「ホイールベアスが二七
〇センチメートル以下の乗用自動車」の最終税
率は、ある参加国が乗用自動車に關する一定の
条件を満たすことを条件として、二十パーセン
トに引き下げることがある。日本国政府は、一
般協定の事務局長に対し、その引下げについて
通告するものとする。

7 (1)合衆国が(i)レザークラム(Stiqua patul-
is)以外のクラムで気密容器入りもの(合衆国
の関税率表の番号第一一四・〇五五)及び(ii)価格
が一ダースにつき一・七五ドル以下の毛製の編
み手袋(レース又は網のもの及び装飾のあるも
のを除く。)(合衆国の関税率表の番号第七〇四・
五五五)についてのアメリカ販売価格評価制度
を廃止すること、並びに(ii)合衆国が関税引下
げのための基準税率を、(i)にいう產品に關して
は、価格が正味一ポンドにつき四十セント以下
のものについては正味一ポンドにつき十二・五
セント以下及び価格が正味一ポンドにつき四十
セントをこえるものについては合衆国の千九百
三十年関税法第四百二条に定める評価方法に基
づいて従価二十パーセント以下とし、(ii)にいう
產品に關しては、一ポンドにつき四十セントに
合衆国の千九百三十年関税法第四百二条に定め
る評価方法に基づいて従価三十五パーセントを

加えたもの以下とすることを条件として、次の
追加の譲許が行なわれるものとする。

関税率表 番号	品名	基準 税率	譲許 税率
六八・〇	粉状又は粒状の天 然又は人造の研摩 材料を織物、紙、 板紙その他の材料 に付着させた物品 (特定の形状に切 つたもの、縫い合 わせたもの及びそ の他の加工をした ものを含む。)	一五%	一〇%
一	研摩紙	一五%	一〇%

この追加の譲許は、1、2及び3の規定に従
うものとし、また、前記の条件が満たされた旨
の書面による通告を日本国政府が合衆国政府か
ら受領した後三十日を経過する前の一定の日に
当該譲許を実施する旨の日本国政府から一般協
定の事務局長に於てた書面による通告により実
施される。ただし、この譲許は、日本国政府が
前記の書面による通告を千九百六十九年一月一
日までに受領しないときは、両政府が別段の合
意をしない限り、実施されないものとする。

8 欧州経済共同体がジュネーヴ議定書(千九百
六十七年)に附屬する譲許表第四十表において
(d)の記号を附してある品目の税率を引き上げ、
その結果他の参加国が自国の譲許を修正する場
合には、日本国政府は、一般協定の事務局長に
於てた書面による通告により、第六回貿易交渉
のわく内において行なわれた譲許から日本国が
得る利益が害され又は無効になる限度まで、そ
の譲許を修正することができる。

第三十八表 日本国の譲許表
この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

番 関 税 率 号 表	品 名	基 準 税 率	譲 許 税 率
第一類			
〇一・〇一のうち	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きてゐるものに限る。）	無税	無税
〇一・〇二のうち	ろ馬、ら馬及びヒニー 牛（生きてゐるものに限る。） 水牛	無税	無税
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きてゐるものに限る。） 一 羊 二 やぎ	無税	無税
〇一・〇五	家きん（鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きてゐるものに限る。） 一 鶏 二 その他のもの	無税	無税
〇一・〇六のうち	その他の動物（生きてゐるものに限る。） 二 さる 三 うさぎ及びミンク 四 みつばち 五 その他のもの	無税	無税
第二類			
〇二・〇一のうち	肉及び食用のくず肉（第〇一・〇一、第〇一・〇二、第〇一・〇三又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。） 三 その他のもの	一〇%	七・五%

〇二・〇三	びその食用のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。） 七面鳥（羽毛、内臓、頭又は脚がついてゐるかどうかを問わないものとし、断片にしたものを除く。） 家きんの肝臓（生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵又は塩水づけのものに限る。） その他の肉及び食用のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）	二〇%	一五%
〇二・〇四	一 鯨の肉及びくず肉 二 その他のもの	無税	無税

第三類

〇三・〇一のうち	魚（生きてゐないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。） 一 観賞用のもの 二 その他のもの （一）その他のものうち にしん（クルマエビ属の魚）及びその卵、たら（ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚）及びその卵、ぶり（セリオラ属の魚）、さば（スコンベル属の魚）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚）、あじ（トラクルス属及びデカプテルス属の魚）並びにさんま（コラピス属の魚）以外のもの（コラピス属の魚） 魚（塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。） 一 魚卵のうち にしん（クルマエビ属の魚）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚）のもの以外のもの	一〇%	五%
〇三・〇二のうち		一〇%	五%

〇三・〇三のうち	甲殻類及び軟体動物（殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。）並びに単に水煮した殻付きの甲殻類 一 えび （一） 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のものうち 生きているもの （二） その他のもの	一〇％ 七・五％
第四類		
〇四・〇五のうち	鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥その他貯蔵に適する処理をしたものに限るものとし、甘味を付けたものであるかどうかを問わない。） 一 殻付きのもの （一） ふ化用のもの	無税 無税
第五類		
〇五・〇一	人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるかどうかを問わない。）及び人髪のくず	無税
〇五・〇三	馬毛及びそのくず（片面又は両面に他の支持物を用いて層状にしてあるかどうかを問わない。）	無税
〇五・〇四	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片 一 腸 二 その他のもの	無税 無税
〇五・〇五	魚のくず	無税
〇五・〇六	腱、筋及び原皮くず	無税

〇五・〇八のうち	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず 二 その他のもの	無税
〇五・〇九のうち	角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず並びにホエルボン及びこれに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの毛及びくず ひづめ以外のもの	無税
〇五・一〇	アイボリー（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにアイボリーの粉及びくず 一 ぞうげ 二 さい角 三 その他のもの	無税 無税 無税
〇五・一一	かめの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）及びつめ並びにかめの甲のくず 一 べつこり 二 その他のもの	無税 無税
〇五・一二のうち	さんご及びこれに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、その他の加工をしたものを除く。）、軟体動物の殻（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びに軟体動物の殻の粉及びくず 二 その他のもの	無税 無税
〇五・一三のうち	海綿	無税
〇五・一四	課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円に満たないもの アンバーgris、海狸香、シベット、じや香	一〇％ 五％

[illegible]

[illegible]

二 その他のもの (一) 小売容器入りのもの (二) その他のもの A 粉砕し又は混合してないもの (a) しょうが (b) その他のもの B 粉砕し又は混合したもの (a) しょうが (b) その他のもの	二〇% 一〇% 一〇% 無税 一〇% 一五% 一〇%	一〇% 五% 無税 五% 五%
一〇・〇七のうち そば、あわ、カナリーシード及びグリーンソ ルガム並びにその他の穀物 二 あわ、きび及びひえ 四 カナリーシード 五 その他のもの	無税 無税 一〇%	無税 無税 五%
一一・〇二のうち ひき割り穀物及び穀物のミール並びにその他 の加工穀物（ロールにかけたもの、フレック 状にしたもの、研摩したもの、真珠形にとろ 精したものその他これらに類する加工穀物に 眼るものとし、玄米、つや出した米、精米 及び碎米を除く）並びに穀物の胚芽で全形の もの、ロールにかけたもの、フレック状にし たもの及びひいたもの 一 小麦、オート、とうもろこし又は米の もの（胚芽のものを除く。）のうち オートのもの 一一・〇三 豆（第〇七・〇五号に該当するものに限る。） の粉	二五% 二五% 二五%	二〇% 二〇% 二〇%
一二・〇一のうち 採油用に適する種及び果実（割つてあるかと うかを問わない。）	第二類	

品名	税率	備考
一 大豆	一三%	一キログラムにつき二円四〇銭
二 落花生のうち 採油用のもの	二〇% (その率が一キログラムにつき一四%の従量税率より低いときは、当該従量税率)	無税
注 税関の監督下で採油用原料として使用するものに限り。		
七 サフラワールの種	五%	二・五%
一一 パーム核	無税	無税
一二 その他のもの	無税	無税
繁殖用の種、果実及び胞子	無税	無税
一 野菜の種	一〇%	五%
三 クローバー、ルーサン、ルタバガその他飼料用の植物の種のうち	無税	無税
クローバーの種以外のもの	一〇%	五%
四 その他のもの	無税	無税
てん菜 (切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもの及び粉状にしたものに限り) 及びさとうきび	五%	無税
チコリーの根 (切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限り。)	三〇%	一五%
ホップ及びルプリン	一〇%	五%
二 ルプリン	一〇%	五%
主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分 (種及び果実を含むものとし、全形のもの又は切り、砕き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。)	一五%	七・五%
一 セメンシナその他サントニン採取用のもの	無税	無税
三 棉花	無税	無税
四 ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆及びストロファン	無税	無税
五 ツス子	無税	無税
五 コカ葉、ヤボランジ葉、カニヤリ葉	無税	無税

一三・〇一のうち	主として染色用又はなめし用に供する植物性	セシナ葉及びウワウルシ葉のうち ヤボランジ葉、パチエリ葉、センナ 葉及びウワウルシ葉		無税	無税
		六 麻黄		無税	無税
		七 キナ皮、コンズランゴ皮及びカスカラ サグラダ		無税	無税
一二・〇八のうち		八 甘草、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、 大黃、セネガ根、遠志、甘松香、コロ ンボ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、 インド蛇木根、木香及び白及のうち 甘草、吐根、りんどう、ゲンチアナ 根、大黃、セネガ根、遠志、甘松香、 コロンボ根、海葱、ヤラッパ根、イ ンド蛇木根、木香及び白及		無税	無税
		一〇 沈香		無税	無税
		一一 その他のもののうち プランタゴプシリウム種 その他のもの（キューベ根、大麻 草及びけしがらを除く。）		一〇%	無税
一二・〇九		ローカストビーン（生鮮又は乾燥のもので、 砕いてあるか、又はひいてあるかどうかを問 わないものとし、さらに調製したものを除 く。）及び主として食用に供する果実の核その 他の植物性生産品で他の号に該当しないもの		一〇%	五%
		一 ローカストビーン		無税	無税
		三 その他のもの		一〇%	五%
一二・一〇		穀物のわら及び殻（調製してないもの及び切 つたものに限るものとし、その他の調製をし たものを除く。）		無税	無税
		飼料用ビート、ルタバガその他の飼料用の根 菜類及び飼料用乾草、ルーサン、クローバー、 セインホイン、飼料用ケール、ルービン、 ベッチその他これらに類する飼料用植物		無税	無税
		第三類		無税	無税

一三・〇三のうち		原材料		無税	無税
一二・〇二のうち		一 あい、姜黄、ログウッドその他の染色 用原材料		無税	無税
		二 没食子、五倍子、びんろう子、オーク 樹皮その他のなめし用原材料のうち マングローブ樹皮、デイビデイビ及 びタラ以外のもの		無税	無税
		セラック、シードラック、スチックラックそ の他のラック並びに天然のガム、樹脂、ガム レジン及びバルサム		無税	無税
一二・〇一のうち		一 スチックラック		無税	無税
		二 シードラック		無税	無税
		三 セラックその他の精製ラック		二〇%（その一五%（その 率が一キログラムにつき 九円の従量税）五円の従量 率より低いと率より低いと きは、当該従量税率） 二五%（その二〇%（その 率が一キログラムにつき六 円の従量税）〇円の従量 率より低いと率より低いと きは、当該従量税率）	無税
一二・〇四のうち		五 バルサム		無税	無税
		六 アラビアゴム及びトラガカントゴム		無税	無税
		八 その他のもの		無税	無税
一二・〇五のうち		植物性の液汁及びエキス、ベクチン質、ベク チニン酸塩、ベクチン酸塩並びに寒天その他 植物性原料から得た粘質物及びシクナー		無税	無税
		二 カシユーナットシエル液		無税	無税
		三 パパイヤ乳液及びその乾燥物		無税	無税
一二・〇六のうち		五 麻黄エキス		無税	無税
		七 ベクチン質、ベクチニン酸塩及びベク チン酸塩		一〇%	五%
		九 その他のもの		二〇%	一〇%
一二・〇七のうち		（二）その他のもの		二〇%	一〇%
		A アルコール分が五〇度以上のもの		二〇%	一〇%
		B その他のものうち 大麻樹脂、大麻のエキス又はチ		二〇%	一〇%

[illegible]

一 豚脂			
(一) ラード		一キログラムにつき一五円	一キログラムにつき一二円
(二) その他のもの		五%	無税
A 酸価が二をこえるもの			
B その他のもの		一キログラムにつき一五円	一キログラムにつき一二円
二 家さん脂		一五%	七・五%
牛、羊又はやぎの溶出してない脂肪並びにこれから製造した牛脂、羊脂及びやぎ脂（ブルミエジュスを含む。）			
一 牛脂		四%	二・五%
二 その他のもの		五%	二・五%
一五・〇三	ラードステアリン、オレオステアリン及びタローステアリン並びにラード油、オレオ油及びタロー油で乳化、混合その他の調製をしてないもの	一五%	七・五%
一五・〇四のうち	魚又は海棲哺乳動物の油脂（精製してあるかどうかを問わない。）		
	二 鯨油	無税	無税
	三 肝油	一〇%	五%
	四 その他のもの	一〇%	五%
一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
	一 ウールグリース	五%	二・五%
一五・〇六	二 その他のもの	一五%	七・五%
	その他の動物性油脂（牛脚油及び骨又は動物のくずから得た脂を含む。）		
	一 軟体動物の油脂	一〇%	五%
	二 その他のもの	一五%	七・五%
一五・〇七のうち	植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。）		
	八 パーム油及びパーム核油	一〇%	八%
	一一 桐油及びオイシカ油	無税	無税

一五・〇八	一二 カメラヤ油 一三 漆ろう及びはぜろう 動物性又は植物性の油(ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の変性加工をしたものに限る。)	一〇%	五%
一五・〇九	デグラス 脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール	一五%	七・五%
一五・一〇	一 オレイン 二 ステアリン 三 その他のもの	一五%	七・五%
一五・一一	グリセリン、グリセリン水及びせつけん廃液 一 グリセリン 二 その他のもの	二〇%	一〇%
一五・一二	動物性又は植物性の油脂(完全に又は部分的に水素添加をしたもの及びその他の処理により固形にし又は硬化したものに限るとともに、精製してあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。)	一五%	七・五%
一五・一四	鯨ろう(粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。)	一五%	七・五%
一五・一六	植物性ろう(着色してあるかどうかを問わない。)	一〇%	五%
一五・一七	一 カルナバろう 二 その他のもの 脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	一五%	七・五%
一六・〇二のうち	肉又はくず肉のその他の調製品 一 なまこ、くらげ又はうに(卵を含む。)	二〇%	一五%

一六・〇三	肉エキス及びミートジュース	三〇%	二〇%
一六・〇四のうち	魚の調製品(キャビア及びその代用物を含む。)	二〇%	一〇%
一六・〇五のうち	一 キャビア及びその代用物 二 その他のもののうち 魚卵以外のもの 魚卵(にしん(クルマエビ属の魚)又はたら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のものを除く。)	二〇%	一五%
一六・〇五のうち	甲殻類又は軟体動物の調製品 一 くん製のもののうち えび 二 その他のもの	二〇%	一〇%

一七・〇四のうち	砂糖菓子(ココアを含有するものを除く。)	無税	無税
一七・〇四のうち	二 その他のもの (一) 甘草エキス(菓子として作られているものを除く。)	無税	無税

一八・〇一	第一八類 カカオ豆(全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。)	五%	* 無税
一八・〇二	カカオ豆の殻、皮及びくず	無税	無税
一八・〇三のうち	ココアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。)	二〇%	一〇%
一八・〇四	脱脂してないもの カカオ脂	九%	五%

一九・〇一	第一九類 麦芽エキス	二五%	一五%
-------	---------------	-----	-----

一九・〇二のうち	穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品（ココアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇％に満たないものに限る。）		
	一 砂糖を加えたもののうち	三・五％	三・〇％
	しよ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの（ケーキミックスを除く。）	二・五％	二・〇％
	二 その他のもののうち	二・〇％	一・〇％
	ケーキミックス以外のもの	三・〇％	一・五％
	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブライト、シーリングウエハー、ライスペーパーその他のこれらに類する物品		
	食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）		
一九・〇六			
一九・〇七			
二二・〇一	食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実（砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。）		
	一 砂糖を加えたもの	三・五％	二・五％
	二 その他のもの	二・五％	二・〇％
	調製した野菜（食酢又は酢酸で調整したものを除く。）		
二二・〇二のうち	二 その他のもの		
	(一) その他のもののうち		
	にんにくの粉及びきのこ		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもの	二・五％	一・七・五％
	マリネードづけ野菜		
	気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの	二・五％	二・〇％
	その他のもの	二・五％	一・五％
	トマト		
	その他のもの（アスパラガス、た		

けのこ、グリーンピース、マツシユボテト及びボテトフレークを除く。) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)(以外のもの(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。) その他の調製した果実(砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。) 一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの (二) その他のもののうち 桃及びなし(砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。) 容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの その他のもの さくらんぼ(砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、マラスキーノチェリーを除く。) さくらんぼ(砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを除く。) アプリコット、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル 二 その他のもの (三) その他のもののうち 桃及びなし(かん詰、びん詰又は	二五% 一五% 三五% 二七% 二五% 二五% 二五% 二五% 三五% 三五%
--	---

二〇・〇七のうち	つぼ詰のものに限る。、さくらんぼ(かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを除く。)、アブリコット、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ並びにフルーツカクテル 果汁(ぶどう搾汁を含む。)、及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。) 二 野菜ジュース (一) 砂糖を加えたもののうち トマトジュース以外のもの (二) その他のもののうち トマトジュース及び気密容器入りのもの以外のもの	二五% 二五% 二五%	二〇% 一七% 一七%
二一・〇一	第二類 チコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)、並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 飲料のもととして用いるエキス、エッセンス及び濃縮物(アルコール又は砂糖を含有するものを除く。) その他のもの 二一・〇二のうち コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの (一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうち インスタントティー	二七・五% 三〇% 二七・五% 三五% 三五% 二七・五%	一五% 一五% 二〇% 二五% 二五%
二一・〇四のうち	(一) その他のもの コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品 その他のもの 飲料のもと(アルコール又はコーヒーを含有するものを除く。) その他のもの ソースその他の混合調味料 一 ソース (一) その他のもののうち フレンチドレッシング及びサラダドレッシング以外のもの (二) その他のもの (三) インスタントカレーその他のカレー調製品	三〇% 二七・五% 三〇% 一八% 三〇%	二五% 二〇% 二〇% 一五% 二五%
二一・〇一	第三類 水(鉱水及び炭酸水を含む。)、氷及び雪 一 鉱水及び炭酸水 二 その他のもの ビール その他の発酵酒(たとえば、りんご酒、なし酒及びミード) 一 清酒及び濁酒 二 その他のもの エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。)、及び蒸留酒、リキエールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (四) その他のもの	一〇% 無税 三五% 一リットルにつき二二〇円 一リットルにつき一六〇円	五% 無税 二〇% 一リットルにつき二二〇円 一リットルにつき一一〇円

二二・一〇	食酢及びその代用物	エチルアルコール その他のもの(ラムを除く。) 二 リキユールその他のアルコール飲料 (蒸留酒を除く。) (一) 合成清酒及び白酒 (二) その他のもの 三 その他のもの	一リットルにつき 三〇〇円 五〇%	一リットルにつき 一五〇円 四〇%
			一リットルにつき 二二〇円 一リットルにつき 四〇〇円 二五%	一リットルにつき 一一〇円 一リットルにつき 二〇〇円 二〇%
			二五%	一二・五%

第三類

二三・〇一のうち	肉、くず肉、魚、甲殻類又は軟体動物の粉及びミール(食用に適しないものに限り)並びに獣脂	無税	無税
二三・〇二のうち	鯨の肉若しくはくず肉又は魚の粉及びミール以外のもの	無税	無税
二三・〇三のうち	ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限り)	無税	無税
二三・〇四のうち	ふすま以外のもの	無税	無税
二三・〇五のうち	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす、酒類製造の際に生ずるかす及びでん粉かすその他これに類するかす	無税	無税
二三・〇六のうち	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び酒類製造の際に生ずるかす	無税	無税
二三・〇七のうち	オイルケーキその他の植物性の油かす(油さいを除く。)	無税	無税
二三・〇八のうち	二 その他のもののうち	無税	無税
二三・〇九のうち	菜種油かす及びからし種油かす以外のもの	無税	無税
二三・一〇のうち	ぶどう酒かす及びアーゴル	無税	無税

第二五類

二三・〇六	ぶどう酒かす	五%	二・五%
二三・〇七のうち	飼料用の植物性生産品(他の号に該当するものを除く。)	無税	無税
	甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品	一〇%	五%
	一 飼料用調製品	無税	無税
	二 その他のもののうち	無税	無税
	アルファアルファミールペレット	無税	無税

二五・〇四のうち	天然黒鉛	一五%	二二%
	一 全重量の七五%以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの	無税	無税
	二 その他のもののうち	無税	無税
	課税価格が一キログラムにつき四九円五〇銭をこえるもの	無税	無税
二五・〇五のうち	天然の砂(着色してあるかどうかを問わないものとし、第二六・〇一に該当する砂状の金属鉱を除く。)	無税	無税
二五・〇六	二 その他のもの	無税	無税
二五・〇七のうち	石英(天然の砂を除く。及びけい岩(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたけい岩を含む。)	無税	無税
	カオリン、ベントナイトその他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかどうかを問わないものとし、第六八・〇七に該当するエキスパンデッドクレイを除く。並びにムライト、シャモット及びダイナシアース	無税	無税
二五・〇八	白亜	無税	無税
二五・〇九	アースカラー(焼いてあるか、又は相互に混合してあるかどうかを問わない。及び天然の雲母状酸化鉄	五%	二・五%
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニ	無税	無税

二五・二一	ウムカルシウム、りん灰石並びにりん酸塩を含有する白亜 天然の硫酸バリウム(重晶石)及び炭酸バリウム(毒重石。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化バリウムを除く。)	無税	無税
	一 硫酸バリウム(重晶石)		
	(一) 粉末のもの		
	A 塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六%以上のもの	二〇%	一〇%
	B その他のもの	無税	無税
	(二) その他のもの	無税	無税
二五・一二のうち	二 炭酸バリウム(毒重石)	無税	無税
	けいそう土その他これに類するけい酸質の土(焼いてあるかどうかを問わないものとし、見掛け比重が一以下のものに限定。)		
二五・一三のうち	二 その他のもの	無税	無税
	コランダム、ガーネットその他の研磨用鉱物性材料(天然のものに限るものとし、熱処理してあるかどうかを問わない)並びにパミスストーン及びエメリー		
	一 コランダム及びエメリーのうち エメリーサンド及びコランダムサンド(粉状のものを含む。)		
	課税価格が一キログラムにつき三三〇円に満たないもの	一〇%	五%
	その他のもの	一五%	七・五%
	二 ガーネット		
	課税価格が一キログラムにつき一〇〇円以下のもの	一五%	七・五%
	その他のもの	無税	無税
二五・一四	三 その他のもの	無税	無税
	スレート(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。)	無税	無税
二五・一五のうち	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石(見掛け比	無税	無税

二五・一六	重が二・五以上のものに限定。)及びアラバスター(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。)	無税	無税
	二 その他のもの		
二五・一七	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。)	無税	無税
	コンクリート用、道路舗装用又は鉄道その他のバラスト用に通常供する碎石(熱処理してあるかどうかを問わない)、砂利、マカダム及びタールマカダム並びにフリント及び小石(熱処理してあるかどうかを問わない)並びに第二五・一五号又は第二五・一六号に該当する岩石を粒状にし又は破片にしたもの(熱処理してあるかどうかを問わない)及び粉状にしたもの	無税	無税
二五・一八	ドロマイト(焼いてあるかどうかを問わないものとし、荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む)及び凝結ドロマイト(タールドロマイトを含む。)	無税	無税
二五・一九のうち	天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。)	無税	無税
	二 その他のもの		
二五・二〇	天然石膏、天然無水石膏及び天然石膏を焼いたもの並びに硫酸カルシウムをもととしたプラスチック(天然石膏を焼いたもの及びプラスチックにあつては、着色してあるかどうかを問わないものとし、歯科用に特に調製したプラスチックを除く。)	無税	無税
	一 天然石膏及び天然無水石膏	一〇%	五%
	二 天然石膏を焼いたもの	一〇%	五%
	三 プラスチック	一〇%	五%
二五・二一	石灰石その他の石灰質の岩石(通常石灰又はセメントの製造に供するものに限定。)	無税	無税
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰(酸化カルシ	無税	無税

二五・二三	ウム及び水酸化カルシウムを除く。)	無税	無税
二五・二四	ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるか、又はクリンカー状であるかどうかを問わない。)	一〇%	五%
二五・二五	石綿 課税価格が一キログラムにつき三三円以下のもの その他のもの	無税	二・五%
二五・二六	海泡石(みがいであるかどうかを問わない。)、こはく並びに板状、棒状その他これらに類する形状に凝結した海泡石及びこはく(凝結したものに於ては、成形後に加工したものを除く。並びに黒玉)	無税	無税
二五・二七	一 海泡石又はこはくのくず 二 その他のもの	一〇%	無税
二五・二八	雲母(はく離雲母を含む。及びそのくず塊及び片)	無税	無税
二五・二九	二 その他のもの	無税	無税
二五・三〇	ステアタイト(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含むものとし、天然のものに限る。及びタルク)	無税	無税
二五・三一	天然のクリオライト及びチオライト	無税	無税
二五・三二	天然の硫化ひ素	無税	無税
二五・三三	粗の天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかどうかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く)並びに粗の天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの	無税	無税
二五・三四	一 ほう酸塩及びその精鉱 二 ほう酸	無税	七・五%
二五・三五	長白、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアタイト及びほたる石	無税	三・七五%

二五・三三のうち	一 ほたる石 二 その他のもの	無税	無税
二六・〇一のうち	金属鉱(精鉱を含む。及び焼いた硫化鉄鉱)	無税	無税
二六・〇二のうち	一 鉄鉱 六 モリブデン鉱 (二) その他のもの	一五%	七・五%
二六・〇三のうち	八 その他のもののうち 金、銀、銅、鉛、錫、白金、その他のもの	無税	無税
二六・〇四のうち	スラグ、ドロス、スケールその他これらに類するくず(鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。)	無税	無税
二六・〇五のうち	灰及び残留物(金属又はその化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。)	無税	無税
二六・〇六のうち	一 亜鉛の採取用に適するもの 二 その他のもののうち	無税	無税
二六・〇七のうち	金又は銀の採取用に適するもの以外	無税	無税
二六・〇八のうち	その他のスラグ及び灰(ケルプを含む。)	無税	無税
二六・〇九のうち	一 骨灰 二 その他のもの	無税	無税
二七・〇一のうち	泥炭(ピトリッターを含むものとし、凝結してあるかどうかを問わない。)	無税	無税
二七・〇二のうち	二 陶磁製品の破片	無税	無税
二七・〇三のうち	一 ストロンチアナイトその他の鉱物 (一) 天然ソーダ (二) その他のもののうち	二五%	一二・五%
二七・〇四のうち	硝石(硝酸カリウム)以外のもの	無税	無税
二七・〇五のうち	二 陶磁製品の破片	無税	無税

二七・〇五	レトルトカーボン	五%	二・五%
二七・〇五の二	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス	五%	二・五%
二七・〇六	石炭、亜炭又は泥炭を蒸留して得たタールその他の鉱物性タール(これを蒸留して成分の一部を除去したもの及びビッチにクレオソート油その他のコールタール蒸留物を混じったものを含む。)	無税	無税
二七・〇七のうち	高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定する物品	無税	無税
	二 その他のもの		
	(一) 温度一五度における比重が〇・八三以下のもの	一〇%	五%
	(二) その他のもの		
	A 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇%をこえるもの	二〇%	一〇%
	B 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえ、八〇%以下のもの	一五%	七・五%
	C その他のもの	五%	二・五%
二七・〇八	ビッチ及びビッチコークス(コールタールその他の鉱物性タールから製造したものに限る。)		
	一 ビッチ	無税	無税
	二 ビッチコークス	五%	二・五%
二七・一〇のうち	石油及び歴靑油(原油を除く)並びに石油又は歴靑油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴靑油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴靑油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)		
	一 石油及び歴靑油(石油及び歴靑油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。)		
二七・一一のうち	(四) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)		
	A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	二〇%	一〇%
	B その他のもの		
	切削油、絶縁油及び流動パラフィン	二二・五%	一一・二五%
	その他のもの		
	焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油	二〇%	一〇%
	その他のもの	二〇%	一五%
	二 石油又は歴靑油の調製品(一に掲げるものを除く。)		
	(一) グリース	一五%	七・五%
	(二) その他のもの		
	A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	二〇%	一〇%
	B その他のもの	一五%	七・五%
二七・一二	石油ガスその他のガス状炭化水素 液化石油ガス	一トンにつき一、三八〇円	一トンにつき一、一〇〇円
二七・一三	ペトロラタム ワセリン その他のもの	一〇% 一八%	五% 九%
	パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう(着色してあるかどうかを問わない。)		
	一 パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろう	一〇%	五%
	(二) 融点が温度四五度以下のもの	一五%	七・五%
	(三) その他のもの	一五%	七・五%
	二 セレシンろう	一五%	七・五%

二七・一四	三 その他のもの 石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物 一 石油アスファルト 二 石油コークス 三 潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物(流動点が温度三五度以下のものに限り) 四 その他のもの	一〇% 無税 無税 二〇% 無税	五% 無税 無税 一〇% 無税
二七・一五のうち	天然アスファルト、油母頁岩、アスファルト、チタクロック及びタールサンド ギルソナイト以外のもの	無税	無税
二七・一六	マスタック、カッタバックその他の歴青質混合物(天然アスファルト、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限り) 一 ビチューメンエナメル 二 その他のもの	一〇% 五% 五%	五% 二・五%
二八・〇一	ハロゲン(ふつ素、塩素、臭素及びより素に限る。) 一 ふつ素及び塩素 二 臭素及びより素	一〇% 一〇% 一〇%	五% 五% 五%
二八・〇二	昇華いおり、沈降いおり及びコロイドいおり炭素(カーボンブラック、アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランンプブラックを含む。)	二〇%	一〇%
二八・〇三	水素、希ガスその他の非金属元素 一 希ガス 二 けい素	一〇% 一〇% 一〇%	五% 五% 五%
二八・〇四	(一) 単結品のもの (二) その他のもの 三 セレン及びテルル	二〇% 一五% 二〇%	七・五% 一〇% 一〇%

二八・〇五	四 その他のもの アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、イットリウム、スカンジウム及び水銀 一 金属ナトリウム 二 希土類金属、イットリウム及びスカンジウム 三 水銀 四 その他のもの	一五% 二〇% 一五% 一〇%	七・五% 一〇% 七・五% 二〇%
二八・〇六	塩酸及びクロルスルホン酸 一 塩酸 二 クロルスルホン酸	一〇% 一〇% 一〇%	五% 五% 五%
二八・〇七	二酸化いおり	一〇%	五%
二八・〇八	硫酸及び発煙硫酸	一〇%	五%
二八・〇九	硝酸及び硫硝酸	一〇%	五%
二八・一〇	五酸化りん、メタりん酸、オルトリン酸及びピロりん酸	一五%	七・五%
二八・一一	三酸化ひ素、五酸化ひ素及びひ酸 一 三酸化ひ素 二 その他のもの	二〇% 一五% 一五%	一〇% 七・五% 七・五%
二八・一二	酸化ほう素及びほう酸 一 酸化ほう素 二 ほう酸	一〇% 一〇% 七・五%	五% 五% 三・七五%
二八・一三	その他の無機酸及び非金属酸化物 一 無機酸 二 非金属酸化物	一五% 一五% 一五%	七・五% 七・五% 七・五%
二八・一四	非金属のハロゲン化合物、オキシハロゲン化合物その他のハロゲン化合物	一五%	七・五%
二八・一五	非金属硫化物及び三硫化りん 一 二硫化炭素 二 その他のもの	一〇% 一〇% 一五%	五% 五% 七・五%
二八・一六	無水アンモニア及びアンモニア水	一〇%	五%
二八・一七	かせいソーダ、かせいカリ、過酸化ナトリウム及び過酸化カリウム	一〇%	五%

[illegible]

二八・三六	重二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む)及びスルホキシル酸塩	一〇%	五%
二八・三八	重二チオン酸塩 その他のもの 硫酸塩(みょうばんを含む)及び過硫酸塩 一 硫酸カリウム 乾燥状態において、酸化カリウムとして計算したカリウム分が全重量の五三・五%に満たないもので塩素の含有量が全重量の〇・〇三%以上のもの その他のもの 二 硫酸バリウム 三 硫酸ニッケル 四 硫酸銅及び硫酸亜鉛 五 その他のもの 亜硝酸塩及び硝酸塩 一 硝酸カリウム及び硝酸バリウム 二 硝酸ナトリウム (一) 天然のものを精製したもの(化学的精製ものを除く) (二) その他のもの 三 その他のもの 亜りん酸塩、次亜りん酸塩及びりん酸塩 一 トリポリりん酸ナトリウム 二 その他のもの 亜ひ酸塩及びひ酸塩 炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの 二 炭酸水素ナトリウム 三 炭酸リチウム 四 炭酸カリウム及び炭酸バリウム 五 塩基性炭酸鉛 六 炭酸水素カリウム (一) 粗製のもので、酸化第二鉄として計	一五% 一五% 無税 無税 一〇% 二〇% 二〇% 二〇% 一五% 二〇% 無税 無税 一〇% 二〇% 二〇% 一五% 二〇% 一五% 二〇% 二〇% 二五% 二〇% 一八%	一一% 七・五% 無税 無税 無税 五% 一〇% 一〇% 一〇% 七・五% 一〇% 一〇% 一四% 一〇% 一一・五% 一〇% 一四%

算した鉄分が乾燥状態において全重量の〇・一%以上のもの	無税	無税
(一) その他のもの	一五%	七・五%
七 その他のもの	一五%	七・五%
シアン化物及びシアン錯塩		
一 シアン化ナトリウム及びシアン化カリウム		
シアン化ナトリウム	一五%	一二%
シアン化カリウム	一五%	七・五%
二 その他のもの	一五%	七・五%
雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	一五%	七・五%
けい酸塩及び商慣行上けい酸ナトリウム又はけい酸カリウムとして取引される物品	一五%	七・五%
ほう酸塩及び過ほう酸塩		
二 その他のもの	一〇%	七・五%
クロム酸塩、過マンガン酸塩、すず酸塩その他の金属酸塩		
一 過マンガン酸カリウム	二〇%	一〇%
二 その他のもの	一五%	七・五%
その他の無機酸塩及び無機酸ペルオキシ塩(アジ化物を除く。)		
一 硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%	一〇%
二 その他のもの	一五%	七・五%
コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム並びに貴金属の無機又は有機の塩その他の化合物(アルブミナード、プロテイナー、タンナートその他これらに類する化合物を含むものとし、化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない。)		
核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化学的(化合物に単一の化合物であるかどうかを問わない)並びに合金、ディスプレイン及びサメット(核分裂性若しくは放射性の元素若しくは同位元素又はこれらの無機若しくは有機の化合物を含有す	一〇%	五%

[illegible]

	二九・〇六	(一) テンジオール その他のもの	一〇% 五%
		(二) フエノール及びフエノールアルコール 一 単核一価フエノール	二〇% 一〇%
		(三) 石炭酸	二〇% 一〇%
		(四) クレゾール及びキシレノール	五% 二・五%
		(五) その他のもの	二〇% 一〇%
		二 多核一価フエノール	二〇% 一〇%
		(一) ナフトール	二〇% 一〇%
		(二) その他のもの	二〇% 一〇%
		三 多価フエノール	二〇% 一〇%
		ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	二・五% 一〇%
		四 その他のもの	二〇% 一〇%
		その他のもの	二〇% 一〇%
		フエノール又はフエノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇% 一〇%
		一 クロールフエノール	二〇% 一〇%
		二 その他のもの	二〇% 一〇%
		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフエノール、エーテルアルコールフエノール、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇% 一〇%
		一 ジエチレングリコール及びトリエチレンジリコール	二〇% 一五%
		二 アニソール、アネトール、ジフェニルエーテル、オイゲノール、イソオイゲノール及びアンブレットムスク	二五% 一一・五%
		三 その他のもの	二〇% 一〇%
		三員環又は四員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフエノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、	二九・〇九
		二九・〇八	
		二九・〇七	

二九・一〇	スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	二〇%	一〇%
	一 エチレンオキシド	二〇%	一〇%
二九・一一	二 その他のもの	二五%	一二・五%
	アセタール、ヘミアセタール並びに単一又は混成の酸素官能のアセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	二〇%	一〇%
二九・一二	一 フェニルアセトアルデヒドジメチルアセタール	二五%	一二・五%
	二 その他のもの	二〇%	一〇%
二九・一三	アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド	一五%	七・五%
	一 ホルマリン	二五%	一二・五%
二九・一四	二 シトラール、フェニルアセトアルデヒド、シナナムアルデヒド、アルファアミルシナナムアルデヒド、シクラメンアルデヒド、ヒドロキシシトロネラール、ヘリオトロピン、パニリン及びエチルパニリン	二〇%	一〇%
	三 その他のもの	二五%	一二・五%
二九・一五	第二九・一一号に該当する物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	二〇%	一〇%
	ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	二〇%	一〇%
二九・一六	一 ケトン官能化合物	二〇%	一〇%
	(一) アセトン	二〇%	一〇%
二九・一七	(二) メチルエチルケトン	二〇%	一〇%

二九・一四のうち	(四) メチルイソブチルケトン	二〇%	一〇%
	ヨノン、メチルヨノン、ジャスモン、アルキルアセチルインダナムスク、アルキルアセチルテトラヒドロナフタリナムスク及びケトンナムスク	二五%	一二・五%
二九・一五のうち	(四) デルター・四・アンドロスタジエン・三・一・七・ジオン、デヒドロエピアンドロステロン、プレグネノロン、一六・デヒドロプレグネノロン、デルター四・プレグネン・一七アルファ・二・一・ジオール・三・二・一・ジオン及びエストロンメチルエーテル	一〇%	五%
	(四) その他のものうち	二〇%	一〇%
二九・一六のうち	(四) その他のもの	二〇%	一〇%
	(四) アントラキノン	二〇%	一〇%
二九・一七のうち	(四) その他のもの	二〇%	一〇%
	(四) 一塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	二〇%	一〇%
二九・一八のうち	一 酢酸	一〇%	五%
	二 ステアリン酸及びオレイン酸	一五%	七・五%
二九・一九のうち	三 酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルピニル	二五%	一二・五%
	四 プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸エチル、酪酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル	二五%	一二・五%
二九・二〇のうち	五 安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アミル	二五%	一二・五%
	六 酢酸・一六・デヒドロプレグネノロン、デルター・四・九・一六アルファ・メチル・一七アルファ・ヒドロキシ・二・一・アセトキシプレグナトリエン・三・二・一・ジオン、一七アルファ・ヒド	二五%	一二・五%

二九・一七	硫酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%	一〇%
二九・一八	亜硝酸エステル及び硝酸エステル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%	一〇%
二九・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%	一〇%
二九・二〇	炭酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%	一〇%
二九・二一	その他の鉱酸エステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%	一〇%
二九・二二	一 パラチオン 二 その他のもの	二〇% 二〇%	一〇% 一〇%
二九・二三のうち	アミン官能化合物 一 ヘキサメチレンジアミン 三 オルトトールイジン 四 N-フェニル-ペーターナフチルアミン、N-N'-ジフェニル-パラフェニレンジアミン、N-N'-ジ-ペーターナフチル-パラフェニレンジアミン及びN-フェニル-N'-シクロヘキシル-パラフェニレンジアミン 五 その他のもののうち ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの その他のもの（フェニルメチルアミノプロパン及びその塩を除く。）	二〇% 二〇% 二〇% 二五% 二五% 二五% 二五% 二〇%	一〇% 一〇% 一〇% 一一・五% 一一・五% 一一・五% 一一・五% 一〇%

二九・二三のうち	単一又は混成の酸素官能のアミノ化合物	二〇%	一〇%
一 アミノアルコール		二〇%	一〇%
二 アミノ酸		二〇%	一〇%
四 その他のもののうち 麻薬以外のもの		二〇%	一〇%
二九・二四	第四アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピッド		
一 コリン		二〇%	一〇%
二 レシチン		一五%	一〇%
三 その他のもの		二〇%	一〇%
二九・二五のうち	アミド官能化合物		
一 尿素		無税	無税
二 ズルチン		二〇%	一〇%
三 ジメチルホルムアミド		二〇%	一〇%
四 ジエチルアミノアセト—二・六—キシリジド		一五%	七・五%
五 その他のもののうち 麻薬以外のもの		二〇%	一〇%
二九・二六	イミド官能化合物及びイミン官能化合物		
一 サッカリン		二〇%	一〇%
二 ジフェニルグアニジン及びアルドール—アルファ—ナフチルアミン		二五%	二二・五%
三 ヘキサメチレンテトラミン		二〇%	一〇%
四 クロルヘキシジン及びその塩		一〇%	五%
五 その他のもの ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの		二五%	二二・五%
二九・二七のうち	ニトリル官能化合物	二〇%	一〇%
一 アクリロニトリル		二〇%	一〇%
二 アセトニトリル		二〇%	一〇%
三 その他のもののうち 麻薬及びフェニルアセトアセトニトリル以外のもの		二〇%	一〇%
二九・二八	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	二〇%	一〇%
二九・二九	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	二〇%	一〇%
二九・三〇	その他の窒素官能基を有する化合物	二〇%	一〇%
二九・三一	有機いおり化合物		
一 ジメチルスルホキシド		二〇%	一〇%
二 メチオニン		二〇%	一〇%
三 ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛、エチルフェニルジチオカルバミン酸亜鉛、テトラメチルチウラムモノスルフィド及びテトラメチルチウラムジスルフィド		二五%	二二・五%
四 その他のもの ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの		二五%	二二・五%
その他のもの		二〇%	一〇%
有機ひ素化合物		二〇%	一〇%
有機水銀化合物		二〇%	一五%
二九・三二	その他のオルガノインオルガニック化合物	二〇%	一〇%
二九・三三	複素環式化合物及びスクレイン酸	二〇%	一〇%
二九・三四	一 フルフラール	二〇%	一〇%
二九・三五のうち	二 ピリジン及びピコリン	二〇%	一〇%
一 フルフラール		二〇%	一〇%
二 ピリジン及びピコリン		二〇%	一〇%
三 メチルピニルピリジン		二〇%	一〇%
四 ニーアミノピリミジン		二〇%	一〇%
五 塩酸ヒドラジン		一五%	七・五%
六 ニーメルカプトベンゾチアゾール及びその亜鉛塩、ジ—二—ベンゾチアゾールジスルフィド、N—シクロヘキシル—二—ベンゾチアゾールスルフェンアミド、N—オキシジエチレン—二—ベンゾチアゾールスルフェンアミド、二—メルカプトイミダゾリン、二—メルカプトベンゾイミダゾール並びに六—エトキシ—二・二・四—トリメチル—一・二—ジヒドロキノリン		二五%	二二・五%
七 ジオスゲニン及びヘコゲニン		一〇%	五%

二九・三六	スルホンアミド	二〇%	一〇%
二九・三七	スルトン及びスルタム	二〇%	一〇%
二九・三八のうち	プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロビタミンセントレート及びビタミンセントレートを含む)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(溶媒に溶かしてあるかどうかを問わない。)	二〇%	一〇%
	一 プロビタミン及びその誘導体	二〇%	一〇%
	二 ビタミンB群及びその誘導体	一五%	七・五%
	(一) ビタミンB ₁ 及びその誘導体	一五%	七・五%
	(二) その他のもの	一五%	七・五%
	三 ビタミンC及びその誘導体	一五%	七・五%
	四 ビタミンD及びその誘導体	一五%	七・五%
	五 ビタミンE及びその誘導体	一五%	七・五%
	六 その他のもの	一五%	七・五%
二九・三九	ホルモン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る)及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの	二〇%	一〇%
	一 脳下垂体ホルモン及びその誘導体	二〇%	一〇%
	八 ノナラクトン、ウンデカラクトン、エタラクトリド、アンブレタリド及びクマリン	二五%	一二・五%
	九 サントニン	二五%	二〇%
	一〇 その他のもののうち		
	酒石酸デキストロー(パラメトキシベンジル)―二―メチルオクタヒドロイソキノリン、デキストロー―三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン、臭化水素酸デキストロー―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン及び三・四―ジメチル―五―アミノイソオキサゾールゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	一五%	七・五%
	その他のもの(麻薬を除く。)	二五%	一二・五%

二九・四〇	酵素	二〇%	一〇%
	一 ペプシン	二〇%	一〇%
	二 レンネット	二〇%	一〇%
	三 パパイン	二〇%	一〇%
	四 その他のもの	二〇%	一〇%
二九・四一	グリコシド(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二〇%	一〇%
二九・四二のうち	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二〇%	一〇%
	二 キナアルカロイド及びその誘導体	無税	無税
	(一) 塩酸キニーネ、硫酸キニーネ、エチル炭酸キニーネ、硫酸キニジン、塩酸シンコニン及び硫酸シンコニン	一〇%	五%
	(二) その他のもの	無税	無税
	三 その他のもの	一〇%	五%
	(一) カフェイン	二五%	二〇%
	(二) 硫酸ニコチン	二〇%	一七%
	(三) 酒石酸エルゴタミン	無税	無税
	(四) ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド	一五%	七・五%
	(五) その他のもの	一五%	七・五%
	コカ葉アルカロイド、フェニルアミノプロパン、一―フェニル―ニ―メチルアミノプロパノール、一―一―フェニル―一―クロル―		

二九・四三のうち	糖類（化学的に純粋なものとし、しよ糖、グルコース及び乳糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩（第二九・三九号、第二九・四一号又は第二九・四二号に該当するものを除く。） 三 その他のもののうち 糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩	二〇%	一〇%
二九・四四	抗生物質 一 ペニシリン及びストレプトマイシン 二 その他のもの バイオマイシン ジヒドロストレプトマイシン、シクロセリン、テトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びオキシテトラサイクリン その他のもの	一七・五%	一〇%
二九・四五	その他の有機化合物	二〇%	一〇%
三〇・〇一	第三〇類 臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかどうかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のものと並びに治療又は予防用に調製したその他の動物性物質で他の号に該当しないもの 一 熊胆及びせんそ 二 肝臓エキス	無税	無税
三〇・〇二のうち	三 その他のもの 免疫血清並びに微生物性ワクチン、毒素、培養微生物（発酵微生物を含むものとし、酵母を除く。）及びこれらに類する物品 二 その他のもののうち 免疫血清以外のもの	一〇%	五%
三〇・〇三のうち	医薬品（動物用のものを含む。） 一 抗生物質製剤 （一） ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤 （二） その他のもの バイオマイシン製剤 ジヒドロストレプトマイシン、シクロセリン、テトラサイクリン、クロルテトラサイクリン又はオキシテトラサイクリンの製剤 その他のもの 二 ビタミン製剤 三 ホルモン製剤 インシュリン製剤 その他のもの 四 その他のもの （一） 小売用の形状又は包装にしたものうち 麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの以外のもの （二） その他のものうち 麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの以外のもの	二五%	一五%
三〇・〇四	脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうこう、パップ剤その他これらに類する製品（医療を目的として医薬を塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したものに限るものとし、この類の注に掲げる物品を除く。） その他の医療用品	二〇%	一〇%
三〇・〇五		二〇%	一〇%

第三二類

三二・〇一	グアノその他の動物性又は植物性の天然肥料 (相互に混合してあるかどうかを問わないものとし、化学的に処理したものを除く。)	無税	無税
三二・〇二のうち	窒素肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	無税	無税
一 硫酸アンモニウム		無税	無税
二 硝酸ナトリウム		無税	無税
(一) 天然のもの及びこれを精製したもの のうち		無税	無税
(二) 精製したもの		無税	七・五%
(三) その他のもの		一五%	一〇%
三 カルシウムシアナミド		一五%	一〇%
四 その他のもの		無税	無税
三二・〇三	りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	無税	無税
重過りん酸石灰(五酸化りんとして計算したりん酸分が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。)		一五%	一〇%
その他のもの		無税	無税
三二・〇四のうち	カリ肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	無税	無税
一 塩化カリウムのうち		無税	無税
化学的に精製したもの		無税	無税
二 硫酸カリウム		無税	無税
三 その他のもの		無税	無税
三二・〇五のうち	その他の肥料及びこの類の物品をタブレット状、ひし形その他これらに類する形状に調製し、又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	無税	無税
りん酸アンモニウム(りん酸アンモニウムを主成分とする物品を含む。)	以外のもの	無税	無税
第三二類		無税	無税
三二・〇一	植物性のなめしエキス	無税	無税
三二・〇二	タンニン(水で抽出した没食子タンニン及び	無税	無税

三二・〇三

三二・〇四のうち

三二・〇五

五倍子タンニンを含む。)	及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	一〇%	五%
一 タンニン		一五%	
二 タンニン誘導体			
合成なめし剤(天然なめし料と混合してあるかどうかを問わない。)	及びなめし前処理用の人工ペーティング剤(たとえば、酵素系のもの、すい臓系のもの及びバクテリア系のもの)	五%	二・五%
一 有機の合成なめし剤		一五%	七・五%
二 人工ペーティング剤		二〇%	一〇%
三 その他のもの			
植物性着色料(ダイウッデエキスその他の植物性染色エキスを含むものとし、天然あいを除く。)	及び動物性着色料	五%	二・五%
一 植物性着色料		五%	二・五%
(一) ログウッデエキス		五%	二・五%
(二) その他のもの		五%	二・五%
二 動物性着色料		五%	二・五%
有機合成染料(顔料色素を含む。)、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい			
一 塩基性染料		二五%	一一・五%
二 直接染料		二五%	一一・五%
三 酸性染料		二五%	一一・五%
四 媒染染料及び酸性媒染染料		二五%	一一・五%
五 硫化染料及び硫化建染め染料		二五%	一一・五%
六 建染め染料		二五%	一一・五%
(一) 人造あい		二五%	一一・五%
(二) その他のもの		二五%	一一・五%
七 有機溶剤溶解染料		二五%	一一・五%
八 ラピッド染料		二五%	一一・五%
九 分散性染料		二五%	一一・五%
一〇 けい光白色染料		二五%	一一・五%
一一 反応性染料		二五%	一一・五%
一二 顔料色素		二五%	一一・五%
一三 天然あい		無税	無税
一四 ビグメントレジンカラーベース		一五%	一七・五%

三三・〇六	一五 その他のもの	二五	一二・五%
	レーキ顔料		
	一 ビグメントレジンカラーベース	一五	七・五%
	二 その他のもの	二五	一二・五%
三三・〇七	その他の着色料及び無機のルミノホア		
	一 紺青	一〇	五%
	二 群青	二五	一二・五%
	三 リトボン	一五	一〇%
	四 ルミノホア	一五	七・五%
	五 その他のもの	一五	七・五%
三三・〇八	調製顔料、調製乳白剤、調製えのぐ、ほうろく、うわぐすり、液状ラスタその他これらに類する物品（窯業用のものに限る。）及びうわぐすり用のスリップ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの		
	一 調製顔料、調製乳白剤及び調製えのぐ	一五	七・五%
	二 ガラスフリットその他のガラス	一〇	五%
	三 その他のもの	一五	七・五%
三三・〇九	ワニス、水性塗料、革の仕上げ用の調製水性顔料並びにベイント並びにあまに油、ホワイトスピリット、テレピン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンブ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料		
	一 天然樹脂系ワニス	二〇	一〇%
	二 繊維素塗料	二〇	一〇%
	三 油ベイント	一五	七・五%
	四 合成樹脂を含有する塗料（一から三までに掲げるものを除く。）	二二・五	一二・二五%
	(一) 合成樹脂塗料		
	(二) その他のもの	二〇	一〇%
	ラッカー（絶縁塗料を除く。）	二五	一二・五%
	その他のもの		
三三・一〇	五 パールエッセンス	一〇	五%
	そのまます料として使用するもの	八	四%
	その他のもの	一七・五	八・七五%
	六 アルミニウムペースト	二〇	一〇%
	七 アルカリブルートナー	二五	一二・五%
	八 スタンブ用のはく	二〇	一〇%
	九 染料	二〇	一〇%
	一〇 その他のもの		
三三・一一	画家用えのぐ、習画用えのぐ、ポスターカラー、整色用えのぐ、遊戯用えのぐその他これらに類するえのぐ類（タブレット状、チューブ入り、びん入り、さら入りその他これらに類する形状又は包装のものに限るものとし、ブラシ、パレットその他の附属品とともにセットにしたものを含む。）	二〇	一〇%
三三・一二	調製ドライヤー	二〇	一〇%
三三・一三	ガラス用のパテ、つぎ木用のパテ、塗装用の充てん料及び閉そく用又はシーリング用のマスチックその他これに類するマスチック（レジンマスチック及びレジンセメントを含む。）	一五	七・五%
	筆用インキ、印刷用インキその他のインキ		
	一 印刷用インキ	二〇	一〇%
	(一) 黒色のもの	二〇	一〇%
	(二) その他のもの	二〇	一〇%
	二 その他のもの		
三三・一四	精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）及びレジノイド		
	一 精油		
	(一) ベイ葉油、ベルガモット油、カンナガ油、けい皮油、けい葉油、シダー		

三三・〇一	精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物	無税	無税
三三・〇二	精油のコンセントレート(冷収取法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)	二〇%	一〇%
三三・〇三	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもとした混合物(アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。)	二〇%	一〇%
三三・〇四	二 レジノイド	二〇%	一〇%
	(一) ベイ葉油、カンガ油、けい皮油、けい葉油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、ジンジャグラス油、バルマローザ油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、大ういきよう油、タイム油、イランイラン油及び牛樟油	無税	無税
	(二) ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油	無税	無税
	レモングラス油	一〇%	無税
	その他のもの	一〇%	五%
	その他のもののうち	一〇%	五%
	スピアミント油	一〇%	五%
	その他のもの(ペパーミント油を除く。)	一〇%	五%

三三・〇五	一 アルコール分が一〇度以上のもの	三五%	一七・五%
三三・〇六	二 その他のもの	二五%	一二・五%
	精油のアキユアステイスチレート及びアキユアスリユーション(医薬用に適するものを含む。)	二〇%	一〇%
	調製香料及び化粧品類		
	一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの	五〇%	二五%
	二 おしろい	三〇%	一五%
	三 香油、クリーム、ポマード、口紅その他油、脂又はろうの製品	五〇%	二五%
	四 香水、ポマード及びひげそり用製品	三〇%	一五%
	五 その他のもの	一五%	七・五%
	歯みがき	四〇%	二〇%
	ひげそり用製品、つめ化粧品、香及び線香	三〇%	一五%
	その他のもの	三〇%	一五%
	液状又はペースト状のもの	三五%	一七・五%
	その他のもの		
三四・〇一	せつけん(薬用せつけんを含む。)		
	一 浴用せつけん(薬用のものを含む。)	三〇%	一五%
	(一) 薬用のもの		
	(二) その他のもの	二七%	一三・五%
	芳香を付けたもの	三〇%	一五%
	その他のもの	二〇%	一〇%
	二 洗たくせつけん	二〇%	一〇%
	三 その他のもの	二〇%	一〇%
三四・〇二	有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤(調製したものにあっては、せつけんを含有するかどうかを問わない。)		
	一 有機界面活性剤及び調製界面活性剤	二〇%	一七・五%
	二 その他のもの	二〇%	一〇%

三四・〇三	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。)	一五%	七・五%
	グリース		
	切削油及び絶縁油(石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえ、温度一五度における比重が〇・八四九四をこえるものに限る。)	二二・五%	一一・二五%
	その他のもの		
	調製潤滑剤(石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえるものに限る。)	二〇%	一〇%
	その他のもの	二五%	一二・五%
三四・〇四	調製ろう(乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。)		
	造ろうを含む。)		
	つや出し用ワックス	一五%	七・五%
	その他のもの	二〇%	一〇%
三四・〇五	はき物用、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メタルポリッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調製品(第三四・〇四号に該当する調製ろうを除く。)		
	一 つや出し用ワックス	二〇%	一〇%
	二 メタルポリッシュ		
	鉍物性材料を主成分とするもの	一〇%	五%
	その他のもの	二〇%	一〇%
	三 その他のもの	二〇%	一〇%
三四・〇六	ろうそく及びこれに類する物品	一五%	七・五%
三四・〇七	モデリングベースト(児童用のもの及び取りそろえたものを含む。)		
	及び板状、馬てい状、棒状その他これらに類する形状の歯科用ワックス		
	一 モデリングベースト	二〇%	一〇%
	二 歯科用ワックス	二〇%	一〇%

第三五類			
三五・〇二のうち	アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体	一五%	七・五%
	二 その他のもの		
三五・〇三	ゼラチン(正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。)		
	ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシングラス		
	一 ゼラチン及びにかわ	一〇%	七・五%
	ゼラチン(写真用のものに限る。)	二五%	二〇%
	その他のもの	一〇%	五%
	二 魚膠及びアイシングラス	二〇%	一〇%
	三 その他のもの		
三五・〇四のうち	ペプトン及びその他のたんぱく質系物質並びにこれらの誘導体並びに皮粉(クロムみようばんを加えた皮粉を含む。)		
	一 ペプトン及びその誘導体	一五%	七・五%
	二 皮粉	一〇%	五%
三五・〇六	調製膠着剤(他の号に該当するものを除く。)		
	及び膠着剤に適する物品のうち膠着剤として小売用に包装したもので正味の重量が一キログラム以下のもの		
	一 小売用に包装したもの	五%	二・五%
	天然ゴムの溶液及びペースト	二〇%	一〇%
	その他のもの	二〇%	一〇%
	二 その他のもの		
第三六類			
三六・〇五	花火、鉄道用の霧中信号用品、のろし、レイノケットその他これらに類する火工品	一五%	七・五%
三六・〇六	マッチ(ベンガルマッチを除く。)		
	一 七〇本以下入りのもの	一個につき四〇銭	一個につき二二銭
	二 その他のもの	二五%	一二・五%
三六・〇七	フェロセリウムその他の発火性合金(形状を		

三六・〇八	問わない。	調製燃料	一五%	七・五%
-------	-------	------	-----	------

第三七類

三七・〇一のうち	感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く。）	二 その他のもの	三〇%	一五%
----------	--	-----------	-----	-----

三七・〇二のうち	感光性のロール状フィルム（露光してないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。）	一 映画用フィルム	二〇%	一五%
----------	---	------------	-----	-----

三七・〇三のうち	感光性の紙、板紙及び布（露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。）	二 その他のもの	三〇%	一五%
----------	---	-----------	-----	-----

三七・〇四	感光性のプレート及びフィルム（露光したもので、現像してないものに限る。）	一 映画用フィルム	一五%	七・五%
-------	--------------------------------------	------------	-----	------

三七・〇五	二 その他のもの	その他のもの	二五%	一二・五%
-------	-----------	--------	-----	-------

三七・〇六	二 その他のもの	その他のもの	二五%	一二・五%
-------	-----------	--------	-----	-------

三七・〇七	二 その他のもの	その他のもの	二五%	一二・五%
-------	-----------	--------	-----	-------

三七・〇八	二 その他のもの	その他のもの	二五%	一二・五%
-------	-----------	--------	-----	-------

三七・〇九	二 その他のもの	その他のもの	二五%	一二・五%
-------	-----------	--------	-----	-------

三七・〇七	その他の映画用フィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するかどうかを問わない。)	一 ニュース用のもの フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一メートルにつき三〇円	一メートルにつき一五円
	その他のもの	一メートルにつき一〇円	一メートルにつき五円	
	二 その他のもの			
	(一) フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき五円	一メートルにつき二五〇銭	
	(二) フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき二五円	一メートルにつき一二五銭	
	(三) フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき三〇円	一メートルにつき一五円	
	(四) フィルムの幅が四〇ミリメートルをこえるもの	一メートルにつき一〇〇円	一メートルにつき一五〇円	
三七・〇八	写真用の化学用品及びせん光材料	二〇%	一〇%	
三八・〇一	第三八類 人造黒鉛及びコロイド黒鉛(油に懸濁しているコロイド黒鉛を除く。)			
	一 人造黒鉛			
	(一) 全重量の七五%以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの	一五%	一二%	
	(二) その他のもの	一〇%	五%	
	二 コロイド黒鉛	一〇%	五%	
三八・〇二	骨炭、アイボリーブラックその他の炭(炭酸を含む。)	無税	無税	
	一 骨炭			

三八・〇三	二 その他のもの	一五%	七・五%
	活性けいそう土、活性粘土、活性ポリキサイトその他活性化された天然の鉱物性生産品及び脱色用、滅菌用又は吸着用の活性炭		
	一 活性炭	二〇%	一〇%
	二 その他のもの	一〇%	五%
三八・〇四	アンモニア性ガス液及び石灰ガス精製の際に産出する炭酸化鉄	五%	二・五%
三八・〇五	粗製のもの	五%	二・五%
三八・〇六	二 精製のもの	一〇%	二・五%
三八・〇七	亜硫酸パルプ廃液の濃縮物	五%	二・五%
	ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤(蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。)、ジペンテン(粗のものに限る。)、亜硫酸テレピン並びにパイン油(テルピネオール含有量が少ないパイン油を除く。)		
	一 テレピン油	一〇%	五%
	二 パイン油	一〇%	五%
三八・〇八のうち	三 その他のもの	一〇%	五%
	ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体(第三九・〇五号のエステルガムを除く。並びにロジンスピリット及びロジン油		
	二 ロジンスピリット及びロジン油	一〇%	五%
	三 不均化ロジン及びその誘導体	一〇%	五%
	四 その他のもの	一〇%	五%
三八・〇九	木タール、木タール油(第三八・一八号に該当する配合溶剤及び配合シンナーを除く。)、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油	無税	無税
三八・一〇	植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン又は植物性ピッチをもととしたもの及び天然樹脂質の物品をもととした鋳物用の中子粘結剤	一〇%	五%
三八・一一	消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤その他これらに類する物品(小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの)	一〇%	五%

の並びにいおりを含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに
限る。）

一 小売用の形状又は包装にしたもの
二 その他のもの

(一) ジクロルジフェニルトリクロルエタ
ン(DDT)又はベンゼンヘキサクロリ
ド(BHC)の製剤
(二) オクタクロルテトラヒドロメタノイ
ンダン(クロルデン)、ヘプタクロル
テトラヒドロメタノインデン(ヘプ
タクロル)、ヘキサクロルヘキサヒド
ローエンド・エキソジメタノナフ
タリン(アルドリン)、ヘキサクロル
エポキシオクタヒドロ・エンド・エ
ンドージメタノナフタリン(エンド
リン)又はヘキサクロルエポキシオ
クタヒドロ・エンド・エキソジメ
タノナフタリン(デルドリン)の製剤
その他のもの

(三) つや出し剤、仕上剤及び媒染剤(調製したも
ので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他
これらに類する工業において用いるものに限
る。)

一 媒染剤
二 その他のもののうち
でん粉質の物品を主体とするもの
以外のもの

金属表面処理用の調製浸せき剤、ろう付け
用、はんだ付け用又は溶接用のフラックスそ
の他の調製した助剤、ろう付け用、はんだ付
け用又は溶接用の粉末及びペーストで金属と
その他の材料とから成るもの並びに溶接棒又
は電極のしん又は被覆に用いる調製品

一 溶接用のフラックス
二 その他のもの

二〇%

一〇%

二〇%

一〇%

二〇%

一〇%

二〇%

一〇%

二〇%

一〇%

二〇%

一〇%

三八・一四のうち

アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止
剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これ
らに類する調製した鉱物油添加剤

二 その他のもの

調製したゴム加硫促進剤

微生物用の調製培養剤

消火器用の調製品及び装てん物にした薬剤並
びに装てんした消火弾

配合溶剤及び配合シンナー(ワニスその他こ
れに類する物品に用いるものに限る。)

化学品及び化学工業(類似の工業を含む)に
よる調製品(天然物のみの混合物を含む)並
びに当該工業において生ずる残留物(他の号
に該当するものを除く。)

一 低重合度の混合アルキレン

二 液状アルキルアール炭化水素の混合
物

三 液状ポリエチレングリコール

四 ナフテン酸

五 触媒

(一) 鉄触媒及び白金触媒
(二) シリカ・アルミナ触媒
(三) その他のもの

六 ゴム老化防止剤

七 耐火セメント及び耐火モルタル
高温耐火セメント及び高温耐火ボン
ディングモルタル

八 チューインガムベース(チクルガムを
もととして製造したものに限るものと
し、砂糖その他の甘味料、香料、人造
プラスチック又は合成ゴムを含有する
ものを除く。)

二〇%

一〇%

二五%

一二・五%

一〇%

五%

二〇%

一〇%

二〇%

一〇%

一〇%

五%

一五%

七・五%

二〇%

一〇%

一五%

七・五%

無税

無税

二〇%

一〇%

一五%

七・五%

二五%

一二・五%

一五%

七・五%

無税

無税

三九・〇一のうち		三九・〇二	
九 セレンさい及びテルルさい	無税	無税	
一〇 その他のもの	七・五%	七・五%	
高温耐火性建設材料	一〇%	一〇%	
その他のもの	二〇%	二〇%	
第三九類			
フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他の不飽和ポリエステル、シリコンその他の縮合物、重縮合物及び重付加物（これらを変性し又は重合したもの及び線状分子構造のものを含む。）			
一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）	二〇%	一〇%	
（一） ビグメントレジンカラー用のエキステンダー	二〇%	一〇%	
（二） その他のもののうち	二〇%	一〇%	
（三） シリコンのもののうち	二〇%	一〇%	
（四） シリコンコンパウンド以外のもの	二〇%	一〇%	
（五） その他のもの	二〇%	一〇%	
二 塊、粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	二〇%	一〇%	
（一） フェノール樹脂のもの	二〇%	一〇%	
（二） ポリエステル樹脂のもの	二〇%	一〇%	
（三） シリコンのもののうち	二〇%	一〇%	
（四） シリコンコンパウンド以外のもの	二〇%	一〇%	
（五） その他のもの	二〇%	一〇%	
三 くず	二〇%	一〇%	
フェノール樹脂のもの	二〇%	一〇%	
その他のもの	二〇%	一〇%	
四 天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品	一五%	七・五%	
五 その他のもの	七・五%	七・五%	
（一） フェノール樹脂のもの	三〇%	一五%	
（二） ポリエステル樹脂のもの	三〇%	一五%	
（三） シリコンのもののうち	三〇%	一五%	
（四） その他のもの	三〇%	一五%	
（五） ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロニンデン樹脂その他の重合物及び共重合物	二〇%	一〇%	
一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）	二〇%	一〇%	
（一） ビグメントレジンカラー用のエキステンダー	二〇%	一〇%	
（二） その他のもの	二〇%	一〇%	
（三） ポリブテンのもの	二〇%	一〇%	
（四） その他のもの	二〇%	一〇%	
二 塊、粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	二〇%	一〇%	
（一） ポリエチレンのもの	二〇%	一〇%	
（二） ふつ素樹脂のもの	二〇%	一〇%	
（三） ポリスチレンのもの	二〇%	一〇%	
（四） 発泡性ポリスチレンのもの	二〇%	一〇%	
（五） その他のもの	二〇%	一〇%	
（六） 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	二〇%	一〇%	
（七） アクリル樹脂のもの	二〇%	一〇%	
（八） ポリプロピレンのもの	二〇%	一〇%	
（九） その他のもの	二〇%	一〇%	
（十） イオン交換樹脂のもの	二〇%	一〇%	
（十一） その他のもの	二〇%	一〇%	
三 くず	二〇%	一〇%	
フェノール樹脂のもの	二〇%	一〇%	
その他のもの	二〇%	一〇%	

三九・〇三

三九・〇三	(一) ポリエチレンのもの	三〇%	一五%
	(二) アクリル樹脂のもの	三〇%	一五%
	(三) その他のもの	三〇%	一五%
	四 天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品	一五%	七・五%
	五 その他のもの		
三九・〇三	(一) ポリエチレンのもの	三〇%	一五%
	(二) ふつ素樹脂のもの	三〇%	一七・五%
	(三) ポリスチレンのもの	三〇%	一五%
	(四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	三〇%	一五%
	A 塩化ビニル樹脂の組物材料(しんにとりを用いたものに限る。)	三〇%	一五%
	B その他のもの		
	一次製品	二〇%	一〇%
	その他のもの	三〇%	一五%
	(四) アクリル樹脂のもの	三〇%	一七・五%
	メチルメタクリル樹脂のもの	三〇%	一五%
三九・〇三	(四) その他のもの	三〇%	一五%
	ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体(コロジオン及びセルロイドその他可塑化したものを含む)、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー	三〇%	一五%
	一 天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品	一五%	七・五%
	二 その他のもの		
	(一) アセチルセルロース(塊、粉(モールディングパウダーを含む)、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。)	二七・五%	一三・七五%
	(二) セロイド	一〇%	五%
	(三) バルカナイズドファイバー	二〇%	一〇%

三九・〇四	四 硬化カゼイン、硬化ゼラチンその他の硬化たんぱく質	二〇%	一〇%
	溶融により変性した天然樹脂(ランガム)及び天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂(エステルガム)並びに塩化ゴム、塩酸ゴム、酸化ゴム、環化ゴムその他の天然ゴムの化学的誘導体	一〇%	五%
	一 溶融により変性した天然樹脂(ランガム)	一〇%	五%
	二 天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂(エステルガム)	一五%	七・五%
	三 天然ゴムの化学的誘導体	一五%	七・五%
	その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック(アルギン酸並びにその塩及びエステルを含む)並びにリノキシン	一五%	七・五%
	一 アルギン酸並びにその塩及びエステル	二〇%	一〇%
	二 その他のもの		
	第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品	三〇%	一五%
	一 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品	二〇%	一〇%
三九・〇七	二 その他のもの		
	四〇・〇一のうち		
	天然ゴムのラテックス(合成ゴムのラテックスを加えてあるかどうかを問わない)及びブリバルカナイズドラテックス並びに天然ゴム、巴拉タ、グタペルカその他これらに類する天然ゴム	一五%	七・五%
	一 天然ゴムラテックス		
	(一) 合成ゴムラテックスを加えたもの	一五%	七・五%
	(二) その他のもの		
	A 感熱ラテックス及び酸性ラテック		

第四〇類

四〇・〇二のうち	ス	二 天然ゴムのプリバルカナイズドラテックス	一五%	七・五%
	三 天然ゴム	(一) 凝固前に可塑剤その他の物品(保存剤及び粘土を除く。)を加えたもの その他のものうち グタペルカ以外のもの	一五%	七・五%
	四	合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクチス	無税	無税
	一 合成ゴムラテックス	(一) 感熱ラテックス及び酸性ラテックス	一五%	七・五%
四〇・〇三	二 合成ゴムのプリバルカナイズドラテックス		一五%	七・五%
	三 合成ゴム	(一) 天然ゴムを人造プラスチックで変性したもの(この類の注4(ロ)に定めるものに限り。) (二) その他のもの A 凝固前に可塑剤その他の物品(鉱物油、保存剤及び単に識別を容易にするための着色料を除く。)を加えたもの	一五%	七・五%
	四 その他のもの		無税	無税
	再生ゴム	くずゴム(エポナイトのものを除くものとし、ゴム製品のくずにあつては、再生用のみに適用するものに限り。及びその粉)	一〇%	五%
四〇・〇四	天然ゴム又は合成ゴムの板、シート及びストリップ(第四〇・〇一又は第四〇・〇二号のスムークドシート及びクレープシートを除く。)、加硫用配合をした天然ゴム又は合成ゴムの粒並びに凝固の前又は後にカーボンブラック又はシリカを配合した天然ゴム又は合		無税	無税
			無税	無税
			無税	無税
			無税	無税
四〇・〇五			無税	無税
			無税	無税
			無税	無税
			無税	無税
四〇・〇六	成ゴムのマスターバッチ(加硫してないものに限り。のとし、マスターバッチにあつては、鉱物油を加えたものを含み、形状を問わない。)		一五%	七・五%
	天然ゴム又は合成ゴム(ゴムラテックスを含む。のその他の形状又は状態のもの(たとえば、棒、管、形材、溶液及び分散液。加硫してないものに限り。))及び天然ゴム又は合成ゴムの製品(たとえば、紡織用繊維の糸でゴムを塗布し又はしみ込ませたもの、リング及び円盤。加硫してないものに限り。)		一五%	七・五%
	一 天然ゴム溶液及びペースト		一五%	七・五%
	二 その他のもの		一五%	七・五%
四〇・〇七	ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆してあるかどうかを問わない。))並びにゴムを被覆し又はしみ込ませた紡織用繊維の糸(加硫したものに限り。)		一五%	七・五%
	ゴムの板、シート、ストリップ、棒及び形材(加硫したものに限り。のとし、エポナイトのものを除く。)		一五%	七・五%
	一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーのもの(紡織用繊維の繊維類を単に補強のために結合したものを含む。)		一五%	七・五%
	二 その他のもの		一五%	七・五%
四〇・〇八	ゴム管(加硫したものに限り。のとし、エポナイトのものを除く。)		一五%	七・五%
	ゴム製の伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング(加硫したものに限り。)		一五%	七・五%
	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフリップ(車輪用のものに限り。)		一五%	七・五%
	一 自動車用のもの(公称の幅が一〇一・六ミリメートルをこえるタイヤ及びタ		一五%	七・五%
四〇・〇九			一五%	七・五%
			一五%	七・五%
			一五%	七・五%
			一五%	七・五%
四〇・一〇			一五%	七・五%
			一五%	七・五%
			一五%	七・五%
			一五%	七・五%
四〇・一一			一五%	七・五%
			一五%	七・五%
			一五%	七・五%
			一五%	七・五%

四一・〇一のうち	原皮(羊の毛皮を含み、生鮮、塩蔵、乾燥、酸づけ又は石灰づけのものに限るものとし、スプリットしてあるかどうかを問わない。)	無税	無税
四一・〇三のうち	羊革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	無税	無税
四一・〇四のうち	二 その他のもの	一五%	七・五%
四一・〇四のうち	やぎ革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	一五%	七・五%
四〇・一二	二 その他のもの	二五%	一二・五%
四〇・一二	空気タイヤ及び空気タイヤケース	三〇%	一五%
四〇・一二	その他のもの	一五%	七・五%
四〇・一三	ゴム製の衛生用品及び医療用品(乳首を含み、加硫したものに限るものとし、エポナイト製のものを(附属品として取り付けたものを除く。))を除く。	一五%	七・五%
四〇・一四	ゴム製の衣類及び衣類附属品(手袋を含み、加硫したものに限るものとし、エポナイト製のものを除くものとし、用途を問わない。)	一五%	七・五%
四〇・一五	その他のゴム製品(加硫したものに限るものとし、エポナイト製のものを除く。)	一五%	七・五%
四〇・一六	一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバー(紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む。)	二〇%	一〇%
四〇・一六	二 その他のもの	一五%	七・五%
四〇・一六	エポナイトの塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、管、くず及び粉	一五%	七・五%
四〇・一六	一 塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、管、くず及び粉	一五%	七・五%
四〇・一六	二 棒、形材、管及び粉	無税	無税
四〇・一六	エポナイト製品	一五%	七・五%

第四一類

第四二類

四一・〇五	は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	一五%	七・五%
四一・〇五	二 その他のもの	一五%	七・五%
四一・〇五	その他の革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	一五%	七・五%
四一・〇五	一 豚革	二〇%	一〇%
四一・〇五	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	一五%	七・五%
四一・〇五	(二) その他のもの	一五%	七・五%
四一・〇五	三 わに革及びとかげ革	一五%	七・五%
四一・〇五	その他のもの	一五%	七・五%
四一・〇五	パーチメント仕上げをした革	一五%	七・五%
四一・〇五	革、コンボジションレザー又はパーチメント仕上げをした革のくず(革製品の製造に不適するものを除く。)	一五%	七・五%
四一・〇五	コンボジションレザー(革又は革繊維をもととして製造したもので、スラブ状、シート状又はロール状のものに限る。)	一〇%	五%
四一・〇五	その他のもの	一五%	七・五%
四二・〇一	くら、ばん具、首輪、ひき革、ひざ当て、くつその他の装具(材料を問わないものとし、動物用のものに限る。)	三〇%	一五%
四二・〇一	フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	二五%	一二・五%
四二・〇一	その他のもの	二五%	一二・五%
四二・〇一	トランク、スーツケース、帽子箱、旅行かばん、リュックサックその他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、さいふ、化粧具入れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、双眼鏡、宝石、びん、カラー、はき物、ブラシその他の物品用のさや、ケース及び箱並びにこれらに類する容器(革、コンボジションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラスチックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造した	二五%	一二・五%

ものに限る。 一 ハンドバッグ、さいふ及び化粧具入れ (貴金属、これを張り若しくはめつ した金属、貴石、半貴石、真珠、さん ご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの のうち、課税価格が一個につき六、〇 〇〇円をこえるものに限る。)	三五% 一七・五% 二〇%	四二・〇六 腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は 臍の製品 一五% 七・五%
二 その他のもの (一) 革製又はコンポジションレザー製の もの ハンドバッグ(革製のものに限 る。)	四〇% 一七・五% 二〇%	四三・〇一のうち 毛皮(なめしてないものに限る。) 三 その他のもののうち りす又はむさび若しくはもんが の毛皮以外のもの 一〇% 五%
(二) その他のもの 衣類及びその附属品(革製又はコンポジシ ョンレザー製のものに限る。)	二〇% 二五% 二〇% 一〇% 一〇% 二五%	四三・〇二 毛皮(板状、十字形その他これらに類する形 状のもの及び頭部、脚部、尾部その他の毛皮 の部分で組み合わせないものを含む。)
一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張 り若しくはめつした金属、貴石、半 貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつ こうを用いたもの 手袋(革製のものに限るものとし、 運動用のものを除く。)	三五% 一七・五% 二〇% 四〇%	四三・〇三 毛皮製品 四〇% 三〇% 一五% 二〇%
二 その他のもの 手袋(革製のものに限るものとし、 運動用のものを除く。)	二〇% 一〇% 二五%	第四類 薪材及び木くず(のこくずを含む。)
機械用又は工業用の革製品及びコンポジシ ョンレザー製品 一 ベルト(ベルトリングを含む。)、コーミ ングレザー及びインターギルレザー 二 その他のもの その他の革製品及びコンポジションレザー製 品	二五% 二二・五% 一五% 七・五% 二五% 一一・五%	四四・〇一 木材(粗のものに限るものとし、皮をはい であるか、又は単に荒削りしてあるかどうかを 問わない。)
四二・〇三		四四・〇三のうち 木材(粗のものに限るものとし、皮をはい であるか、又は単に荒削りしてあるかどうかを 問わない。)
四二・〇四		四四・〇四のうち 木材(荒く角にし、又は太鼓落としたものに 限るものとし、さらに加工したものを除く。)
四二・〇五		四四・〇五のうち 木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし たもの)

四四・〇六	舖装用の木れんが	二〇%	無税
四四・〇七	木製の軌条用まくら木	無税	無税
四四・〇八	木製のおけ材及びたる材(割り又はひいたもので、割つたものにあつては主要な一面のみをひいたものに限り、ひいたものにあつては主要な面のうち少なくとも一面を曲面にひいたものに限るものとし、のこびき以外の加工をしたものを除く。)	五%	二・五%
四四・〇九のうち	木製のくい(割り又は端をとがらしたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。)及びたが材並びにチップウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング	一五%	七・五%
	一 経木その他これに類する物品及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング	無税	無税
	二 その他のもののうち	無税	無税
四四・一〇	木製のくい及びたが材	無税	無税
	木製の棒(つえ、むち、ゴルフクラブのシャフト、かさの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く。)	一五%	七・五%
四四・一一	引抜材、マッチの軸木及びはき物用の木くぎ	無税	無税
	一 マッチの軸木	無税	無税
	二 その他のもの	一五%	七・五%
四四・一二	木毛及び木粉	五%	二・五%
四四・一三のうち	かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又		

四四・一五のうち	合板、ブロックボード、ラミンボード、パツテンボードその他これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。）及び象眼し又は寄せ木した木材	二〇% 無税
四四・一六	セルラーウッドパネル（卑金屬を表面に張つてあるかどうかを問わない。）	二〇% 一〇%
四四・二一	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器（組み立ててないものを含む。）	一五% 七・五%
四四・二二	おけ、たるその他これらに類する容器及びこれらの部分品（木製のものに限るものとし、第四四・〇八号に該当するおけ材及びたる材を除く。）	一〇% 五%
四四・二三	一 使用したもの 二 その他のもの	一五% 七・五%
四四・二四	建築用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）	一五% 七・五%
四四・二五	木製の家事用具	二〇% 一〇%
四四・二六	木製工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びにくつの木型 一 くつの木型 二 その他のもの 木製のスプール、コップ、ボビンその他これ	一〇% 五% 七・五%

四四・二七のうち らに類する糸巻類(ろくろがけをしたものに 限る。) 一 ボビン 二 その他のもの しよく合その他の照明具、第九四類に該当し ない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物 鉢、置物その他の装飾的細工品、刃物箱、製 図用具の箱、パイオリンのケースその他これ らに類する容器、通常ポケット若しくはハン ドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて 用いる身辺用品及び身辺用装飾品並びにこれ らの部分品(木製のものに限る。) 二 その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、 したん又はこくたん(しまこくたん を除く。)のもの (二) その他のもの その他の木製品 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、し たん又はこくたん(しまこくたんを除 く。)のもの 二 その他のもの	一五% 二〇% 七・五% 一〇% 三〇% 一〇% 一五% 一〇%
四五・〇四 凝集コルク(凝集剤を用いてあるかどうかを 問わない。)及びその製品 一 王冠用ディスク及びその製造に適する 直径に仕上げた丸棒 二 その他のもの	二五% 一一・五% 一〇%
四六・〇一のうち 第四六類 さなだその他これに類する組物材料の物品 (用途を問わないものとし、これらをスト リップ状にしたものを含む。) 二 その他のもの	二〇%
四六・〇二のうち (一) 人造プラスチック製のもの 組物材料を平行につないだ物品及び組物材料 を織つた物品(シート状のものに限るものと し、敷物及びすだれを含む)並びにびん用の わらづと 一 むしろ、こも及びアンペラのうち こも及びアンペラ 二 その他のもの (一) 人造プラスチック製のもの (二) その他のもの かご細工物、校条細工物その他の組物材料の 製品(直接造形したものに限る。及び第四六・ 〇一号又は第四六・〇二号に該当する物品の 製品並びにへちま製品 一 人造プラスチック製のもの	三〇% 一五% 無税 無税 三〇% 一五% 七・五% 一五%
四七・〇一のうち 第四七類 パルプ(植物性纖維原料から機械的又は化学 的の処理により製造したものに限る。) 二 その他のもの (一) コットンリントーパーパルプ 紙又は板紙のくず(紙又は板紙の製品のくず にあつては、製紙用のみに適するものに限 る。)	無税 無税 無税 無税
四八・〇一のうち 第四八類 機械すきの紙及び板紙(セルロースウオッ ディングを含むものとし、ロール状又はシー ト状のものに限る。) 一 薄葉紙(一平方メートルの重量が三〇 グラム以下のものに限る。) (一) 製造たばこ用の巻紙用紙 二 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一 平方メートルの重量が三〇グラムをこ え、三〇〇グラム以下のものに限る。)	二〇% 一〇%

四八・〇二	手すきの紙及び板紙	七・五%	五・五%
四八・〇三	硫酸紙、耐脂紙及びこれらの模造紙並びに透明の光沢紙(板紙のものを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)	一五%	七・五%
四八・〇四	張り合わせた紙及び板紙(塗布し又はしみ込ませたものを除くとともに、内面を補強したものであるかどうかを問わないものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)	一五%	七・五%
四八・〇五	一段ボール、波形紙、ちりめん紙並びにしわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限る。)	一五%	七・五%
四八・〇六	紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、けい線、線又は方眼線を引いたものに限るものとし、その他の印刷をしたものを除く。)	一五%	七・五%
四八・〇七のうち	一 紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙	一〇%	七・五%
	二 その他のもの	一五%	七・五%
	紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(単にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く)に限る。)	一五%	七・五%
	二 トレーシングペーパー	一〇%	五%
	三 パラフィンペーパー及びワックスペーパー	一〇%	五%
	四 油紙	一〇%	五%
	五 リングラフイックペーパー	一五%	七・五%
	六 カーボンペーパー	一五%	七・五%
四八・〇八	七 タールペーパー	一〇%	五%
四八・〇九	八 天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品	一五%	七・五%
	九 その他のもの	二〇%	一〇%
四八・一〇	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	五%	二・五%
四八・一一	建築用ボード(木材パルプその他の植物性繊維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。)	二五%	二二・五%
四八・一二	製造たばこ用巻紙(小冊子状のものであるか、又は円筒状のものであるかどうかを問わないものとし、たばこの製造に適する幅に切つたものに限る。)	二〇%	一〇%
四八・一三	壁紙及びリンクラスタ並びにグラスペーパー	一〇%	五%
四八・一四	一 壁紙及びリンクラスタ	一五%	七・五%
四八・一五	二 グラスペーパー	一五%	七・五%
	紙又は板紙をもととして製造した床敷き(特定の形状に切つたものであるか、又はリノリウムコンパウンドを塗布したものであるかどうかを問わない。)	一五%	七・五%
	カーボンペーパーその他の複写紙(謄写版原紙を含む)及びトランスファーパー(特定の形状に切つたものに限るものとし、箱入りのものであるかどうかを問わない。)	一五%	七・五%
	一 カーボンペーパー	一五%	七・五%
	二 トランスファーパー	一五%	七・五%
	三 その他のもの	一五%	七・五%
	便せん、封筒及び通信用カード並びにこれらを紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	一五%	七・五%
	その他の紙及び板紙(特定の形状に切つたものに限る。)	一五%	七・五%
	一 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一		

四八・一七	四八・一八	四八・一九	四八・二〇	四八・二一	平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。	一〇%	五%
					二ろ紙及び試験紙(理化学用又は工業用のものに限る。)	一〇%	五%
					三板紙(二平方メートルの重量が三〇〇グラムをこえるものに限る。)	一〇%	五%
					四その他のもの	一五%	七・五%
					紙製又は板紙製の書類箱、格納箱その他これらに類する物品で事務用のもの	一三%	六・五%
					帳簿、練習帳、雑記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、プロッチングパッド、書類ばさみ、ファイルカバーその他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー	二〇%	一〇%
					一アルバム	一五%	七・五%
					二その他のもの	一五%	七・五%
					紙製又は板紙製のラベル(印刷してあるか、又はのりを付けてあるかどうかを問わない。)	一五%	七・五%
					製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類(あなあけしてあるか、又は硬化してあるかどうかを問わない。)	一五%	七・五%
四九・〇三のうち	第四九類	幼児用の絵本及び習画本			製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウォッピングのその他の製品	無税	無税
					一せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したものの	無税	無税
					二その他のもの	一五%	七・五%
					製紙用パルプ、紙又は板紙の製品その他のもの	二〇%	一〇%

四九・〇四	四九・〇五	四九・〇六	四九・〇七	四九・〇八	四九・〇九	四九・一〇	四九・一一のうち	第五〇類	生糸(よつてないものに限る。)	二その他のもの	絹のくず(繰糸に適しない繭、絹ノイル及び絹のくず)	一五%	七・五%
四九・一〇	四九・一一のうち	四九・一二のうち	四九・一三のうち	四九・一四のうち	四九・一五のうち	四九・一六のうち	四九・一七のうち	四九・一八のうち	四九・一九のうち	四九・二〇のうち	四九・二一のうち	四九・二二のうち	四九・二三のうち
四九・二四	四九・二五	四九・二六	四九・二七	四九・二八	四九・二九	四九・三〇	四九・三一	四九・三二	四九・三三	四九・三四	四九・三五	四九・三六	四九・三七
四九・三六	四九・三七	四九・三八	四九・三九	四九・四〇	四九・四一	四九・四二	四九・四三	四九・四四	四九・四五	四九・四六	四九・四七	四九・四八	四九・四九
四九・五〇	四九・五一	四九・五二	四九・五三	四九・五四	四九・五五	四九・五六	四九・五七	四九・五八	四九・五九	四九・六〇	四九・六一	四九・六二	四九・六三

五〇・〇四	反毛したものを含む。 一 真綿及びペニー 二 その他のもの 絹糸(絹紡糸、絹紡糸糸及び小売用の糸を除く。)	無税 無税 無税
五〇・〇七	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸(小売用の糸に限る。)	一五% 七・五%
五〇・〇九	絹織物(絹ノイル織物を除く。)	一五% 七・五%
五〇・一〇	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの 二 その他のもの 絹ノイル織物	二五% 二〇% 二二・五% 一〇%
五一・〇一のうち	第五一類 人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。)	
五一・〇二	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもののうち ナイロンの糸(一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限り。) その他の糸(ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるものに限り。) 二 その他のもの 単繊維、ストリップ(人造ストローその他これに類する物品を含む。及びカットガット(人造繊維の材料で製造したものに限り。))	二四% 二二・五% 二五% 一五% 一二・五% 七・五%

五一・〇三	一 合成繊維の材料で製造したもの ストリップ(人造ストローその他これに類する物品を含む。) 二 その他のもの アセテート繊維の材料で製造したもの 三 その他のもの 人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸に限る。)	三〇% 一五% 二五% 二二・五% 二五% 七・五%
五一・〇四のうち	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの 二 その他のもの 人造繊維の織物(長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一又は第五一・〇二の単繊維又はストリップの織物を含む。)	二五% 一五% 二二・五% 七・五%
五一・〇五のうち	一 合成繊維又はアセテート繊維(これらのものの材料で製造したストリップを含む。の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの)のうち ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維又はビニロン繊維のみから成る織物並びにこれらの繊維及びアセテート繊維のみから成る織物(幅が一・二七メートルをこえるものに限り。のものとし、絞織物、もじり織物、タイヤコード織物その他これらに類するものを除く。) 二 その他の織物(ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	二〇% 一〇% 二五% 一二・五%

第二類		二 その他のもの	一五%	六・五%
第五二類		金属を交じえた糸(紡織用繊維の糸に金属を交じえ、塗布し又は被覆した糸に限るものと、製法を問わない。)	二〇%	一〇%
第五二・〇二		金属糸又は金属を交じえた糸を用いた織物(衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いるものに限る。)	二〇%	一〇%
第五三類				
五三・〇一	羊毛(カードし又はコムしたものを除く。)	無税		無税
五三・〇二のうち	その他の獣毛(カードし又はコムしたものを除く。)	無税		無税
五三・〇三	二 その他のもの	無税		無税
五三・〇四	羊毛その他の獣毛のくず(反毛したものに限るものとし、ぼろを反毛したものを含む。)	無税		無税
五三・〇五のうち	羊毛その他の獣毛(カードし又はコムしたものに限る。)	無税		無税
五三・〇六	二 その他のもの	無税		無税
五三・〇七	紡毛糸(羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。)	一〇%	五%	
五三・〇八	梳毛糸(羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。)	一〇%	五%	
五三・〇九	紡毛糸及び梳毛糸(織獣毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。)	一〇%	五%	
五三・一〇	馬毛の糸及びその他の獣毛の糸(小売用の糸を除く。)	一〇%	五%	
五三・一一	羊毛、馬毛その他の獣毛の糸(小売用の糸に限る。)	一五%	七・五%	
五三・一二	毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。)			
五三・一三	一 一平方メートルの重量が二〇〇グラム			
第五四類				
五四・〇一のうち	亜麻(精紡したものを除く。並びに亜麻のトウ及びくず(ぼろを反毛したものを含む。))	一五%		七・五%
五四・〇二のうち	一 亜麻(精練したものに限る。)			
五四・〇三	ラミー(精紡したものを除く。並びにラミーのノイル及びくず(ぼろを反毛したものを含む。))	一五%		七・五%
五四・〇四	一 ラミー(精練したものに限る。)			
五四・〇五	亜麻糸及びラミー糸(小売用の糸を除く。)	二五%		一一・五%
	亜麻糸及びラミー糸(小売用の糸に限る。)	二五%		一一・五%
	一 平織りのもの			
	(一) 二・五四センチメートル平方内の経緯糸の数の合計が一〇をこえ、かつ、一平方メートルの重量が一三五グラム以下のもの	三五%		三〇%
	(二) その他のもの	三五%		三〇%
五五・〇一のうち	実綿及び綿糸(カードし又はコムしたものを除く。)	無税		無税
五五・〇二	実綿	無税		無税
五五・〇三	コットンリンター	無税		無税
	綿のくず(ぼろを反毛したものを含むものとし、カードし又はコムしたものを除く。)	無税		無税
第五五類				
五五・〇一のうち	亜麻(精紡したものを除く。並びに亜麻のトウ及びくず(ぼろを反毛したものを含む。))	一五%		七・五%
五五・〇二	一 亜麻(精練したものに限る。)			
五五・〇三	ラミー(精紡したものを除く。並びにラミーのノイル及びくず(ぼろを反毛したものを含む。))	一五%		七・五%
五五・〇四	一 ラミー(精練したものに限る。)			
五五・〇五	亜麻糸及びラミー糸(小売用の糸を除く。)	二五%		一一・五%
五五・〇六	亜麻糸及びラミー糸(小売用の糸に限る。)	二五%		一一・五%
五五・〇七	一 平織りのもの			
五五・〇八	(一) 二・五四センチメートル平方内の経緯糸の数の合計が一〇をこえ、かつ、一平方メートルの重量が一三五グラム以下のもの	三五%		三〇%
五五・〇九	(二) その他のもの	三五%		三〇%
五五・一〇	実綿及び綿糸(カードし又はコムしたものを除く。)	無税		無税
五五・一一	実綿	無税		無税
五五・一二	コットンリンター	無税		無税
五五・一三	綿のくず(ぼろを反毛したものを含むものとし、カードし又はコムしたものを除く。)	無税		無税

[illegible]

[illegible]

五七・〇一	大麻（精紡したものを除く。）並びに大麻のトウ及びくず（ほろ又は綱を反毛したものを含む。）	無税	無税
五七・〇三	黄麻（精紡したものを除く。）並びに黄麻のトウ及びくず（ほろ又は綱を反毛したものを含む。）	無税	無税
五七・〇四のうち	その他の植物性紡織用繊維（精紡したものを除く。）及びそのくず（ほろ又は綱を反毛したものを含む。）	無税	無税
五七・〇五	二 その他のもの	無税	無税
五七・〇六	大麻糸	七・五%	三・七五%
五七・〇七	黄麻糸	二〇%	一〇%
五七・〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸	七・五%	三・七五%
五七・〇九	紙糸	一〇%	五%
五七・一〇	大麻織物	一五%	七・五%
五七・一一	黄麻織物	二五%	二〇%
五七・一二	その他の植物性紡織用繊維の織物 紙糸の織物	一〇%	五%
		一五%	七・五%
五八・〇一	じゆうたん、じゆうたん地その他の織物類の敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。）	三〇%	一五%
五八・〇二	じゆうたん、じゆうたん地その他の織物類の敷物（結びパイルのものを除くとともに、ケルムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。）	三〇%	一五%

五八・〇三	綿製のもの その他のもの ゴブラン織り、フランダース織り、オービュ ソン織り、ボーベ織りその他これらに類する 手織りのつづれ織物及びパネルその他の物品 を用いて手針によりつづれ織り風にした織物 綿製のもの その他のもの	三〇% 三〇% 三〇% 三〇% 三〇%	二一% 一五%
五八・〇四	パイル織物及びシェニール織物(第五五・〇 八号に該当するテリタオル地その他のテ リー織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当 する織物類を除く。) 一 添加糸が羊毛又は織獣毛のもの (一) アストラカン織り又はシル織りの もの (二) その他のもの 二 添加糸が綿のもの 三 添加糸が人造繊維のもの (一) 添加糸が合成繊維又はアセテート織 維のもの (二) その他のもの 四 添加糸が絹のもの 五 その他のもの	三五% 二〇% 一〇% 二五% 一五% 二五% 二〇%	一七・五% 一〇% 七% 一二・五% 七・五% 一二・五% 一〇%
五八・〇五	細幅織物及び接着剤で接着した縦糸のみから 成る細幅の織物類(第五八・〇六号 に該当する物品を除く。) 綿製のもの その他のもの	二〇% 二〇%	一四% 一〇%
五八・〇六	織物製のラベル、バッジその他これらに類す る物品(ストリップ状のもの及び特定の形状 に切つたものを含むものとし、ししゅうした ものを除く。)	二〇%	一〇%
五八・〇七	シェニールヤーン、ジンプヤーン(第五二・〇 一号の金属を交じえた糸及び馬毛をしん糸に 用いたジンプヤーンを除く)並びに組ひも及 び装飾用トリミングでそのまま特定の用途に	二〇%	一〇%

五八・〇八	供しないもの並びにタッセル、ポンポンその 他これらに類する物品 綿製のもの その他のもの チェールその他の網地(平編みのものに限る ものとし、織つたもの及びメリヤス編み又は クロセ編みのものを除く。) 一 綿製のもの 二 人造繊維製のもの (一) 合成繊維製又はアセテート繊維製の もの (二) その他のもの 三 その他のもの	二五% 二五% 二五% 一五% 二五% 二〇% 二〇%	一七・五% 一二・五% 一〇・五% 一二・五% 一〇%
五八・〇九	チェールその他の網地(模様編みその他の変 化組織を有するものに限るものとし、織つた もの及びメリヤス編み又はクロセ編みのもの を除く)及び手製又は機械製のレース(レー ス地及びモチーフに限る。) 綿製のもの 手製又は機械製のレース(レース地及び モチーフに限る。) その他のもの その他のもの 手製又は機械製のレース(レース地及び モチーフに限る。) その他のもの ししゅう布(モチーフを含む。)	三五% 三五% 三〇% 三五% 三〇% 三五% 三五%	二四・五% 二四・五% 二四・五% 一七・五% 一五% 二八%
五九・〇一	第五九類 ウォッディング及びその製品並びに紡織用織 維のブロック、ダスト及びミルネツプ 一 ミルネツプ 二 その他のもの フェルト及びその製品(塗布してあるか、又	無税 一〇%	無税 五%
五九・〇二			

品名	税率
一 フルクト製品	一五%
二 フェルト製品	一〇・五%
不織布及びその製品（塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。）	一四%
一 綿製のもの	二〇%
その他のもの	一四%
二 不織布の製品	二〇%
綿製のもの	一四%
その他のもの	一〇%
五九・〇三	
ひも、綱及びケーブル（組んであるかどうかを問わない。）	二〇%
一 綿製のもの	七%
二 黄麻製又はマニラ麻製のもの	二〇%
三 亜麻製、ラミー製、大麻製又はサイザル麻製のもの	一〇%
四 合成繊維製のもの	七・五%
五 その他のもの	一〇%
漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は綱で作つたものに限り、並びに綱及び網地（ひも又は綱で作つたものに限り。））	一〇%
一 綿製のもの	七%
二 亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの	一五%
三 合成繊維製のもの	七・五%
四 その他のもの	一〇%
糸、ひも、綱又はケーブルのその他の製品（紡織用繊維の織物類及びその製品を除く。）	一〇%
一 亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの	二〇%
二 合成繊維製又はアセテート繊維製のもの	一〇%
三 その他のもの	七%
五九・〇六	
書籍装てい用その他これに類する用途に供する紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物品を塗布したもの、トレーシングクロス、	二〇%
五九・〇七	
面用カンバス及びバックラムその他これに類する織物類でハットファンデーションその他これに類する用途に供するもの	一五%
一 トレーシングクロス及び面用カンバス	一〇・五%
二 その他のもの	七%
紡織用繊維の織物類（セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し又はしみ込ませたものに限り。）	一五%
紡織用繊維の織物類（乾性油の調製品又は油を塗布し又はしみ込ませたものに限り。）	一五%
リノリウム及びその製法に類する方法で製造した物品（紡織用繊維の基布を有するものに限り。）	七・五%
五九・〇八	
切つてあるかどうかを問わない。）	二〇%
ゴム加工した紡織用繊維の織物類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	一〇%
五九・〇九	
その他の紡織用繊維の織物類（塗布し又はしみ込ませたものに限り。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いる絵模様を描いた織物類	一五%
一 紡織用繊維の織物類（塗布し又はしみ込ませたものに限り。）	七・五%
二 その他のもの	一〇%
五九・一一	
ゴム糸を用いた紡織用繊維の織物類及びトリミング（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	一五%
五九・一二	
ランプ用、ストروب用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するしん（紡織用繊維を織り、組み又は編んだものに限り。）、ガスマントル用の管状編物及び白熱ガスマントル	一五%
五九・一四	

五九・一五	綿製のもの その他のもの	一五% 一五%	一〇・五% 七・五%
	紡織用繊維製のホースその他これに類する物品(他の材料で内張りし又は補強したもの及び附属品(材料を問わない。)を有するものを含む。)		
五九・一六	一 亜麻製又はラミー製のもの	二〇%	一〇%
	二 合成繊維製のもの	二〇%	一〇%
五九・一七	三 その他のもの	一五%	一〇・五%
	綿製のもの	一五%	七・五%
五九・一七	伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルトリング(紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の物品で補強してあるかどうかを問わない。)		
	綿製のもの	一五%	一〇・五%
五九・一七	その他のもの	一五%	七・五%
	紡織用繊維の織物類及び紡織用繊維の製品(通常機械に使用するものに限る。)		
五九・一七	一 ふるい用の布	一五%	七・五%
	二 製紙用フェルト(エンドレスのものに限る。)	一五%	七・五%
五九・一七	三 その他のもの	一五%	一〇・五%
	綿製のもの	一五%	七・五%
五九・一七	その他のもの		
	第六〇類		
六〇・〇一	メリヤス編物及びクロセ編物(ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)		
	一 平編み、ゴム編み又はあぜ編みのもの(二に掲げるものを除く。)		
六〇・〇一	(一) 羊毛製又は織獣毛製のもの	二〇%	一〇%
	(二) 綿製のもの	一五%	一〇・五%
六〇・〇一	(三) 人造繊維製のもの		
	A 合成繊維又はアセテート繊維の重		

六〇・〇二	量が全重量の五〇%をこえるもの	二五%	一二・五%
	B その他のもの	一五%	七・五%
六〇・〇三	(四) その他のもの	二〇%	一〇%
	二 模様編みの組織を有するもの		
六〇・〇四	綿製のもの	三五%	二四・五%
	ラッセルレース	三五%	二四・五%
六〇・〇五	その他のもの	三〇%	一七・五%
	ラッセルレース	三〇%	一五%
六〇・〇五	その他のもの	三〇%	一五%
	手袋(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)		
六〇・〇五	綿製のもの	二〇%	一四%
	その他のもの	二〇%	一〇%
六〇・〇五	くつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)		
	一 合成繊維製のもの	三〇%	一五%
六〇・〇五	(一) 女子用の長くつ下	二五%	一二・五%
	(二) その他のもの	二〇%	一四%
六〇・〇五	綿製のもの	二〇%	一〇%
	その他のもの		
六〇・〇五	下着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)		
	一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの	三〇%	二二%
六〇・〇五	二 その他のもの	二〇%	一四%
	外衣類及びその他の編物製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)		
六〇・〇五	一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの		

六〇・〇六	の及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの (一) 外衣類 (二) ショール、スカーフ、マフラーその他これらに類する物品 (三) その他のもの メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品（ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものに限るものとし、ゴム糸を用いた保健用のひざ当て及び長くつ下を含む。） 一 メリヤス編物及びクロセ編物 綿製のもの その他のもの 二 その他のもの 綿製のもの その他のもの	三〇% 二五% 二五% 二五% 二〇% 二〇% 二〇% 二〇%	二二% 一七・五% 一七・五% 一七・五% 一四% 一四% 一四% 一〇%
六二・〇一	男子用の外衣類 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限る。） 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限る。） その他のもの 女子用又は乳幼児用の外衣類 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの 二 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたものうち 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート	四〇% 二二% 二二・五% 二二・五% 二五% 四〇%	二八% 一七・五% 一七・五% 一七・五% 一七・五% 二八%
六二・〇二のうち			
六二・〇三	男子用の下着（カラー、シャツフロント及びカフスを含む。）		二二・五% 二五% 二五% 二五% 二〇%
六二・〇四	女子用又は乳幼児用の下着 一 ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの 二 その他のもの ハンカチ 一 亜麻製又はラミー製のもの 二 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの (二) その他のもの A 綿製のもの B その他のもの		二二% 二二% 二二% 二二% 二二% 二二% 二二% 二二%
六二・〇五			
六二・〇六	ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベールその他これらに類する物品 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの 二 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レース製のもの		二二% 二二% 二二% 二二% 二二% 二二% 二二% 二二%

六二・〇七	ネクタイ	三〇%	二二%
六二・〇八	女子用のカラー、タックカー、フアラル、ボディ スフロント、ジャボ、カフス、フラウンス、 ヨークその他これらに類する衣類の附属品及 びトリミング	二五%	一七・五%
	一 ししゅうしたもの、レース製のもの及 びレースを用いたもの	二五%	一二・五%
	二 その他のもの	三〇%	二二%
六二・〇九	コルセット、コルセットベルト、サスペン ダーベルト、ブラジャー、ブレース、サスペン ダー、ガーターその他これらに類する物品(メ リヤス編み又はクロセ編みのものを含むもの とし、ゴム糸を用いたものであるかどうかを 問わない。)	三〇%	二二%
	一 ししゅうしたもの、レース製のもの及 びレースを用いたもの	二〇%	一四%
	二 その他のもの	三〇%	二二%
六二・一〇	手袋及びくつ下類(メリヤス編み又はクロセ 編みのものを除く。)	二〇%	一四%
	一 手袋	二〇%	一四%
	二 くつ下類	二〇%	一四%
六二・一一	ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、 ベルト、マフ、スリーププロテクター、ポ ケットその他の衣類附属品(製品にしたもの に限る。)		
	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張 り若しくはめつきた金属、貴石、半 貴石又は真珠を用いたもの		
	金(金の部分の価格が全価格の八〇 %に満たないものに限り)、銀又は		

	白金族の金属を用いたもの その他のもの	五〇% 四〇%	二五% 二〇%
	二 その他のもの		
	(一) ししゅうしたもの、レース製のもの 及びレースを用いたもの	三〇% 二〇%	二二% 一四%
	(二) その他のもの		
第六二類	ひざ掛け及び毛布 綿製のもの その他のもの	二〇% 二〇%	一四% 一〇%
六二・〇一	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレット リネン及びキッチンリネン並びにカーテンそ の他の室内用品		
六二・〇二	一 ししゅうしたもの、レース製のもの及 びレースを用いたもの	三〇%	二一%
	二 その他のもの		
	(一) 亜麻製又はラミー製のうち その他のもの	三〇%	一五%
	(二) 綿製のもの その他のもの	二〇% 二〇%	一四% 一〇%
六二・〇三	包装用の袋		
	一 黄麻製のもの		
	(一) 使用したもの	無税	無税
	(二) 使用してないもの		
	A ガンニー袋（一平方メートルの重 量が五〇〇グラム以上の布で作つ たものに限る。）	二二%（その 率が一キログ ラムにつき二 四円の従量税 率より低いと きは、当該従 量税率）	二〇%（その 率が一キログ ラムにつき三 四円の従量税 率より低いと きは、当該従 量税率）
	B その他のもの	二二%（その 率が一キログ ラムにつき三 八円の従量税 率より低いと きは、当該従 量税率）	二〇%（その 率が一キログ ラムにつき三 四円の従量税 率より低いと きは、当該従 量税率）

六二・〇四 二 合成繊維製のもの 三 その他のもの サイザル麻製のもの 綿製のもの その他のもの ターポリン、帆、日よけ、テント及びキャン プ用品 一 亜麻製、ラミー製又は黄麻製のもの 二 その他のもの 綿製のもの その他のもの 六二・〇五 紡織用繊維のその他の製品(ドレスパターン を含む) 綿製のもの その他のもの	二〇% 一〇% 二〇% 一〇% 一五% 一〇・五% 一五% 七・五% 二〇% 一〇% 一五% 一〇・五% 一五% 七・五%
六三・〇一 第六三類 中古の紡織用繊維製の衣類、衣類附属品、ひ ざ掛け、毛布、家庭用のリネン及び室内用品 (第五八・〇一、第五八・〇二又は第五八・ 〇三に該当する物品を除く。)並びに中古の はき物及び帽子(ばら積み又はベール、サッ クその他これらに類する包装のものに限る。) ぼろ並びにひも、綱又はケーブルのくず及び ひも、綱又はケーブルの製品のくず 六三・〇二	二五% 一二・五% 無税 無税
六四・〇一 第六四類 はき物(本底及び甲をゴム又は人造プラス チックで作つたものに限る。) 六四・〇二のうち はき物(本底が革製、コンポジションレザー 製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに 限るものとし、第六四・〇一に該当するも のを除く。) 二 その他のもの (一) その他のもの	二〇% 一〇% 二〇% 一〇% 二〇% 一〇%
六四・〇三 はき物(本底が木製又はコルク製のものに限 る。) 六四・〇四 はき物(本底がその他の材料製のものに限 る。) 六四・〇五のうち はき物の部分品(甲、中敷き及びねじ止め式か かを含むものとし、金属製のものを除く。) 二 その他のもの 六四・〇六 ゲートル、スパッツ、レギンス、クリケット 用すね当て、サッカー用すね当てその他これ らに類する製品及びこれらの部分品 一 革製のもの及び毛皮を用いたもの 二 その他のもの	二〇% 一〇% 二〇% 一〇% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 二〇% 一〇% 一五% 七・五%
六五・〇一 第六五類 帽体(フェルト製のもので、成型し又はつば を付けてないものに限る。)並びにフェルト製 のプラトウ及びマンション(スリットマン ションを含む。) 六五・〇三 フェルト製の帽子(第六五・〇一に該当す るフェルト製の帽体又はプラトウから作つた ものに限るものとし、裏張りしてあるか、又 はトリミングしてあるかどうかを問わない。) 一 貴金属、これを張り若しくはめつきし た金属、貴石、半貴石又は真珠を用い たもの 二 その他のもの 六五・〇四 帽子(組んだもの及び組物その他の物品のス トリップで作つたものに限るものとし、裏張 りしてあるか、又はトリミングしてあるかど うかを問わない。) 一 貴金属、これを張り若しくはめつきし た金属、貴石、半貴石又は真珠を用い たもの	二五% 一二・五% 二五% 一二・五% 四〇% 二〇% 二五% 一二・五% 四〇% 二〇%

六五・〇五	二 その他のもの	二五%	一一・五%
六五・〇六	帽子(ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。)で作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)	二五%	一一・五%
六五・〇七	その他の帽子(裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)	四〇%	二二〇%
	一 外側が毛皮製のもの	三〇%	一五%
	二 革製のもの及び毛皮付きのもの(一に掲げるものを除く。)	二五%	一一・五%
	三 その他のもの	二〇%	一〇%
	帽子用のすべり革、裏、カバ、ハットファッションデーション、ハットフレイム(オペラハット用のスプリングフレイムを含む。)、ひさし及びあごひも	二〇%	一〇%
六六・〇一	第六六類 かさ(つえ兼用がさ、アンブレラテント、ビーチパラソルその他これらに類する物品を含む。)	二〇%	一〇%
六六・〇二	つえ(登山用つえ及びシートスタックを含む。)、むちその他これらに類する物品	四〇%	二二〇%
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	二〇%	一〇%
六六・〇三	二 その他のもの	四〇%	二二〇%
	第六六・〇一号又は第六六・〇二号に該当する物品の部分品、トリミング及び附属品	二〇%	一〇%
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%	二二〇%
	二 その他のもの	二〇%	一〇%

六七・〇一	第六七類 羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥のわた毛並びにこれらの製品(第〇五・〇七号に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。)	二〇%	一〇%
六七・〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	三五%	二五%
六七・〇三	人造プラスチック製のもの	二〇%	一〇%
六七・〇四	その他のもの	二〇%	一〇%
六七・〇五	人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限り。及びかつらその他これに類する物品の製作に調製した羊毛その他の獣毛)	無税	無税
	一 人髪	無税	無税
	二 獣毛	一〇%	五%
	かつら、つけひげ、ヘアパッド、かもしその他これらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限り。及び人髪製のその他の製品(ヘアネットを含む。))	二〇%	一〇%
	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品(材料を問わない。)	二〇%	一〇%
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	三〇%	一五%
	二 その他のもの	二五%	一一・五%
	(一) 紅木、したん、こくたん又はびやくだんを用いたもの	二五%	一一・五%
	(二) その他のもの	二〇%	一〇%
	フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	三〇%	一五%
	その他のもの	二〇%	一〇%

第六八類

六八・〇一	道路その他の舗装に用いる石、礫石及び敷石(天然石製のものに限るものとし、ストリート製のものを除く。)	五%	二・五%
六八・〇二	石碑用又は建築用の石(加工したものに限る。及びその製品(モザイクキューブを含むものとし、第六八・〇一号又は第六九類に該当するものを除く。)		
	一 大理石(みがいたものに限る。及び大理石製品	二・五%	六・二五%
	大理石の板(みがいたものに限る。)	一五%	七・五%
	その他のもの	五%	二・五%
	二 その他のもの		
六八・〇三	スレート(加工したものに限る。及びスレート製品(凝結スレート製品を含む。)	一〇%	五%
六八・〇四	ミルストーン、グラインドストーン、グライディングホイールその他これらに類する物品(研摩用、整形用又は切断用のホイール、ヘッド、ディスク及びポイントを含み、フレームに取り付けたものを除くものとし、しん、柄、ソケット、軸その他これらに類する物品(材料を問わない。))を有するかどうかを問わない。及びこれらのセグメントその他の完成部分品で、天然石(凝結したものではない)及びこれらに類する天然石若しくは人工の研摩材料製又は陶磁製のものに限る。)	二〇%	一〇%
	一 ダイヤモンドカッティングホイール	一五%	七・五%
	二 ダイヤモンドグライディングホイール	一五%	七・五%
	三 その他のもの		
	(一) 人造研摩材料製のもの	一五%	七・五%
	(二) その他のもの	一〇%	五%
六八・〇五	砥石その他これに類する物品(手とぎ用のもので、天然石製、凝結した天然石若しくは人工の研摩材料製又は陶磁製のものに限る。)		

六八・〇六のうち	一 人造研摩材料製のもの	一五%	七・五%
	二 その他のもの	一〇%	五%
六八・〇七	粉状又は粒状の天然又は人造の研摩材料を織物、紙、板紙その他の材料に付着させた物品(特定の形状に切つたもの、縫い合わせたもの及びその他の加工をしたものを含む。)		
	二 その他のもの	二〇%	一五%
六八・〇八	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離したバミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する膨張した鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品(第六八・一二号、第六八・一三号又は第六九類に該当するものを除く。)	一五%	七・五%
六八・〇九	アスファルト製品、石油アスファルト製品、コールドタルピッチ製品その他これらに類する製品	一五%	七・五%
六八・一〇	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品(植物性繊維、木材繊維、わら、かんなくず、木くず又はのこくずをセメント、プラスチックその他の鉱物性結合材で凝結したものに限る。)	一五%	七・五%
六八・一一	プラスチック製品	一五%	七・五%
六八・一二	セメント製品(スラグセメント製品を含む。)、コンクリート製品及び人造石製品(粒状大理石をセメントで凝結したものを含むものとし、補強してあるかどうかを問わない。)	一五%	七・五%
六八・一三	石綿セメント製品、セルロースファイバセメント製品その他これらに類する製品	一五%	七・五%
	石綿(加工したものに限る。及び石綿の板、ひも、織物、衣類、ジョイントその他の製品(補強してあるかどうかを問わないものとし、第六八・一四号に該当するものを除く。))並びに石綿をもととした混合物、石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物及びこれらの		

六八・一四	製品 ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料(セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもとしたものに限るものとし、織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。) 自動車の部分品 その他のもの	一五% 七・五%
六八・一五 六八・一六	雲母(加工したものに限る。)及び雲母製品(マイカナイト、マイカフオリウムその他紙又は織物にはく離雲母を接着したものを含む。) 石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く。)	一五% 七・五%
第六九類		
六九・〇一 六九・〇二 六九・〇四 六九・〇五 六九・〇六 六九・〇七 六九・〇八 六九・〇九	断熱れんが、断熱ブロック、断熱タイルその他の断熱製品(けいそう土その他これに類するけい酸質の土で製造したものに限る。) 耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品(第六九・〇一号に該当するものを除く。) 建設用れんが(床用ブロック、サポートタイル、ファイラータイルその他これらに類する物品を含む。) かわら、煙突用品その他の建設用品(建築用装飾品を含む。) 管、導管及びびとい(アングル、ベンドその他これらに類する継手を含む。) 舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施してないものに限る。) 舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。) 理化学用又は工業用の物品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつば、ジャーを	一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
六九・二〇 六九・二一 六九・一二 六九・二三 六九・二四	その他これらに類する製品 一 理化学用又は工業用の物品 二 その他のもの 合所用流し、洗面台、ビデ、便器、浴槽その他これらに類する衛生用備付品 磁器(パリアン磁器その他のうわぐすりを施してない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。) その他の陶磁器(食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。) 小像その他の装飾品及び装身具並びに調度品その他の製品	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%
第七〇類		
七〇・〇一 七〇・〇二 七〇・〇三 七〇・〇四	ガラスの塊(光学ガラスの塊を除く。)及びくず 一 塊 二 くず エナメルガラスの塊、棒及び管 ガラスの球、棒及び管(加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。) 一 石英ガラスのもの 二 その他のもの 板ガラス(色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鋳込み法又はロール法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限るものとし、模様付けしてあるかどうかを問わない。) 一 型模様付き板ガラス (一) 厚さが二・五ミリメートル以下のもの (二) その他のもの	一〇% 無税 一〇% 二〇% 一〇% 一五% 二〇% 一五%

七〇・〇五	板ガラス(色きせのものを含むものとし、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限る。)	一 無色平面のもの (一) 厚さが二・五ミリメートル以下のもの (二) 厚さが二・五ミリメートルをこえ、四ミリメートル以下のもの (三) 厚さが四ミリメートルをこえるもの 二 その他のもの	一〇% 一五% 二〇% 一五%	五% 七・五% 一〇% 七・五%
七〇・〇六	みがき板ガラス(色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鑄込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形又は長方形のものに限るものとし、さらに加工したものを除く。)		二五%	一八%
七〇・〇七	板ガラス(色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鑄込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面をみがいてあるかどうかを問わない。)並びに絶縁用複層ガラス及びステンドガラスその他これに類するガラス		二五%	二二・五%
七〇・〇八	安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。)		二五%	二二・五%
七〇・〇九	ガラス鏡(バックミラーを含むものとし、わく付きであるかどうかを問わない。)		二五%	二二・五%
七〇・一〇	ガラス製のびん、ジャー、つぼ、チューブ状容器その他これらに類する容器(通常輸送用又は包装用に供するものに限る。)及びガラス製の栓その他これに類する物品		一五%	七・五%
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに			
七〇・一二	類する物品(電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。)			
七〇・一三のうち	一 石英ガラス製のもの 二 その他のもの		二〇% 一五%	一〇% 七・五%
七〇・一四	魔法びんその他の真空容器に用いるガラス製のびん及びそのブランク		一五%	七・五%
七〇・一五	ガラス製品(通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。)		二〇%	一五%
七〇・一六	コップ類及び室内装飾用品(貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。)		二〇%	一五%
七〇・一七	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品(光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。)		二〇%	一〇%
七〇・一八	時計用ガラスその他これに類するガラス(サンングラス用のものを含む、曲面のもの、曲げたものその他これらに類する形状のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除く。)並びにこれらの製造に用いる球面ガラス及びそのセグメント		一五% 二〇%	七・五% 一〇%
七〇・一九	めがね用のガラス			
七〇・二〇	その他のもの			
七〇・二一	ガラス製のれんが、タイル、スラブ、舗装用ブロックその他通常建築用に供するプレス製品及び成型製品並びにブロック、スラブ、板、パネルその他これらに類する形状の多泡ガラス		二〇%	一〇%
七〇・二二	理化学用又は衛生用のガラス製品(目盛りを付してあるかどうかを問わない。)及びガラス製のアンブル			
七〇・二三	一 石英ガラス製のもの 理化学用のガラス製品 その他のもの		一五% 二〇% 一五%	七・五% 一〇% 七・五%
七〇・二四	二 その他のもの			

七〇・一八	光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品(光学的に研磨したものを除く)並びに視力矯正めがね用レンズのブランク(ガラス製のものに限る)。		
七〇・一九	一 板状のもの 二 その他のもの ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない)、ガラス製の眼(がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く)、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒(パロティニ)	二〇% 一五%	一〇% 七・五%
七〇・二〇	ガラス製のキューブ及び小板(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない)、ガラス製の眼(がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く)、ランプ加工の装飾用ガラス細工品(貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く)。	一五% 二〇%	七・五% 一〇%
七〇・二一のうち	ガラス繊維(ガラスウールを含む)、ガラス繊維の糸及び繊維並びにこれらの製品 一 ガラス繊維の繊維 幅が三〇・四八センチメートル以下のもの その他のもの 二 その他のもの その他のガラス製品 石英ガラス製のものの以外のもの	二五% 二〇% 二五% 一五%	一二・五% 一〇% 一二・五% 七・五%
七一・〇一	真珠(加工してあるかどうかを問わないもの)		

七二・〇二	とし、取付けし又は糸通したものを除くとともに、格付けしえない真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。	一〇%	五%
七二・〇三のうち	貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通したものを除くとともに、格付けしえない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む)。		
七二・〇四	一 研磨、あなづけその他これらに類する加工をしてないもの (一) ボルト、カーボナードその他の工業用ダイヤモンド (二) 水晶 (三) その他のもの (四) その他のもの (五) 機械用又は工業用に供するために形作つたもの A ダイヤモンドのもの(伸線用にあなづけ加工をしたものに限る)。 B その他のもの (六) その他のもの	無税 無税 一〇% 一〇%	無税 無税 五%
七二・〇五	合成又は再生の貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通したものを除くとともに、格付けしえない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む)。	一五% 五%	七・五% 二・五%
七二・〇六	一 機械用又は工業用に供するために形作つたもの 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	五%	二・五%
七二・〇七	銀を張つた金属(加工してないもの及び一次製品に限る)。	無税	無税
七二・〇八	金を張つた卑金属及び銀(加工してないもの及び一次製品に限る)。	二〇%	一〇%
七二・〇九	白金及び白金族のその他の金属(加工してないもの及び一次製品に限る)。	二〇%	一〇%

七二・一〇	一 白金及び白金族のその他の金属(他の金属との合金を除く。)	無税	無税
	(一) 塊、片、粒、粉、棒、形材、板及び帯	無税	無税
七二・一一のうち	(二) その他のもの	無税	無税
	線	無税	無税
七二・一二	二 白金又は白金族のその他の金属と他の金属との合金	一〇%	七・五%
	白金又は白金族のその他の金属を張つた卑金属及び貴金属(加工してないもの及び一次製品に限る。)	一〇%	五%
七二・一三	貴金属の加工くず、溶解くずその他のくず	二〇%	一〇%
	二 その他のもの	無税	無税
七二・一四	金のかず以外のもの	無税	無税
	身辺用細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。)	三五%	一七・五%
七二・一五	銀製又は白金族の金属製のものと及び銀又は白金族の金属を用いたもの	三五%	一七・五%
	金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るものとし、時計用又はめがね用のくさりその他の身辺装飾用のくさりを除く。)	四〇%	二五%
七二・一六	その他のもの	四〇%	二五%
	細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く。)	五〇%	二五%
七二・一七	金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るものとし、ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、ほうき及びブラシを除く。)	五〇%	二五%
	その他のもの	四〇%	二五%

七二・一四	その他の製品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。)	一〇%	五%
	一 理化学用又は工業用のもの	一〇%	五%
七二・一五	二 その他のもの	一〇%	五%
	金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)	五〇%	二五%
七二・一六	銀製又は白金族の金属製のものと及び銀又は白金族の金属を用いたもの	五〇%	二五%
	その他のもの	四〇%	二〇%
七二・一七	真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	一〇%	五%
	一 理化学用又は工業用のもの	一〇%	五%
七二・一八	二 その他のもの	一〇%	五%
	身辺用細貨類及びその部分品	三五%	一七・五%
七二・一九	その他のもの	四〇%	二〇%
	身辺用模造細貨類	四〇%	二〇%
七二・二〇	一 貴金属をめつきたもの	二五%	一二・五%
	二 その他のもの	二五%	一二・五%
七二・二一	貨幣	無税	無税
	一 金貨	無税	無税
七二・二二	二 銀貨(通貨に限る。)	無税	無税
	三 その他のもの	無税	無税
七二・二三	(一) 本邦通貨	無税	無税
	(二) その他のもの	無税	無税
七二・二四	その地金であるその地金である金属のくさりの税率と同じ	無税	無税
	その地金であるその地金である金属のくさりの税率と同じ	無税	無税
七三・〇一	第七三類	一〇%	五%
	銑鉄及びスピリゲル(なまこ形のもの、ブロック、ランプその他これらに類する形状のものに限る。)	一〇%	五%
七三・〇二	一 銑鉄	一〇%	五%
	二 銑鉄	一〇%	五%

七三・〇二のうち	二 スピーゲル	一〇%	五%
七三・〇三	フェロアロイ	一〇%	五%
七三・〇四	一 フェロシリコン	一五%	五%
七三・〇五のうち	二 フェロマンガ	一五%	五%
七三・〇六	四 フェロニッケル	一五%	五%
七三・〇七	五 その他のもの	一五%	五%
七三・〇八	フェロモリブデン及びフェロタンダ	一五%	五%
七三・〇九	ステン	一〇%	五%
七三・一〇	その他のもの	無税	無税
七三・一一	鉄鋼のくず	一〇%	五%
七三・一二	鉄鋼のショット及びグリット（選別したもの であるかどうかを問わない）並びに鉄鋼のワ イヤールレット	一〇%	五%
七三・一三	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼	一〇%	五%
七三・一四	二 その他のもの	一〇%	五%
七三・一五	海綿鉄	一〇%	五%
七三・一六	その他のもの	一〇%	五%
七三・一七	パドルバー及びパドルパイピング並びに鉄鋼 のインゴット、ブロック、ランブその他これ らに類する形状のもの	一〇%	五%
七三・一八	一 インゴット	一〇%	五%
七三・一九	二 その他のもの	一〇%	五%
七三・二〇	鉄鋼のブルーム、ピレット、スラブ及びシー トバー（チンプレートバーを含む）並びに鉄 鋼の荒鍛造品	一〇%	五%
七三・二一	一 荒鍛造品	一〇%	五%
七三・二二	二 その他のもの	一〇%	五%
七三・二三	鉄鋼のコイル（再圧延のものに限る。）	一〇%	五%
七三・二四	鉄鋼のユニバーサルプレート	一〇%	五%
七三・二五	鉄鋼の棒（線材を含むものとし、熱間圧延、 鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをし たものに限る。）及び中空マイニングドリル鋼	一〇%	五%
七三・二六	一 棒	一〇%	五%
七三・二七	（一）クラッドのもの及びめつきしたもの	一〇%	五%

七三・二八	（二）その他のもの	一〇%	五%
七三・二九	A 冷間成形又は冷間仕上げをしたもの	一〇%	五%
七三・三〇	B その他のもの	一〇%	五%
七三・三一	二 線材（巻いたものに限る。）	一〇%	五%
七三・三二	（一）クラッドのもの及びめつきしたもの	一〇%	五%
七三・三三	（二）その他のもの	一〇%	五%
七三・三四	三 中空マイニングドリル鋼	一〇%	五%
七三・三五	形鋼（熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又 は冷間仕上げをしたものに限る。）及び鋼矢板 （鋼矢板にあつては、あなをあけてあるか、 又は組み合わせてあるかどうかを問わない。）	一〇%	五%
七三・三六	一 形鋼	一〇%	五%
七三・三七	二 鋼矢板	一〇%	五%
七三・三八	鉄鋼の帯（熱間圧延又は冷間圧延をしたもの に限る。）	一〇%	五%
七三・三九	一 クラッドのもの及びめつきしたもの	一〇%	五%
七三・四〇	（一）クラッドのもの	一〇%	五%
七三・四一	（二）すずをめつきしたもの	一〇%	五%
七三・四二	（三）亜鉛をめつきしたもの	一〇%	五%
七三・四三	（四）その他のもの	一〇%	五%
七三・四四	二 その他のもの	一〇%	五%
七三・四五	（一）巻いたもの	一〇%	五%
七三・四六	（二）その他のもの	一〇%	五%
七三・四七	鉄鋼の板（熱間圧延又は冷間圧延をしたもの に限る。）	一〇%	五%
七三・四八	一 クラッドのもの及びめつきしたもの	一〇%	五%
七三・四九	（一）クラッドのもの	一〇%	五%
七三・五〇	（二）すずをめつきしたもの	一〇%	五%
七三・五一	（三）亜鉛をめつきしたもの	一〇%	五%
七三・五二	（四）その他のもの	一〇%	五%
七三・五三	二 その他のもの	一〇%	五%
七三・五四	（一）厚さが三ミリメートルに満たないもの	一〇%	五%
七三・五五	（二）厚さが三ミリメートル以上で、六ミ リメートルに満たないもの	一〇%	五%

七三・一四	(三) 厚さが六ミリメートル以上のもの 鉄鋼の線(塗装してあるかどうかを問わないものとし、電気絶縁をしたものを除く。) 一 クラッドのもの及びめつしたものの 二 その他のもの	一五% 七・五% 一五% 七・五%
七三・一五のうち	合金鋼及び高炭素鋼(第七三・一〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。) 一 合金鋼 (一) 高速度鋼(クロムの含有量が全重量の三%以上、タングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。) B その他のもの (二) バイメタル(板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%をこえるものに限る。) (三) その他のもののうち 合金工具鋼(タングステン又はモリブデンの含有量が全重量の〇・五%以上のものに限る。)以外のもの 二 高炭素鋼(一に掲げるものを除く。) 鉄鋼製の軌条、チェックレール、尖端軌条、クロッシング、クロッシングピース、転轍棒、歯形軌条、まくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、ベッドプレート及びタイ並びに軌条の接続又は取付けにもつばら用いるその他の鉄鋼製の材料(鉄道線路の建設材料に限る。) 一 軌条 二 その他のもの	一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五%
七三・一七 七三・一八	鉄鋼の管及び素管(鋳鉄管及び水力発電用高圧導水鋼管を除く。) 一 合金鋼(この類の注1(d)に定めるもの	一五% 七・五% 一五% 七・五%
七三・二一	をいう。)のもの 二 その他のもの 水力発電用高圧導水鋼管(補強してあるかどうかを問わない。) 鉄鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手 鋳鉄又は可鍛鋳鉄製のもの その他のもの 構造物及びその部分品(たとえば、家屋、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、よろい戸、手すり及び柱。鉄鋼製のものに限るものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない。並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、帯、棒、形材、管その他の材料 無水式ピストン型ガスホルダーの部分品 その他のもの 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。) 無水式ピストン型ガスホルダー その他のもの ドラム、かん、箱その他これらに類する容器(通常輸送用又は包装用に供するもので、鉄鋼の板で製造したものに限る。) 鉄鋼製の圧縮ガス充てん用シリンダーその他これに類する耐圧容器 より線、ケーブル、ロープ、組ひも、スリングその他これらに類する物品(鉄鋼の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。) 鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの(有刺のものであるかどうかを	一五% 一五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五%
七三・二二	七三・二二	一〇% 五% 一五% 七・五%
七三・二三	七三・二三	一〇% 五% 一五% 七・五%
七三・二四	七三・二四	一五% 七・五%
七三・二五	七三・二五	一五% 七・五%
七三・二六	七三・二六	一五% 七・五%

七三・二七	問わない。及びゆるくよつた二重線 ^{きき} で欄用のものに限る。	一五%	七・五%
七三・二八	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(鉄鋼の線を用いて製造したものに限る。)	一五%	七・五%
七三・二九	鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	一五%	七・五%
七三・三〇	鉄鋼製のくさり及びくさり部分品	一五%	七・五%
七三・三一	鉄鋼製のいかり及びいかり部分品	一五%	七・五%
七三・三二	鉄鋼製のくぎ、びよう、またぐき、かぎくき、波形くぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう(鋼以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。)	一五%	七・五%
七三・三三	鉄鋼製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。並びに鉄鋼製のねじ(スクリーフック及びスクリーリングを含む)、リベット、コッター、コッターピン、座金及びね座金	一五%	七・五%
七三・三四	鉄鋼製の手縫針(ししゅう用のものを含む。)、じゅうたん用手針、手編針、ボドキン、クロセ手針その他これらに類する物品及びししゅう用あなけ手針(これらのブランクを含む。)	一〇%	五%
七三・三五	鉄鋼製のピン(ハットピンその他の装飾用のもの及び画びようを除く。)、ヘアピン及びカールグリップ	一〇%	五%
七三・三六	鉄鋼製のね及びね板 一 自動車用のシャシばね及びそのね板 二 その他のもの	三〇% 一五%	一五% 七・五%
	ストーブ(セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。)、レンジ、調理用加熱器、炉、ガスこんろ、バーナーを有するさらあたため器その他これらに類する物品(家庭用のものに限るものとし、電気式の		

七三・三七	ものを除く。及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。)	一五%	七・五%
七三・三八	ボイラー(第八四・〇一号の蒸気発生ボイラーを除く。)、及びラジエーター(セントラルヒーティング用のものに限るものとし、電気加熱式のものを除く。並びにこれらの部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器(冷風又は調節した空気を供給することが出来るものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。並びにこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。))	一五%	七・五%
七三・三九	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。)	一五%	七・五%
七三・四〇	鉄鋼のウール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品 その他の鉄鋼製品 エンドレスコンベアベルト(巻いた未完成のコンベアベルトで両端にリベットあなを有するものを含む。)	二〇% 一五% 二〇%	一〇% 七・五% 一〇%
七四・〇一	銅のマット、塊(精製してあるかどうかを問わない。)、及びくず 一 マット、セメントカッパー及び自然銅 二 塊(一に掲げるものを除く。) (一) 製錬用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。) (二) その他のもの 銅(合金を除く。)(のものを(銅の含有量が全重量の九五%をこえるものに限る。)) プリスター銅の棒 その他のもの	無税 一〇% 一〇%	無税 八・五% 八・五%

七四・〇二	三 くす マスターアロイ 一 ペリリウム銅のもの 二 その他のもの	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	五%	二・五%
七四・〇三	銅の棒、形材及び線 一 棒及び形材 (一) 銅(合金を除く)のもの (二) 黄銅又は青銅のもの (三) その他のもの A ペリリウム銅合金の棒 B その他のもの 二 線 (一) 銅(合金を除く)のもの (二) 黄銅又は青銅のもの (三) その他のもの A ペリリウム銅合金のもの B その他のもの	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二〇% 一〇% 二〇% 二〇% 二五% 二〇% 二〇% 二〇% 二五% 二〇% 二〇% 二〇% 二五% 二〇%	一五% 五% 一五% 一五% 二〇% 一五% 一五% 一五% 二〇% 一五% 一五% 一五% 二〇% 一五%
七四・〇四	銅の板及び帯 一 銅(合金を除く)のもの 二 黄銅又は青銅のもの 三 その他のもの (一) ペリリウム銅合金のもの (二) その他のもの	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二〇% 二〇% 二〇% 二五% 二〇%	一五% 一五% 一五% 二〇% 一五%
七四・〇五	銅のはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・一五ミリメートル以下のものに限り)	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二五% 二〇% 二〇% 二〇% 二〇%	二〇% 一五% 一五% 一五% 二〇%
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二〇%	二〇%
七四・〇七	銅の管、素管及び中空棒 一 銅(合金を除く)のもの 二 黄銅又は青銅のもの	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二〇% 二五%	一五% 二〇%
七四・〇八	三 その他のもの (一) ペリリウム銅合金の中空棒 (二) その他のもの	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二五% 二五%	二〇% 二〇%
七四・〇九	銅製のジョイント、エルボ、ソケット、フランジその他の管用継手 銅製の貯蔵タンクその他これに類する容器(機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限り)のものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二〇%	一〇%
七四・一〇	より線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これらに類する物品(銅の線を用いて製造したものに限り)のものとし、電気絶縁をしたものを除く。	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二〇%	一〇%
七四・一一	ワイヤクロス、ワイヤゲリル、網その他これらに類する物品(エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る)。	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二〇%	一五%
七四・一二	一 機械用のもの(エンドレスのものに限る)。 二 その他のもの	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	一五% 二〇%	七・五% 一〇%
七四・一三	銅製のエキスパンデッドメタル 銅製のくさり及びくさり部分品 一 貴金属をめつきたもの 二 その他のもの	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二〇% 四〇% 二〇% 二〇%	一〇% 二〇% 一〇% 二〇%
七四・一四	銅製のくさり、びより、またぐき、かぎぐき、かすがい、飾りぐき、スパイク及び画びよう(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む)。 一 貴金属をめつきたもの 二 その他のもの	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二〇% 五〇% 二〇% 二〇%	二〇% 二五% 一〇% 二〇%
七四・一五	銅製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリーナスタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない)並びに銅製のねじ(スクリーナフック及びスクリーナリングを含む)、リベット、コッター、コッ	一キログラムにつき三〇円 二キログラムにつき二四円	二〇% 五〇% 二〇% 二〇%	一〇% 二五% 一〇% 二〇%

七五・〇三	二 線 (一) ニッケル(合金を除く。)のもの (二) ニッケル合金のもの ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク 一 はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)、粉及びフレーク (一) ニッケル(合金を除く。)のもの (二) ニッケル合金のもの 二 その他のもの (一) ニッケル(合金を除く。)のもの (二) ニッケル合金のもの ニッケルの管、素管及び中空棒並びにニッケル製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手 一 ニッケル(合金を除く。)のもの 二 ニッケル合金のもの ニッケル銅合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で七〇%以下のものに限る。)の管、素管及び中空棒 その他のもの 電気めつき用のニッケル陽極(電気分解により製造したものを含む。)	一キログラムにつき二〇〇円 一キログラムにつき二〇〇円	三〇% 一五% 二五% 一二・五%
七五・〇五	七五・〇六 その他のニッケル製品 一 貴金属をめつきしたもの 二 その他のもの	一キログラムにつき三〇〇円 一キログラムにつき一五〇円	二〇% 一五% 二五% 一五%
七五・〇六	七五・〇五 その他のニッケル製品 一 貴金属をめつきしたもの 二 その他のもの	一キログラムにつき三〇〇円 一キログラムにつき一五〇円	二〇% 一〇% 二五% 一五%

第七六類

七六・〇一	アルミニウムの塊及びくず 一 塊 (一) アルミニウム(合金を除く)のもの (二) アルミニウム合金のもの 二 ぐず	一三% 一三% 五%	九% 九% 二・五%
七六・〇二	アルミニウムの棒、形材及び線 一 棒及び形材 二 線	二五% 二五% 二五%	一八% 一八% 一六%
七六・〇三	アルミニウムの板及び帯	二五%	一八%
七六・〇四	アルミニウムのはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・二ミリメートル以下のものに限り。)	二五%	一六%
七六・〇五	アルミニウムの粉及びフレーク	一五%	一〇%
七六・〇六	アルミニウムの管、素管及び中空棒	二五%	一六%
七六・〇七	アルミニウム製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	二〇%	一〇%
七六・〇八	構造物及びその部分品(たとえば、家屋、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、手すり及び柱。アルミニウム製のものに限り。完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない。)並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他の材料	二〇%	一〇%
七六・〇九	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器(機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限り。内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。)	二〇%	一〇%
七六・一〇	アルミニウム製のドラム、かん、箱その他これらに類する容器(チューブ形のものを含むものとし、通常輸送用又は包装用に供するものに限り。)	二〇%	一〇%

七六・一一	アルミニウム製の圧縮ガス充てん用シリンドーその他これに類する耐圧容器	二〇%	一〇%
七六・一二	より線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これらに類する物品(アルミニウム製の線を用いて製造したものに限り。電気絶縁をしたものを除く。)	二五% 二〇%	一八% 一八%
七六・一三	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(アルミニウム製の線を用いて製造したものに限り。)	二〇%	一〇%
七六・一四	アルミニウム製のエキスパンデッドメタル	二〇%	一〇%
七六・一五	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(アルミニウム製のものに限り。)	二〇%	一〇%
七六・一六	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・一七	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・一八	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・一九	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・二〇	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・二一	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・二二	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・二三	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・二四	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・二五	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・二六	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・二七	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・二八	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・二九	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・三〇	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・三一	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・三二	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・三三	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・三四	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・三五	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・三六	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・三七	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・三八	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・三九	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・四〇	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・四一	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・四二	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・四三	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・四四	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・四五	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・四六	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・四七	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・四八	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・四九	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・五〇	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・五一	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・五二	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・五三	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・五四	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・五五	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・五六	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・五七	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・五八	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・五九	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・六〇	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・六一	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・六二	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・六三	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・六四	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・六五	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・六六	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・六七	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・六八	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・六九	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・七〇	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・七一	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・七二	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・七三	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・七四	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・七五	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・七六	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・七七	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・七八	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・七九	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・八〇	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・八一	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・八二	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・八三	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・八四	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・八五	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・八六	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・八七	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・八八	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・八九	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・九〇	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・九一	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・九二	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・九三	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・九四	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・九五	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・九六	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・九七	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・九八	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・九九	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%
七六・一〇〇	その他のアルミニウム製品	二〇%	一〇%

全重量の九五%をこえ、九九・八%以下のものに限る。)	一〇%	七・五%
B その他のもの		
課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの	一キログラムにつき五八円から課税価格を控除した額の半額及び一キログラムにつき八円	一キログラムにつき五八円から課税価格を控除した額の半額及び一キログラムにつき八円
その他のもの	一キログラムにつき八円	一キログラムにつき八円
(二) 鉛合金のもの		
A アンチモンを含有するもの	二〇% (その率が一キログラムにつき八三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	一二% (その率が一キログラムにつき八三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
B その他のもの	一二% (その率が一キログラムにつき八三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	七% (その率が一キログラムにつき八三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二 くず	一〇%	五%
鉛の棒、形材及び線	二〇%	一〇%
鉛の板及び帯	二五%	二〇%
一 鉛 (合金を除く) のもの	二五%	二〇%
二 鉛合金のもの	二五%	二〇%
鉛のはく (浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量 (補強材の重量を除く) が一平方メートルにつき一・七キログラム以下のものに限る。)、粉及びフレーク	一五%	一二%
一 はく	一五%	一二%
二 粉及びフレーク	一五%	一二%
鉛の管、素管及び中空棒並びに鉛製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジ、S形		

[illegible]

八〇・〇一のうち	すずの塊及びくず	一塊	一〇%	五%
八〇・〇二	すずの棒、形材及び線	無税	無税	無税
八〇・〇三	すずの板及び帯	一〇%	五%	五%
八〇・〇四	すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量（補強材の重量を除く。）が一平方メートルにつき一キログラム以下のものに限る。）、粉及びフレック	一〇%	五%	五%
八〇・〇五	すずの管、素管及び中空棒並びにすず製のジョイント、エルボ、ソケット、フランジその他の管用継手	一五%	七・五%	七・五%
八〇・〇六	その他のすず製品	二〇%	一〇%	一〇%
八二・〇一	タンングステン（ウォルフラム）及びその製品			

七九・〇四	し、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）、粉及びフレック	二〇%	一〇%	一五%
七九・〇五	二 その他のもの	二〇%	一〇%	一五%
七九・〇六	亜鉛の管、素管及び中空棒並びに亜鉛製のジョイント、エルボ、ソケット、フランジその他の管用継手	二〇%	一〇%	一〇%
七九・〇七	一 管、素管及び中空棒	二〇%	一〇%	一〇%
七九・〇八	二 管用継手	二〇%	一〇%	一〇%
七九・〇九	亜鉛製のとい、ルーフキャッピング、窓わくその他加工した建築用材料	一五%	七・五%	七・五%
七九・一〇	その他の亜鉛製品	二〇%	一〇%	一〇%
八二・〇二	第八〇類			

八二・〇一	一 塊、粉及びフレック	一〇%	五%	一〇%
八二・〇二	二 くず	一〇%	五%	一〇%
八二・〇三	三 その他のもの	二〇%	一〇%	一〇%
八二・〇四	モリブデン及びその製品	一〇%	五%	一〇%
八二・〇五	一 塊、粉及びフレック	一〇%	五%	一〇%
八二・〇六	二 くず	一〇%	五%	一〇%
八二・〇七	三 その他のもの	一五%	七・五%	七・五%
八二・〇八	タンタル及びその製品	無税	無税	無税
八二・〇九	二 くず	無税	無税	無税
八二・一〇	その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品	無税	無税	無税
八二・一一	二 塊、粉、フレック及びくず（一に掲げるものを除く。）	無税	無税	無税
八二・一二	（一）コバルト（マッド、スパイスその他コバルト製錬の中間生産物を含む。）のもの	無税	無税	無税
八二・一三	（二）インジウム又はゲルマニウムのもの	一〇%	五%	一〇%
八二・一四	A 塊、粉及びフレックのうち	一〇%	五%	一〇%
八二・一五	B くず	無税	無税	無税
八二・一六	（三）その他のもののうち	無税	無税	無税
八二・一七	アンチモンの塊、粉及びフレック	無税	無税	無税
八二・一八	課税価格が一キログラムにつき二二三円以上のもの	一キログラムにつき四〇円につき三八円	一キログラムにつき三五円	一キログラムにつき七〇円
八二・一九	その他のもの	一キログラムにつき三八円	一キログラムにつき七〇円	一キログラムにつき七〇円
八二・二〇	手道具（スベード、ミョベル、つるはし、くわ、フォーク、レーキ及びなた、なたがまその他のおの類並びに農業用、園芸用又は林業用のかま、草切具、草刈りばさみ、くさびその他の道具に限る。）	一五%	七・五%	七・五%
八二・二一	のこぎり（機械式のものを除く。）及び手動式又は機械式ののこぎりのブレード（無歯式の	一五%	七・五%	七・五%

のこぎりのブレードを含む。	
一 ハックソーブレード（厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限る。） 金属切断用のもの（機械用のものを除く。）	一八%
その他のもの	二〇%
二 機械式ののこぎりのブレード（ハックソーブレードを除く。） サーキュラーソーブレード	一八%
その他のもの	二〇%
三 その他のもの	一五%
手工具（プライヤー（切断用プライヤーを含む）、やつとこ、ツイーザー、ブリキばさみ、ボルトクリップその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナ、レンチ及びやすりに限るものとし、タップ用レンチを除く。）	一五%
手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、この類の他の号に該当するものを除く）、トーチランプ、金敷き並びに機械用以外の万力及びクランプ、可搬式かじ炬並びにフレームに取り付けたグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	七・五%
手工具用、動力駆動式手持工具用又は機械用の交換性工具（伸縮用ダイス、金属押出し用ダイス及びさく岩用ビットを含むものとし、プレス、型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐり、ブローチング、ミリング、切断、切削、ドレッシング、ほぞあなあけ、ねじの締付けその他の作業に用いるものに限る。）	一五%
一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリーニータップ	七・五%
ビット	一八%
その他のもの	二〇%
二 ミリングカッター及びギヤカッター	一八%
ミリングカッター	九%
	一〇%
	九%

ギヤカッター	一五%	七・五%
三 その他のもの		
(一) 超硬工具（金属炭化物を焼結した物品を用いたものに限る。）及びダイヤモンド工具		
機械用刃工具（ダイヤモンドを用いたものを除く。）	一五%	七・五%
その他のもの	二〇%	一〇%
(二) その他のもの	一五%	七・五%
器具用又は機械用のナイフ及び刃	一五%	七・五%
ツールチップ及びツールチップ用の板、棒その他これらに類する物品（タングステン、モリブデン、バナジウムその他の金属の炭化物を焼結したもので、支持物に取り付けてないものに限る。）	二〇%	一〇%
コーヒー粉砕器、肉ひき器、果汁しぼり器その他の器具（家庭において飲食物の調理に用いるもので、機構を有し、かつ、一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一五%	七・五%
ナイフ（この歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。）	四〇%	二〇%
一 貴金属をめつきた金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	一八%	九%
二 その他のもの		
ナイフの刃（第八二・〇九号のナイフ用のものに限る。）	一八%	九%
八二・一一のうち		
かみそり及びその刃（刃の半製品で帯状のものを含む。）		
一 安全かみそり（刃入りのセットを含む。）	二〇%	一〇%
二 その他のもの	二〇%	一〇%
はさみ（テラースシャヤーを含む。）及びその刃	一八%	九%
その他の刃物（たとえば、剪定ばさみ、バリ		
八二・〇八		
八二・〇七		
八二・〇六		
八二・〇九		
八二・一〇		
八二・一一		
八二・一二		
八二・一三		

	八二・一四	カン、肉切り用クリーパー及びペーパーナイフ並びにマニキュア用又はカイロパディ用のセット及び用具（つめやすりを含む。） 一 貴金属をめぐつした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。） その他のもの スプーン、フォーク、フィッシュイーター、バターナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具 一 貴金属をめぐつした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	四〇％ 一八％ 二〇％ 九％ 一〇％	二〇％
	八二・一五	卑金属製の柄（第八二・〇九号、第八二・一三号又は第八二・一四号に該当する物品に用いるものに限る。） 一 貴金属をめぐつした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	四〇％ 二〇％	二〇％ 一〇％
八三・〇一	第八三類	錠（かぎを用いるもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）、フレーム（ハンドバッグ、トランクその他これらに類する物品に用いるもので、錠と一体のものに限る。）並びにこれらのかぎ（完成したかきであるかどうかを問わない。）及び部分品（卑金属製のものに限る。） 一 貴金属をめぐつしたものの 二 その他のもの	四〇％ 二〇％	二〇％ 一〇％
八三・〇二		卑金属製の取付具（ドアクロージャーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。）及び	二〇％	一〇％
	八三・〇三	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具 一 貴金属をめぐつしたものの 二 その他のもの 自動車（第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。）又はトレイラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。）の部分品 その他のもの	四〇％ 三〇％ 二〇％	二〇％ 一五％ 一〇％
	八三・〇四	金庫、金庫室、その内装材及びとり並びにキャッシュボックスその他これに類する物品（卑金属製のものに限る。） 卑金属製の書類整理箱、書だな、分類箱、書類入れその他これらに類する事務用具（第九四・〇三号に該当する家具を除く。）	二〇％ 二〇％	一〇％ 一〇％
	八三・〇五	卑金属製の書類とじ込み用金具、書類ばさみ、クリップ、ステープル、インデックスタグその他これらに類する事務用品	二〇％	一〇％
	八三・〇六	卑金属製の小像その他の室内裝飾品 一 貴金属をめぐつしたものの 二 その他のもの	五〇％ 二〇％	二五％ 一〇％
	八三・〇七	ランプその他の照明器具及びその部分品（卑金属製のものに限るものとし、第八五類（第八五・一二号を除く。）に該当するスイッチ、ランプホルダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。） 卑金属製のフレキシブルチューブ 一 鉄鋼製のものの 二 その他のもの	二〇％ 一五％ 二〇％	一〇％ 七・五％ 一〇％
	八三・〇八	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイその他これらに類する物品（衣類、旅行用具、ハンドバッグその他の紡織用繊維製品又は革製品に通常用いるものに限る。）並びに卑金属製の管リベット及びふた	二〇％	一〇％
	八三・〇九			

八三・一〇	またリベット 一 貴金属をめつきしたもの 二 その他のもの 卑金属製のビーズ及びスパンダ 一 貴金属をめつきしたもの 二 その他のもの	四〇% 二〇% 五〇% 二〇%	二〇% 一〇% 二五% 一〇%
八三・一一	ベル及びゴング(電気式のものを除く。)並びにこれらの部分品(卑金属製のものに限り。)	二〇%	一〇%
八三・一二	卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡 一 貴金属をめつきしたもの 二 その他のもの	五〇% 二〇%	二五% 一〇%
八三・一三	卑金属製の栓、王冠、ボトルキャップ、キャプシユール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用附属品 王冠 その他のもの	二〇% 一五% 二〇%	二五% 七・五% 一〇%
八三・一四	卑金属製のサインプレート、ネームプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章	二〇%	一〇%
八三・一五	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、電極その他これらに類する物品(金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限り。)並びに卑金属粉を凝結して製造した金属吹付け用の線及び棒 鉄鋼製の溶接棒(フラックスを用いたものに限り。) その他のもの	一五% 二〇%	七・五% 一〇%
八四・〇一のうち	蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することが出来るセントラルヒーティング用の温水ボイラーを除く。)		

八四・〇三	一 ボイラー 蒸気の発生量が毎時一、三〇〇トン以上のもの その他のもの	二〇% 二〇%	一五% 一〇%
八四・〇四	発生炉ガス発生機及び水性ガス発生機並びに湿式アセチレンガス発生機その他これに類するガス発生機(清浄機を有するものであるかどうかを問わない。) ボイラー付きの蒸気機関(移動式のものを含むものとし、機械駆動式のロードローラー及び第八七・〇一号に該当する蒸気駆動式トラクターを除く。)	一五%	七・五%
八四・〇五のうち	蒸気原動機(ボイラー付きのものを除く。) 一 蒸気タービン及びその部分品 (一) 蒸気タービンのうち 出力(クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力)が四〇万キロワットに満たないもの 二 その他のもの	一五% 一五%	七・五% 七・五%
八四・〇六のうち	内燃機関(ピストン式のものに限る。) 一 内燃機関 (一) 自動車用のもののうち 二 輪自動車用又は三輪自動車用のもの (二) アウトボードモーター その他のもの 二 内燃機関の部分品のうち 航空機用又は自動車用のもの以外のもの	三〇% 二五% 一五%	一五% 二・五% 七・五%
八四・〇七のうち	ウォーターホイール、ウォータータービンその他の液体原動機 一 ウォータータービン及びその部分品 (一) ウォータータービン (二) 部分品	一五% 一五%	七・五% 七・五%
八四・〇八のうち	その他の原動機		

八四・〇九	二 原動機の部分品 (一) その他のもの	二〇%	一〇%
八四・一〇のうち	機械駆動式のロードローラー 液体ポンプ(原動機付きのものを含むものとし、計器付きのものであるかどうかを問わない)及びバケット式、チェーン式、スクリー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター 一 液体ポンプ及びその部分品 (一) 揮発油の計量販売用のポンプ(積算液量計及び電動装置を自蔵するものに限る。) (二) 液体ポンプ(一)に掲げるものを除く。のうち 往復ポンプ、ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリーポンプ以外のもの 二 液体エレベーター及びその部分品 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む)並びにファン、送風機その他これらに類する機械 三 ファン、送風機その他これらに類する機械のうち ディーゼル機関用排気タービン過給機 四 一から三までに掲げる機器の部分品 エアコンディショナー(動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。) 一 自動車用のもの 炉用バーナー(液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る)及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械 一 バーナー及びその部分品	一五%	七・五%
八四・一一のうち		一五%	七・五%
八四・一二のうち		一五%	七・五%
八四・一三		三〇%	一五%
八四・一四	二 その他のもの 炉(工業用又は理化学用のものに限るものとし、転炉及び電気炉を除く。)	一五%	七・五%
八四・一五のうち	冷蔵庫(冷凍機構を自蔵するものに限る)及び冷凍機構を有する機械(電気式のものであるかどうかを問わない。) 一 冷蔵庫 電気冷蔵庫(容量が〇・一四一六立方メートル以上のものに限る。)、ガス冷蔵庫及び燈油冷蔵庫 その他のもの 二 冷凍機構を有する機械のうち アイスクリームフリーザー 三 一又は二に掲げる機械の部分品 つや出しロール機その他これに類するロール機(金属加工機械、金属圧延機及びガラス加工機械を除く)及びこれらのロール 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料を処理する機器(理化学用のものを除く。家庭用に供するものを除くものとし、電気加熱式のものであるかどうかを問わない)並びに電気加熱式でない瞬間湯わかし器及び貯蔵式湯わかし器 遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機(ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。) 一 遠心分離機及びその部分品 二 その他のもの 清浄用又は乾燥用の機械(びんその他の容器に用いるものに限る)、充てん用、封口用、封止用、キャプシュール取付け用又はラベルはり付け用の機械(びん、かん、箱、袋その他の容器に用いるものに限る)、その他の包装機械、飲料用炭酸ガス注入機及びさら洗機	一五%	七・五%
八四・一六		一五%	七・五%
八四・一七		一五%	七・五%
八四・一八		一五%	七・五%
八四・一九		一五%	七・五%

八四・二四	ブラウ、ハロウ、カルチベーター、播種機、肥料散布機その他農業用又は園芸用の機械（土壌整理用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	一五%	七・五%
八四・二五	収穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の風力選別機その他これに類するクリーニング機及び卵その他の農産物の分類機（第八四・二九号に該当するパン用穀物の製粉業用機械を除く。）	一五%	七・五%
八四・二六	酪農機械（搾乳機を含む。）	一五%	七・五%
八四・二七	プレス、破碎機その他の機械（ぶどう酒、りんご酒又は果汁の製造その他これらに類する用途に供するものに限る。）	一五%	七・五%
八四・二八	その他の農業用、園芸用、家きんの飼育用又は養蜂用の機械、発芽用機器（機械装置又は加熱装置を有するものに限る。）並びに家きん用のふ卵器及び育すう器	一五%	七・五%
八四・二九	パン用穀物の製粉業用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその他の機械（農場用のものを除く。）	一五%	七・五%
八四・三〇	食品工業用の機械（ベーカーリー製品、菓子、ココア製品若しくはマカロニ、ラビオリその他これらに類する穀物食品の製造用又は肉、魚、果実若しくは野菜の調製用のもの（ミンシング機及びスライシング機を含む。）及び砂糖製造用又は醸造用のものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）	一五%	七・五%
八四・三一	繊維素パルプ、紙又は板紙の製造用又は仕上用の機械		
	一 ストックメーカー、パルプレファイ		
	二 その他	一五%	七・五%
八四・三二	紙又は板紙の切断機及びその他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械	一五%	七・五%
八四・三三	活字鋳造用又は植字用の機器及びその附属	一五%	七・五%

八四・三五のうち	品、印刷用のブロック、プレート、シリンドアの調製又は加工に使用する機械（第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く）、活字、紙型、母型、印刷用のブロック、プレート及びシリンドア並びに製版用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドア及びリソグラフィックストーン 一 リソグラフィックストーン 二 活字、紙型、母型並びにブロック、プレート及びシリンドア（製版用に調製したものを含む。） 三 その他のもの 印刷機（他の号に該当するものを除く。）及び印刷補助機械 一 印刷機及びその部分品のうち 自動二色刷り凸版枚葉印刷機（シリンドアの一回転で二色刷りを行なうものに限る。） その他のもの（自動単色凸版枚葉印刷機及び自動平版枚葉印刷機を除く。） 二 その他のもの 人造纖維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機（横糸巻機を含む。） 八四・三七 織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械（整経機及び整経のり付け機を含む。） 一 織機 二 メリヤス機 三 その他のもの 八四・三八のうち ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャッ	五% 二・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五%
八四・三九	トル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則としてもつばら使用する部分品及び附属品 二 その他のもの フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械（フェルト帽子の製造機械及び型を含む。） 八四・四〇 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。）織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物類その他の材料にペーストを被覆するものに限る。）印刷機（織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る。並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの） 一 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械及びその部分品 (一) 電気洗たく機及びその部分品 (二) その他のもの 二 その他のもの ミシン、ミシン用に特に作つた家具及びミシン針 一 ミシン（その頭部を含む。） (一) 通常家庭用に供するもの (二) その他のもの 単針直線縫いミシン及びオーバー	一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五%
八四・四一	ミシン、ミシン用に特に作つた家具及びミシン針 一 ミシン（その頭部を含む。） (一) 通常家庭用に供するもの (二) その他のもの 単針直線縫いミシン及びオーバー	一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五% 一五% 七・五%

八四・四二	ロックミシン その他のもの	一五%	七・五%
八四・四三	二 ミシン針 三 ミシンの部分品並びにミシン用に特に 作つた家具及びその部分品 原皮、毛皮又は革のなめし準備機械、なめし 機械及び加工機械(くつ製造機械を含むもの とし、ミシンを除く。)	一五%	七・五%
八四・四四	転炉、取鍋、インゴット用鑄型及び鑄造機 (冶金用又は金属鑄造用に供するものに限 る。)	一五%	七・五%
八四・四五のうち	一 鑄造機及びその部分品 二 その他のもの	一五%	七・五%
	金属圧延機及びそのロール 一 金属圧延機 二 金属圧延機の部分品	一五%	七・五%
	(一) ロール (二) その他のもの	一五%	七・五%
	金属又は金属炭化物の加工機械(第八四・四 九号又は第八四・五〇号に該当するものを除 く。)	一五%	七・五%
	一 工作機械 (一) 旋盤 A 普通旋盤(ベッド上の振りが一、〇 〇〇ミリメートル以上のものに限 る。)	二五%	一五%
	数値制御式のもの その他のもの	二五%	一五%
	B 自動ならい旋盤(ベッド上の振りが 六〇〇ミリメートルに満たない ものに限る。)	二五%	一五%
	数値制御式のもの その他のもの	二五%	一五%
	C 単軸自動旋盤(棒材用のものに限 る。)	二五%	一五%
	数値制御式のもの	二五%	一五%

	D 立旋盤(テーブルの直径が二、〇 〇〇ミリメートル以上のものに限 る。)	二五%	一五%
	数値制御式のもの その他のもの	二五%	一五%
	E その他のもの	二五%	一五%
	多軸自動旋盤(六軸以下の棒材 用のものを除く。)	二五%	一五%
	自動ならい旋盤 多軸自動旋盤 その他のもの	一五%	一〇%
	(二) ボール盤及び中ぐり盤 A 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が 二〇〇ミリメートルに満たないも のに限る。)	一五%	七・五%
	数値制御式のもの その他のもの	一五%	七・五%
	B 治具中ぐり盤(立型のものに限 る。)	二五%	一五%
	数値制御式のもの その他のもの	二五%	一五%
	C その他のもの	二五%	一五%
	数値制御式のものの以外のもの 中ぐり盤 その他のもの	一五%	七・五%
	(三) フライス盤 A 万能工具フライス盤 数値制御式のもの その他のもの	二五%	一五%
	B ならいフライス盤(形彫り盤を含 み、フライス軸が二本以下のもの のうち加工面積が一平方メートル に満たないものに限るものとし、 ならい操作を手動式又はカム式の	二五%	一五%

機構により行なうものを除く。 数値制御式のもの その他のもの		二五%	一五%
C プラノミラー(テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のもに 限る。)		二五%	二二・五%
D 数値制御式のもの その他のもの その他のものうち ならいフライス盤(形彫り盤を 含み、フライス軸が三本以上の もの及び加工面積が一・五平方 メートル以上のものに限るもの とし、ならい操作をカム式機構 により行なうものを除く。)及び 数値制御式のもの以外のもの ならいフライス盤(形彫り盤 を含み、フライス軸が二本以 下のものうち加工面積が一・五平方メートルに満たな いものに限る。)及びプラノミ ラー その他のもの		二五%	二二・五%
四 平削盤 A テーブルの幅が二、〇〇〇ミリ メートル以下のもの 数値制御式のもの その他のもの その他のものうち 数値制御式のもの以外のもの		二五%	一五%
五 研削盤 A 内面研削盤(研削することができ る内径が二〇〇ミリメートルに満 たないものに限るものとし、セン ターレス式のものを除く。)		二五%	一五%

B その他のもの 平面研削盤(立型ロータリーテー プル式のもの及び研削することが できる長さが二、〇〇〇ミリメー トルに満たない長テーブル式のも のに限る。)		二五%	二二・五%
C 数値制御式のもの その他のもの その他のものうち 数値制御式のもの、平面研削盤 (研削することができ長さが 三、〇〇〇ミリメートルをこえ るものに限るものとし、ロータ リーテーブル式のものを除く。) 及びねじ研削盤以外のもの 平面研削盤(研削することが できる長さが二、〇〇〇ミリ メートル以上で三、〇〇〇ミ リメートル以下のものに限 る。)及び内面研削盤(研削す ることができる内径が二〇〇 ミリメートル以上のものに限 る。)		二五%	二二・五%
六 歯切盤及び歯車仕上機械 A 単軸ホブ盤(立型のもので、テー プルの直径が七〇〇ミリメートル 以上のものに限る。)		二五%	一五%
B 数値制御式のもの その他のもの その他のものうち 数値制御式のもの、平面研削盤 (ビニオン工具型のもので加工 することができ直径が九〇 〇ミリメートル以上のもの及び ラック工具型のもので加工する		二五%	二二・五%

	ことができる直径が一、二〇〇ミリメートル以上のものに限る。及び平歯車研削盤以外のもの		
	平歯車形削盤	一五%	一〇%
	その他のもの	一五%	七・五%
(出)	その他のもの		
A	プローチ盤(引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。)		
	数値制御式のもの	二五%	一五%
	その他のもの	二五%	一二・五%
B	ホーニング盤(円筒形の内面の加工用のものに限る。)		
	数値制御式のもの	二五%	一五%
	その他のもの	二五%	一二・五%
C	その他のもののうち		
	数値制御式のもの以外のもの	一五%	一二・五%
	プローチ盤	一五%	七・五%
	その他のもの	一五%	七・五%
二	その他のもの		
(一)	ベンディングマシン	一五%	七・五%
(二)	プレスのうち	一五%	七・五%
	数値制御式のもの以外のもの	一五%	七・五%
(三)	剪断機のうち	一五%	七・五%
	数値制御式のもの以外のもの	一五%	七・五%
(四)	鍛造機(鍛造ロール機を含む。)のうち		
	数値制御式のもの以外のもの	一五%	七・五%
(五)	その他のもの	一五%	七・五%
	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械(第八四・四九号に該当するものを除く。)	一五%	七・五%
	木材、コルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工	一五%	七・五%

八四・四六

八四・四七

一五%

七・五%

八四・四八	工機械(第八四・四九号に該当するものを除く。)	一五%	七・五%
八四・四九	第八四・四五号から第八四・四七号までに該当する機械に原則としてつばら使用する部分品及び付属品(加工物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械に用いる物品を含む。)並びに手工具又は手工具に用いるツールホルダー	一五%	七・五%
八四・五〇のうち	手持工具(ニューマチックツール及び電気式でない原動機を自蔵するものに限る。)	一五%	七・五%
八四・五一のうち	一 ニューマチックツール及びその部分品	一五%	七・五%
八四・五二のうち	二 その他のもの	一五%	七・五%
八四・五三のうち	溶接用、ろう付け用、切断用又は表面熱処理用の機器(ガスを用いて処理するものに限る。)	一五%	七・五%
八四・五四のうち	数値制御式の機器以外のもの	一五%	七・五%
八四・五五のうち	タイプライター(計算機構を有するものを除く。)	一五%	七・五%
八四・五六のうち	一 タイプライター	一五%	七・五%
八四・五七のうち	(二) その他のもの	一五%	七・五%
八四・五八のうち	電動式タイプライター(携帯用のものを除く。)	一五%	七・五%
八四・五九のうち	二 チェックライター	一五%	七・五%
八四・六〇のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械	一五%	七・五%
八四・六一のうち	一 電子計算機械	一五%	七・五%
八四・六二のうち	(二) その他のもの	一五%	七・五%
八四・六三のうち	電動式計算機(一に掲げるものを除く。)	一五%	七・五%
八四・六四のうち	三 三則以上の計算機構を有するもの以外のもの	一五%	七・五%
八四・六五のうち	簿記会計機のうち	一五%	七・五%
八四・六六のうち	電子式のものと及び三則以上の計算機	一五%	七・五%

八四・五三のうち	四 金銭登録機のうち 五個以上の集計装置を有するもの以外のもの 五 その他のもの	一五% 一五% 一五%	七・五% 七・五% 七・五%
八四・五四のうち	その他の事務用機器（たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなわけ機及びとり機） 二 その他のもの	一五% 一五%	七・五% 七・五%
八四・五五のうち	第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則としてもつばら使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。） せん孔カード式統計機械の部分品 その他のもの（電子計算機械用のものを除く。）	一〇% 一五%	五% 七・五%
八四・五六	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機及び混合機（固形、粉状又はペー スト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性材料	一五%	七・五%

八四・五七	の処理に用いるものに限る。並びに造塊機、型込機及び成形機（粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスチックその他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに鑄物用砂型の成形機	一五%	七・五%
八四・五八	ガラス又はその製品の製造機械（冷間加工用のものを除く。）及びフィラメント電球、放電燈、電子管その他これらに類する物品のチューブ又はバルブの組立機械	一五%	七・五%
八四・五九のうち	切手、たばこ、チョコレート、食料品その他の物品の自動販売機（遊戯用のものを除く。）機械類（原則としてもつばら他の機械類の部	二〇%	一〇%
	分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）		
	一 プレス、モールディングマシン、ニードリングマシン、押出機及びこれらの部分品	一五%	七・五%
	二 より線機、絶縁テープ巻付機その他これらに類する綱又は絶縁電線の製造機械及びこれらの部分品	一五%	七・五%
	三 貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものに限る。）及びこれらの部分品		
	鉄鋼製の無水式ピストン型ガスホルダー及びその鉄鋼製部分品	一〇%	五%
	その他のもの	一五%	七・五%
	四 道路舗装機械及びその部分品	一五%	七・五%
	五 アジテーター（動力駆動式のものに限る。）及びその部分品	一五%	七・五%
	七 その他の機械類及びその部分品		
(一) 機械類			
	ドロマイト投射機、自動コイル巻機、重合タンク、密閉式連続マーガリン製造機、ペレット飼料製造機及びニューマチックマシン	一五%	七・五%
	その他のもの	二〇%	一〇%

八四・六〇

(一) 機械類の部分品

八四・六一のうち

金属製造用の鋳型（インゴット用のものを除く）及び鋳型わく並びに金属炭化物、ガラス、ゴム、人造プラスチック又はセラミックペー
スト、コンクリート、セメントその他の鉱物
性材料のモールドディングに使用する型
コック、弁その他これらに類する物品（減圧
弁及び温度制御弁を含むものとし、管、か
ん胴、タンクその他これらに類する物品に用
いるものに限る。）
車両用の弁

その他のもの（減圧弁、自動調整弁その他
これらに類する機械式弁を除く。）
鉄鋼製の高温高圧弁（温度五三〇度以上
における定格圧力が二四キログラム毎平
方センチメートルをこえるもの又は温度
三七〇度以上における定格圧力が一七五
キログラム毎平方センチメートルをこえ
るものに限る。）
貴金属を用いたもの及び金属をめつきし
たもの
その他のもの
鉄鋼製又は銅製のもの（貴金属を用いた
もの及び金属をめつきしたものを除く。）
その他のもの

ボールベアリング、ローラーベアリング及び
ニードルローラーベアリング
一 ボールベアリング、ローラーベアリン
グ及びニードルローラーベアリング
二 ベアリングの部分品
伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、
プレンベアリング並びに歯車及び歯車伝動
機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機
を含む）、はずみ車、プーリー、プーリーブ
ロック、クラッチ並びに軸継手
一 無段変速機及びその部分品

八四・六三

一五% 七・五%
一五% 七・五%
二〇% 一〇%
二〇% 一〇%
二五% 一二・五%
二五% 一二・五%

八四・六四

八四・六五

二 その他のもの
ガスケットその他これに類するジョイント
（石棉、フェルト、板紙その他の材料を交じ
えた金属板製のもの及び金属はくを積層した
もの並びに機械、管その他これらに類する物
品に使用するために材質の異なるものをセッ
トにし又は取りそろえて、小袋入りその他こ
れに類する包装にしたものに限る。）
機械類（電気機器を含む。）の部分品（接続子、
絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品
及びこの類の他の号に該当するものを除く。）

第八五類

八五・〇一のうち

発電機、電動機、回転式又は静止式のコン
バーター、トランスフォーマー、整流機器及
びインダクター
一 発電機のうち
出力（クロスコンパウンド型蒸気ター
ビン用のものにあつては、合計出
力）が四〇万キロワット以上のもの
（蒸気タービン以外の原動機と結合
したものを除く。）
出力（クロスコンパウンド型蒸気
タービン用のものにあつては、合計
出力）が四〇万キロワットに満たな
いもの
原動機（蒸気タービンを除く）と
結合したもの
その他のもの
二 電動機
（一）重量が五〇〇キログラム以下のもの
（二）その他のもの
三 トランスフォーマー
（一）容量が二〇〇キロボルトアンペアに
満たないもの
（二）その他のもの

一五% 七・五%
二〇% 一〇%
二〇% 一〇%
二五% 一二・五%
二五% 一二・五%

八五・〇二	四 整流機器 (一) シリコン整流機器 五 その他の機器 六 一から五までに掲げる機器の部分品	二〇% 一五% 一五%	一〇% 七・五% 七・五%
八五・〇三 八五・〇四 八五・〇五 八五・〇六	電磁石、永久磁石及び永久磁石用の特殊材料の製品で磁化しないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプ、万力その他これらに類する加工物保持具並びに電磁式のクラッチ、カップリング、ブレーキ及びリフティングヘッド 一次電池 蓄電池 手持工具(電動装置を自蔵するものに限る) 家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限る) 一 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁しぼり機、ファン及びこれらの部分品 二 その他のもの かみそり及びバリカン(電動装置を自蔵するものに限る) 八五・〇七 八五・〇八	一五% 一五% 二〇% 一五% 一五% 一五% 一五%	七・五% 七・五% 一〇% 七・五% 七・五% 七・五% 七・五%
八五・〇九	内燃機関の始動用又は点火用の電気機器(磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む)並びに内燃機関に附属する発電機及びその開閉器 一 発電機、電動機及びこれらの部分品 (一) 発電機及び電動機 (二) 部分品 二 点火プラグ 自動車用のもの 三 その他のもの 電気式の照明用又は信号用の機器、ウインド	一五%(その七・五%の率が一八四のつき九円の一五%の率より低量税率より低いときは、当該従量税率) 一五% 一五%	七・五%(その七・五%の率が一八四のつき九円の一五%の率より低量税率より低いときは、当該従量税率) 七・五% 七・五%

八五・一〇 八五・一一のうち	スクリーンワイパー、除霜機及び除霧機(自動車用又は自動車用のものに限る) 一 自動車用のもの(第八七・〇九号又は第八七・一一号に掲げる車両に用いるものを除く) 二 その他のもの 携帯用の電池ランプ及び発電ランプ(第八五・〇九号に該当するものを除く) 電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器(工業用又は理化学用のものに限る)並びに電気溶接機器、電気ろう付け機器、電気はんだ付け機器及びこれらに類する切断用電気機器 一 電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品 二 電気溶接機器及びその部分品のうち数値制御式の機器以外のもの 三 その他のもののうち数値制御式の機器以外のもの	二〇% 一五% 一五% 一五% 一五%	一〇% 七・五% 七・五% 七・五% 七・五%
八五・一二	電気式の瞬間湯わかし器、貯蔵式湯わかし器、浸せき式液体加熱器、土壌加熱器及びスเปースヒーター並びに電気式のヘアドライヤー、ヘアカーラー、カール用こてその他の調髪用機器並びに電気アイロン、家庭用電熱器及び電熱用抵抗体(カーボン製の抵抗体を除く)	二〇%	一〇%
八五・一三のうち	有線電話用又は有線電信用の機器(搬送通信機器を含む)	一五%	七・五%
八五・一四 八五・一五のうち	電子式電話交換機以外のもの マイクホン及びそのスタンド並びに拡声器及び可聴周波増幅器 無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器(蓄音機を自蔵するものを含む)並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御	一五% 一五% 一五%	七・五% 七・五% 七・五%

機器			
一 ラジオ受信機(シャシを含む。)	(一) 音声再生機を自蔵するもの	三五%	一七・五%
	(二) その他のもの	二〇%	一〇%
シャシ		一八%	九%
その他のもの			
二 テレビジョン受像機(シャシを含む。)	陰極線管の映像面の最大径が五三・三	二五%	一一・五%
	四センチメートル以上のもの	二〇%	一〇%
カラーテレビジョン受像機	その他のもの	三〇%	一五%
	その他のもの		
三 レーダーのうち			
航空機用のもの(機上用のものである	か、又は地上用のものであるかど	一五%	七・五%
	うかを問わない。)		
四 その他の機器のうち			
航空機用のもの(機上用のものである	か、又は地上用のものであるかど	二〇%	一〇%
	うかを問わない。)	二〇%	一〇%
五 一から四までに掲げる機器の部分品			
鉄道、道路又は内陸水路の交通管制用の電気	式機器及びこれに類する港湾用又は空港用の	一五%	七・五%
	電気式機器		
八五・一七	電気式のベル、サイレン、表示盤、盗難警報		
	器、火災警報器その他の信号機器(第八五・		
八五・一八	〇九号又は第八五・一六号に該当するものを	一五%	七・五%
	除く。)		
八五・一九	固定式又は可変式の蓄電器	一五%	七・五%
	スイッチ、継電器、ヒューズ、避雷器、サー		
ジ抑制器、プラグ、ランプホルダー、ター			
ミナル、ターミナルストリップ、接続箱その			
他電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機			
器、固定式又は可変式の抵抗器(ポテンシヨ			

八五・二〇		メーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。並びに配電盤及び制御盤	
八五・二一のうち	一 配電盤及び制御盤	一五%	七・五%
	二 その他のもの	一五%	七・五%
八五・二二のうち	フィラメント電球及び放電燈(赤外線電球及び紫外線電球を含む。)、アーク燈並びに写真用せん光電球	一五%	七・五%
	一 白熱電球	二〇%	一〇%
八五・二二のうち	二 その他のもの		
	熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。)、光電池、トランジスターその他これに類する半導体を有する物品並びに圧電気結晶素子		
八五・二二のうち	一 熱電子管	一五%	七・五%
	理化学機器用のもの		
八五・二二のうち	その他のもの	二〇%	一〇%
	受信管(非一般用受信管(高信頼管をいう。))を除く。)	三〇%	一五%
八五・二二のうち	二 トランジスターその他これに類する半導体を有する物品のうち	一五%	七・五%
	ゲルマニウムトランジスター	一五%	一〇%
八五・二二のうち	三 その他のもの		
	電気機器(原則としてもつばら他の機器の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。)		
八五・二二のうち	二 その他のもの	一五%	七・五%
	信号発生器(周波数が一〇〇メガサイクル以上のものに限る。及び一に掲げるものの部分品以外のもの	一五%	七・五%

八五・二三	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品(エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。)	二五%	一五%
	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	二五%	一五%
	二 合成ゴムで被覆したもの(一に掲げるものを除く。)	二五%	一五%
	三 その他のもの		
	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	二〇%	一五%
	その他のもの	一八%	一五%
八五・二四	炭素ブラシ、アーク燈用炭素棒、電池用炭素棒、炭素電極その他の電気用炭素製品	一五%	七・五%
八五・二五	がい子(がい管を含むものとし、材質を問わない。)	一五%	七・五%
八五・二六	電気機器の電気絶縁用物品(絶縁材料製のものに限るものとし、取付け用に少量の金属を鍍込んだものを含む、第八五・二五号に該当するがい子を除く。)	一五%	七・五%
八五・二七	電線用導管及びその継手(単金属製のもので、絶縁材料を内張りしたものに限る。)	二〇%	一〇%
八五・二八	電気機器その他の機械類の電気式部分品(この類の他の号に該当するものを除く。)	一五%	七・五%
第八六類			
八六・〇一	鉄道用蒸気機関車及びその炭水車	一五%	七・五%
八六・〇二	鉄道用電気機関車(蓄電池又は外部電源により走行するものに限る。)	一五%	七・五%
八六・〇三	その他の鉄道用機関車	一五%	七・五%
八六・〇四	鉄道用の客車、貨車、軌道検査車その他の車両(自走式のものに限る。)	一五%	七・五%

八六・〇五	鉄道用の客車及び手荷物車並びに鉄道用の病院車、囚人車、検査車、郵便車その他の特殊用途車	一五%	七・五%
八六・〇六	鉄道用の工作車、起重機車その他の作業車	一五%	七・五%
八六・〇七	鉄道用の貨車	一五%	七・五%
八六・〇八	鉄道用コンテナその他これに類するコンテナ(鉄道輸送、道路輸送及び船舶輸送のいずれにも適する構造のものに限る。)	一五%	七・五%
八六・〇九	鉄道用の機関車又は車両の部分品	一五%	七・五%
八六・一〇	道路走行車両、鉄道車両その他の車両、船舶又は航空機の交通管制用の信号機その他の機械式機器(電気駆動式のものを除く)、鉄道線路用装備品及びこれらの部分品	一五%	七・五%
第八七類			
八七・〇一	トラクター(動力取出し機構、ウインチ又はプーリーを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。)	三〇%	一五%
	一 車輪式のもの	三〇%	一五%
	蒸気機関車のもの及び三輪式のもの	二〇%	一〇%
	その他のもの	一五%	一〇%
八七・〇二	二 その他のもの		
	乗用自動車及び貨物自動車(スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。)		
	一 乗用自動車(レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。)		
	(一) ホイールベースが二七〇センチメートル以下のもの	四〇%	三〇%
	(二) ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル		

八七・〇五	トル以下のもの	四〇%	二〇%	八七・〇六	その他のもの	三〇%	一五%
	三輪式のもの	三五%	一七・五%		部分品及び附属品(第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)	一五%	
	その他のもの				一 シャン		
	ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもの	四〇%	二〇%		無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。用のもの)	一五%	
八七・〇四	三輪式のもの	三五%	一七・五%	八七・〇七	その他のもの	三〇%	七・五%
	その他のもの				無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。用のもの)	一五%	
	バス(トロリーバスを含むものとし、無限軌道式のものを除く。)	三〇%	一五%		二 その他のもの		
	貨物自動車(無限軌道式のものを及びシャトルカーを除く。)				無限軌道式トラクター、プラットホームトラクターその他の作業トラクター(工場又は倉庫で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のもので、自走式のものに限る。)	一五%	七・五%
八七・〇三	ストラッドルキャリアー(シャシの下に荷物をかかえ上げて運搬するものに限る。)	二七%	一三・五%	八七・〇九	その他のもの	二〇%	一〇%
	以上のトラック(ホイールベースが二五四センチメートルをこえるものに限るものとし、三輪式のものを除く。)	三〇%	一五%		モーターサイクル、オートサイクル及び補助原動機付きの自転車(サイドカー付きのものであるかどうかを問わない。)	二〇%	一〇%
	その他のもの				二輪自動車(機関の総排気量が九〇一・三立方センチメートル以上のものに限る。)	三〇%	一五%
	無限軌道式のもの	二〇%	一〇%		その他のもの	二〇%	一〇%
八七・〇二	シャトルカー	二〇%	一〇%	八七・一〇	自転車(配達用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。)	二〇%	一〇%
	運転室を有する原動機付きシャシ	三〇%	一五%		身体障害者用の車両(機械式駆動機構を有するものに限るものとし、原動機付きであるかどうかを問わない。)	一〇%	五%
	その他のもの	三〇%	一五%		部分品及び附属品(第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。)	二〇%	一〇%
	原動機付きのシャシ(第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)	二〇%	一〇%		うば車及び病人車(原動機その他の機械式駆動機構を有するものを除く。)	一〇%	一〇%
八七・〇一	車体(運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)	二〇%	一〇%	八七・一一	その他のもの	二〇%	一〇%
	無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。用のもの)	一五%			無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。用のもの)	一五%	
					その他のもの	三〇%	七・五%
					無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。用のもの)	一五%	

八七・一四	部分品 その他の車両(トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。)及びその部分品 一 トレーラー(第八七・〇一又は第八七・〇二号に掲げる自動車に用いるものに限り。及びその部分品 二 その他のもの	一〇%	五%
第八九類			
八九・〇一のうち	船舶(この類の他の号に該当するものを除く。)	一五%	七・五%
八九・〇二	軍艦以外のもの	一五%	七・五%
八九・〇三	引き船	一五%	七・五%
八九・〇四	照明船、消防船、しゅんせつ船、起重機船その他の特殊船舶(航行以外の特殊機能を主とするものに限り。及び浮きドック	一五%	七・五%
八九・〇五	解体用船舶 一 リバティ型船その他の戦時標準型貨物船、油槽船及び上陸用舟艇 二 貨物船(一に掲げるものを除く。) 三 輸送航空母艦 四 その他のもの コファダム、浮き棧橋、ブイ、水路浮標その他船舶以外の浮き構造物	〇・八% 一・二% 一・五% 二・三% 一五%	〇・四% 〇・六% 〇・七五% 一・一五% 七・五%
第九〇類			
九〇・〇一	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研摩してないガラス製のものを除く。及び偏光材料製の板	一五%	七・五%
	めがね用のガラス	二〇%	一〇%
九〇・〇二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限り。光学的に研摩してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。) 一 写真機、映画撮影機、映写機、投影機又は顕微鏡用のもの 二 顕微鏡用のもの及び写真機用又は映画撮影機用のレンズ 三 その他のもの めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 金屬製、セルロイド製又は合成樹脂製のものの以外のフレーム その他のもの 視力矯正用めがね、保護用めがねその他のめがね 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡(プリズム式であるかどうかを問わない。) 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具(電波観測用のものを除く。) 写真機及び写真用せん光器具 一 写真機(暗箱を含む。) 二 顕微鏡用又は航空機用のもの 三 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの 四 その他のもの 五 写真機の部分品及び附属品	一五%	七・五%
九〇・〇三	二 顕微鏡用のもの及び写真機用又は映画撮影機用のレンズ 三 その他のもの めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 金屬製、セルロイド製又は合成樹脂製のものの以外のフレーム その他のもの 視力矯正用めがね、保護用めがねその他のめがね 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡(プリズム式であるかどうかを問わない。) 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具(電波観測用のものを除く。) 写真機及び写真用せん光器具 一 写真機(暗箱を含む。) 二 顕微鏡用又は航空機用のもの 三 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの 四 その他のもの 五 写真機の部分品及び附属品	一五%	七・五%
九〇・〇四	二 顕微鏡用のもの及び写真機用又は映画撮影機用のレンズ 三 その他のもの めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 金屬製、セルロイド製又は合成樹脂製のものの以外のフレーム その他のもの 視力矯正用めがね、保護用めがねその他のめがね 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡(プリズム式であるかどうかを問わない。) 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具(電波観測用のものを除く。) 写真機及び写真用せん光器具 一 写真機(暗箱を含む。) 二 顕微鏡用又は航空機用のもの 三 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの 四 その他のもの 五 写真機の部分品及び附属品	一五%	七・五%
九〇・〇五	二 顕微鏡用のもの及び写真機用又は映画撮影機用のレンズ 三 その他のもの めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 金屬製、セルロイド製又は合成樹脂製のものの以外のフレーム その他のもの 視力矯正用めがね、保護用めがねその他のめがね 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡(プリズム式であるかどうかを問わない。) 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具(電波観測用のものを除く。) 写真機及び写真用せん光器具 一 写真機(暗箱を含む。) 二 顕微鏡用又は航空機用のもの 三 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの 四 その他のもの 五 写真機の部分品及び附属品	一五%	七・五%
九〇・〇六	二 顕微鏡用のもの及び写真機用又は映画撮影機用のレンズ 三 その他のもの めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 金屬製、セルロイド製又は合成樹脂製のものの以外のフレーム その他のもの 視力矯正用めがね、保護用めがねその他のめがね 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡(プリズム式であるかどうかを問わない。) 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具(電波観測用のものを除く。) 写真機及び写真用せん光器具 一 写真機(暗箱を含む。) 二 顕微鏡用又は航空機用のもの 三 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの 四 その他のもの 五 写真機の部分品及び附属品	一五%	七・五%
九〇・〇七	二 顕微鏡用のもの及び写真機用又は映画撮影機用のレンズ 三 その他のもの めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 金屬製、セルロイド製又は合成樹脂製のものの以外のフレーム その他のもの 視力矯正用めがね、保護用めがねその他のめがね 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡(プリズム式であるかどうかを問わない。) 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬又はべつこを用いたもの 二 その他のもの 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具(電波観測用のものを除く。) 写真機及び写真用せん光器具 一 写真機(暗箱を含む。) 二 顕微鏡用又は航空機用のもの 三 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの 四 その他のもの 五 写真機の部分品及び附属品	一五%	七・五%

九〇・〇八	三 その他のもの 映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機（これらを組み合わせたものを含む。） 一 撮影機、映写機並びにこれらの部分品及び附属品 （一） 使用フィルムの幅が二〇ミリメートル以下のもの （二） 映写機 （三） その他のもの （四） 録音機、音声再生機並びにこれらの部分品及び附属品 （五） 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。） 一 投影機並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの 写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器（この類の他の号に該当するものを除く。） 器、フィルム用のスプール及びリール並びに映写用スクリーン 一 現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの 顕微鏡及び回折機（電子式又は陽子式のものに限る。） 回折機 その他のもの 光学顕微鏡（写真撮影用又は投影用の装置を有するかどうかを問わない。） 光学機器（サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。） 理化学用のもの以外のもの 土地測量機器（写真測量用のものを含む。） 水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、ら針盤及び測距儀	三〇%	一五%
九〇・〇九		二〇%	一〇%
九〇・一〇		二〇%	一〇%
九〇・一一		二〇%	一〇%
九〇・一二		一五%	七・五%
九〇・一三のうち		二〇%	一〇%
九〇・一四		二〇%	一五%

九〇・一五	気象観測機器、水理計測機器及び地球物理学用機器（理化学用のものに限る。）並びにら針盤並びにこれらの部分品及び附属品並びに高度計 その他のもの はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅が附属しているかどうかを問わない。） 製図機器（パンタグラフその他の写図機器を含む。）、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクロメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他この類の他の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪かく投影機 一 製図機器、けがき用具、計算用具並びにこれらの部分品及び附属品 二 その他のもの （一） 輪かく投影機 （二） その他のもの 医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含む。） 医療用（麻酔用を含む。）又は獣医用の機器（歯科用の機器、外科用以外の電気機器及び針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の外科用の手道具を除く。）並びにその部分品及び附属品並びに単に電動機で動作する機器（歯科用のものを除く。） その他のもの 機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的真性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器（ガスマスクその他これに類するマスクを含む。） 医療用の機器（歯科用の機器及び外科用以外の電気機器を除く。）並びにその部分品及び	一五%	七・五%
九〇・一六		一五%	七・五%
九〇・一七		一五%	七・五%
九〇・一八		一五%	七・五%

九〇・一九	整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帶その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器及びそえ木その他の骨折治療具	一五% 二〇%	七・五% 一〇%
九〇・二〇	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器(写真用又は医療用のものを含む)並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品 一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品 理化学用のもの その他のもの 二 その他のもの 理化学用のもの その他のもの	一五% 二〇% 一五% 二〇% 一五% 二〇%	七・五% 一〇% 七・五% 一〇% 七・五% 一〇%
九〇・二一	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	一五%	七・五%
九〇・二二	硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機(金属、木材、紡織用繊維、紙、プラスチックその他の工業材料用のものに限定)	一五%	七・五%
九〇・二三	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、バイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿度計(これらを組み合わせたものを含むものとし、記録装置を有するかどうかを問わない。)	一五%	七・五%
九〇・二四	圧力計、液面計、流量計、熱流量計、通風自動調整機その他の機器(液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の測定用、検査用又は自動調整用のものに限定)及びサーモスタットその他の温度自動調整機器(第九〇・一四号に該当するものを除く)	一五%	七・五%
九〇・二五	偏光計、屈折計、分光計、ガス分析器その他の物理分析用又は化学分析用の機器及び粘度計、ポロシメーター、膨張計、表面張力計その他これらに類する測定用又は検査用の機器並びに光度計(露出計を含む)、熱量計その他熱、光又は音の測定用又は検査用の機器及びマイクローム	一五%	七・五%
九〇・二六	気体、液体又は電気の積算用計器及びその検定用計器	一五%	七・五%
九〇・二七	速度計及び回転速度計(磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く)並びに積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープ	一五%	七・五%
九〇・二八のうち	電気式機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限定) 一 この類の注6(a)に定めるもののうち オシロスコープ(周波数が三〇メガサイクル以上のものに限る)、真空管電圧計(周波数が一〇〇メガサイクル以上のものに限る)、周波数測定器(周波数が一〇〇メガサイクル以上のものに限定)、マイクロ波測定器(周波数が一、〇〇〇メガサイクル以上のものに限定)、ノイズレベルメーター、電界強度測定器、アドミタンスブリッジ、インピーダンスブリッジ及び電子式の周波数又は周期の計数器以外のもの	一五%	七・五%

九一・一一	その他の時計部分品		
	一 貴石及び半貴石（受石、あな石その他これらに類する物品として形作つたものに限る。）	五%	二・五%
	二 ぜんまいばね（幅が三ミリメートルに満たないものに限る。）	一〇%	五%
	三 ウォッチムーブメントセット（部分品の一部を取りそろえ又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限る。）及びウォッチムーブメント用の地板	二五%及び一個につき二〇円	二・五%及び一個につき二・五%
	四 その他のもの	二五%	
第九二類			
九二・〇一	ピアノ（自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない。）及びハーピシコードその他鍵盤のある弦楽器並びにハーブ（エオリアンハーブを除く。）		
	ピアノ	二〇%	一〇%
	その他のもの	一五%	七・五%
九二・〇二	その他の弦楽器	一五%	七・五%
九二・〇三	パイプオルガン及びリードオルガン（ハーモニウムその他これに類する楽器を含む。）	一五%	七・五%
	ハーモニウムその他これに類する楽器	二〇%	七・五%
	その他のもの	二〇%	一〇%
九二・〇四	アコーディオン、コンサチナその他これらに類する楽器及びハーモニカ	二〇%	一〇%
	その他のもの	一五%	七・五%
九二・〇五	その他の吹奏楽器	一五%	七・五%
九二・〇六	太鼓、木琴、シンバル、カスターネットその他の打楽器	一五%	七・五%
九二・〇七	電磁式、静電式、電子式その他これらに類する電気式のピアノ、オルガン、アコーディオ	一五%	七・五%

九二・〇八	ンその他の楽器 ピアノ及びオルガン その他のもの	二〇% 一〇% 七・五%
九二・一〇	オーケストリオン、パーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の号に該当するものを除く。）並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他のこれに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛	一五% 二〇% 一〇% 七・五%
九二・一〇	その他のもの	一五%
九二・一〇	楽器用の弦	七・五%
九二・一〇	楽器の部分品及び付属品（せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含むものとし、弦を除く。）並びにメトロノーム、音さ及び調子笛	一五%
九二・一一	蓄音機、ディクテータングマシンその他の録音機及び音声再生機（レコードプレーヤー及びテーブデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない。）並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機	二五% 三〇% 一五%
九二・一二	一 蓄音機及びレコードプレーヤー 蓄音機（コインオペレート式のものに限る。） その他のもの その他のもの	二五% 三〇% 一五%
九二・一二	二 蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品 一 蓄音機用レコード (一) フォノシートその他これに類するもの	二五% 三〇% 一五%

九二・二三	(一) その他のもの			
	A 回転数が一分間につき四〇回以下のもの、直径が二〇センチメートル以下のもの	一枚につき七〇円		一枚につき八五円
	B 回転数が一分間につき四〇回以下のもの、直径が二〇センチメートルをこえるもの	一枚につき七〇円		一枚につき八五円
	C 回転数が一分間につき四〇回をこえ、五〇回以下のもの	一枚につき七〇円		一枚につき八五円
	D 回転数が一分間につき五〇回をこえるもの	一枚につき五六円		一枚につき二八円
	二 蓄音機用レコード製造用の原盤(録音盤を含む)	一五%		七・五%
	三 その他のもの	一五%		七・五%
	(一) 記録したもの	一五%		七・五%
	(二) その他のもの	一五%		七・五%
	録音機用のテープ	二〇%		一〇%
	その他の部分品及び付属品(第九二・一一号に該当する機器に用いるものに限る)	二〇%		一〇%
	一 蓄音機用又はレコードプレーヤー用のもの	二〇%		一〇%
	二 その他のもの	一五%		七・五%
第九四類	いすその他の腰掛け(寝台に兼用することができるものであるかどうかを問わないものとし、第九四・〇二号に該当するものを除く)及びその部分品			
	一 草張りのもの	二五%		一一・五%
	二 とう製のもの	三〇%		一五%
	三 その他のもの	二〇%		一〇%
	手術台、機構付きの病院用ベッドその他の医			
九四・〇二				

九四・〇三	九四・〇四	第九五類	九五・〇一	療用又は獣医用の備用品、歯科用のいすその他これに類するいすで上下し、回転し又は傾斜するための機構を有するもの及びこれらの部分品	
				その他の家具及びその部分品	二〇%
				一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く)のもの	一五%
				二 とう製のもの	一五%
				三 その他のもの	一〇%
				寝具及びこれに類する物品(たとえば、マットレス、ふとん、羽根ふとん、クッション、プフ及びまくら、スプリング付きのもの、なんらかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び膨張させ、フォーム状にし又はスポンジ状にしたゴム又は人造プラスチックで作つたものに限るものとし、被覆してあるかどうかを問わない)並びにマットレスサポート	二〇%
				二 マットレスサポート	一五%
九五・〇二	九五・〇三	第九五類	九五・〇一	かめの甲の加工品及び製品	
				一 べつこうのもの	四〇%
				二 その他のもの	二〇%
				真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品	二〇%
				一 ボタンの製造に適する形状にしたもの	一〇%
				二 その他のもの	一〇%
				アイボリーの加工品及び製品	四〇%
				一 ぞうげのもの	二〇%
				二 その他のもの	二〇%
				骨の加工品及び製品	二〇%
				角、さんご(凝結したものを含む)その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	一〇%

[illegible]

九八・〇一	ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー(スナップファスナー及びプレススタッドを含む)並びにこれらのブランク及び部分品	四〇%	二〇%
	一 貴金属をめつきた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの		
	二 その他のもの		
	(一) 具裁製のもの		
	A ボタンブランク	無税	無税
	B その他のもの	一五%	七・五%
	(二) その他のもの	二〇%	一〇%
九八・〇二	スライドファスナー及びその部分品	一五%	七・五%
九八・〇三のうち	万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。)		
	一 万年筆、ボールペン及びシャープペンシル		
	(一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	三〇%	二〇%
	(二) その他のもの		
	A ボールペン	二五%(その二〇%(その率が一本につき六円五〇銭税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率)	二〇%(その率が一本につき六円五〇銭税率より低いときは、当該従量税率)
	B その他のもののうち		
	シャープペンシル	二五%	二〇%
	(二) その他のもの	二〇%	一〇%
	(一) その他のもの	二〇%	一〇%
	ペン先及びニブポイント	二〇%	一〇%
	一 金製のペン先	二〇%	一〇%
	二 その他のもの	一五%	七・五%
九八・〇四			

九八・〇五	鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭、筆記用又は図画用のチョーク並びにテラースチョーク及びビリヤードチョーク	二〇%	一〇%
	一 鉛筆		
	二 鉛筆用のしん	二〇%	一〇%
	三 その他のもの	二〇%	一〇%
九八・〇六	石盤、黒板その他これらに類する物品(筆記用又は図画用に適するものに限るものとし、わくを有するかどうかを問わない。)	二〇%	一〇%
九八・〇七	目付印、封かん用スタンプ、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。)	二〇%	一〇%
	並びに手動式のコンボジションステイック及びこれを有する手動式の印刷用セット		
九八・〇八	タイプライターリボンその他これに類するリボン(スプールに巻いてあるかどうかを問わない。)	一五%	七・五%
	及びインキパッド(箱に入れてないインキパッドを含む。)		
	一 リボン	一五%	七・五%
	二 インキパッド	二〇%	一〇%
九八・〇九	封ろう(びん用の封ろうを含むものとし、棒状、ケーキ状その他これらに類する形状のものに限る。)	一五%	七・五%
	及びゼラチンをもととして製造した複写用ベースト(紙又は織物類の支持物を有するかどうかを問わない。)		
	一 封ろう	一五%	七・五%
	二 複写用ベースト	二〇%	一〇%
九八・一〇	メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)		
	及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)		
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの		

九八・一二	貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの	四五%	二二・五%
	金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）	五〇%	二五%
	その他のもの	四〇%	二〇%
	二 その他のもの	二〇%	一〇%
九八・一一	喫煙用パイプ及びパイプボウル、柄その他の喫煙用パイプの部分品（荒く成形した木製ブロックを含む。）並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品	四五%	二二・五%
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの		
	貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの	四五%	
	金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）	五〇%	二五%
	その他のもの	四〇%	二〇%
	二 その他のもの		
	フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	三〇%	一五%
	その他のもの	二〇%	一〇%
九八・一二	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品		
	一 貴金属をめつきた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%	二〇%
	二 その他のもの	二〇%	一〇%
九八・一三	コルセットバスケットその他これに類する衣類用又は衣類附属品用のサポート		
	香水用その他化粧用の噴霧器及びその頭部	二〇%	一〇%
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さん		
九八・一四			

九八・一五	二 その他のもの	四〇％	二〇％	二〇％
九八・一六	魔法びんその他の真空容器（ケース入りのものに限り。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。） マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他店頭装飾用の作動する展示用品	二〇％	二〇％	一〇％
九九・〇一	第九九類 書画（肉筆のものに限るものとし、第四九・〇六号に該当する工業用の図案及び手書きで装飾した加工物を含まない。） 銅版画、木版画、石版画その他の版画 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（材料を問わない。） 郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品（封かん葉書、郵便葉書その他これらに類するものを含むものとし、使用したもの及び本邦において通用せず又は発行しないもので使用しないものに限る。） 収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。） こつとり（製作後一〇〇年をこえるものに限る。）	無税	無税	無税
九九・〇二		無税	無税	無税
九九・〇三		無税	無税	無税
九九・〇四		無税	無税	無税
九九・〇五		無税	無税	無税
九九・〇六		無税	無税	無税

第二部 特恵関税率表

(附屬書中わが国の譲許表以外の表は省略)

(國税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百六十七年)に附屬してゐる第三十八表に掲げる乗用自動車に関する日本国と欧州經濟共同体との間の交換公文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、関税及び貿易に關する一般協定の締約國団が主催した第六回貿易交渉のわく内において日本國政府代表團と歐洲經濟共同体代表團との間に行なわれた討議に言及するとともに、「八七・〇二一」のホイールベースが二七〇センチメートル以下の乗用自動車」に關する日本國の譲許税率の修正について兩代表團の間に成立した次の取極を日本國政府に代

わつて確認する光栄を有します。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)に附属している第三十八表の注釈の6は、日本国政府が、一定の条件が満たされた場合には、前記の品目に関する譲許税率を修正する旨を述べております。このような修正は、この書簡の附属書に規定するところに従つて行なわれるものであります。この取極は、これに効力を生じさせるために必要な法律上の手続が日本国において完了した旨を日本国政府が欧州経済共同体委員会に対して通告した日に効力を生じます。

本使は、貴官が欧州経済共同体に代わつて前記の取極を確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

千九百六十七年六月三十日

在ジュネーヴ国際機関日本政府代表

特命全權大使 青木 盛夫

欧州経済共同体委員会代表団团长

Th・ハイゼン殿

附属書

(1) 引下げの段階及び譲許税率の条件付き修正
イタリア政府が、千九百六十八年一月一日から同年十二月三十一日までの期間につき、対外共通関税率表番号第八七・〇二号に分類される日本国の乗用自動車に関して、千台を下らない台数の輸入割当てを設定するための措置及び交換部品の無制限な輸入を認めるための措置を執つた場合には、引下げの段階は、次のとおりとなる。

一九六八年七月一日 三四％
一九六九年七月一日 三四％
一九七〇年一月一日 三四％
一九七一年一月一日 三二％
一九七二年一月一日 三〇％

(2) イタリア政府が、(1)に規定する条件を満たす

ことに加えて、千九百六十九年一月一日から同年十二月三十一日までの期間につき、(1)にいう品目に関して、二千五百台を下らない台数の輸入割当てを設定するための措置及び交換部品の無制限な輸入を認めるための措置を執つた場合には、引下げの段階は、次のとおりとなる。

一九六八年七月一日 三四％
一九六九年七月一日 三〇％
一九七〇年一月一日 三〇％
一九七一年一月一日 三〇％
一九七二年一月一日 三〇％

(3) イタリア政府が、(1)及び(2)に規定する条件を満たすことに加えて、千九百七十年一月一日までに当該品目の日本国からの輸入を自由化するか又は当該品目に対して無差別の原則に基づいた自動輸入承認の待遇を与えるための措置及び交換部品の無制限な輸入を認めるための措置を執つた場合には、引下げの段階及び譲許税率は、次のとおりとなる。

一九六八年七月一日 三四％
一九六九年七月一日 三〇％
一九七〇年一月一日 二八％
一九七一年一月一日 二四％
一九七二年一月一日 二〇％

注 前記の修正が効力を生ずるためには、(1)、(2)又は(3)に規定する措置がイタリア政府によって執られた旨の欧州経済共同体委員会からの書面による通告が、この附属書に記載されている毎年の関税引下げが行なわれるべき日の少なくとも三十日前に日本国政府により受領されていなければならない。これらの修正は、前記のとおり効力を生じ、日本国政府は、一般協定の事務局長に対し、その旨を書面により通告する。

(欧州経済共同体側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、千九百六十七年六月三十日付けの閣下の次の書簡を受領

したことを確認する光栄を有します。

本使は、関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が主催した第六回貿易交渉のわく内において日本国政府代表団と欧州経済共同体代表団との間に行なわれた討議に言及するとともに、「八七・〇二一」(一)のホイールベースが二七〇センチメートル以下の乗用自動車」に関する日本国の譲許税率の修正について両代表団の間に成立した次の取極を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)に附属している第三十八表の注釈の6は、日本国政府が、一定の条件が満たされた場合には、前記の品目に関する譲許税率を修正する旨を述べております。このような修正は、この書簡の附属書に規定するところから従つて行なわれるものであります。この取極は、これに効力を生じさせるために必要な法律上の手続が日本国において完了した旨を日本国政府が欧州経済共同体委員会に対して通告した日に効力を生じます。

本使は、貴官が欧州経済共同体に代わつて前記の取極を確認されれば幸いであります。

前記の書簡にいう附属書は、この書簡の附属書として再録されております。

本官は、前記の取極を欧州経済共同体に代わつて確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十七年六月三十日

欧州経済共同体委員会代表団团长

Th・C・ハイゼン

在ジュネーヴ国際機関日本政府代表

特命全權大使 青木盛夫閣下

附属書

(1) 引下げの段階及び譲許税率の条件付き修正
イタリア政府が、千九百六十八年一月一日か

ら同年十二月三十一日までの期間につき、対外共通関税率表番号第八七・〇二号に分類される日本国の乗用自動車に関して、千台を下らない台数の輸入割当てを設定するための措置及び交換部品の無制限な輸入を認めるための措置を執つた場合には、引下げの段階は、次のとおりとなる。

一九六八年七月一日 三四％
一九六九年七月一日 三四％
一九七〇年一月一日 三四％
一九七一年一月一日 三二％
一九七二年一月一日 三〇％

(2) イタリア政府が、(1)に規定する条件を満たすことに加えて、千九百六十九年一月一日から同年十二月三十一日までの期間につき、(1)にいう品目に関して、二千五百台を下らない台数の輸入割当てを設定するための措置及び交換部品の無制限な輸入を認めるための措置を執つた場合には、引下げの段階は、次のとおりとなる。

一九六八年七月一日 三四％
一九六九年七月一日 三〇％
一九七〇年一月一日 三〇％
一九七一年一月一日 三〇％
一九七二年一月一日 三〇％

(3) イタリア政府が、(1)及び(2)に規定する条件を満たすことに加えて、千九百七十年一月一日までに当該品目の日本国からの輸入を自由化するか又は当該品目に対して無差別の原則に基づいた自動輸入承認の待遇を与えるための措置及び交換部品の無制限な輸入を認めるための措置を執つた場合には、引下げの段階及び譲許税率は、次のとおりとなる。

一九六八年七月一日 三四％
一九六九年七月一日 三〇％
一九七〇年一月一日 二八％
一九七一年一月一日 二四％
一九七二年一月一日 二〇％

注 前記の修正が効力を生ずるためには、(1)、

(2)又は(3)に規定する措置がイタリヤ政府によつて執られた旨の欧州経済共同体委員会からの書面による通告が、この附屬書に記載されている毎年の関税引下げが行なわれるべき日の少なくとも三十日前に日本国政府により受領されなければならぬ。これらの修正は、前記のとおりに効力を生じ、日本国政府は、一般協定の事務局長に対し、その旨を書面により通告する。

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について承認を求めらるる件

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

理由

この協定は、関税及び貿易に関する一般協定の締結が世界貿易の一層の拡大を目的として開催した千九百六十四年から千九百六十七年までの貿易会議において作成されたもので、同協定第六条の実施に關し、ダンピング防止措置の乱用を防止するための国際的規制について詳細な定めを設けたものである。わが国としては、貿易の安定的発展の観点からこの協定の当事国となることが望ましいと考える。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に關する協定

この協定の当事国は、
 閣僚が、千九百六十六年五月二十一日に、世界貿易の大幅な自由化が望ましいこと及び包括的な貿易交渉である千九百六十四年の貿易交渉が関税のみならず非関税障壁をも取り扱うべきであることとを合意したことを考慮し、
 ダンピング防止措置が国際貿易によつて不当な障害となつてはならないこと及びダンピングが確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり又は産業の確立を實質的に遅延さ

せる場合にのみ当該ダンピングに対してダンピング防止税を課することができるとを認め、
 ダンピングの事件を十分に審査するための基礎として衡平かつ公開の手續を定めることが望ましいことを考慮し、
 一般協定第六条の規定の実施に一層の画一性及び確実性を与えるように、同条の規定を解釈し、及びその適用のための規則を詳細に定めることを希望して、
 ここに次のとおり協定する。

第一部 ダンピング防止規則

第一条

ダンピング防止税の賦課は、一般協定第六条に定める条件の下においてのみ執られる措置である。次の諸規定は、ダンピング防止に關する法令に基づいて措置が執られる場合に限り、同条の規定の適用を規制する。

A ダンピングの決定

第二条

(a) この規約の適用上、ある国から他の国へ輸出される産品の輸出価格が輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能な価格より低い場合には、その産品の価値より低い価値で他の国の商業に導入されるものとみなす。

(b) この規約において「同種の産品」とは、同一の産品、すなわち、当該産品とすべての点で同じである産品又は、そのような産品がない場合には、すべての点では同じでないが当該産品ときわめて類似した性質を有する他の産品をいうものと解する。

(c) 産品が原産国から直接に輸入されず、中間国から輸入国に輸出される場合には、当該産品が輸出国から輸入国へ販売される価格は、通常、輸出国における比較可能な価格と比較するものとする。もつとも、たとへば、当該産品が単に輸出国において積み替えられる場合、当該産品が輸出国において生産されていない場合又は輸出国に当該産品についての比較可能な価格がない場合には、原産国における価格と比較することができ。

(d) 輸出国の国内市場の通常の商取引において同種の産品の販売が行なわれていない場合又は市場の特殊な状況のためにそのような販売によつては適正な比較を行なうことができない場合には、ダンピングの価格差は、第三国に輸出される同種の産品の比較可能な価格(その輸出の最高価格であつてよいが、代表的な価格でなければならぬ)との比較により、又は原産国における生産費に管理費、販売経費その他の経費及び利潤のための妥当な額を加えたものとの比較により決定するものとする。利潤としての付加額は、原則として、原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する産品の販売によつて通常得られる利潤をこえないものとする。

(e) 輸出価格がない場合又は関係当局(注)が輸出者と輸入者若しくは第三者との間の連合若しくは補償取決めのために輸出価格を基準とすることができないと認める場合には、輸出価格は、輸入された産品が独立した買手に最初に再販売される価格に基づいて、又は、当該産品が独立した買手に再販売されるとき若しくは輸入された時の状態で再販売されるときは、当局が決定する合理的な基礎に基づいて、構成することができ。

(f) 輸出価格と輸出国(又は原産国)における国内価格又はこれがないときは一般協定第六条1(b)の規定に基づいて定められる価格との公正な比較を行なうために、これらの二の価格の比較は、商取引の同一の段階(通常の場合には、工場渡し(の段階)について、かつ、できる限り同一の時点で行なわれた販売について行なうものとする。販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それぞれの場合に應じて妥当な考慮を払わなければならない。(g)に規定する場合には、輸入から再販売までの間に生じた経費(関税及び内国税を含む)及び利潤に対しても考慮を払わなければならない。

(g) この条の規定は、一般協定附屬書1における第六条1についての補足規定2の規定を害するものではない。

注 この規約において「当局」とは、適当な上級の当局をいうものと解する。

B 実質的な損害、実質的な損害のおそれ及び実質的な遅延の決定

第三条 損害(注1)の決定

(a) 損害の決定は、ダンピング輸入が国内産業に対する実質的な損害若しくはそのおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延の明らかなに主要な原因であることを関係当局が認めた場合にのみ、行なわれるものとする。当局は、決定を行なうにあつては、一方においてダンピングの影響を、他方において国内産業に不利な影響を与えるその他のすべての要因の全体を考量するものとする。決定は、いかなる場合にも、事実の実証的な認定に基づくものでなければならず、単なる申立て又は仮定の可能性に基づくものであつてはならない。輸入国における新たな産業の確立の遅延に係る場合には、いづれかの産業が近く確立されることの明確な証拠、たとえば、新たな産業の計画がかなり進行した段階に達していること、工場が建設中であること又は機械設備が発注済みであることが示されなければならない。

(b) 損害の評価、すなわち、ダンピング輸入の当該産業に対する影響の評価は、当該産業の状態に關係があるすべての要因、たとえば、売上高、市場占拠率、利潤、価格(関税支拂済みの引渡価格が輸入国における通常の商取引における同種の産品の比較可能な価格を下回るか又は上回る場合における価格差を含む)、輸出実績、雇用、ダンピング輸入の量及びその他の輸入の量、国内産業の操業度並びに生産性に関する動向及び見通し並びに制限的な商慣行を検討した結果に基づかなければならない。これらの要因のうち一個又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準となることができな

(c) ダンピング輸入が損害を与えたかどうかを確定するためには、個別に又は結合して当該産業

に不利な影響を与える他のすべての要因、たとえば、当該産品のダンピングされない輸入の量及び価格、国内生産者相互間の競争並びに他の産品による代替又は消費者の好みの変化に起因する需要の減少を検討するものとする。

(d) ダンピング輸入の影響は、同種の産品の生産を生産工程、生産者の売上げ、利潤等の基準により他の生産と区別することができ資料があるときは、同種の産品の国内生産との関連において評価されるものとする。同種の産品の国内生産がこれらの基準で区別されないときは、ダンピング輸入の影響は、必要な情報入手することができ最も狭い範囲の産品（同種の産品を含む）の生産を検討することにより評価されるものとする。

(e) 実質的な損害のおそれの決定は、事実に基づくかなければならず、単に申立て、推測又は希薄な可能性に基づくものであつてはならない。ダンピングが実質的な損害を与えるような事態を生ずるに至る状況の変化は、明らかに予見され、かつ、急迫したものでなければならぬ。

(注2)
(f) ダンピング輸入が実質的な損害を与えるおそれがある事件に関しては、ダンピング防止措置の適用は、特別の注意をもつて検討され、及び決定されなければならない。

注1 この規約において「損害」とは、別段の定めがない限り、国内産業に対する実質的な損害、国内産業に対する実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延を意味するものと解する。

注2 非常に近い将来においてダンピング価格による産品の輸入が実質的に増加すると信ずるに足る確かな理由のあることが一例であるが、これに限らない。

第四条 産業の定義

(a) 損害の決定上、「国内産業」とは、同種の産品の国内生産者の全体又はこれらの生産者のうち

当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の主要な部分を占めている生産者をいうものと解する。ただし、

(i) ダンピングされていると申し立てられた産品の輸入者が生産者である場合には、国内産業とは、その他の生産者をいうものと解することができる。

(ii) 例外的な状況においては、一国を当該生産について二以上の競争的市場に分割し、各市場別の生産者を別個の産業とみなすことができる。ただし、各市場内のすべての生産者が輸送費の理由から当該産品の生産の全部若しくはほとんど全部をその市場で販売しており、その国の他のいづれかの市場で生産された当該産品の全部若しくはほとんど全部がその市場で販売されていないこと又はその市場における生産者が当該産品の他の生産者から同程度に孤立する結果をもたらす特別の地域的な販売条件（たとえば、分配の伝統的な形態又は消費者の好み）があることを条件とする。もつとも、このような状況においては、損害の事実の認定は、その市場における当該産品の生産の全部又はほとんど全部について損害がある場合にのみ行なうことができる。

(b) 二以上の国が一つの統一された市場の性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された全地域における当該産業は、(a)に規定する産業とみなされる。

(c) 第三条(d)の規定は、この条について準用されるものとする。

C 調査及び行政上の手続

(a) 調査は、通常、影響を受けた産業（注）のために行なわれた要請でダンピング及びその結果当該産業に生ずる損害の双方の証拠によつて裏づけられたものに基づいて開始するものとする。関係当局は、特別な状況においてそのよう要請を受けないで調査を開始することを決定する

場合には、ダンピング及びその結果生ずる損害の双方の証拠があるときにのみ手続を進めるものとする。

(b) ダンピング及び損害の双方の証拠は、調査の開始の際及びその後において、同時に考慮すべきものである。いかなる場合にも、ダンピング及び損害の双方の証拠は、調査を開始するかどうかを決定する際に、また、その後の調査の過程においても、当局が第十条(d)に規定する輸出者及び輸入者の要請を受理する場合を除き、おそくとも暫定措置が適用される日から、同時に考慮しなければならない。

(c) ダンピング又は損害のいづれか一方の証拠が当該事件に関する手続の進行を正当とするために十分でないとき、関係当局が認めるときは、すみやかに申請を却下し、また、調査を取りやめなければならない。ダンピングの価格差、ダンピングされた現実の若しくは潜在的な輸入の量又は損害が無視することのできるものである場合には、調査は、直ちに取りやめるべきである。

(d) ダンピング防止のための手続は、通関手続を妨げてはならない。

注 第四条の定義による。

第六条 証拠

(a) 外国の供給者及び利害関係のある他のすべての者は、ダンピング防止のための当該調査について有用と考えるあらゆる証拠を書面により提出する十分な機会を与えられなければならない。これらの者は、また、正当な理由がある場合には、口頭により証言を行なう権利を有する。

(b) 関係当局は、苦情を申し立てた者、関係があると認められる輸入者及び輸出者並びに当該輸出国の政府に対し、それぞれの立場の主張に關係があるすべての情報で、(c)に定めるような秘密のものではなく、かつ、ダンピング防止のための調査において当該当局が使用するものを閲覧し、及びこの情報に基づいてそれぞれの主張

を準備する機会を与えなければならない。

(c) いかなる情報も、その性質上（たとえば、その公開が競争者にとつて相当な競争上の利益となるか、又はその公開が情報を提供した者若しくはその者が当該情報を入手した情報源である者に対して相当な悪影響を与えることとなるので）秘密であるもの又はダンピング防止のための調査の当事者が秘密として提供したものは、関係当局により厳重に秘密として取り扱われるものとし、当局は、その情報を提供した当事者の明示の許可を得ないでこれを漏らしてはならない。

(d) もつとも、関係当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、提供者がその情報を公表させず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその公開を認めないときは、その情報の正確であることが適当な源から当局に対して十分に立証されない限り、その情報を無視することができる。

(e) 当局は、提供された情報を確認し、又はさらに詳細な情報入手するため、必要に応じ、他の国において調査を行なうことができる。ただし、当局が関係企業の同意を得ること及び当該他の国の政府の代表者にその旨を通告し、かつ、その代表者が調査に反対しないことを条件とする。

(f) 権限のある当局は、ダンピング防止のための調査を第五条の規定に基づいて開始することを正当とするために十分な証拠があると認めるときは、その旨を輸出国の代表者並びに関係があると認められる輸出者及び輸入者に通告するものとし、また、公告することができる。

(g) ダンピング防止のための調査において、すべての当事者は、自己の利益の擁護のために十分な機会を与えられるものとする。このため、関係当局は、要請があつたときは、直接の利害関係があるすべての者に対し利害関係の相反する者と会合する機会を与えて、対立する見解の表

明及び反論の提示が行なわれるようにしなければならない。その機会を与えるに際しては、秘密保持の必要性及び当事者の便宜を考慮に入れなければならない。いずれの当事者も、会合に出席する義務を負わないものとし、また、出席しないことは、その当事者の立場を害しない。

(b) 関係当局は、ダンピング防止税を課し又は課さないことに關するその決定を、その理由及び適用した基準を示して輸出国の代表者及び直接の利害関係がある者に通告するものとし、また、その決定の公表をばむ特別な理由のない限り、これを公表しなければならない。

(i) この条の規定は、当局がすみやかに肯定的若しくは否定的な仮決定を行ない、又はすみやかに暫定措置を適用することを妨げるものではない。利害関係のあるいずれかの者が必要な情報を提供しない場合には、肯定的又は否定的な最終の認定は、知ることができた事実に基づいて行なうことができる。

第七条 価格に關する約束

(a) 関係当局は、輸出者からダンピングの価格差が除去されるように価格を修正し、又は当該地域に對してダンピング価格による輸出をやめる旨の自発的な約束を受け取つた場合において、たとえ、当該産品の輸出者又は潜在的輸出者があまり多数でないため及び(又は)取引の慣行が適切であるため、それが実行可能であると考へるときは、ダンピング防止税又は暫定措置を適用することなく、ダンピング防止のための手続を取りやめることができる。

(b) 関係輸出者が価格を修正すること又は当該産品の輸出をやめることを事件の審査中に約束し、かつ、関係当局がその約束を認めた場合においても、損害の調査は、輸出者が希望するか又は関係当局が決定するときは、完結しなければならない。輸出者の行なつた約束は、損害がない旨の決定が行なわれた場合には、輸出者がその約束を消滅させない旨を表明しない限り、

自動的に消滅するものとする。輸出者が調査の期間中に前記の約束を行なうことを申し出ないか又は前記の約束を行なうようにとの調査当局の勧誘を受諾しない事實は、当該事件を考慮する上でなんらの影響をも及ぼさない。もつとも、当局は、そのダンピング輸入が継続する場合に、損害のおそれが実現する可能性が一層大きくなると決めることができる。

D ダンピング防止税及び暫定措置

第八条 ダンピング防止税の賦課及び徴収

(a) ダンピング防止税を課するための要件が満たされた場合にそれを課するかどうかの決定及び課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差の全部とするか又はそれより少ないものとするかの決定は、輸入国又は輸入関税地域の当局が行なうものとする。この協定の当事国であるすべての国又は関税地域においてダンピング防止税の賦課が裁量行為であること及び、ダンピングの価格差より少ない額の税が国内産業に對する損害を除去するために十分であるときは、ダンピング防止税がその少ない額のものであることが望ましい。

(b) いずれかの産品についてダンピング防止税を課する場合には、そのダンピング防止税は、すべての輸入源からのその産品の輸入でダンピングされ、かつ、損害を与えていると認定されたものに對して、それぞれの場合について適当な額を無差別に課するものとする。当局は、当該産品の供給者を指定するものとする。ただし、当局は、同一の国の数人の供給者が関係している場合において、これらのすべての供給者を指定することが実行可能でないときは、当該供給国を指定することができる。当局は、二以上の国の数人の供給者が関係している場合には、すべての関係供給者を指定するか又は、これが実行可能でないときは、すべての関係供給国を指定することができる。

(c) ダンピング防止税の額は、第二条の規定に基

づいて定められるダンピングの価格差をこえてはならない。したがつて、ダンピング防止税を課した後、徴収された税が実際のダンピングの価格差をこえていないと認定した場合には、そのこえていない額は、できる限りすみやかに還付するものとする。

(d) 基準価格制度の下においては、次の規則を適用するものとする。ただし、その規則の適用がこの規約の他の規定に合致することを条件とする。

ダンピング防止税は、一又は二以上の国の数人の供給者が関係している場合には、関係国からの当該産品の輸入でダンピングされ、かつ、損害を与えていると認定されたものに課することができる。その税は、輸出価格がこのために設定された基準価格を下回る額に等しいものとし、この基準価格は、正常の競争条件の下にある一又は二以上の供給国における最も低い正常の価格をこえないものとする。既設の基準価格を下回つて販売されている産品に關しては、利害関係のある者からの要請があり、かつ、その要請が適切な証拠によつて裏づけられている場合には、個々の事件について、ダンピング防止のための調査が新たに行なわれるものと了解される。徴収されたダンピング防止税は、ダンピングが存在しないとして認定された場合には、できる限りすみやかに還付するものとする。さらに、徴収された税が実際のダンピングの価格差をこえていないと認定された場合には、そのこえていない額は、できる限りすみやかに還付するものとする。

(e) ダンピング防止税は、産業が特定の地域、すなわち、第四条(a)(ii)に定義されている市場の生産者をいふものと解される場合には、最終的な消費のためにその地域に仕向けられる当該産品についてのみ確定的に徴収されるものとする。ただし、ダンピング防止税を課する前に輸出者

に当該地域においてダンピングをやめる機会を与えることとなつていない場合は、この限りでない。この場合において、当該ダンピングをやめることについて適当な保証がすみやかに与えられるときは、ダンピング防止税を課さないものとするが、その保証が与えられないか又は履行されないときは、地域を限定することなくその税を課することができる。

第九条 ダンピング防止税の期間

(a) ダンピング防止税は、損害を与えているダンピングに對抗するため必要な期間に限り有効なものとする。

(b) 関係当局は、ダンピング防止税の賦課を継続する必要性について、自己の発意に基づき、又は利害関係のある当該産品の供給者若しくは輸入者が再検討が必要であることを実証する情報を提出して要請するときはその要請に基づき、正当な理由がある場合には、再検討を行なうものとする。

第十条 暫定措置

(a) 暫定措置は、ダンピングが存在する旨の仮決定が行なわれており、かつ、損害の十分な証拠がある場合にのみ執ることができ。

(b) 暫定措置は、暫定的な税又は、一層望ましいものとして、供託若しくは担保による保証の形をとることができ、その税又は保証の額は、暫定的に推定されたダンピングの価格差をこえない範囲で暫定的に推定されたダンピング防止税の額に等しいものとする。評価差止めは、通常の関税及び推定されたダンピング防止税の額が示され、かつ、その評価差止めが他の暫定措置と同一の条件に従う限り、妥当な暫定措置である。

(c) 関係当局は、暫定措置の適用に關するその決定を、その理由及び適用した基準を示して輸出国の代表者及び直接の利害関係がある者に通報するものとし、また、その決定の公表をばむ特別な理由のない限り、これを公表しなければならない。

ならない。

(d) 暫定措置の適用は、できる限り短い期間に限られなければならない。すなわち、暫定措置は、三箇月（輸出者及び輸入者からの要請により関係当局が決定する場合に、六箇月）をこえる期間について適用してはならない。

(e) 暫定措置の適用に際しては、第八条中の関連する規定を準用するものとする。

第十一条 通及

ダンピング防止税又は暫定措置は、それぞれ第八条(a)又は第十条(a)の規定に従う決定が効力を生じた後に消費のために輸入される産品に対してのみ適用するものとする。ただし、

(i) 実質的な損害（実質的な損害のおそれ及び産業の確立の実質的な遅延を除く。）の決定が行なわれる場合又は暫定措置が暫定的な税であつて、かつ、その適用期間中に行なわれたダンピング輸入がその暫定措置がなかつたならば実質的な損害を与えたと思われる場合には、暫定措置が適用されてから期間についてダンピング防止税を課及して課することができ、

最終決定において定められたダンピング防止税が暫定的に支払われた税より高い場合には、その差額を徴収してはならない。最終決定において定められた税が暫定的に支払われた税又は保証のための推定された額より低い場合には、場合により、その差額を還付するか又はダンピング防止税を再算定するものとする。

(ii) ダンピングの事件の開始前に生じた理由でダンピングの問題と関係のないものに基づいて当該産品についての評価が停止されている場合には、ダンピング防止税は、苦情が提出された日前百二十日をこえない日まで適及して課することができる。

(iii) ダンピングされた当該産品について、当局が(a) 実質的な損害を与えたダンピングの事実が過去に存在し、又は当該輸出者がダンピングを行なっていること及びそのダンピングが実

質的な損害を与えることを当該輸入者が知つていたか若しくは知つていたはずであり、かつ、

(b) 突発的なダンピング（比較的短期間における産品の大量のダンピング輸入）が、その再発を防止するためにその輸入についてダンピング防止税を適及して課する必要があると認められる程度に、実質的な損害を与えてい

と決定する場合には、ダンピング防止税は、暫定措置が適用された日前九十日をこえない日以後消費のために輸入された産品について課することができる。

E 第三国のためのダンピング防止措置

第十二条

(a) 第三国のためのダンピング防止措置の申請は、措置を必要とする当該第三国の当局が行なうものとする。

(b) その申請は、輸入がダンピングされていることを示す価格についての情報及び申し立てられたダンピングが当該第三国の関係国内産業に対し損害を与えていることを示す詳細な情報によつて裏づけられなければならない。当該第三国の政府は、輸入国の当局が必要とする他の情報を入手することができ、その当局にあらゆる援助を与えるものとする。

(c) 当該輸入国の当局は、前記の申請を考慮する際に、申し立てられたダンピングが当該第三国の関係産業全体に与える影響を考慮するものとする。すなわち、損害は、申し立てられたダンピングがその産業の当該輸入国向けの輸出に与える影響との関連のみにおいて評価してはならず、また、そのダンピングがその産業の全輸出に与える影響との関連のみにおいても評価してはならない。

(d) 当該事件について手続を進めるかどうかの決定は、当該輸入国が行なうものとする。当該輸入国が措置を執る用意があると決定する場合に

は、その措置について締約国間の承認を求めるための締約国間に対する申請は、当該輸入国が行なうものとする。

第二部 最終規定

第十三条

この協定は、一般協定の締約国及び欧州経済共同体により署名その他によつて受諾されるため、開放される。この協定は、千九百六十八年七月一日までにこれを受諾した各当事国については、同日に効力を生ずる。この協定は、同日後にこれを受諾する各当事国については、その受諾の日に効力を生ずる。

第十四条

この協定の各当事国は、その法令及び行政上の手続がこのダンピング防止規約の規定に従うことをその当事国についてこの協定が効力を生ずる日以前に確保するために、すべての必要な一般的又は個別的措施を執るものとする。

第十五条

この協定の各当事国は、そのダンピング防止に関する法令及びその運用におけるすべての変更について、一般協定の締約国間に通報するものとする。

第十六条

この協定の各当事国は、そのダンピング防止に関する法令の運用について、ダンピング防止税が確定的に課された事件の概略を附して毎年締約国間に報告するものとする。

第十七条

この協定の当事国は、締約国間に対し、この協定の当事国の代表者で構成するダンピング防止措置に関する委員会を設置するよう要請するものとする。同委員会は、いずれかの参加国又は参加関係地域におけるダンピング防止制度の運用でダンピング防止規約の適用又はその目的の達成に影響を及ぼすことがあるものに関する事項について協議する機会をこの協定の当事国に与えるため、通常毎年一回会合するものとする。この協議は、一

般協定第二十二條及び第二十三條の規定を害してはならない。

この協定は、締約国間の事務局長に寄託するものとし、事務局長は、すみやかに、一般協定の各締約国及び欧州経済共同体に対しその認証謄本を送付し、また、各受諾について通告するものとする。

この協定は、国際連合憲章第二百二條の規定に従つて登録するものとする。

千九百六十七年六月三十日にジュネーヴで、ひとしく正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十七年の国際穀物協定を同協定の食糧援助規約第二條の規定の受諾を留保して締結することについて、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この協定は、千九百六十二年の国際小麦協定に代わるものであつて、この協定の当事国となることは、安定した価格による小麦の輸入必要量の確保等の見地からわが国にとつて望ましいことと考えられる。もつとも、この協定には、開発途上にある国に対する食糧援助に関し、食糧援助規約第二條の規定が設けられているが、食糧援助をこの協定において義務づけることには問題があると考えられるので、当該規定の受諾を留保した上で、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十七年の国際穀物協定
前文

この協定の署名国は、
千九百四十九年の国際小麦協定が千九百五十三

年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六十二年、千九百六十五年、千九百六十六年及び千九百六十七年に修正更新され、又はその有効期間が延長されたことを考慮し、

千九百六十二年の国際小麦協定の実質的経済条項が千九百六十七年七月三十一日に効力を失つたこと、同協定の運用規定が千九百六十八年七月三十一日又は国際小麦理事会の決定するそれより早い日に効力を失ふこと及び新たな期間についての協定の締結が望ましいことを考慮し、

アルゼンティン、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデン、スイス、連合王国及びアメリカ合衆国の政府並びに欧州経済共同体及びその構成国が、小麦貿易及び食糧援助に関する規定を含む穀物に関する協定をできる限り広範な基礎において交渉すること、その交渉の早期の妥結のために熱心に行動すること及びその交渉が完了したときは各自の憲法上又は制度上の手続に従つてできる限りすみやかに協定を受諾するように努力することを千九百六十七年六月三十日に合意したことを考慮し、

これらの政府並びに欧州経済共同体及びその構成国があらかじめ相互間で行なつたこれらの約束に従つて小麦貿易規約及び食糧援助規約の双方に署名すべきであること並びに他の政府が両規約のいずれか一方又は双方に参加する可能性を与えられるべきであることを考慮して、

この千九百六十七年の国際穀物協定が小麦貿易規約と食糧援助規約との二つの法的文書で構成されること並びに関係政府並びに欧州経済共同体及びその構成国が各自の憲法上又は制度上の手続に従つてこれらの両規約の双方又は場合によりいずれか一方の署名及び批准、受諾又は承認のための手続を執ることを合意した。

小麦貿易規約
第一部 総則
第一条 目的

(a) この規約の目的は、次のとおりとする。
(a) 公正なかつ安定した価格で、輸入国に小麦及び小麦粉の供給を、輸出国に小麦及び小麦粉の市場を確保すること。
(b) 小麦及び小麦粉の国際貿易の拡大を促進し、輸出国及び輸入国双方の利益のためその貿易のできる限り自由な交流を確保し、かつ、このようにして、経済が小麦の商業的流通に依存している国の発展に寄与すること。
(c) 小麦の貿易が他の農産物の市場の経済的安定性に関連することを認識し、世界的小麦問題に關して一般的に国際協力を促進すること。

第二条 定義

(1) この規約の適用上、
(a) 「義務数量」とは、輸出国が第五条の規定に基づいて最高価格をこえない価格で提供しなければならぬ小麦の数量、すなわち、当該時点において輸入国に対する当該輸出国の基準数量から当該収穫年度における当該輸出国からの輸入国の実際の商業的買入れを差し引いた数量をいう。
(b) 「権利数量」とは、輸入国が第五条の規定に基づいて最高価格をこえない価格で買入れることができぬ小麦の数量、すなわち、当該時点において一(又は文脈により二以上)の關係輸出国に対する当該輸入国の基準数量から当該収穫年度における当該關係輸出国からの当該輸入国の実際の商業的買入れを差し引いた数量をいう。
(c) 「ブッシュェル」とは、小麦については、常衡六十ポンド又は二七・二一五キログラムをいう。
(d) 「保管費」とは、小麦の保管について、貯蔵利子及び保険のために要する費用をいう。
(e) 「証明済み種子小麦」とは、原産国の慣行に従つて公的に証明され、かつ、当該原産国で認められた種子小麦の規格に適合する小麦をいう。
(f) 「c&f」というときは、価格について、そ

れが運賃込みであることを示すものとする。
(g) 「理事会」とは、千九百四十九年の国際小麦協定に基づいて設立され、かつ、第二十五条の規定に基づいて存続する国際小麦理事会をいう。
(h) 「国」とは、欧州経済共同体を含むものとする。

(i) 「収穫年度」とは、七月一日から六月三十日までの期間をいう。
(j) 「基準数量」とは、次のものをいう。
(i) 輸出国については、第十五条の規定に基づいて決定される当該輸出国からの輸入国の商業的買入れの年平均
(ii) 輸入国については、第十五条の規定に基づいて決定される輸出国(又は文脈により特定の輸出国)からの当該輸入国の商業的買入れの年平均

(k) 「変性された小麦」とは、変性された結果人間の消費に適さなくなつた小麦をいう。
(l) 「執行委員会」とは、第三十条の規定に基づいて設立される委員会をいう。
(m) 「輸出国」とは、文脈により、次のいずれかをいう。
(i) 附表Aに掲げる国の政府で、この規約を批准し、受諾し若しくは承認し、又はこれに加入し、かつ、これから脱退していないもの
(ii) 附表Aに掲げる国並びにこの規約に基づくその国の政府の権利及び義務が及ぶ領域

(n) 「Fob」というときは、標準品質であることを示すものとする。
(o) 「Fob」というときは、本船渡しであることを示すものとする。
(p) 「穀物」とは、小麦、ライ麦、大麦(はだか麦を含む)、オート、とうもろこし及びソルガムをいう。

(q) 「輸入国」とは、文脈により、次のいずれかをいう。
(i) 附表Bに掲げる国の政府でこの規約を批准し、受諾し若しくは承認し、又はこれに加入し、かつ、これから脱退していないもの
(ii) 附表Bに掲げる国並びにこの規約に基づくその国の政府の権利及び義務が及ぶ領域

(r) 「販売費」とは、販売、用船及び輸送に要するすべての通常の費用をいう。
(s) 「最高価格」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はこれらの規定に基づいて決定される最高価格(又は文脈によりそれらの最高価格の一)をいう。
(t) 「最高価格宣言」とは、第九条の規定に従つて行なわれる宣言をいう。
(u) 「加盟国」とは、次のいずれかをいう。
(i) この規約を批准し、受諾し若しくは承認し、又はこれに加入し、かつ、これから脱退していない国の政府
(ii) 前記の国並びにこの規約に基づくその国の政府の権利及び義務が及ぶ領域

(v) 「メートル・トン」とは、千キログラムとは、小麦については、三十六・七四三七一ブッシュェルをいう。
(w) 「最低価格」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はこれらの規定に基づいて決定される最低価格(又は文脈によりそれらの最低価格の一)をいう。
(x) 「価格帯」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はこれらの規定に基づいて決定される最低価格と最高価格との間の価格(最低価格を含み、最高価格を含まない)をいう。
(y) 「価格検討委員会」とは、第三十一条の規定に基づいて設立される委員会をいう。
(z) (i) 「買入れ」とは、輸出国又は輸出国以外の国からそれぞれ輸出された小麦又は輸出される小麦の輸入のための買入れ(又は、文脈により、このようにして買入れられた

小麦の数量をいう。

(ii) 「売渡し」とは、輸入国又は輸入国以外
の国がそれぞれ輸入した小麦又は輸入する小
麦の輸出のための売渡し（又は、文脈によ
り、このようにして売り渡された小麦の
数量をいう）。

(iii) この規約において買入れ又は売渡しとい
うときは、関係政府間で行なわれる買入れ
又は売渡しのみではなく、民間貿易業者間
で行なわれる買入れ又は売渡し及び民間貿
易業者と関係政府との間で行なわれる買入
れ又は売渡しをもさすものとする。この定
義において、「政府」には、この規約を批准
し、受諾し若しくは承認し、又はこれに加
入する政府の権利及び義務が第四十二条の
規定に基づいて及ぶ領域の政府を含む。

(aa) 「価格小委員会」とは、第三十一条の規定に
基づいて設立される小委員会をいう。

(bb) 輸出国又は輸入国に關して、「領域」には、
この規約に基づくその国の政府の権利及び義
務が第四十二条の規定に基づいて及ぶ領域を
含む。

(cc) 「小麦」とは、小麦粒（種類、銘柄、等級又
は品質のいかんを問わない）及び、第六条そ
の他文脈により異なつた意味に解釈しなけれ
ばならない場合を除くほか、小麦粉をいう。

(2) 小麦粉の買入れの小麦相当量へのすべての換
算は、買手と売手との間の契約に明示する換
算率によつて行なう。換算率が明示されてい
ない場合には、小麦粉と小麦粒の重量換算率
は、理事会が別段の決定をしない限り、計算上七十二
対百とする。

第三条 商業的買入れ及び特殊取引

(1) この規約の適用上、商業的買入れとは、第二
条に定義する買入れで、国際貿易における通常
の商業的慣行に適合するものをいい、(2)に規定
する取引を含まない。

(2) この規約の適用上、特殊取引とは、価格帯内
のものであるかどうかを問わず、関係国政府に

より通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付
与された取引をいう。特殊取引には、次のもの
が含まれる。

(a) 信用供与に基づく売渡しであつて、その信
用供与における利率、支払期間その他これに
関連する条件が、政府の関与により、世界市
場における通常の商業的な利率、期間又は条
件に合致しなくなつたもの

(b) 輸出国政府から小麦の買入れのために与え
られた借款に基づいて小麦の買入れの資金が
供与される売渡し

(c) 輸入国の通貨であつて、移転することがで
きず、かつ、輸出国内で使用する他の通貨又
は貨物に交換することができないものによる
売渡し

(d) 特別の支払取極（貨物の交換によつて相互
に信用残高を決済するための清算勘定を含む）
を含む貿易協定に基づく売渡し。ただし、
関係輸出国及び関係輸入国が当該売渡し
を商業的のものとなすことに同意する場合
を除く。

(e) 求償取引であつて、
(i) 政府の関与によつて行なわれ、世界相場
以外の価格で小麦を交換するもの、又は、
(ii) 政府の買入計画に基づく補助を含むも
の。ただし、小麦の買入れが原求償契約中
に最終仕向国を明記していない求償取引に
基づくものである場合を除く。

(f) 小麦の贈与又は輸出国が小麦の買入れのた
めに贈与した資金による小麦の買入れ
(g) 関係国政府により通常の商業的慣行に適合
しない特殊性を付与されたその他の種類の取
引で理事会が定めるもの

(3) 取引が(1)に定義する商業的買入れであるか又
は(2)に定義する特殊取引であるかの問題で事務
局長又は輸出国若しくは輸入国が提起するもの
については、理事会が決定する。

第二部 商業的取引

第四条 商業的買入れ及び供給約束

(1) 各加盟国は、小麦を輸出するときは、価格帯
に即した価格で輸出することを約束する。

(2) 小麦を輸入する各加盟国は、(4)に規定する場
合を除くほか、いずれの收穫年度中において
も、自国の小麦の商業的買入れの総量のうちの
できる限り大きい割合を加盟国から買入れ
ることを約束する。この割合は、理事会が関係国
の同意を得て決定する百分率を下回らないもの
とする。

(3) 輸出国は、この規約の他の規定に従うことを
条件として、相互に連携して、いずれの收穫年
度中においても、価格帯に即した価格で、輸入
国の商業的買入れの必要量を規則的かつ継続的
に満たすに十分な数量の小麦を輸入国の買入れ
に供することを約束する。

(4) 加盟国は、異常な事態においては、十分な証
拠を提出した上で、理事会から(2)に規定する約
束の部分的な免除を受けることができる。

(5) 各加盟国は、非加盟国から小麦を輸入するこ
ときは、価格帯に即した価格で輸入することを約
束する。

(6) 価格は、小麦の提供又は売渡し及び買入れが
次のいずれかの価格で行なわれる場合には、価
格帯に即しているものとみなす。
(a) そのような行為が第五条、第九条又は第十
条の規定に抵触しないときは、第六条に規定
する最高価格以上の価格
(b) 第六条に規定する最低価格に即した価格又
は第八条に定める最低価格の機能に関する規
定に適合する価格

第五条 最高価格による買入れ
(1) 理事会がいずれかの輸出国について最高価格
宣言を行なつた場合には、当該輸出国は、最高
価格をこえない価格で輸入国に対する自国の義
務残量を輸入国の買入れに供しなければなら
ない。ただし、この義務は、いずれの輸入国につ
いても、輸出国の総体に対する当該輸入国の権
利残量を限度とする。

(2) 理事会がすべての輸出国について最高価格宣

言を行なつた場合には、各輸入国は、その宣言
の有効期間中次のことを行なうことができる。
(a) 最高価格をこえない価格で、輸出国から
輸出国の総体に対する自国の権利残量を買
入れること。

(b) 第四条(2)の規定にかかわらず、いかなる供
給源からの小麦をも買入れること。

(3) 理事会が、すべての輸出国についてではな
く、一又は二以上の輸出国について最高価格宣
言を行なつた場合には、各輸入国は、その宣言
の有効期間中次のことを行なうことができる。
(a) 当該一又は二以上の輸出国から(1)の規定に
基づく買入れを行なうこと及び価格帯内の価
格で、他の輸出国から、自国の商業的必要量
の残りを買入れること。

(b) その宣言の効力発生の日における当該一又
は二以上の輸出国に対する自国の権利残量の
限度まで、第四条(2)の規定にかかわらず、い
かなる供給源からの小麦をも買入れること
と。ただし、当該残量が輸出国の総体に対す
る自国の権利残量をこえないことを条件とす
る。

(4) いずれかの輸入国が輸出国の総体に対する自
国の権利残量をこえて一の輸出国から買入れ
を行なう場合には、その権利残量をこえた買入れ
は、この条の規定に基づく当該一の輸出国の義
務を減少させない。一の輸入国が他の輸入国か
ら買入れた小麦で当該收穫年度中にいずれか
の輸出国を原産国としたものは、輸出国の総体
に対する当該一の輸入国の権利残量をこえない
ことを条件として、当該一の輸入国が当該輸出
国から買入れたものとみなす。第十九条の規定
に従ふことを条件として、この(4)の第二文の
規定は、小麦粉が関係輸出国を原産国としたも
のである場合に限り、小麦粉についても適用す
る。

(5) (2)(b)及び(3)(b)の規定を留保して、いずれか
の輸入国が第四条(2)の規定に基づいて要求され
る百分率の買入れを履行したかどうかを決定す

るにあたり、当該輸入国が最高価格宣言の有効期間中に行なつた買入は、

(a) それらがいずれかの加盟国(宣言が行なわれた輸出国を含む)からの買入れである場合には、考慮に入れ、

(b) それらが非加盟国からの買入れである場合には、すべて無視する。

(6) この条の規定に従つて提供される小麦は、実行可能な限り、当該収穫年度中における関係両国間の小麦貿易がその通常の形態に適合するものとなるような銘柄及び品質のものとす。必要な場合には、このための取極が関係両国間で合意されるものとする。

(1) メキシコ湾岸の港におけるFobでの最低価格及び最高価格の表は、この規約の有効期間について次のとおり定める。

最低価格 最高価格
(合衆国ドルによる一ブツ)
(シニールあたりの価格)

カナダ		
マニトバ一号	一九五五	二・三五五
マニトバ二号	一九〇	二・三〇
アメリカ合衆国		
ダーク・ノーザン・スプリング一号(十四パーセント)	一・八三	二・二三
ハード・レッド・ウィンター二号(オーディナリー)	一・七三	二・一三
ウェスタン・ホワイト一号	一・六八	二・〇八
ソフト・レッド・ウィンター一号	一・六〇	二・〇〇
アルゼンティン		
プラタ	一・七三	二・一三
オーストラリア		
Tagg	一・六八	二・〇八
スタンダード	一・五〇	一・九〇

スウェーデン 一・五〇 一・九〇
ギリシャ 一・五〇 一・九〇
スペイン

上質小麦 一・六〇 二・〇〇
普通小麦 一・五〇 一・九〇

(2) 特掲されたカナダ小麦及びアメリカ合衆国小麦で太平洋側の北西岸の港におけるFobのもの、の最低価格及び最高価格は、(1)に定める最低価格及び最高価格より六セント低いものとする。

(3) 見本又は説明書により取引されるメキシコ小麦でメキシコの太平洋岸の港におけるFobのもの又はメキシコの国境におけるもの(該当するいずれかのもの)の最低価格及び最高価格は、それぞれ、一ブツシニールあたり一・五五合衆国ドル及び一・九五合衆国ドルとする。

(4) この条の規定に基づく最低価格は、第八条及び第三十一条の規定に従つて調整することができる。

(5) オーストラリア Tagg 小麦でオーストラリアの港におけるFobのもの、の最低価格及び最高価格は、アメリカ合衆国ハード・レッド・ウィンター二号(オーディナリー)小麦でメキシコ湾岸の港におけるFobのもの、(1)に定める最低価格及び最高価格による連合王国の港におけるFobの価格を基礎として、その時の通常の輸送費によつて計算した価格に相当する価格より五セント低いものとする。

(6) 太平洋及びインド洋に接する仕向地向けのアルゼンティン小麦でアルゼンティンの港におけるFobのもの、の最低価格及び最高価格は、アメリカ合衆国ハード・レッド・ウィンター二号(オーディナリー)小麦で太平洋側の北西岸の港におけるFobのもの、(2)に定める最低価格及び最高価格による横浜におけるFobの価格を基礎として、その時の通常の輸送費によつて計算した価格に相当する価格とする。

(7) 次の小麦の最低価格及び最高価格は、それぞれ、(1)に定める最低価格及び最高価格によるアルゼンティン小麦でアルゼンティンの港におけるFobのもの、の最低価格及び最高価格を基礎として、その時の通常の輸送費によつて計算した価格に相当する価格とする。

特掲されたアメリカ合衆国小麦でアメリカ合衆国の大西洋岸、大湖及びカナダのセント・ローレンスの港におけるFobのもの、の特掲されたカナダ小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー、セント・ローレンスの港、大西洋岸の港及びチャーチル港におけるFobのもの、

(6)に規定する仕向地以外の仕向地向けのアルゼンティン小麦でアルゼンティンの港におけるFobのもの、

(8) 欧州経済共同体スタンダード小麦の最低価格及び最高価格は、アメリカ合衆国ハード・レッド・ウィンター二号(オーディナリー)小麦でアメリカ合衆国Fobのもの、(1)及び(2)に定める最低価格及び最高価格による仕向国への引渡し又は仕向国への引渡しに相当する港におけるFobの価格を基礎として、その時の通常の輸送費によつて計算した上、価格表に掲げる所定の品質差に應ずる価格調整を行なつた価格に相当する価格とする。

(9) スウェーデン小麦の最低価格及び最高価格は、アメリカ合衆国ハード・レッド・ウィンター二号(オーディナリー)小麦でアメリカ合衆国Fobのもの、(1)及び(2)に定める最低価格及び最高価格による仕向国への引渡し又は仕向国への引渡しに相当する港におけるFobの価格を基礎として、その時の通常の輸送費によつて計算した上、価格表に掲げる所定の品質差に應ずる価格調整を行なつた価格に相当する価格とする。

(10) ギリシャ小麦の最低価格及び最高価格は、アメリカ合衆国ハード・レッド・ウィンター二号(オーディナリー)小麦でアメリカ合衆国Fobのもの、(1)及び(2)に定める最低価格及び最高価格による仕向国への引渡し又は仕向国への引渡しに相当する港におけるFobの価格を基礎とし

て、その時の通常の輸送費によつて計算した上、価格表に掲げる所定の品質差に應ずる価格調整を行なつた価格に相当する価格とする。

(11) スペイン小麦の最低価格及び最高価格は、アメリカ合衆国ハード・レッド・ウィンター二号(オーディナリー)小麦でアメリカ合衆国Fobのもの、(1)及び(2)に定める最低価格及び最高価格による仕向国への引渡し又は仕向国への引渡しに相当する港におけるFobの価格を基礎として、その時の通常の輸送費によつて計算した上、価格表に掲げる所定の品質差に應ずる価格調整を行なつた価格に相当する価格とする。

(12) (2)に定める最低価格及び最高価格の算定方法は、又は(5)から(11)までに定める相当価格の算定方法は、それぞれ、(2)又は(5)から(11)までに規定する小麦に適用する場合と同様に、(1)に掲げる国の他の小麦について適用する。

(13) 価格検討委員会は、価格小委員会と協議した上、次のことを行なうことができる。

(a) (1)、(2)、(3)及び(5)から(11)までに規定する場所以外の場所における小麦の最低相当価格及び最高相当価格を決定すること。

(b) (1)及び(3)に規定されていない種類、銘柄、等級又は品質の小麦の最低価格及び最高価格をアメリカ合衆国のメキシコ湾岸の港におけるFobで定めること。ただし、このように定める最低価格と最高価格との差は、一ブツシニールあたり四十セントとすることを条件とする。価格検討委員会は、(1)及び(3)に規定されていない国の小麦について、また(a)の規定に従つて措置を執つていないときは、その措置を執るものとする。

(14) 最低価格及び最高価格が定められていない小麦については、アメリカ合衆国のメキシコ湾岸の港におけるFobでの最低価格及び最高価格は、当分の間、(1)及び(3)に規定する種類、銘柄、等級若しくは品質の小麦又は(13)(b)の規定に基づいて定められる種類、銘柄、等級若しくは品質の小麦で、当該小麦に最も類似するものの最低価

格及び最高価格を基礎として、これに適當な割増額を加え、又はこれから適當な割引額を減じて算出する。この割増額又は割引額は、必要があるときは、価格検討委員会が決定し及び調整することができる。価格検討委員会は、第九條(1)、(3)又は(6)の規定に基づいて招集される場合において、この(4)の規定に従つて措置を執るものとする。

(5) (b)の規定に基づいて定められるアメリカ合衆国のメキシコ湾岸の港における(1)の最低価格又は最高価格は、それぞれ、マニトバ・ノーザン一号小麦の(1)に定める最低価格又は最高価格をこえてはならない。

(5)から(10)までに規定する最低相当価格及び最高相当価格は、理事会の事務局が、価格小委員会の援助を得て、その時に一般に行なわれている輸送方法を反映した海上輸送の経費を考慮に入れ、かつ、関係港間の最も適した比較の基準に従つて、定期的に計算する。

(7) アメリカ合衆国の通貨以外の通貨で表示された小麦の価格は、これを最低価格及び最高価格又はこの条の規定に従つて計算されるそれらの相当価格と比較するためには、その時の為替換算率によりアメリカ合衆国の通貨に換算する。価格の換算に関する紛争については、価格検討委員会が決定を行なう。

(8) 最低価格及び最高価格並びにそれらの相当価格には、買手と売手との間で取り決める保管費及び販売費を含まない。もつとも、保管費については、当該小麦を売り渡す契約に明示する合意された日より後の部分のみが買手の勘定に加算される。

(9) デュラム小麦及び証明済み種子小麦については、最高価格に関する規定を適用せず、また、変性された小麦については、最低価格に関する規定を適用しない。

(10) 加盟国が、価格検討委員会に対し、(5)から(10)までの規定又は(8)の規定に基づいて行なわれた最低相当価格又は最高相当価格の計算がその時の

の輸送費に照らして公正でなくなつたと申し立てた場合には、第八條の規定の実施を妨げることなく、同委員会は、その問題を検討するものとし、また、価格小委員会と協議した上で、望ましいと認める調整を行なうことができる。

(2) (4)、(5)又は(6)の規定に基づく価格検討委員会のすべての決定は、すべての加盟国を拘束する。もつとも、その決定が自国に不利であると認めるいづれかの加盟国は、理事会に対して当該決定の審査を請求することができる。

(2) 自国産の一又は二以上の小麦がこの条に規定されている各国は、当該小麦に関するその時の公の明細表、規格表又は説明書があるときは、それらの写しを毎取獲年度に理事会に提出する。小麦を輸出する国は、この条に規定されていない小麦に関するその時の公の明細表、規格表又は説明書があるときは、事務局の要請によりそれらを理事会に提出する。

第七條 小麦粉の価格

(1) 小麦粉の商業的買入れは、理事会がいずれかの加盟国から反対の報告をその証拠となる情報とともに受領しない限り、第六條に定められ又は同条の規定に基づいて決定される小麦の価格に即した価格によるものとみなされる。理事会は、そのような報告及び情報を受領したときは、関係国の援助を得てその問題を検討するものとし、かつ、当該買入価格が前記の小麦の価格に即しているかどうかを決定する。

(2) 一又は二以上の加盟国は、國際貿易の分野におけるいづれかの行為が小麦粉の価格と小麦の価格との間に存在すべき調和をゆがめたと認め、かつ、自国の利益が当該行為により著しく害されたと認める場合には、一又は二以上の関係加盟国との協議を要請することができる。

(3) 理事会は、加盟国と協力して、小麦の価格との関連における小麦粉の価格の研究を行なうことができる。

第八條 最低価格の機能

最低価格の表の目的は、いづれかの小麦の市場

価格の水準が価格帯の最低水準にあるか又はこれに接近しつつあることの判定を可能にすることによつて、市場の安定に寄与することにある。異なる銘柄及び品質の小麦の間の価格関係が競争の状況により変動するので、最低価格の検討及び調整のための措置が執られるものとする。

(1) 理事会の事務局が市況を絶えず検討している間に最低価格に関するこの規約の目的が害されそうなる事態が生じており若しくは直ちに生ずるおそれがあると認めた場合又はいづれかの加盟国がこのようなる事態について理事会の事務局の注意を喚起した場合には、事務局長は、二日以内に価格検討委員会を招集し、かつ、同時にその旨をすべての加盟国に通報するものとする。

(2) 価格検討委員会は、価格の安定を回復し、かつ、最低水準以上に価格を維持するために参加加盟国が執るべき措置について合意に達するため、価格の状況を検討するものとし、また、合意に達した時及び市場の安定を回復するために執られた措置を事務局長に通報するものとする。

(3) 価格検討委員会が市場の安定を回復するため執られる措置について三市場日後に合意に達することができない場合には、理事会の議長は、他のいかなる措置を執ることができるかを審議するために二日以内に理事会を招集するものとする。理事会による三日をこえない検討の後にいづれかの加盟国が理事会によつて定められた最低価格を下回る価格で小麦を輸出し又は提供している場合には、理事会は、この規約の規定を停止すべきかどうか及び停止する場合にいはかなる範囲まで停止するかを決定する。

(4) 前記の規定に従つていづれかの最低価格が調整された場合において、価格検討委員会又は理事会がこのようなる調整を必要とする事態が存在しなくなつたと認めるときは、このようなる調整は、終了する。

第九條 最高価格宣言

事務局長は、小麦の価格を絶えず検討し、い

づれかの輸出国がいづれかの小麦を最高価格に近い価格で輸入国の買入れに供している事態が生じたとき認められた場合又は価格小委員会若しくはいづれかの加盟国からそのようなる事態が生じたことを認める旨の通報を受けた場合には、直ちに価格検討委員会を招集する。価格検討委員会がそのようなる事態が生じたとき決定したときは、事務局長は、その旨を直ちにすべての加盟国に通報する。

(2) 輸出国は、自国のいづれかの小麦を最高価格以上の価格で輸入国の買入れに供する場合に、直ちに理事会にその旨を通告する。理事会に代わつて行動する事務局長は、その通告を受領したときは、(6)及び第十六條(6)に別段の定めがある場合を除くほか、この規約において最高価格宣言と称する宣言を行なう。事務局長は、最高価格宣言を行なつた後できる限りすみやかに、すべての加盟国にその宣言を通報する。

(3) 輸出国は、(2)の規定に基づく通告を行なうにあつて、次の価格を明らかにするものとし、事務局長は、他のすべての加盟国にその旨を通報する。

(a) 通告の対象となるいづれかの小麦の最高価格が第六條に定められておらず、又は同条の規定に基づいて定められていない場合には、当該輸出国がアメリカ合衆国のメキシコ湾岸の港における(1)の当該小麦の当分の間の最高価格として認める価格

(b) 通告の対象となるすべての小麦について、当該輸出国がそれらの小麦が通常輸出される場所での通告の日における最高価格として計算した価格

いづれかの加盟国が、事務局長に対し、前記のいづれかの価格が当該小麦の最高価格でないとして申し立てた場合には、事務局長は、直ちに価格検討委員会を招集するものとし、同委員会は、価格小委員会と協議した上、申立てがされた最高価格について決定するものとする。

た自国のすべての小麦を再び最高価格に満たない価格で輸入国の買入れに供する場合に、直ちに理事会にその旨を通告する。理事会に代わつて行動する事務局長は、その通告を受領したときは、その通告に基づいて新たな宣言を行なうことにより、当該輸出国についての最高価格宣言を失効させる。事務局長は、新たな宣言を行なつた後できる限りすみやかに、すべての輸出国及び輸入国に対してその宣言を通報する。

(5) 理事会は、その手続規則中に、(2)及び(4)の規定を実施するための規則(この条の規定に基づいて行なわれる宣言の効力発生の日を定める規則を含む。)を定める。

(6) 事務局長は、輸出国が(2)若しくは(4)の規定に基づく通告を怠つたと認めるとき、又は輸出国が誤つた通告を行なつたと認めるときは(誤つた通告の場合にも、(2)又は(4)の規定の適用を妨げることなく)、直ちに価格小委員会を招集する。事務局長は、輸出国が(2)の規定に基づく通告を行なつた場合において、その通告に記載された事実が最高価格宣言を行なうことを正当とするに足りないとき、その宣言を行なうこととなく、そのために直ちに招集される価格小委員会にその問題を付託する。同小委員会が、この(6)の規定に基づいて又は第三十一条の規定に従つて、(2)若しくは(4)の規定に基づく宣言を行なうべきであるかどうかについて、又はその宣言が誤つてゐることについて助言するとき、価格検討委員会は、その助言に基づいて宣言を行なうべきかは行なわれないか又はすでに行なつた宣言を取り消すかのいずれか適当な措置を遅滞なく執ることができ、事務局長は、できる限りすみやかに、すべての加盟国に対して、宣言又は宣言の取消しを通報する。

(7) この条の規定に基づいて行なわれる宣言には、その宣言が関連する一又は二以上の収穫年度を特定するものとし、この規約は、それに従つて適用される。

(8) 輸出国又は輸入国は、この条の規定に基づく

宣言が行なわれるべきであると認める場合又はその宣言が行なわれるべきでなかつたと認める場合には、理事会にその問題を付託することができ、理事会は、関係国の申立てに正当な理由があると認めるときは、宣言を行ない、又はすでに行なつた宣言を取り消す。

(9) (2)、(4)又は(6)の規定に基づいて行なわれた宣言でこの条の規定に従つて取り消されるものは、その取消しの日まで完全に効力を有するものとし、その取消しは、それに先だつて宣言に基づいて執られたいかなる措置の効力にも影響を及ぼすものではない。

00 この条の適用上、「小麦」には、デュラム小麦及び証明済み種子小麦を含まない。

第十条 欧州経済共同体の地位

(1) 国際市場において輸入活動及び輸出活動を規則的かつ統一的に行なつてゐる欧州経済共同体は、輸出国及び輸入国として同時に附表A及びBに掲げるものとし、そのことから生ずるすべての権利及び義務を有する。

(2) もつとも、欧州経済共同体小麦についての最高価格宣言の事柄における欧州経済共同体の輸出国としての義務は、最高価格をこえない価格でこの規約の加盟国である輸入国に小麦を提供することにある。欧州経済共同体は、また、輸出のために提供することができ数量の小麦を公正な方法でこの規約の加盟国である輸入国に向けるため、欧州経済共同体の共通農業政策に基づいて規則に従つて、すべての有益な措置を執るものとする。

つた申請は、遅滞なく審査される。

(2) 理事会は、この条の規定に基づく免除の申請を処理するにあたり、当該輸出国の供給事情及び輸出はこの規約に基づく自国の義務を履行するため小麦を可能な最大限度まで買入れに供すべきであるという原則を当該輸出国がどの程度に遵守したかを審査する。

(3) 理事会は、また、この条の規定に基づく免除の申請を処理するにあたり、当該輸出国が(2)に規定する原則を遵守することの重要性を考慮するものとする。

(4) 理事会は、当該輸出国の申立てに正当な理由があると認める場合には、当該輸出国がどの程度に、及びいかなる条件で、当該収穫年度におけるその義務を免除されるかを決定する。理事会は、当該輸出国にその決定を通報する。

(5) 理事会は、輸出国が当該収穫年度における第五条の規定に基づくその国の義務の全部又は一部を免除される旨を決定した場合に、他の各輸出国が同意する限度まで、基準数量によつて表わされる当該他の各輸出国の義務数量を増加する。この増加分の数量が(4)の規定に基づいて免除された数量に達しないときは、理事会は、各輸入国が同意する限度内で、必要な数量を、基準数量によつて表わされる当該各輸入国の権利数量から削減する。

(6) (5)に規定する増加分と削減分とを合計した数量が(4)の規定に基づいて免除された数量に達しない場合には、理事会は、(5)の規定に基づく削減を考慮した上、基準数量によつて表わされる輸入国の権利数量を比例的に低減させる。

(7) 基準数量によつて表わされる輸出国の義務数量が(4)の規定に基づいて低減した場合に、その削減分の数量は、以後の収穫年度における当該輸出国及び他のすべての輸出国の基準数量の決定上、当該収穫年度中に当該輸出国から買入れられたものとみなす。理事会は、当該事情に照らし、この(7)の規定の実施の結果として行なう以後の収穫年度における輸入国の基準数量

の決定上ならんかの調整を行なうべきかどうかについて、及び、調整を行なう場合には、いかなる方法でこれを行なうべきかについて決定する。

(8) 基準数量によつて表わされる輸入国の権利数量が、(4)の規定に基づいて輸出国に与えられた免除に対応して、(5)又は(6)の規定に基づいて低減した場合に、その削減分の数量は、以後の収穫年度における当該輸入国の基準数量の決定上、当該収穫年度中に当該輸出国から買入れられたものとみなす。

第十二条 国際収支又は通貨準備を擁護する必要がある場合の調整

(1) 輸入国は、この規約に基づく自国の義務の特定の収穫年度における履行が自国の国際収支又は通貨準備を擁護する必要があるために妨げられるおそれがあると認める場合には、そのことをできる限りすみやかに理事会に報告し、かつ、当該収穫年度における自国の義務の全部又は一部の免除を理事会に申請しなければならない。この(1)の規定に従つて理事会に対して行なつた申請は、遅滞なく審査される。

(2) 理事会は、申請が(1)の規定に基づいて行なわれた場合には、問題が国際通貨基金の加盟国に關するものである限り、(1)に規定する必要の有無及びその程度について同基金の意見を求め、かつ、関連があると思われるすべての事実とともに、この意見を考慮に入れるものとする。

(3) 理事会は、この条の規定に基づく免除の申請を処理するにあたり、輸入国はこの規約に基づくその義務を履行するため可能な最大限度まで買入れを行なうべきであるという原則を当該輸入国が遵守することの重要性を考慮するものとする。

(4) 理事会は、関係輸入国の申立てに正当な理由があると認める場合には、当該関係輸入国がどの程度に、及びいかなる条件で、当該収穫年度におけるその義務を免除されるかを決定する。理事会は、当該関係輸入国に対してその決定を

た自国のすべての小麦を再び最高価格に満たない価格で輸入国の買入れに供する場合に、直ちに理事会にその旨を通告する。理事会に代わつて行動する事務局長は、その通告を受領したときは、その通告に基づいて新たな宣言を行なうことにより、当該輸出国についての最高価格宣言を失効させる。事務局長は、新たな宣言を行なつた後できる限りすみやかに、すべての輸出国及び輸入国に対してその宣言を通報する。

(5) 理事会は、その手続規則中に、(2)及び(4)の規定を実施するための規則(この条の規定に基づいて行なわれる宣言の効力発生の日を定める規則を含む。)を定める。

(6) 事務局長は、輸出国が(2)若しくは(4)の規定に基づく通告を怠つたと認めるとき、又は輸出国が誤つた通告を行なつたと認めるときは(誤つた通告の場合にも、(2)又は(4)の規定の適用を妨げることなく)、直ちに価格小委員会を招集する。事務局長は、輸出国が(2)の規定に基づく通告を行なつた場合において、その通告に記載された事実が最高価格宣言を行なうことを正当とするに足りないとき、その宣言を行なうこととなく、そのために直ちに招集される価格小委員会にその問題を付託する。同小委員会が、この(6)の規定に基づいて又は第三十一条の規定に従つて、(2)若しくは(4)の規定に基づく宣言を行なうべきであるかどうかについて、又はその宣言が誤つてゐることについて助言するとき、価格検討委員会は、その助言に基づいて宣言を行なうべきかは行なわれないか又はすでに行なつた宣言を取り消すかのいずれか適当な措置を遅滞なく執ることができ、事務局長は、できる限りすみやかに、すべての加盟国に対して、宣言又は宣言の取消しを通報する。

(7) この条の規定に基づいて行なわれる宣言には、その宣言が関連する一又は二以上の収穫年度を特定するものとし、この規約は、それに従つて適用される。

(8) 輸出国又は輸入国は、この条の規定に基づく

宣言が行なわれるべきであると認める場合又はその宣言が行なわれるべきでなかつたと認める場合には、理事会にその問題を付託することができ、理事会は、関係国の申立てに正当な理由があると認めるときは、宣言を行ない、又はすでに行なつた宣言を取り消す。

(9) (2)、(4)又は(6)の規定に基づいて行なわれた宣言でこの条の規定に従つて取り消されるものは、その取消しの日まで完全に効力を有するものとし、その取消しは、それに先だつて宣言に基づいて執られたいかなる措置の効力にも影響を及ぼすものではない。

00 この条の適用上、「小麦」には、デュラム小麦及び証明済み種子小麦を含まない。

第十条 欧州経済共同体の地位

(1) 国際市場において輸入活動及び輸出活動を規則的かつ統一的に行なつてゐる欧州経済共同体は、輸出国及び輸入国として同時に附表A及びBに掲げるものとし、そのことから生ずるすべての権利及び義務を有する。

(2) もつとも、欧州経済共同体小麦についての最高価格宣言の事柄における欧州経済共同体の輸出国としての義務は、最高価格をこえない価格でこの規約の加盟国である輸入国に小麦を提供することにある。欧州経済共同体は、また、輸出のために提供することができ数量の小麦を公正な方法でこの規約の加盟国である輸入国に向けるため、欧州経済共同体の共通農業政策に基づいて規則に従つて、すべての有益な措置を執るものとする。

つた申請は、遅滞なく審査される。

(2) 理事会は、この条の規定に基づく免除の申請を処理するにあたり、当該輸出国の供給事情及び輸出はこの規約に基づく自国の義務を履行するため小麦を可能な最大限度まで買入れに供すべきであるという原則を当該輸出国がどの程度に遵守したかを審査する。

(3) 理事会は、また、この条の規定に基づく免除の申請を処理するにあたり、当該輸出国が(2)に規定する原則を遵守することの重要性を考慮するものとする。

(4) 理事会は、当該輸出国の申立てに正当な理由があると認める場合には、当該輸出国がどの程度に、及びいかなる条件で、当該収穫年度におけるその義務を免除されるかを決定する。理事会は、当該輸出国にその決定を通報する。

(5) 理事会は、輸出国が当該収穫年度における第五条の規定に基づくその国の義務の全部又は一部を免除される旨を決定した場合に、他の各輸出国が同意する限度まで、基準数量によつて表わされる当該他の各輸出国の義務数量を増加する。この増加分の数量が(4)の規定に基づいて免除された数量に達しないときは、理事会は、各輸入国が同意する限度内で、必要な数量を、基準数量によつて表わされる当該各輸入国の権利数量から削減する。

(6) (5)に規定する増加分と削減分とを合計した数量が(4)の規定に基づいて免除された数量に達しない場合には、理事会は、(5)の規定に基づく削減を考慮した上、基準数量によつて表わされる輸入国の権利数量を比例的に低減させる。

(7) 基準数量によつて表わされる輸出国の義務数量が(4)の規定に基づいて低減した場合に、その削減分の数量は、以後の収穫年度における当該輸出国及び他のすべての輸出国の基準数量の決定上、当該収穫年度中に当該輸出国から買入れられたものとみなす。理事会は、当該事情に照らし、この(7)の規定の実施の結果として行なう以後の収穫年度における輸入国の基準数量

の決定上ならんかの調整を行なうべきかどうかについて、及び、調整を行なう場合には、いかなる方法でこれを行なうべきかについて決定する。

(8) 基準数量によつて表わされる輸入国の権利数量が、(4)の規定に基づいて輸出国に与えられた免除に対応して、(5)又は(6)の規定に基づいて低減した場合に、その削減分の数量は、以後の収穫年度における当該輸入国の基準数量の決定上、当該収穫年度中に当該輸出国から買入れられたものとみなす。

第十二条 国際収支又は通貨準備を擁護する必要がある場合の調整

(1) 輸入国は、この規約に基づく自国の義務の特定の収穫年度における履行が自国の国際収支又は通貨準備を擁護する必要があるために妨げられるおそれがあると認める場合には、そのことをできる限りすみやかに理事会に報告し、かつ、当該収穫年度における自国の義務の全部又は一部の免除を理事会に申請しなければならない。この(1)の規定に従つて理事会に対して行なつた申請は、遅滞なく審査される。

(2) 理事会は、申請が(1)の規定に基づいて行なわれた場合には、問題が国際通貨基金の加盟国に關するものである限り、(1)に規定する必要の有無及びその程度について同基金の意見を求め、かつ、関連があると思われるすべての事実とともに、この意見を考慮に入れるものとする。

(3) 理事会は、この条の規定に基づく免除の申請を処理するにあたり、輸入国はこの規約に基づくその義務を履行するため可能な最大限度まで買入れを行なうべきであるという原則を当該輸入国が遵守することの重要性を考慮するものとする。

(4) 理事会は、関係輸入国の申立てに正当な理由があると認める場合には、当該関係輸入国がどの程度に、及びいかなる条件で、当該収穫年度におけるその義務を免除されるかを決定する。理事会は、当該関係輸入国に対してその決定を

通報する。

第十三条 緊急の必要の場合の調整及び追加買入れ

- (1) 輸入国は、その領域内において緊急の必要が生じており又は生ずるおそれがある場合には、理事会に対し、小麦の供給を受けることについての援助を要請することができる。理事会は、この緊急の必要によつて生じた非常事態を収拾するため、至急にその要請を検討するものとし、かつ、輸出国及び輸入国に対し、これらの国が執るべき措置に関する適当な勧告を行なう。
- (2) 理事会は、(1)の規定に基づく輸入国の要請についていかなる勧告を行なうべきかを決定するにあたり、事情に応じて適当と認めるところに従い、加盟国からの当該輸入国の実際の商業的買入れ又は第四条の規定に基づく当該輸入国の義務の限度を考慮する。
- (3) 輸出国又は輸入国が(1)の規定に基づく勧告に従つて執つたいかなる措置も、以後の収穫年度におけるいづれの輸出国又は輸入国の基準数量にも影響を及ぼすものではない。

第十四条 その他の調整

- (1) 理事会の承認を受けることを条件として、一収穫年度について、輸出国は、その義務残量の一部を他の輸出国に譲渡することができ、輸入国は、その権利残量の一部を他の輸入国に譲渡することができる。
- (2) 輸入国は、理事会にあてた書面による通告により、いつでも第四条(2)に規定する約束の百分率を増加することができる。その増加は、前記の通告の受領の日から効力を生ずる。
- (3) 輸入国は、第四条(2)に定める自国の約束の百分率に関する自国の利益が、五十票以上を有する輸出国のこの規約からの脱退によつて著しく害されると認められる場合には、理事会にあてた書面による通告により、自国の約束の百分率の削減を申請することができる。この場合には、理事会は、当該脱退した国からの当該輸入国の商業的年間買入れで第十五条に規定する年度を通じて最大のものが附表Aに掲げる国の総体に対する当該輸入国の基準数量中に占める割合だけ当該輸入国の約束の百分率を低減させ、この低減した百分率からさらに二・五パーセントを削減する。

- (4) 第三十八条(2)の規定に基づいて加入する国の基準数量は、必要とときは、一又は二以上の輸出国又は輸入国の基準数量の増減によつて適当に調整する。この調整は、これによつて自国の基準数量に変更を受ける輸出国又は輸入国の同意を得ることを条件として承認される。
- (5) 理事会は、いづれかの国の要請により、その国をこの規約のいづれか一方の附表から削除して他方の附表に移すことができる。

第十五条 基準数量の決定

- (1) 第二条に定義する基準数量は、各収穫年度につき、直前の五収穫年度のうち最初の四収穫年度における商業的買入れの年平均を基礎として決定する。前記の四収穫年度における商業的買入れの年平均が前記の方法により計算された当該四収穫年度の基準数量値の平均をこえていようとな着実に拡大している市場の場合には、基準数量は、これらの二の平均値の差を加えて調整する。この(1)の規定の適用上、「着実に拡大している市場」とは、前記の計算の基礎となる四収穫年度のうち少なくとも三収穫年度において商業的輸入数量が第一文の規定に基づいて計算された基準数量値をこえた市場であつて、その属する国の約束の百分率が八十パーセント以上であるものをいう。
- (2) 理事会は、各収穫年度の開始前に、当該収穫年度につき、輸入国の総体に対する各輸出国の基準数量並びに輸出国の総体及び各輸出国に対する各輸入国の基準数量を決定する。ただし、欧州経済共同体による輸出又はそれからの輸入は、基準数量の計算上無視する。
- (3) (2)の規定に基づいて決定した基準数量は、この規約の加盟国の数に変更があつたときはいつ

でも、加入の場合には第三十八条の規定に基づいて理事会によつて定められる加入の条件を適宜考慮して、再決定される。

第十六条 記録及び報告

- (1) 理事会は、各収穫年度につき、次のものを個別に記録する。
 - (a) この規約、特に第四条及び第五条の規定の実施のため、加盟国が他の加盟国及び非加盟国から行なうすべての商業的買入れ並びに加盟国が他の加盟国及び非加盟国から行なうすべての輸入でその条件により特殊取引とされるもの
 - (b) 加盟国が非加盟国に対して行なうすべての商業的買入れ及び加盟国が非加盟国に対して行なうすべての輸出でその条件により特殊取引とされるもの
- (2) (1)に規定する記録は、次のことが確保されるように行なうものとする。
 - (a) 特殊取引の記録が商業的取引の記録と区別されること。
 - (b) 輸入国の総体に対する各輸出国の義務残量並びに輸出国の総体及び各輸出国に対する各輸入国の権利残量に関する明細が一収穫年度のを通じていつでも明らかであること。これらの残量に関する明細書は、理事会が定めるところにより定期的にすべての輸出国及び輸入国に配布される。
- (3) 理事会は、第三十一条の規定に基づく価格検討委員会の活動を容易にするため、小麦及び小麦粉の国際市場価格並びに輸送費を記録する。
- (4) 小麦の原産国以外の国における再販売、通過及び港での積替えの後に最終仕向国に到着する小麦については、加盟国は、可能な最大限まで、その買入れ又は取引が当該原産国と当該最終仕向国との間の買入れ又は取引として(1)及び(2)に規定する記録に記入されることを可能にするような情報を提供する。再販売については、この(4)の規定は、同一の収穫年度において当該小麦が原産国から積み出された場合のみ適用する。

する。

- (5) (2)及び第四条(2)の規定の適用上、いづれかの加盟国が他の加盟国から行なう商業的買入れで理事会の記録に記入されるものは、また、第四条及び第五条の規定に基づく当該加盟国の義務又はこの規約の他の条項に基づいて調整された義務に対比して記入される。ただし、その積込期間が当該収穫年度内にあること及び、第五条の規定に基づく義務に関しては、その買入れが輸入国により最高価格をこえない価格で輸出国から行なわれることを条件とする。理事会の記録に記入される小麦粉の商業的買入れも、また、同一の条件で加盟国の義務に対比して記入される。
- (6) 最高価格をこえた価格での小麦の買入れを認め又は義務づける関税同盟又は関税同盟との特別な連合関係がいずれかの加盟国と一又は二以上の他の国との間に存在する場合には、このような買入れは、第四条又は第五条の規定の違反にはならないものとし、かつ、一又は二以上の関係加盟国の義務に対比して記入される。最高価格宣言は、輸出国からの前記の買入れについては行なわれないものとし、また、前記の買入れは、第四条の規定に基づく他の輸入国に対する当該輸出国の義務になんらの影響をも及ぼさない。
- (7) デュラム小麦及び証明済み種子小麦の場合には、理事会の記録に記入された買入れは、また、その価格が最高価格をこえていようかどうかを問わず同一の条件で、加盟国の義務に対比して記入される。
- (8) (5)に定める条件が満たされることを条件として、理事会は、次の場合には、買入れをその収穫年度について記録することを認めることができる。
 - (a) その積込期間が当該収穫年度の開始前又は終了後一箇月以内で理事会が決定する適当な期間内にあり、かつ、
 - (b) 関係両加盟国がその旨を合意する場合

(9) この条の規定の適用上、

(a) 加盟国は、商業的買入れ及び売渡し並びに特殊取引に係る小麦の数量に関する情報で理事会がその権限上必要とするものを事務局長に送付する。この情報には、次のものを含む。

(i) 特殊取引については、その取引を第三條の規定に従つて分類することができるような当該取引の明細

(ii) 小麦については、銘柄、等級及び品質並びにそれらの銘柄、等級及び品質の小麦の数量に関する入手することができる情報

(iii) 小麦粉については、その品質及び各品質の小麦粉の数量に関する入手することができる情報

(b) 規則的に輸出する加盟国及び理事会が決定する他の加盟国は、理事会が必要とする種類、銘柄、等級及び品質の小麦及び小麦粉について、商業的取引における価格に関する情報及び、入手することができる場合は、特殊取引における価格に関する情報を事務局長に送付する。

(c) 理事会は、その時の通常の輸送費についての情報を定期的に入手するものとし、加盟国は、できる限り、理事会が必要とする補足的情報を提供する。

(d) 理事会は、この条に規定する報告及び記録に関する手続規則を制定する。この規則には、それらの報告が行なわれる回数及び方法を定め、かつ、これに関する加盟国の義務を定める。理事会は、また、自己が保存する記録又は明細書の修正に関する規定(それに関連して生ずる紛争の解決に関する規定を含む)を定める。いずれかの加盟国がこの条の規定により提出しなければならぬ報告の提出を反復して、かつ、正当な理由なく怠つた場合には、執行委員会は、事態を收拾するためにその国と協議を行なう。

第十七条 小麦の必要量及び輸出可能量の見積り

(1) 各輸入国は、北半球諸国の場合には十月一日までに、南半球諸国の場合には二月一日までに、理事会に対し、当該収穫年度における輸出国からの小麦についての自国の商業的必要量の見積りを通告する。輸入国は、その後、理事会に対し、この見積りについてのすべての変更を通告することができる。

(2) 各輸出国は、北半球諸国の場合には十月一日までに、南半球諸国の場合には二月一日までに、理事会に対し、当該収穫年度における自国の小麦の輸出可能量の見積りを通告する。輸出国は、その後、理事会に対し、この見積りについてのすべての変更を通告することができる。

(3) 理事会に対して通告されたすべての見積りは、この規約の運用のために使用するものとし、また、理事会の定める条件に従つて、輸出国及び輸入国の利用に供することができる。この条の規定に従つて提出されたすべての見積りは、なんらの拘束力をも有しない。

(4) 輸出国及び輸入国は、この規約に基づく自国の義務を履行するため、任意に民間貿易その他の方法によることができる。この規約のいかなる規定も、民間貿易業者に対し、その者が従うべき他の法令の適用を免除するものと解釈してはならない。

(5) 理事会は、その裁量により、一収穫年度における輸出国の基準数量の十パーセント以上に相当する数量の小麦が当該一収穫年度の一月三十一日より後にこの規約に基づいて輸入国の買入れに供されることを確保するために輸出国及び輸入国が協力することを要求することができる。

第十八条 協議

(1) 輸出国は、最高価格宣言が行なわれた場合における自国の義務の限度を算定するため、いずれの輸入国が有する権利をも害することなく、第四条及び第五条の規定に基づく一の輸入国の権利が当該収穫年度においていかなる限度まで行使されるかについて、当該一の輸入国と協議

することができる。

(2) 輸出国又は輸入国は、第四条の規定に基づいて小麦を売り渡し、又は買い入れることが困難であると認めるときは、理事会にその問題を付託することができる。この場合には、理事会は、その問題について満足すべき解決を得るため、関係輸出国又は関係輸入国と協議するものとし、また、適当と認める勧告を行なうことができる。

(3) 輸入国は、最高価格宣言の有効期間中に最高価格をこえない価格で当該収穫年度における自国の権利残量に相当する数量の小麦を入手することが困難となつたときは、理事会にその問題を付託することができる。この場合には、理事会は、その事情を調査し、かつ、輸出国の義務を履行する方法について輸出国と協議する。

第十九条 第四条及び第五条の義務の履行

(1) 理事会は、各収穫年度の終了後できる限りすみやかに、第四条及び第五条の規定に基づく輸出国及び輸入国の義務の当該収穫年度における履行の実績について検討する。

(2) 前記の検討にあたり、各加盟国は、自国の義務の履行につき、理事会がその国の義務の範囲その他の関係要素を基礎としてその国について定める一定の許容限度を認められることがある。

(3) 理事会は、輸入国の義務の当該収穫年度における履行の実績を検討するにあたり、

(a) 非加盟国からの小麦の例外的輸入は、その小麦が飼料としてのみ使用されたものであり又は使用されるものであること及びその輸入が当該輸入国により加盟国から通常買入れられる数量を減じて行なわれたものでないことが、理事会に対して十分に立証される場合には、無視する。

(b) 変性された小麦の非加盟国からの輸入は、無視する。

第二十条 第四条又は第五条の義務の不履行

(1) 理事会は、第十九条の規定に基づく検討の結果いずれかの国が第四条又は第五条の規定に基づくその義務を履行していないことが判明した場合においては、執るべき措置を決定する。

(2) 理事会は、この条の規定に基づく決定を行なうに先だつて、当該輸出国又は輸入国に対し、関係があるこれらの国が認める事実を申し立てる機会を与える。

(3) 理事会は、輸出国又は輸入国が第四条又は第五条の規定に基づく義務を履行していないと認めたとときは、理事会が決定する期間中その国からその投票権を奪い、その不履行の程度に應ずると理事会が認める限度までその国の他の権利を減少させ、又はこの規約からその国を除名することができる。

(4) 理事会がこの条の規定に基づいて執つた措置は、分担金に関する理事会に対する当該国の義務をなんら減少させるものではない。ただし、当該国がこの規約から除名された場合は、この限りでない。

第二十一条 利益の著しい侵害の場合の措置

(1) いずれの輸出国又は輸入国も、この規約の締約国としての自国の利益が、一又は二以上の輸出国又は輸入国の行動であつてこの規約の実施に影響を及ぼすものによつて著しく害されたことを認めるときは、理事会にその問題を付託することができる。この場合には、理事会は、その問題を解決するため、直ちに関係国と協議する。

(2) 問題は(1)の協議によつて解決されない場合には、理事会は、至急に調査及び報告をさせるため執行委員会又は価格検討委員会にその問題を付託することができる。理事会は、その報告を受領したときは、その問題をさらに検討するものとし、また、関係国に対して勧告を行なうことができる。

(3) 関係国は、(2)の規定に基づく措置が執られ又

は執られなかつた後において、問題の取扱いは満足すべきものであつたと認めないときは、理事会に対して義務の免除を申請することができ、理事会は、適当と認めるときは、当該收穫年度におけるその国の義務の一部を免除することができ、義務の免除を認める旨の決定には、輸出国が投じた票の三分の二以上及び輸入国が投じた票の三分の二以上による議決を必要とする。

(4) 関係国は、(3)の規定に基づく免除を理事会によつて与えられず、かつ、この規約の締結国としての自国の利益が著しく害されたと引き続き認めるときは、アメリカ合衆国政府に対して書面による通知を行なうことにより、当該收穫年度末においてこの規約から脱退することができ、関係国は、問題が一收穫年度において理事会に提出され、かつ、免除の申請に関する理事会の検討が次の收穫年度に完了したときは、同様の通知を行なうことにより、検討の完了から三十日以内に脱退することができる。

第二十二條 紛争及び苦情

(1) この規約の解釈又は適用に関する紛争（第十九条及び第二十條の規定に基づく紛争を除く）で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため、理事会に付託される。

(2) (1)の規定に基づいて紛争が理事会に付託された場合には、過半数の国又はその票数の合計が総票数の三分の一以上となる国は、理事会に対して、理事会が十分な討議の後かつ決定を行なう前にその紛争問題について(3)に規定する諮問協議会の意見を求めることを要求することができ、

(3) (a) 諮問協議会は、理事会が全会一致で別段の定めをしない限り、次の者で構成される。

(i) 輸出国が指名する者二人。そのうち一人は当該紛争問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての地位及び経験を有する者とする。

(ii) 輸入国が指名する(i)と同様の資格を有する者二人

(iii) (i)及び(ii)の規定に基づいて指名される四人が一致して選定し、又は四人の意見が一致しない場合には、理事会議長が選定する議長一人

(b) この規約の締結国の国民は、諮問協議会の構成員となる資格を有する。諮問協議会の構成員に任命された者は、その個人的資格において、かつ、いかなる政府からの指示をも受けないで行動する。

(c) 諮問協議会の費用は、理事会が支弁する。

(4) 諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を考慮した後、当該紛争について決定を行なう。

(5) 輸出国又は輸入国がこの規約に基づく義務を履行しなかつたという旨の苦情は、苦情を申し立てる国の要請によつて理事会に付託され、理事会は、その問題について決定を行なう。

(6) 輸出国又は輸入国がこの規約に違反している旨の認定には、その違反の性質及び、違反がその国による第四條又は第五條の規定に基づく義務の不履行を含む場合には、その不履行の程度を明示する。

(7) 第二十條の規定に従う場合は、理事会は、輸出国又は輸入国がこの規約に違反したと認定したときは、その国がその義務を履行するまでの間その国の投票権を奪ひ、又はその国をこの規約から除名することができる。

第二十三條 世界の穀物事情についての年次検討

(1) (a) 理事会は、第一条に定めるこの規約の目的を推進するにあたり、毎年世界の穀物事情を検討するものとし、また、この検討の結果明らかになつた事実が穀物の国際貿易に及ぼす影響について加盟国に通報することにより、これらの国がその国内農業政策及び国内価格政策の決定及び運用においてこれらの影響に

留意するようにする。

(b) (a)の検討は、穀物の国内生産、在庫、消費、価格及び取引（商業的取引及び特殊取引の双方を含む）に関して入手することができ、情報を基礎として行なわれる。

(c) 各加盟国は、世界の穀物事情の年次検討に關係がある情報で、まだ直接に又は国際連合食糧農業機関を通じて理事会に提供されていらないものを、理事会に提出することができ、

(2) 理事会は、年次検討を行なうにあたり、穀物の消費を増加することができする方法を検討するものとし、また、加盟国と協力して、次のような事項の研究を行なうことができる。

(a) 諸国における穀物の消費に影響を与える要因

(b) 特に消費の増加が可能であると認められる国において消費の増加を達成する方法

(3) この条の規定の適用上、理事会は、特に重複を避けるため、国際連合食糧農業機関その他の政府間機関が行なつた事業に対して適切な考慮を払ふものとし、また、第三十五條(1)の原則的規定を害することなく、自己の活動における前記の政府間機関との協力のため、及びこの規約の締結国ではないが国際連合又はその専門機関の加盟国であつて穀物の国際貿易に実質的な利害關係を有する国の政府との協力のために望ましいと認める取極を行なうことができる。

(4) この条のいかなる規定も、加盟国が自国の国内農業政策及び国内価格政策の決定及び運用について有する完全な行動の自由を害するものではない。

第二十四條 特恵的取引に関する指針

(1) 加盟国は、穀物の特恵的取引を、生産及び国際通商貿易の通常の形態に有害な影響を与えないことを避けるような方法で行なうことを約束する。

できる商業的完済しに対する追加としてその特恵的取引が行なわれることを確保するために適当な措置を執る。この措置は、国際食糧農業機関が勧告する余剰処理の原則及び指針に適合しなればならず、また、受益国との合意の下決定された小麦の商業的輸入水準が当該受益国により世界の全地域に対する關係において維持されるようにすることを含むことができる。この輸入水準の設定又は調整にあつては、特定期間における商業的輸入水準及び当該受益国の経済事情、特にその国際收支状況が十分に考慮される。

(3) 加盟国は、特恵的取引を行なうときは、できる限り受益国との取極の締結前に、輸出加盟国でその商業的売渡しが当該特恵的取引により影響を受けるおそれのあるものと協議する。

(4) 執行委員会は、小麦の特恵的取引の進展について理事会に年次報告を提出する。

第三部 運用

第二十五條 理事会の構成

(1) 千九百四十九年の国際小麦協定によつて設立された国際小麦理事会是、この規約を運用するため、この規約に定める構成員、権限及び任務をもつて存続する。

(2) 各加盟国は、投票権を有する理事会の構成員であり、理事会の会合においては、代表一人、代表代理及び顧問によつて代表される。

(3) 理事会がその会合に招請することを決定することのある政府間機関は、投票権を有しない代表者一人をその会合に出席させることができる。

(4) 理事会は、一收穫年度の間に在任する議長一人及び副議長一人を選挙する。議長は、投票権を有しないものとし、また、副議長は、議長として行動する間は、投票権を有しないものとする。

第二十六條 理事会の権限及び任務

(1) 理事会は、その手続規則を制定する。

望ましいと認めるその他の記録を保管することができるものとする。

(3) 理事会は、年次報告を公表するものとし、また、この規約の範囲内の事項に関するその他の情報(特に年次検討若しくはその一部又はそれらの概要を含む)を公表することができる。

(4) 理事会は、この規約に定める権限及び任務のほか、この規約の規定を実施するために必要なその他の権限を有し、及び必要なその他の任務を遂行する。

(5) 理事会は、輸出国が投じた票の三分の二以上及び輸入国が投じた票の三分の二以上による議決で、そのいずれの権限又は任務の実施をも委任することができる。理事会は、いつでも、投じられた票の過半数による議決でその委任を取り消すことができる。第九条の規定に従うことを条件として、理事会がこの(5)の規定に従って委任した権限又は任務に基づいて行なわれた決定は、理事会が定める期間内に輸出国又は輸入国による要請があつたときは、理事会の検討を受ける。その決定は、前記の期間内に検討の要請がなかつたときは、すべての加盟国を拘束する。

(6) 理事会がこの規約に基づくその任務を遂行することができるようになるため、加盟国は、その目的のために必要な統計及び情報を理事会に利用させ及び提供することを約束する。

第二十七条 票数

(1) 輸出国は総体として千票を有し、輸入国は総体として千票を有する。

(2) この規約に基づいて開催される理事会の最初の会期の開始にあたり、その日までに批准書、受諾書、承認書、加入書又は暫定的適用宣言を寄託した輸出国は、それらの輸出国の票を配分するものとし、また、同様の条件を満たした輸入国は、同様の方法で輸入国の票を配分するものとする。

(3) 輸出国は他の輸出国に対し、また、輸入国は

他の輸入国に対し、理事会の又は二以上の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を行使する権限を委任することができる。この委任については、その十分な証拠を理事会に提出しなければならない。

(4) 理事会の会合において、輸入国又は輸出国が信任された代表によつて代表されず、かつ、(3)の規定に従つて他の国に自国の票を行使する権限を委任しておかなかつた場合及び理事会の会合の日になければ、輸入国がその規約の規定に基づいて投票権を失ひ、奪われ又は回復している場合には、輸出国が行使することが出来る票の数の合計は、輸入国がその会合において行使することが出来る票の数の合計と等しい数に調整され、かつ、輸出国の間でそれぞれの票数に比例して再配分される。

(5) いずれかの国が(2)にいう理事会の会合の日の後にこの規約の締結国となり又は締結国でなくなる場合には、理事会は、他の輸出国又は輸入国の票数を、各国が有している票数に比例して、又は輸出国については別に合意するところに従ひ、再配分する。

(6) いかなる加盟国も、その票数が一未満となることはない。また、票数が分数であつてはならない。

第二十八条 所在地、会期及び定数

(1) 理事会の所在地は、理事会が別段の決定をしない限り、ロンドンとする。

(2) 理事会は、各取極年度の半期ごとに少なくとも一回会合するほか、議長が決定するその他の時期に又はこの規約により別に要求されるところに従つて会合する。

(3) 議長は、(a)五国、(b)その票数の合計が総票数の十パーセント以上となる一若しくは二以上の国又は(4)執行委員会の要請があつたときは、理事会を招集しなければならない。

(4) 理事会の会合の定数を満たすには、第二十七条の規定に基づく票数の調整前における輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数を有する

る代表の出席を必要とする。

第二十九条 決定

(1) 理事会の決定は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、輸出国が投じた票の過半数及び輸入国が投じた票の過半数(それぞれ別個に計算する)による議決で行なわれる。

(2) 各加盟国は、この規約の規定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第三十条 執行委員会

(1) 理事会は、執行委員会を設立する。執行委員会の構成員は、毎年輸出国が選挙する四以内の輸出国及び毎年輸入国が選挙する八以内の輸入国とする。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとし、また、副委員長一人を任命することができる。

(2) 執行委員会は、理事会に対して責任を負ひ、その一般の指示の下に活動する。執行委員会は、この規約に基づいて明示的に与えられた権限及び任務並びに第二十六条(5)の規定に基づいて理事会から委任されるその他の権限及び任務を有する。

(3) 輸出国は、執行委員会において、輸入国と同数の合計票数を有する。執行委員会における輸出国の票数は、輸出国が定めるところに従つて輸出国の間で配分する。ただし、いずれの輸出国も、輸出国の合計票数の四十パーセントを超える票数を有してはならない。執行委員会における輸入国の票数は、輸入国が定めるところに従つて輸入国の間で配分する。ただし、いずれの輸入国も、輸入国の合計票数の四十パーセントを超える票数を有してはならない。

(4) 理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を制定するものとし、また、執行委員会における手続規則としてその他の適当と認められる定めをすることが出来る。執行委員会の決定には、同様の事項について理事会が決定する場合に關してこの規約が定めるところと同様の多数による議決を必要とする。

(5) 執行委員会に付託された問題が同委員会の構成員でない輸出国又は輸入国の利益に影響すると同委員会が認めるときはいつでも、当該輸出国又は輸入国は、その問題の討議に投票権なしで参加することができる。

第三十一条 価格検討委員会

(1) 理事会は、最大限十三の構成員からなる価格検討委員会を設立する。価格検討委員会の構成員には、欧州経済共同体並びに輸入国及び輸出国が個別に毎年選出する少なくとも五の他の輸入国及び五の他の輸出国を含む。追加の輸入国及び輸出国も、同様の方法で選出する。理事会は、価格検討委員会の委員長を任命するものとし、また、副委員長一人を任命することができる。

(2) 価格検討委員会に付託された問題が同委員会の構成員でない加盟国の利益に直接に影響すると同委員会が認めるときはいつでも、当該加盟国は、その問題の討議に参加することができる。

(3) 価格検討委員会は、この規約に基づいて明示的に与えられた権限及び任務並びに第二十六条(5)の規定に基づいて理事会から委任されるその他の権限及び任務を有する。

(4) 価格検討委員会は、合意によりその結論を出すものとする。価格検討委員会が討議する問題に直接の利害關係を有する同委員会のいずれの構成員も同委員会の結論に反対しないときは、その問題について合意が得られたものと了解する。価格検討委員会の結論に異議のある国が問題を理事会に付託する意思を宣言するときは、同委員会の結論は、反対されたものとみなす。

(5) 価格検討委員会の結論は、すべての加盟国に通報する。

(6) 価格検討委員会が合意に達しなかつたときは、理事会が招集される。価格検討委員会が提起した問題についての理事会のすべての決定は、輸出国が投じた票の三分の二以上の多数及び輸入国が投じた票の三分の二以上の多数(そ

れぞれ別個に計算する。による議決で行なわれ
(7) 価格検討委員会は、四以内の輸出国の代表者
及び四以内の輸入国の代表者からなる価格小委
員会を設立する。加盟国は、指名する代表者の
技術的資格を特に考慮する。価格小委員会の議
長は、理事会が任命する。

(8) 価格小委員会は、理事会の事務局が小麦の市
場価格を絶えず検討し、及びこの規約に基づい
て定められる最低価格及び最高価格を計算する
にあたり、同事務局を助ける。価格小委員会は
は、この規約の關係事項に従つて、また、価格
検討委員会又は理事会が同小委員会に付託する
他の問題について、価格検討委員会及び理事会
に技術的助言を与える。価格小委員会は、特
に、輸出国がいずれかの小麦を最高価格に近い
価格で輸入国の買入れに供していると認めると
きはいつでも、直ちに事務局長に通報する。価
格小委員会は、この(8)の規定に基づく任務を遂
行するにあたり、加盟国が行なう異議申立てを
考慮する。

第三十二条 事務局

(1) 理事会には、その事務職員の間である事務局
長と理事会及びその委員会の活動に必要な職員
とからなる事務局を置く。
(2) 理事会は、事務局長を任命する。事務局長
は、この規約の運用に關して事務局に属する任
務並びに理事会及びその委員会が与えるその他
の任務の遂行について責任を負う。
(3) 職員は、理事会が制定する規則に従つて、事
務局長により任命される。
(4) 事務局長及び職員は、任用については、小麦の
貿易に關し金銭上の利害關係を有せず、又は有
しなくなることを及びこの規約に基づく自己の任
務に關し、いづれの政府又は理事会外のいづれの
機關からの指示をも求めず、かつ、受けないこ
とを条件とする。

第三十三条 特権及び免除

(1) 理事会は、各加盟国の領域において、その国

の法令に適合する範囲内で、この規約に基づく
任務を遂行するために必要な法律上の能力を有
する。

(2) 理事会の所在地がある領域の政府(以下「接受
政府」という)は、理事会、その事務局長及び
職員並びに理事会が招集する会合への加盟国の
代表者の地位、特権及び免除に關する國際協定
を理事会と締結する。

(3) (2)に規定する協定は、この規約とは別個のも
のとする。もつとも、その協定は、次のいづれ
かの場合には、終了する。

(a) 接受政府と理事会との間で合意する場合
(b) 理事会の所在地が接受政府の領域から移転
する場合
(c) 理事会が存在しなくなる場合

(4) (2)に規定する協定が効力を生ずるまでの間、
接受政府は、理事会の資産、収入その他の財産
並びに理事会がその被用者(理事会の所在地が
ある領域の加盟国の国民を除く)に支払う報酬
に対する課税を免除する。

第三十四条 会計

(1) 理事会に対する代表団並びにその委員会及び
小委員会における代表者の費用は、各自の政府
が支弁する。この規約の運用に必要なその他の
費用は、輸出国及び輸入国の年次分担金から支
弁する。各取獲年度における各国の分担金の額
は、その国の票数が当該取獲年度の当初におけ
る輸出国及び輸入国の總票数中に占める割合に
比例して定める。

(2) 理事会は、この規約が効力を生じた後の最初
の会期において、千九百六十九年六月三十日に
終了する期間の予算を承認し、かつ、各輸出国
及び各輸入国が納付すべき分担金の額を定め
る。

(3) 理事会は、各取獲年度の下半期における会期
において、次の取獲年度の予算を承認し、か
つ、各輸出国及び各輸入国が当該次の取獲年度
について納付すべき分担金の額を定める。

(4) 第三十八条(2)の規定に基づいてこの規約に加

入する輸出国又は輸入国の最初の分担金の額
は、その国に配分された票数及び当該取獲年度
の残余の期間を基礎として理事会が定める。こ
の場合において、当該取獲年度における他の輸
出国及び輸入国の分担金の額は、変更しない。
(5) 分担金は、それが定められた後直ちに請求す
ることができる。分担金の額が定められた後一
年以内にこれを納付しない輸出国又は輸入国
は、分担金が納付されるまでの間投票権を失
う。この場合において、その国は、理事会が決
定する場合を除くほか、この規約に基づく義務
を免除され、又はこの規約に基づく権利を奪わ
れることはない。

(6) 理事会は、取獲年度ごとに、会計検査を了し
た前取獲年度の収支計算書を公表する。

(7) 理事会は、その解散に先立ち、その負債の整
理並びにその記録及び資産の処分のために必要
な措置を執る。

第三十五条 他の政府間機關との協力

(1) 理事会は、國際連合の適當な機關、その専門
機關その他の政府間機關との協議及び協力のた
めに望ましいすべての措置を執ることができ
る。

(2) この規約の規定が政府間の商品協定について
國際連合がみずから又はその適當な機關及び專
門機關を通じて定める要件と実質的に抵触する
と理事会が認めるときは、その抵触は、この規
約の実施を妨げる事情とみなされ、第四十一
条(3)、(4)及び(5)に定める手続の適用があるもの
とする。

第四部 最終規定

第三十六条 署名

この規約は、千九百六十七年十月十五日から同
年十一月三十日まで、ワシントンで、次のも
のによる署名のため開放しておく。

(a) アルゼンティン、オーストラリア、カナダ、
デンマーク、フィンランド、日本、ノール
ウェー、スウェーデン、スイス、連合王国及び
アメリカ合衆国の政府並びに歐洲經濟共同体及

びその構成国。ただし、この規約及び食糧援助
規約の双方に署名することを条件とする。
(b) 附表A及びBに掲げるその他の政府で希望す
るもの

第三十七条 批准、受諾又は承認

この規約は、各署名国により、各自の憲法上又
は制度上の手続に従つて批准され、受諾され又は
承認されるものとする。ただし、この規約への署
名の条件として食糧援助規約にも署名しなければ
ならない政府は、食糧援助規約をも批准し、受諾
し又は承認することを条件とする。批准書、受諾
書又は承認書は、千九百六十八年六月十七日ま
でにアメリカ合衆国政府に寄託するものとする。も
つとも、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄
託しなかつた署名国に対しては、理事会は、一回又
は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第三十八条 加入

(1) この規約は、次のものによる加入のため開放
しておく。

(a) 歐洲經濟共同体及びその構成国又は第三十
六条(a)に掲げるその他の政府。ただし、食糧
援助規約にも加入することを条件とする。

(b) 附表A及びBに掲げるその他の政府
この(1)の規定に基づく加入書は、千九百六十
八年六月十七日までに寄託するものとする。も
つとも、同日までに加入書を寄託しなかつた政
府に対しては、理事会は、一回又は二回以上の
期限の延長を認めることができる。

(2) 理事会は、輸出国が投じた票の三分の二以上
及び輸入国が投じた票の三分の二以上による議
決で、理事会が適當と認める条件により國際連
合又はその専門機關の加盟国の政府がこの規約
に加入することを承認することができる。

(3) 附表A及びBに掲げられていない政府がこの
規約の効力発生前に加入申請を行ない、かつ、
理事会がその申請を受理し、これにつきこの条
の規定に従つて措置を執ることを決定した場合
には、理事会の承認及び理事会が定める条件
は、これらの措置がこの規約の効力発生後にこ

の規約に基づいて理事会により執られたものとみなされ、この規約の下において有効とする。

(4) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することにより行なう。

(5) この規約の実施上、「附表Aに掲げる国」又は「附表Bに掲げる国」というときは、この条の規定に従つて理事会が定める条件でこの規約に加入した政府の属する国も、該当する附表に掲げられているものとみなす。

第三十九条 暫定的適用

欧州経済共同体及びその構成国並びに第三十六条(a)に掲げるその他の政府は、食糧援助規約の暫定的適用宣言を寄託することを条件として、この規約の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国に寄託することができる。その他の政府でこの規約に署名する資格を有するもの又は加入申請が理事会により承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。この宣言を寄託する政府は、暫定的にこの規約を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約の締結国とみなされる。もつとも、第三十六条(a)に掲げる政府は、食糧援助規約を暫定的に適用する期間のみにつて、この規約の暫定的締結国とみなされる。

第四十条 効力発生

(1) この規約は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府の間で次の日に効力を生ずる。

(a) 第四条から第十条までの規定以外のすべての規定については千九百六十八年六月十八日

(b) 第四条から第十条までの規定については千九百六十八年七月一日。ただし、欧州経済共同体及びその構成国並びに第三十六条(a)に掲げるその他のすべての政府が千九百六十八年六月十七日までに前記の文書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、食糧援助規約が千九百六十八年七月一日に効力を生ずることを条件とする。

(2) この規約は、千九百六十八年六月十七日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する

る政府については、その寄託の日に効力を生ずる。もつとも、このような政府については、この規約のいずれの部分も、(1)又は(3)の規定に基づいて他の政府について効力を生じていない限り、効力を生じない。

(3) この規約が(1)の規定に従つて効力を生じなかつたときは、批准書、受諾書、承認書、加入書又は暫定的適用宣言をすでに寄託した政府は、この規約のすべての規定が効力を生ずる最初の日に食糧援助規約が効力を生ずることを条件として、この規約が批准書、受諾書、承認書又は加入書をすでに寄託した政府の間で効力を生ずることを合意により定めることができ、また、事態により必要と認める他のあらゆる措置を執ることができる。

(4) 理事会は、この規約の効力発生に先だつて、いずれかの国について、その国の同意を得て、第四条(2)の規定に従い、その百分率を決定することができる。理事会は、また、この規約のいずれかの部分が効力を生じた後の最初の会期において、百分率がまだ決定されていないいずれかの加盟国について、同様にその百分率を決定する。

第四十一条 有効期間、改正及び脱退

(1) この規約は、千九百七十一年六月三十日まで効力を有する。

(2) 理事会は、適当と認める時期に、加盟国に対してこの規約の更新又は代替に関する勧告を通報する。理事会は、この規約の締結国ではないが国際連合又はその専門機関の加盟国であつて小麦の国際貿易に実質的利益関係を有する国の政府をこの(2)の規定に基づく討議に参加するよう招請することができる。

(3) 理事会は、加盟国に対してこの規約の改正を勧告することができる。

(4) 理事会は、各加盟国がアメリカ合衆国政府に対して前記の改正を受諾するかしないかを通告するための期間を定めることができる。その改正は、輸出国の票の三分の二以上を占める輸出

国の受諾及び輸入国の票の三分の二以上を占める輸入国の受諾があつた時に、効力を生ずる。

(5) 改正が効力を生ずる日までにアメリカ合衆国政府に対してその改正の受諾を通告しなかつた加盟国は、理事会がそれぞれの場合に要求する書面による脱退の通知をアメリカ合衆国政府に対して行なつた後、当該取極年度末にこの規約から脱退することができる。もつとも、脱退する国は、この規約に基づく義務で当該取極年度末までに履行しなかつたものを免除されない。脱退する国は、その脱退の原因となつた改正の規定には拘束されない。

(6) 第三十六条(a)に掲げる政府がこの規約に参加しないことによつて自国の利益が著しく害されたと認める加盟国は、千九百六十八年七月一日前にアメリカ合衆国政府に対して書面による脱退の通知を行なうことにより、この規約から脱退することができる。理事会が第三十七条又は第三十八条の規定に基づいて期限の延長を認めるときは、この(6)の規定に基づく脱退の通告は、延長が認められた期限の後十四日の期間が満了する前に提出することができる。

(7) 敵対行為の発生によつて自国の安全が危うくされると認める加盟国は、三十日前にアメリカ合衆国政府に対して書面による脱退の通知を行なうことによつてこの規約から脱退し、又はとりあえず理事会に対しこの規約の規定に基づく自国の義務の全部若しくは一部の停止を申請することができる。

(8) 五十票以上を有する輸入国がこの規約から脱退したことによつて自国の利益が著しく害されたと認める輸出国又は五十票以上を有する輸出国がこの規約から脱退したことによつて自国の利益が著しく害されたと認める輸入国は、利益を著しく害する原因であると認められる国の脱退の後十四日の期間が満了する前にアメリカ合衆国政府に対して書面による脱退の通知を行なうことにより、この規約から脱退することができる。

第四十二条 適用地域

(1) いずれの政府も、この規約の署名、批准、受諾、承認若しくは暫定的適用又はこれへの加入に際し、この規約に基づく自己の権利及び義務が自己が国際関係について責任を負う非本土地域の全部又は一部に及ばない旨を宣言することができる。

(2) この規約に基づいていづれの政府の権利及び義務も、(1)の規定に従つて宣言が行なわれた領域を除くほか、当該政府が国際関係について責任を負うすべての非本土地域に及ぶ。

(3) いずれの政府も、この規約の批准、受諾、承認若しくは暫定的適用又はこれへの加入の後いづれ、この規約に基づく自己の権利及び義務が(1)の規定に従つて自己のした宣言に係る非本土地域の全部又は一部に及ぶ旨を宣言することができる。

(4) いずれの政府も、アメリカ合衆国政府に対して脱退の通告を行なうことにより、自己が国際関係について責任を負う非本土地域の全部又は一部について、この規約から脱退することができる。

(5) この条の規定に従つて行なわれるこの規約の適用上の変更は、その事情により適當である場合には、第十五条の規定に基づく基準数量の決定上及び第二十七条の規定に基づく票数の再配分上、この規約の参加国の数の変更とみなされる。

第四十三条 寄託機関が行なう通報

アメリカ合衆国政府は、寄託機関として、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用、これへの加入、第四十一条の規定に基づき受領した通告及び通知並びに第四十二条の規定に基づき受領した宣言及び通告をすべての署名国政府及び加入国政府に通報する。

第四十四条 前文と規約との関係
この規約には、千九百六十七年の国際穀物協定

の前文を含むものとする。

以上の証拠として、下名は、このため各目の政府から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの規約に署名した。

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの規約の本文は、ひとしく正文とする。その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託される。同政府は、各署名国政府及び各加入国政府に対してその認証贈本を送付するものとする。

附表A

アルゼンティン
オーストラリア
カナダ
欧州経済共同体
ギリシャ
メキシコ
スペイン
スウェーデン
ソヴィエト社会主義共和国連邦
アメリカ合衆国

附表B

アフガニスタン
アルジェリア
オーストリア
バルバドス
ボリヴィア
ブラジル
ブルガリア
セイロン
チリ
コロンビア
コスタ・リカ
キューバ
チェコスロヴァキア
デンマーク
ドミニカ共和国

エクアドル
エル・サルヴァドル
欧州経済共同体
フィンランド
ガーナ

グアテマラ

ハイチ

アイスランド

インド

インドネシア

イラン

アイルランド

イスラエル

日本国

オランダ王国（オランダ領アンティル及びスリナムについて）

大韓民国

レバノン

リビア

マレーシア

ニュー・ジラランド

ナイジェリア

ノールウェー

パキスタン

パナマ

ペルー

フィリピン

ポーランド

ポルトガル

ルーマニア

サン・マリノ共和国

サウディ・アラビア

シエラ・レオネ

南アフリカ

南ローデシア

スイス

シリア・アラブ共和国

トリニダード・トバゴ

テニジア

トルコ
アラブ連合共和国
連合王国

ウルグアイ

ヴァチカン市国

ヴェネズエラ

ヴィエトナム共和国

西サモア

ユーゴスラヴィア

アフガニスタンのために

アルジェリアのために

アルゼンティンのために

A・C・アルソガライ

千九百六十七年十一月二十九日

オーストラリアのために

キース・ウオーラー

千九百六十七年十月二十七日

オーストリアのために

バルバドスのために

ボリヴィアのために

ブラジルのために

ブルガリアのために

カナダのために

A・エドガー・リッチー

千九百六十七年十一月二日

セイロンのために

チリのために

コロンビアのために

コスタ・リカのために

キューバのために

チェコスロヴァキアのために

デンマークのために

フレミング・アゲループ

批准を条件として

千九百六十七年十一月二十四日

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために

エル・サルヴァドルのために

欧州経済共同体のために

L・G・ラボー

千九百六十七年十一月二十八日

ベルギー

男爵 シェイヴァン

千九百六十七年十一月十七日

フランス

シャルル・リュッセ

千九百六十七年十一月二十七日

ドイツ連邦共和国

K・H・クナッブシュタイン

千九百六十七年十一月十七日

イタリア

エジディオ・オルトーナ

千九百六十七年十一月二十日

ルクセンブルグ

M・シュタインメッツ

千九百六十七年十一月十六日

オランダ王国

C・スヒエールマン

批准を条件として

千九百六十七年十一月十六日

フィンランドのために

フィンランドは、自国の伝統的な貿易形態に従つて穀物の輸入を継続する完全な自由を保持する。よつて、フィンランドは、小麦貿易規約第四条(2)及び(4)に定める義務に關して留保する。

ベッカ・マリネン

千九百六十七年十一月二十七日
ガーナのために

ギリシャのために

クリスチャン・クサトボロス・パルマス

批准を条件として

千九百六十七年十一月二十九日
グアテマラのために

ハイティのために

アイスランドのために

インドのために

ブラジ・クマール・ネルー

千九百六十七年十一月三十日
インドネシアのために

イランのために

アイルランドのために

ウィリアム・P・フエイ

千九百六十七年十一月二十九日
批准を条件として

イスラエルのために

S・シットン

千九百六十七年十一月二十九日
批准を条件として

日本国のために

下田武三

千九百六十七年十一月九日
大韓民国のために

金東祚

千九百六十七年十一月三十日
レバノンのために

批准を条件として

I・アハダブ

千九百六十七年十一月三十日
リビアのために

マレイシアのために

メキシコのために

ウゴ・B・マルガイン

千九百六十七年十一月二十九日
オランダ王国のために(オランダ領アンティール及びスリナムについて)

ニュー・ジブランドのために

ナイジェリアのために

ノールウェー王国のために

アルネ・グネング

批准を条件として

千九百六十七年十一月二十九日
パキスタンのために

アフターブ・アーマッド・カーン

千九百六十七年十一月二十八日
パナマのために

ペルーのために

フィリピン共和国のために

ポーランドのために

ポルトガルのために

ヴァスコ・ヴィエイラ・ガリン

批准を条件として

ルーマニアのために

サン・マリノ共和国のために

サウディ・アラビアのために

イブラヒム・アル・ソワール

千九百六十七年十一月三十日
シエラ・レオネのために

南アフリカ共和国のために

H・L・T・タスウエル

千九百六十七年十一月二十八日
南ローデシアのために

スペインのために

メリー・デル・バル

千九百六十七年十一月二十八日
スウェーデンのために

フーベルト・ド・ベッジュ

千九百六十七年十一月二十二日
議会の承認を条件として

スイスのために

F・シュニダー

千九百六十七年十一月二十八日
批准を条件として

シリア・アラブ共和国のために

トリニダード・トバゴのために

テュニジアのために

S・アブデッラー

千九百六十七年十月二十四日
トルコのために

王国のために

パトリック・ディーン

千九百六十七年十一月二十八日

本使は、この規約に署名するにあたり、第四十二条(1)の規定に従い、本使の署名がグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国のみに關するものであること並びにこの規約に基づく連合王国政府の権利及び義務が同政府が国際關係について責任を負ういづれの非本土地域にも及ばないことを宣言する。

アメリカ合衆国のために

ジョン・A・シュニツカー

千九百六十七年十一月八日
ウルグアイのために

ヴァチカン市国のために

ルイジ・ライモンド

千九百六十七年十一月十三日
ヴェネズエラのために

ヴィエトナム共和国のために

西サモアのために

ユーゴスラヴィアのために

食糧援助規約

第一条 目的

この規約の目的は、開発途上にある国の利益のため、拠出により、食糧援助計画を遂行することにある。

第二条 国際食糧援助

(1) この規約の締約国は、開発途上にある国に対する援助として、小麦、粗粒穀物又はこれらに代わる現金を一年につき穀物で四百五十万メートル・トンまで拠出することを合意する。この計画の対象となる穀物は、人間の消費に適した

ものであり、かつ、受け入れられる銘柄及び品質のものでなければならぬ。

(2) この規約の締結国の最少輸出量は、次のとおり定める。

	百分率	単位千メートル
アメリカ合衆国	四二・〇	一、八九〇
カナダ	一一・〇	四九五
オーストラリア	五・〇	二二五
アルゼンティン	〇・五	二二
欧州経済共同体	二二・〇	一、〇三五
連合王国	五・〇	二二五
スイス	〇・七	三二
スウェーデン	一・二	五四
デンマーク	〇・六	二七
ノルウェー	〇・三	一四
フィンランド	〇・三	一四
日本国	五・〇	二二五

(3) 食糧援助計画への輸出の全部又は一部を現金の形で行なう国の輸出額は、当該国について定められた数量（又は穀物で輸出しない部分の数量）を一ブッシェルあたり一・七三合衆国ドルで換算して算出する。

(4) 穀物の形態による食糧援助は、次の方法で供与されるものとする。

(a) 輸入国の通貨による売渡し。その通貨は、移転することができず、かつ、輸出国が使用する他の通貨又は貨物及び役務に交換することができない。（注）

(注) 例外的な場合には、十パーセントをこえない例外が認められる。

(b) 穀物の贈与又は輸入国のための穀物の買入れにあつては、参加国から行なわれるものとす。贈与された資金の使用にあつては、開発途上にある締結国の穀物の輸出の促進に対して特別の考慮が払われるものとする。このた

め、食糧援助にあつては穀物を買入れ入れるための現金による輸出額のうち二十五パーセント以上の金額又は二十万メートル・トンの穀物を買入れ入れるために必要な部分が、開発途上にある国で生産された穀物を買入れ入れるために優先的に使用されるものとする。輸出国は、穀物の形態による輸出をF.O.B.により行なうものとする。

(5) この規約の締結国は、食糧援助計画のための自国の輸出に關して、一又は二以上の受益国を指定することができる。

第三条 食糧援助委員会

(1) 第六条に掲げる国及びこの規約に加入するその他の国で構成する食糧援助委員会が設立される。同委員会は、議長一人及び副議長一人を任命する。

(2) 食糧援助委員会は、適当な場合には、他の国際機関でその加盟国が国際連合又はその専門機関の加盟国である政府に限定されているものの事務局の代表者をオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

(3) 食糧援助委員会は、次のことを行なう。

(a) この規約に基づいて輸出国が行なう食糧援助のための輸出の数量、内容、方法及び条件に關する定期報告を輸出国から受領すること。

(b) 開発途上にある参加国からの穀物の買入れに關する第二条(4)後段に規定する義務を特に考慮に入れて、現金輸出による資金で行なわれる買入れを常に検討すること。

(4) 食糧援助委員会は、また、次のことを行なう。

(a) 食糧援助計画の下で負つた義務が履行された方法を検討すること。

(b) この規約に基づく食糧援助措置の実施に關する情報、特に、入手することができるときは、受益国における食糧生産に及ぼす影響に關する情報を定期的に交換すること。

食糧援助委員会は、必要な場合には、報告を行なう。

(5) 食糧援助委員会は、特に、緊急な事態の処理について、意見の交換を行なうための措置をい

つても執ることができ。

(6) 食糧援助委員会は、(4)及び(5)の規定の適用上、受益国から情報を受領し、及びそれらの国と協議することができる。

第四条 運用規定

第三条の規定に従つて設立される食糧援助委員会は、必要な事務的任務（資料及び報告の作成及び配布を含む）の遂行のため、国際小麦理事会の事務局の役務を利用する。

第五条 不履行及び紛争

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又はこの規約に基づく義務の不履行がある場合には、食糧援助委員会は、会合して適当な措置を執る。

第六条 署名

この規約は、千九百六十七年十月十五日から同年十一月三十日までの間、ワシントンで、アルゼンティン、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、日本国、ノルウェー、スウェーデン、スイス、連合王国及びアメリカ合衆国の政府並びに欧州経済共同体及びその構成国による署名のため開放しておく。ただし、その署名は、この規約及び小麦貿易規約の双方への署名を条件とする。

第七条 批准、受諾又は承認

この規約は、各署名国により、各自の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されるものとする。ただし、各署名国が小麦貿易規約をも批准し、受諾し又は承認することを条件とする。批准書、受諾書又は承認書は、千九百六十八年七月一日までにアメリカ合衆国政府に寄託するものとする。もつとも、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名国に對しては、食糧援助委員会は、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第八条 加入

(1) この規約は、欧州経済共同体及びその構成国その他第六条に掲げる国の政府による加入のため開放しておく。ただし、その加入は、小麦貿易規約への加入を条件とする。この(1)の規定に

基づく加入書は、千九百六十八年七月一日までに寄託するものとする。もつとも、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に對しては、食糧援助委員会は、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(2) 食糧援助委員会は、同委員会が適当と認める条件により国際連合又はその専門機関の加盟国の政府がこの規約に加入することを承認することができる。

(3) 第六条に掲げられていないいずれかの政府がこの規約の効力発生前に加入申請を行なう場合には、この規約の署名国は、適当と認める条件によりその加入を承認することができる。この承認及び条件は、これらの措置がこの規約の効力発生後に食糧援助委員会により執られたものとみなされ、この規約の下において有効とする。

(4) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することにより行なう。

第九条 暫定的適用

欧州経済共同体及びその構成国その他第六条に掲げる国の政府は、小麦貿易規約の暫定的適用宣言を寄託することを条件として、この規約の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国に寄託することができる。その他の政府で加入申請が承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。この宣言を寄託する政府は、暫定的にこの規約を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約の締結国とみなされる。

第十条 効力発生

(1) この規約は、千九百六十八年七月一日に、同日までに批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府の間に効力を生ずる。ただし、欧州経済共同体及びその構成国その他第六条に掲げる国のすべての政府が同日までに前記の文書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、小麦貿易規約のすべての規定が効力を生じていることを条件とする。この規約は、その効力発生後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する他の政府については、その寄託の日効力

を生ずる。

(2) この規約が千九百六十八年七月一日に効力を生じなかつたときは、同日までに批准書、受諾書、承認書、加入書又は暫定的適用宣言を寄託した政府は、小麦貿易規約のすべての規定が効力を生じていることを条件として、この規約が批准書、受諾書、承認書又は加入書をすでに寄託した政府の間で効力を生ずることを合意により定めることができ、また、事態により必要と認める他のあらゆる措置を執ることができる。

第十一条 有効期間

この規約は、三年間効力を有する。

第十二条 寄託機関が行なう通報

アメリカ合衆国政府は、寄託機関として、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用並びにこれへの加入をすべての署名国政府及び加入国政府に通報する。

第十三条 前文と規約との関係

この規約には、千九百六十七年の国際穀物協定の前文を含むものとする。

以上の証拠として、下名は、このため各自の政府から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの規約に署名した。

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの規約の本文は、ひとしく正文とする。その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託される。同政府は、各署名国政府及び各加入国政府に対してその認証膳本を送付するものとする。

アルゼンティンのために

A・C・アルソガライ

千九百六十七年十一月二十九日

オーストラリアのために

キース・ウォーラー

千九百六十七年十月二十七日

カナダのために

A・エドガー・リッチー

昭和四十三年三月二十七日印刷

千九百六十七年十一月二日
デンマークのために
フレミング・アゲループ

批准を条件として

千九百六十七年十一月二十四日

欧州経済共同体のために

L・G・ラボ

千九百六十七年十一月二十八日

ベルギー

男爵 シュエイヴァン

千九百六十七年十一月十七日

フランス

シャルル・リュッセ

千九百六十七年十一月二十七日

ドイツ連邦共和国

K・H・クナツプシュタイン

千九百六十七年十一月十七日

イタリア

エジディオ・オルトーナ

千九百六十七年十二月二十日

ルクセンブルグ

M・シュタインメツ

千九百六十七年十一月十六日

オランダ王国

C・スヒールマン

批准を条件として

千九百六十七年十一月十六日

フィンランドのために

ペッカ・マリネン

千九百六十七年十一月二十七日

日本国のために

日本国政府は、第二条の規定の受諾を留保する。

下田武三

千九百六十七年十一月九日

ノールウェー王国のために

アルネ・グネング

批准を条件として

千九百六十七年十一月二十九日

昭和四十三年三月二十八日発行

スウェーデンのために

フリーベルト・ドベッシュ

千九百六十七年十一月二十二日

議会の承認を条件として

スイスのために

F・シュニダー

千九百六十七年十一月二十八日

批准を条件として

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

パトリック・デイーン

千九百六十七年十一月二十八日

アメリカ合衆国のために

ジョン・A・シュニツカー

千九百六十七年十一月八日

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局